

第 5 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (1 2 月 2 日) (火 曜 日)

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
宮路市長報告	9
日程第 5 認定第 1 号平成 2 5 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員 長報告)	1 0
日程第 6 認定第 2 号平成 2 5 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (決 算審査特別委員長報告)	1 0
日程第 7 認定第 3 号平成 2 5 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	1 0
日程第 8 認定第 4 号平成 2 5 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	1 0
日程第 9 認定第 5 号平成 2 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について (決 算審査特別委員長報告)	1 0
日程第 1 0 認定第 6 号平成 2 5 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	1 0
日程第 1 1 認定第 7 号平成 2 5 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	1 0
日程第 1 2 認定第 8 号平成 2 5 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	1 0
日程第 1 3 認定第 9 号平成 2 5 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	1 0
日程第 1 4 認定第 1 0 号平成 2 5 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (決 算審査特別委員長報告)	1 0
日程第 1 5 認定第 1 1 号平成 2 5 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい て (決算審査特別委員長報告)	1 0

日程第16	認定第12号平成25年度日置市水道事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告）	10
	坂口決算審査特別委員長報告	10
	山口初美さん	16
	坂口決算審査特別委員長	17
	山口初美さん	17
	留盛浩一郎君	17
	山口初美さん	18
	留盛浩一郎君	19
休	憩	19
	山口初美さん	21
	留盛浩一郎君	21
	山口初美さん	22
	留盛浩一郎君	22
日程第17	承認第7号専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて	23
日程第18	承認第8号専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第6号））につき承認を求めることについて	23
	宮路市長提案理由説明	24
日程第19	議案第64号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について	25
	宮路市長提案理由説明	25
	福元総務企画部長	25
日程第20	議案第65号日置市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	26
	宮路市長提案理由説明	26
	福元総務企画部長	26
日程第21	議案第66号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	27
日程第22	議案第67号日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について	27
	宮路市長提案理由説明	27

吉丸市民福祉部長	27
日程第23 議案第68号日置市情報公開条例及び日置市個人情報保護条例の一部改正について	29
日程第24 議案第69号日置市地域審議会条例の一部改正について	29
宮路市長提案理由説明	29
福元総務企画部長	29
日程第25 議案第70号日置市地区公民館条例の一部改正について	30
宮路市長提案理由説明	30
福元総務企画部長	30
休 憩	32
日程第26 議案第71号日置市国民健康保険条例の一部改正について	32
日程第27 議案第72号日置市介護保険条例の一部改正について	32
宮路市長提案理由説明	32
吉丸市民福祉部長	32
日程第28 議案第73号市道の路線の認定及び変更について	33
日程第29 議案第74号日置市都市公園条例の一部改正について	33
宮路市長提案理由説明	34
瀬川産業建設部長	34
日程第30 議案第75号平成26年度日置市一般会計補正予算（第7号）	34
日程第31 議案第76号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	34
日程第32 議案第77号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	35
日程第33 議案第78号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）	35
日程第34 議案第79号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）	35
日程第35 議案第80号平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）	35
日程第36 議案第81号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	35
日程第37 議案第82号平成26年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）	35
宮路市長提案理由説明	35
田畑純二君	38
東福祉課長	38
花木千鶴さん	39
東福祉課長	39
成田 浩君	39

有村市民生活課長	4 0
成田 浩君	4 0
有村市民生活課長	4 0
花木千鶴さん	4 0
福山介護保険課長	4 1
日程第 3 8 請願第 2 号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書（文教厚生 生常任委員長報告）	4 2
出水文教厚生常任委員長	4 2
日程第 3 9 意見書案第 6 号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書	4 3
日程第 4 0 陳情第 8 号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書	4 4
日程第 4 1 陳情第 9 号川内原発再稼働に「反対」の声をあげてください。（陳情）	4 4
日程第 4 2 陳情第 1 0 号受動喫煙の防止措置について	4 4
日程第 4 3 発議第 2 号日置市議会委員会条例の一部改正について	4 4
門松議会運営委員長提案理由説明	4 4
日程第 4 4 議会改革特別委員会付議事件の追加付託について	4 5
散 会	4 5

第 2 号（1 2 月 1 1 日）（木曜日）

開 議	5 0
日程第 1 一般質問	5 0
出水賢太郎君	5 0
宮路市長	5 1
出水賢太郎君	5 2
宮路市長	5 2
出水賢太郎君	5 2
宮路市長	5 3
出水賢太郎君	5 3
宮路市長	5 3
出水賢太郎君	5 3
宮路市長	5 4
出水賢太郎君	5 5
宮路市長	5 5

出水賢太郎君	5 5
宮路市長	5 6
出水賢太郎君	5 6
堂下地域づくり課長	5 6
出水賢太郎君	5 7
宮路市長	5 7
出水賢太郎君	5 8
宮路市長	5 8
出水賢太郎君	5 8
宮路市長	5 9
出水賢太郎君	5 9
堂下地域づくり課長	6 0
出水賢太郎君	6 0
宮路市長	6 1
出水賢太郎君	6 1
宮路市長	6 1
出水賢太郎君	6 1
宮路市長	6 2
出水賢太郎君	6 2
宮路市長	6 3
休 憩	6 3
山口初美さん	6 3
宮路市長	6 4
田代教育長	6 5
山口初美さん	6 5
宮路市長	6 5
山口初美さん	6 5
宮路市長	6 5
山口初美さん	6 6
宮路市長	6 6
山口初美さん	6 6
宮路市長	6 6

山口初美さん	67
宮路市長	67
山口初美さん	67
宮路市長	67
山口初美さん	67
宮路市長	67
山口初美さん	67
宮路市長	67
山口初美さん	68
宮路市長	68
山口初美さん	68
平田健康保険課長	68
山口初美さん	68
前田税務課長兼特別滞納整理課長	68
山口初美さん	69
前田税務課長兼特別滞納整理課長	69
山口初美さん	69
宮路市長	69
山口初美さん	69
宮路市長	70
山口初美さん	70
宮路市長	70
山口初美さん	70
田代教育長	70
山口初美さん	71
田代教育長	71
山口初美さん	71
田代教育長	71
山口初美さん	72
宇田教育総務課長	72
山口初美さん	72
田代教育長	72

	山口初美さん	7 2
	田代教育長	7 2
	山口初美さん	7 2
	宮路市長	7 3
	山口初美さん	7 3
	宮路市長	7 3
休	憩	7 3
	池満 渉君	7 3
	宮路市長	7 4
	池満 渉君	7 5
	宮路市長	7 6
	池満 渉君	7 6
	宮路市長	7 7
	池満 渉君	7 7
	宮路市長	7 7
	池満 渉君	7 7
	宮路市長	7 8
	上園哲生君	7 9
	宮路市長	8 0
	田代教育長	8 1
	上園哲生君	8 1
	宮路市長	8 1
	上園哲生君	8 1
	宮路市長	8 2
	上園哲生君	8 2
	宮路市長	8 2
	上園哲生君	8 3
	宮路市長	8 3
	上園哲生君	8 4
	宮路市長	8 4
	上園哲生君	8 4
	宮路市長	8 5

上園哲生君	8 5
宮路市長	8 5
上園哲生君	8 5
田代教育長	8 6
散 会	8 6

第3号（12月12日）（金曜日）

開 議	9 0
日程第1 一般質問	9 0
大園貴文君	9 0
宮路市長	9 1
大園貴文君	9 2
宮路市長	9 2
大園貴文君	9 3
宮路市長	9 3
大園貴文君	9 3
宮路市長	9 3
大園貴文君	9 3
宮路市長	9 4
大園貴文君	9 4
宮路市長	9 5
大園貴文君	9 5
宮路市長	9 5
大園貴文君	9 5
坂口洋之君	9 6
宮路市長	9 6
田代教育長	9 7
坂口洋之君	9 7
田代教育長	9 8
坂口洋之君	9 8
田代教育長	9 8
坂口洋之君	9 9

	田代教育長	9 9
	坂口洋之君	9 9
	田代教育長	9 9
	坂口洋之君	9 9
	田代教育長	1 0 0
	坂口洋之君	1 0 0
	田代教育長	1 0 0
休	憩	1 0 1
	坂口洋之君	1 0 1
	田代教育長	1 0 1
	坂口洋之君	1 0 1
	田代教育長	1 0 1
	坂口洋之君	1 0 2
	田代教育長	1 0 2
	坂口洋之君	1 0 2
	田代教育長	1 0 2
	坂口洋之君	1 0 2
	田代教育長	1 0 2
	坂口洋之君	1 0 2
	田代教育長	1 0 2
	坂口洋之君	1 0 3
	宮路市長	1 0 3
	坂口洋之君	1 0 3
	宮路市長	1 0 3
	坂口洋之君	1 0 3
	宮路市長	1 0 4
	坂口洋之君	1 0 4
	宮路市長	1 0 4
	坂口洋之君	1 0 4
	宮路市長	1 0 4
	坂口洋之君	1 0 4
	宮路市長	1 0 4
	坂口洋之君	1 0 4
	宮路市長	1 0 5

坂口洋之君	1 0 5
宮路市長	1 0 5
坂口洋之君	1 0 5
野崎総務課長	1 0 6
坂口洋之君	1 0 6
野崎総務課長	1 0 6
坂口洋之君	1 0 6
宮路市長	1 0 6
坂口洋之君	1 0 6
野崎総務課長	1 0 6
坂口洋之君	1 0 7
宮路市長	1 0 7
坂口洋之君	1 0 7
宮路市長	1 0 7
坂口洋之君	1 0 7
宮路市長	1 0 7
坂口洋之君	1 0 7
田代教育長	1 0 7
松尾公裕君	1 0 8
宮路市長	1 0 9
休 憩	1 1 0
松尾公裕君	1 1 0
久保農林水産課長	1 1 0
松尾公裕君	1 1 0
久保農林水産課長	1 1 1
松尾公裕君	1 1 1
久保農林水産課長	1 1 1
松尾公裕君	1 1 1
宮路市長	1 1 1
松尾公裕君	1 1 1
宮路市長	1 1 2
松尾公裕君	1 1 2

宮路市長	1 1 2
松尾公裕君	1 1 2
宮路市長	1 1 3
松尾公裕君	1 1 3
宮路市長	1 1 3
松尾公裕君	1 1 3
宮路市長	1 1 3
松尾公裕君	1 1 4
宮路市長	1 1 4
松尾公裕君	1 1 4
宮路市長	1 1 5
松尾公裕君	1 1 5
宮路市長	1 1 5
松尾公裕君	1 1 6
桃北建設課長	1 1 6
松尾公裕君	1 1 6
散 会	1 1 6

第4号（12月15日）（月曜日）

開 議	1 2 0
日程第1 一般質問	1 2 0
黒田澄子さん	1 2 0
宮路市長	1 2 1
田代教育長	1 2 2
黒田澄子さん	1 2 3
田代教育長	1 2 3
黒田澄子さん	1 2 3
田代教育長	1 2 3
黒田澄子さん	1 2 3
宮路市長	1 2 3
黒田澄子さん	1 2 4
宮路市長	1 2 4

黒田澄子さん	1 2 4
平田健康保険課長	1 2 5
黒田澄子さん	1 2 5
東福祉課長	1 2 5
黒田澄子さん	1 2 5
東福祉課長	1 2 6
黒田澄子さん	1 2 6
大園企画課長	1 2 7
黒田澄子さん	1 2 7
大園企画課長	1 2 8
黒田澄子さん	1 2 8
堂下地域づくり課長	1 2 8
黒田澄子さん	1 2 8
堂下地域づくり課長	1 2 9
黒田澄子さん	1 2 9
堂下地域づくり課長	1 2 9
黒田澄子さん	1 3 0
堂下地域づくり課長	1 3 0
黒田澄子さん	1 3 0
福山介護保険課長	1 3 0
黒田澄子さん	1 3 1
堂下地域づくり課長	1 3 1
黒田澄子さん	1 3 1
堂下地域づくり課長	1 3 1
黒田澄子さん	1 3 2
堂下地域づくり課長	1 3 2
休 憩	1 3 2
田畑純二君	1 3 2
宮路市長	1 3 5
田畑純二君	1 3 8
宮路市長	1 3 8
田畑純二君	1 3 8

宮路市長	1 3 8
田畑純二君	1 3 8
宮路市長	1 3 8
田畑純二君	1 3 8
宮路市長	1 3 9
田畑純二君	1 3 9
宮路市長	1 3 9
田畑純二君	1 3 9
宮路市長	1 3 9
田畑純二君	1 3 9
宮路市長	1 4 0
田畑純二君	1 4 0
宮路市長	1 4 0
田畑純二君	1 4 0
宮路市長	1 4 0
田畑純二君	1 4 0
宮路市長	1 4 0
田畑純二君	1 4 0
宮路市長	1 4 0
田畑純二君	1 4 1
宮路市長	1 4 1
田畑純二君	1 4 1
宮路市長	1 4 1
田畑純二君	1 4 1
宮路市長	1 4 1
田畑純二君	1 4 1
宮路市長	1 4 1
花木千鶴さん	1 4 2
宮路市長	1 4 2
田代教育長	1 4 3
休 憩	1 4 4
花木千鶴さん	1 4 4
有村市民生活課長	1 4 4
花木千鶴さん	1 4 4
有村市民生活課長	1 4 5
花木千鶴さん	1 4 5

平田健康保険課長	1 4 5
花木千鶴さん	1 4 5
平田健康保険課長	1 4 6
花木千鶴さん	1 4 6
平田健康保険課長	1 4 6
花木千鶴さん	1 4 7
東福祉課長	1 4 7
花木千鶴さん	1 4 7
片平学校教育課長	1 4 8
花木千鶴さん	1 4 8
田代教育長	1 4 8
花木千鶴さん	1 4 9
片平学校教育課長	1 5 0
花木千鶴さん	1 5 0
片平学校教育課長	1 5 0
花木千鶴さん	1 5 0
田代教育長	1 5 1
花木千鶴さん	1 5 2
田代教育長	1 5 3
花木千鶴さん	1 5 3
田代教育長	1 5 3
花木千鶴さん	1 5 3
田代教育長	1 5 4
花木千鶴さん	1 5 4
田代教育長	1 5 4
散 会	1 5 4

第5号（12月24日）（水曜日）

開 議	1 5 9
日程第1 議案第65号日置市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について（総務企画 常任委員長報告）	1 5 9
日程第2 議案第70号日置市地区公民館条例の一部改正について（総務企画常任委員長報	

告)	1 5 9
中島総務企画常任委員長報告	1 5 9
日程第3 議案第66号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について(文教厚生常任委員長報告)	1 6 1
日程第4 議案第67号日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について(文教厚生常任委員長報告)	1 6 1
日程第5 議案第71号日置市国民健康保険条例の一部改正について(文教厚生常任委員長報告)	1 6 1
出水文教厚生常任委員長報告	1 6 1
日程第6 議案第73号市道の路線の認定及び変更について(産業建設常任委員長報告)	1 6 3
日程第7 議案第74号日置市都市公園条例の一部改正について(産業建設常任委員長報告)	1 6 3
大園産業建設常任委員長報告	1 6 3
日程第8 議案第75号平成26年度日置市一般会計補正予算(第7号)(各常任委員長報告)	1 6 5
中島総務企画常任委員長報告	1 6 5
出水文教厚生常任委員長報告	1 6 7
大園産業建設常任委員長報告	1 6 9
休 憩	1 7 1
日程第9 議案第76号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(文教厚生常任委員長報告)	1 7 1
日程第10 議案第80号平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算(第3号)(文教厚生常任委員長)	1 7 1
日程第11 議案第81号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(文教厚生常任委員長報告)	1 7 1
出水文教厚生常任委員長報告	1 7 2
日程第12 議案第77号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)(産業建設常任委員長報告)	1 7 4
日程第13 議案第82号平成26年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)(産業建設常任委員長報告)	1 7 4
大園産業建設常任委員長報告	1 7 4

日程第14	議案第78号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第3号)(総務企画常任委員長報告)	176
日程第15	議案第79号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第3号)(総務企画常任委員長報告)	176
	中島総務企画常任委員長報告	176
日程第16	陳情第8号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書(文教厚生常任委員長報告)	177
	出水文教厚生常任委員長報告	177
日程第17	陳情第10号受動喫煙の防止措置について(文教厚生常任委員長報告)	179
	出水文教厚生常任委員長報告	179
日程第18	意見書案第7号「手話言語法」制定を求める意見書	180
	出水文教厚生常任委員長報告	180
日程第19	議案第83号損害賠償額を定め和解することについて	180
	宮路市長提案理由説明	181
	吉丸市民福祉部長	181
日程第20	議案第84号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について	182
日程第21	議案第85号日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正について	182
	宮路市長提案理由説明	182
	福元総務企画部長	182
	山口初美さん	184
日程第22	議案第86号平成26年度日置市一般会計補正予算(第8号)	184
日程第23	議案第87号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	185
	宮路市長提案理由説明	185
日程第24	閉会中の継続審査の申し出について	186
日程第25	閉会中の継続調査の申し出について	186
日程第26	議員派遣の件について	186
日程第27	所管事務調査結果報告について	186
日程第28	行政視察結果報告について	186
閉会		187
	宮路市長	187

平成26年第5回（12月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
12月 2日	火	本 会 議	決算報告、予算・他議案上程、質疑、表決、委員会付託
12月 3日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
12月 4日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
12月 5日	金	委 員 会	予備日
12月 6日	土	休 会	
12月 7日	日	休 会	
12月 8日	月	委 員 会	予備日
12月 9日	火	委 員 会	予備日
12月10日	水	委 員 会	予備日
12月11日	木	本 会 議	一般質問
12月12日	金	本 会 議	一般質問
12月13日	土	休 会	
12月14日	日	休 会	
12月15日	月	本 会 議	一般質問
12月16日	火	休 会	
12月17日	水	休 会	
12月18日	木	休 会	議会運営委員会（午後1時30～）
12月19日	金	休 会	
12月20日	土	休 会	
12月21日	日	休 会	
12月22日	月	休 会	
12月23日	火	休 会	（天皇誕生日）
12月24日	水	本 会 議	付託事件等審査結果報告、質疑、表決

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
認定第 1号	平成25年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第	2号	平成25年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	3号	平成25年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	4号	平成25年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	5号	平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	6号	平成25年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	7号	平成25年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	8号	平成25年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	9号	平成25年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	10号	平成25年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	11号	平成25年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第	12号	平成25年度日置市水道事業会計決算認定について
承認第	7号	専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求め ることについて
承認第	8号	専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第6号））につき承認を求め ることについて
議案第	64号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共 同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更について
議案第	65号	日置市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
議案第	66号	日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係 る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につい て
議案第	67号	日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
議案第	68号	日置市情報公開条例及び日置市個人情報保護条例の一部改正について
議案第	69号	日置市地域審議会条例の一部改正について
議案第	70号	日置市地区公民館条例の一部改正について
議案第	71号	日置市国民健康保険条例の一部改正について
議案第	72号	日置市介護保険条例の一部改正について
議案第	73号	市道の路線の認定及び変更について
議案第	74号	日置市都市公園条例の一部改正について
議案第	75号	平成26年度日置市一般会計補正予算（第7号）
議案第	76号	平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第	77号	平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 78号	平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第3号)
議案第 79号	平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第3号)
議案第 80号	平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算(第3号)
議案第 81号	平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
議案第 82号	平成26年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第 83号	損害賠償額を定め和解することについて
議案第 84号	日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第 85号	日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正について
議案第 86号	平成26年度日置市一般会計補正予算(第8号)
議案第 87号	平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
請願第 2号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書
意見書案第6号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
意見書案第7号	「手話言語法」制定を求める意見書
陳情第 8号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書
陳情第 9号	川内原発再稼動に「反対」の声をあげてください。(陳情)
陳情第 10号	受動喫煙の防止措置について
発議第 2号	日置市議会委員会条例の一部改正について

第 1 号 (1 2 月 2 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長報告：監査結果等）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	認定第 1号 平成25年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 6	認定第 2号 平成25年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 7	認定第 3号 平成25年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 8	認定第 4号 平成25年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 9	認定第 5号 平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第10	認定第 6号 平成25年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第11	認定第 7号 平成25年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第12	認定第 8号 平成25年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第13	認定第 9号 平成25年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第14	認定第 10号 平成25年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第15	認定第 11号 平成25年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第16	認定第 12号 平成25年度日置市水道事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第17	承認第 7号 専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて

- 日程第18 承認第 8号 専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第6号））につき承認を
求めることについて
- 日程第19 議案第 64号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合
の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について
- 日程第20 議案第 65号 日置市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第 66号 日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制
定について
- 日程第22 議案第 67号 日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第 68号 日置市情報公開条例及び日置市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第24 議案第 69号 日置市地域審議会条例の一部改正について
- 日程第25 議案第 70号 日置市地区公民館条例の一部改正について
- 日程第26 議案第 71号 日置市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第 72号 日置市介護保険条例の一部改正について
- 日程第28 議案第 73号 市道の路線の認定及び変更について
- 日程第29 議案第 74号 日置市都市公園条例の一部改正について
- 日程第30 議案第 75号 平成26年度日置市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第31 議案第 76号 平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第 77号 平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第 78号 平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第 79号 平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第 80号 平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第 81号 平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議案第 82号 平成26年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第38 請願第 2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書（文教厚生常
任委員長報告）
- 日程第39 意見書案第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 日程第40 陳情第 8号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書
- 日程第41 陳情第 9号 川内原発再稼動に「反対」の声をあげてください。（陳情）
- 日程第42 陳情第 10号 受動喫煙の防止措置について
- 日程第43 発議第 2号 日置市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第44 議会改革特別委員会付議事件の追加付託について

本会議（12月2日）（火曜）

出席議員 21名

1番	中村 尉司 君	2番	畠 中 弘 紀 君
3番	留 盛 浩一郎 君	4番	橋 口 正 人 君
5番	黒 田 澄 子さん	6番	下御領 昭 博 君
7番	山 口 初 美さん	8番	出 水 賢太郎 君
9番	上 園 哲 生 君	10番	門 松 慶 一 君
11番	坂 口 洋 之 君	12番	花 木 千 鶴さん
13番	並 松 安 文 君	14番	大 園 貴 文 君
15番	漆 島 政 人 君	16番	中 島 昭 君
17番	田 畑 純 二 君	19番	長 野 瑳や子さん
20番	松 尾 公 裕 君	21番	成 田 浩 君
22番	宇 田 栄 君		

欠席議員 1名

18番 池 満 涉 君

事務局職員出席者

事務局 長	上 園 博 文 君	次長兼議事調査係長	松 元 基 浩 君
議事調査係	下 野 裕 輝 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮 路 高 光 君	副 市 長	小 園 義 徳 君
教 育 長	田 代 宗 夫 君	総務企画部長	福 元 悟 君
市民福祉部長	吉 丸 三 郎 君	産業建設部長	瀬 川 利 英 君
教 育 次 長	内 田 隆 志 君	消防本部消防長	上 野 敏 郎 君
東市来支所長	富 迫 克 彦 君	日吉支所長	田 代 信 行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総 務 課 長	野 崎 博 志 君
財政管財課長	銚之原 政 実 君	企 画 課 長	大 園 俊 昭 君
地域づくり課長	堂 下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前 田 博 君
商工観光課長	田 淵 裕 君	市民生活課長	有 村 芳 文 君
福 祉 課 長	東 幸 一 君	健康保険課長	平 田 敏 文 君
介護保険課長	福 山 祥 子さん	農林水産課長	久 保 啓 昭 君

農地整備課長 藤澤 貴充 君
上下水道課長 丸山 太美雄 君
学校教育課長 片平 理 君
会計管理者 満留 雅彦 君
農業委員会事務局長 福留 正道 君

建設課長 桃北 清次 君
教育総務課長 宇田 和久 君
社会教育課長 今村 義文 君
監査委員事務局長 松田 龍次 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（宇田 栄君）

ただいまから平成26年第5回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（宇田 栄君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宇田 栄君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、長野瑛や子さん、松尾公裕君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（宇田 栄君）

日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月24日までの23日間をしたいと思
います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、
本日から12月24日までの23日間と決定
いたしました。

△日程第3 諸般の報告（議長報告：監
査結果等）

○議長（宇田 栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。
議会報告につきましては、お手元に配付し
ました資料のとおりです。

次に、監査結果の報告であります。平成
26年8月分から平成26年9月分までの例
月現金出納検査結果報告及び10月2日から
11月4日まで行いました定期監査の報告が

ありましたので、その写しを配付しました。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（宇田 栄君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたの
で、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

8月25日から主な行政執行について、ご
報告申し上げます。

8月27日、県内各市市長が一堂に会し、平
成26年度第2回鹿児島県市長会定例会が本
市で開催されました。

次に、9月11日に100歳以上の高齢者
を対象に敬老訪問を行い、敬老祝い金を直接
お渡しし、ご長寿のお祝いを申し上げました。

次に、9月19日に「子ども・高齢者の交
通事故防止」を運動の最重点に上げ、秋の全
国交通安全運動出発式を行いました。

次に、10月10日には川内原子力発電所
に係る新規制基準適合性審査結果に関する住
民説明会が伊集院文化会館で開催され、原子
力規制庁より審査結果の説明がなされました。

次に、10月25日に滋賀県多賀町との兄
弟都市盟約30周年を記念し、本市において
記念式典をとり行いました。

次に、10月29日、川内原子力発電所に
係る住民説明会が伊集院文化会館で開催され、
国・県並びに九州電力から、前回の説明会に
おいて参加者から要望の多かった避難計画や
エネルギー政策などの項目について説明がな
されました。本市におきましても、今後も引
き続き避難計画等の充実を図ってまいりたい
と考えております。

以下、主要な行政報告につきましては、報
告書を提出しておりますので、ご確認ください

い。

以上で終わります。

○議長（宇田 栄君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 認定第1号平成25年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第6 認定第2号平成25年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第7 認定第3号平成25年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第8 認定第4号平成25年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第9 認定第5号平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第10 認定第6号平成25年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第11 認定第7号平成25年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第12 認定第8号平成25年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第13 認定第9号平成25年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第14 認定第10号平成25年

度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第11号平成25年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第16 認定第12号平成25年度日置市水道事業会計決算認定について

○議長（宇田 栄君）

日程第5、認定第1号平成25年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第16、認定第12号平成25年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの12件を一括議題とします。

12件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長坂口洋之君登壇〕

○決算審査特別委員長（坂口洋之君）

皆さん、改めましておはようございます。

ただいま議題になっております認定第1号平成25年度日置市一般会計歳入歳出決算認定から認定第12号平成25年度日置市水道事業会計につきまして、12議案についての決算特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

この12議案は、平成26年第4回定例会に上程され、閉会中の継続審査として本委員会に付託されました。本委員会は、去る10月14日、15日、20日、22日、23日の5日間の日程で、総務企画部、市民福祉部、産業建設部、教育委員会、農業委員会、監査委員会事務局、議会事務局の関係部長・課長・職員の出席を求め審査しました。

平成25年度は、長引く不況と少子高齢化による景気対策や社会保障費の増加、また、国から自治体への税源移譲もあり、本市の予算も一般会計予算の歳入確保については、対

前年比 3,436 万円増額の 253 億 6,672 万 4,000 円となり、自主財源 26.1%、依存財源 73.9%と自主財源に乏しい状況でありました。

歳出については、対前年比 3 億 7,484 万円減額の 242 億 6,982 万 3,000 円となり、その内訳は、義務経費が構成比 51.4%、対前年比 0.2%減の 2 億 3,000 万円減の 45 億 8,900 万円、積立金を含めたその他の構成比は 29.6%、対前年比 1.8%減の 5 億 4,400 万円減、71 億 7,900 万円であり、依然として厳しい財政運営を求められています。

そこで、当委員会が出された主な質疑・答弁についてご報告いたします。

まず、認定第 1 号平成 25 年度一般会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

総務企画部の財政管財課関係の主な質疑は、歳入の確保は必要で、未利用地の売却をされたが、努力は認める。交付税も削減された中で、今後の歳入の見通しについての質疑に対し、未利用地は、25 年度現在、64 筆 2 万 8,036 m²である。平成 26 年度以降、太陽光発電に伴う売却と貸し付けなどが見込まれ、未利用地の売却は不動産価値の高いものを不動産鑑定し、公売に努めるとの答弁。25 年度の公募地方債の購入は何件で幾らかの質疑に対し、25 年度は財政調整基金により 4 回、合計 7 億円を運用し、24 年度の購入分を含めて 675 万 1,167 円の運用益で、地方債の運用で定期預金の運用と比較して約 550 万円の利益が出ているとの答弁。今後も基金活用を行うかの質疑に対して、基金本来の目的の運用を図ることが基本であるが、利子活用の基金や当面、運用の計画がない範囲内で基金を運用する場合は、このような運用が有効との答弁。

次に、企画課関係では、市民まちづくりアンケートの内容と、アンケートの回収率

43.1%について担当課としてどうかとの質疑に対し、今回の調査は、第 2 次日置市総合計画案に使用するため、日置市のイメージ、合併の現状、また、社会基盤、保険医療、教育文化、住民自治、行政の各満足度と重要度及び今後の方向性という 10 項目の設問を設けて、幅広い世代から市民 2,000 人を調査したとのこと、アンケート回収率 43.1%については 50%を期待したが、今回は若年者の意見を多く聞きたいと考え、若年者の対象者をふやし回収率を維持できた。通常の調査は、30%から 40%の回収率との答弁。

また、小水力及び風力発電の進捗状況についての質疑に対し、風力発電は設置箇所の工事及び林道の拡張工事にかかわる業者の決定、小水力発電については、東市来地域玉田地区の農業用水路で鹿児島工業高等専門学校の指導のもとに、日置発電研究会が実証実験を実施、昨年 7 月から水車の設計、12 月に試験機を設置し稼働させ、利用上 3 kW の出力が可能との答弁。

次に、地域づくり課の質疑については、第 2 期地区振興計画は平成 26 年度で終了するが、25 年度までの進捗状況についての質疑に対し、地域づくり推進事業におけるハード事業は、身近な問題解決をするために実施しているのが 7 割、8 割の達成率との答弁。

また、協働の地域づくり事業は、過疎化や高齢化が進む中で推進しているが、どのような展望を持って進めているのかとの質疑に対し、この事業は、計画性と 5 年間の継続性があるものに助成している。平成 25 年度においても地域の特徴を生かした事業で地域の活性化を図って、今後も継続して取り組まれていくとの答弁。

次に、総務課・選挙管理委員会では、川内原発の国・県の合同で実施された原子力防災訓練は、東市来の市民の方も参加されたが、課題となることはないかとの質疑に対し、今

回は薩摩川内市といちき串木野市が主になった訓練であり、県主導で行われたため、本市の課題まで至らず、除染作業やスクリーニングなど行われたものを研修できたとの答弁。

また、人材育成研修事業補助金が執行残となっているが、どのような理由かとの問いに、国内研修10万円、海外研修30万円の予算枠で、合併からこれまで5人の実績がある。農業関係の方が海外研修などのための助成した経緯はあるが、ここ三、四年は実績がないとの答弁。

次に、税務課では、平成25年度の市税等の収納状況は97.53%、対前年比の0.13%増となっているが、不納欠損を含むのか。また、不納欠損の理由は何かの質疑に対し、不納欠損処理は含まない。平成25年度の不納欠損額は2,332万6,254円である。主な理由は、徴収権の消滅時効、地方税法第15条の7に滞納処分停止に要件があり、財産がない、生活困窮、所在、財産不明などの理由があり、執行停止後の3年を経過したものが不納欠損とした場合があるとの答弁。

次に、コンビニによる市税などの納付状況を整備したとあるが、口座振替とコンビニからの収納状況についての質疑に対し、市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の納税義務者6万1,737人、そのうち口座振替2万4,332件で、単純に計算すると39.41%、コンビニ収納件数は3万6,105件、現年度の収納済額に対する金額の割合は8.3%の答弁でありました。

次に、特別滞納整理課についての質疑に対しては、滞納処理においての全庁一体の具体的な取り組み内容についての問いに、4月に債権管理の取り組み指針をもとに職員研修、8月に弁護士などの講師にスキルアップ研修、5月と11月から12月にかけて滞納者の個別訪問を全庁一体で実施しているとの答弁。

また、新たな未収金の発生防止におけるセンターの人員体制と勤務体制についての質疑に対し、臨時職員女性1名、月20日勤務、8時半から5時まで雇用との答弁。

次に、商工観光課については、年4回実施している日置市周遊バスツアーは、1当たりの単価及び場所の選定についてどのように実施しているかという質疑に対し、募集は1人3,000円程度である。民間と比べてこの程度に抑えないと参加者が集まりにくい。この金額には昼食代、入館料、ガイド料金が含まれているが、バス代は市が負担している。周遊場所は、モニタリングにより選定されているとの答弁。

次に、消防本部関係では、県消防学校教育の救急科に入校していない職員が29人もいるが、今後の計画をどのように考えているかとの質疑に対し、限られた人員の中で警防体制を確保しての研修課程となるが、来年度は2期に分けて実施される計画となっているため、なるべく多くの職員を受講させていくとの答弁。

次に、市民福祉部における質疑・答弁についてご報告いたします。

市民生活課については、25年度の年間の証明書等の発行件数はどの程度かとの質疑に対し、本庁5万8,699件、東市来支所1万8,143件、日吉支所7,974件、吹上支所1万5,374件で、合計10万190件との答弁。

また、焼却ごみを減らそうと生ごみの堆肥化事業を始めたが、効果はどうかとの問いに、市内4地域10カ所で生ごみモニターを行い、4,242kgの生ごみを回収し酵素処理をしているが、リサイクルセンターの焼却炉で燃やさずCO₂削減になった。酵素処理から堆肥化することによって、試験的に実施しているが、今後さらに検証したいとの答弁。

次に、福祉課については、老人介護手当支

給事業は129人支給されているが、執行残が112万円となった理由は何かとの質疑に対し、要援護者4以上の方を在宅3カ月以上介護された方に月額1万円を支給している事業で、途中で入院するなど、3カ月の介護期間に満たない方が多いため、基準の見直しも検討しているとの答弁。

また、地域福祉増進事業では、生活困窮者の支援にどのように取り組まれたかとの質疑に対し、支援員がハローワークに同行して就労支援を行ったり、丸山喜之助商店や農業公社での職業訓練の事業に参加してもらって働く意欲を育てたり、多重債務に陥っている人に司法書士事務所まで同行して家計再建を支援したりしているとの答弁でありました。

次に、健康保険課については、自殺対策事業では、医師の相談やゲートキーパー養成講座などの自殺予防策を実施しているが、25年度の自殺者数は13人である。この数字は自殺者を食いとめていると考えているのかとの質疑に対し、平成21年からの自殺者は、県内で410人から415人、本市で12人から15人で推移しており、相談業務で食いとめたケースも実感しているが、減少していないとの答弁。

また、薩摩川内市では、バリウムを使用したがん検診を受診し、因果関係は不明であるが、その後死亡したケースもある。本市ではそのような事故はなかったかとの質疑に対し、バリウムが出ないという電話の問い合わせが二、三件あり、保健所が指導しているとの答弁。

次に、介護保険課については、備品購入された地域包括支援システムの購入目的と業者の選定はどうしているのかの質疑に対し、包括支援センターで使用するパソコン24台とプリンター1台を購入しているが、使用していたOSが古いため買い替えである。業者選定は、入力システムが南日本情報処理セン

ターで作成し、保守点検も実施しているのですが、この会社と随意契約して購入しているとの答弁。

次に、産業建設部における主な質疑・答弁についてご報告いたします。

農業委員会については、担い手農家支援モデル事業は、ふれあい交流会が中止されているのに、なぜ補助金が支給されているのかとの質疑に対し、当初は90万円の補助金であったが、参加者募集に伴う事務費があったので、36万円の補助金を支給しているとの答弁。

次に、農林水産課については、オリーブによる6次産業化に向け着々と進んでいるが、これは当初、野村証券と連携してきて事業展開を進めていくとされていたが、どのようなことをされていたのかとの質疑に対し、役割分担があり、技術開発や品種選定などの生産面については農林水産課で進めているが、今後の加工、販売となる企業と連携を進めていくこととなる。企業とは定期的に定例会を実施しているとの答弁。

また、青年就農交付金事業は、対象条件のハードルが高くて要件を満たす青年就農者が少ないので、ハードルを下げることや、市独自の助成施策を考えなかったのかとの質疑に対し、この事業は、国庫100%事業のため対象要件が限定され変更できない。市独自の施策は、新規就農、農業後継者育成事業で実施するとの答弁。

また、生シラスの漁獲量が減少しているが、何か対策をとっているのかとの質疑に対し、安定的確保と供給を図るために急速冷凍機を導入している。また、1週間に1日は休漁し、乱獲については、沖合に市外の漁船が入って漁を行っているのですが、江口漁港の領域を広げていただいたとの答弁。

次に、農地整備課については、固定井堰は、本来、簡易板で川をせきとめて水量を調整す

るなど、管理者が適正に管理する必要があるが、この管理指導などはどうなっているかの質疑に対し、井堰調整などの井堰管理を水利組合で行っており、適正な管理をお願いしているところであるが、高齢化が進み危険性が増しているとの状況である。このようなことから、未整備箇所転倒ゲート化を計画的に進め、維持管理の軽減及び危険性の除去に努めているとの答弁。

次に、建設課については、各地域の市道舗装状況についての問いに、東市来地域の改良 9 5 8 m、舗装 8 5 3 m、伊集院地域の改良 1, 3 5 1 m、舗装 3, 7 6 3 m、日吉地域の改良 8 2 9 m、舗装 3 8 5 m、吹上地域の改良 1, 0 8 8 m、舗装 1, 9 3 5 m との答弁。

伊集院駅南口駅前広場整備工事に伴い用地の売買があるが、この単価はどの質疑に対し、不動産鑑定評価により価格が決定したとの答弁。

次に、教育委員会における教育総務課・学校教育課についての主な質疑・答弁を報告いたします。

教育委員会の各地域の開催、資料の事前配付、市子ども支援センターとの意見交換とあるが、その成果はどのようなものかとの質疑に対し、教育委員会は本庁だけで行うのではなく、年に3回は東市来、日吉、吹上で開催し、教育委員に3地域の実績、状況などを見てもらっている。また、資料は1週間前に配付し、各委員会に熟読していただき会議に挑んでいただくようにしている。子ども支援センターとの意見交換会については、サポート会議やカウンセリングなど、家庭的な現場の状況が教育委員に伝わり、有意義な意見交換であったとの答弁。

次に、社会教育課については、学校応援団について、学校側のニーズと登録者の支援内容が一致していないということであるがいかの質疑に対し、学校応援団の活動要請に

ついては、授業、環境整備、見守りである。学校からの要望が少ないのは、授業への活用である。しかし、延べは1万5,528人の活動の実績がある。ミシンによる裁縫、スケッチ大会指導、稲作体験などは好評を得ているとの答弁。

次に、監査委員会事務局については、財政援助団体の監査としてどこを実施したのかとの質疑に対し、指定管理の団体としてB&G、日吉老人福祉センター、日吉ふれあいセンター、山神の郷、美山陶遊館、東市来・伊集院の文化会館、補助団体として市観光協会、市社会福祉協議会、市体育協会、市商工会を実施したとの答弁。

次に、公平委員会については、県の研修会はどのような内容で実施されたのかとの質疑に対し、県の職員による不利益処分に関する研修との答弁。

次に、議会事務局については、陳情・請願は採決後、提出された方へすぐに連絡するかとの問いに、採決された翌日には結果通知を郵送しているとの答弁。

次に、認定第2号平成25年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額 6 8 億 3, 7 6 7 万円、歳出総額 6 5 億 2, 0 4 0 万 1, 0 0 0 円、歳入歳出差し引き額 3 億 1, 7 2 6 万 9, 0 0 0 円でありました。

質疑の主な内容は、特定健診受診率 6 5 % ないと補助金が受けられないかとの質疑に、平成 2 4 年度からそのようになっていたが、改正され、特定健診の受診率 6 5 % 以上、特定保健指導 5 0 % 以上あれば加算金がつき、達成されなければ減額される。本市は特定健診受診率 6 8 . 6 %、特定保健指導受診率 2 9 . 3 % で、特定保健指導については目標値に届くよう努めたいとの答弁でありました。

次に、認定第3号平成25年度日置市公共

下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

まず、歳入総額6億6,252万3,000円、歳出総額6億4,815万4,000円、歳入歳出差し引き額1,436万9,000円でありました。

質疑の主なものは、繰入金は1億544万7,000円で、前年度からマイナス1,516万8,000円となるが、その理由はとの質疑に対して、平成25年度は伊集院地域の徳重区画整理が終わり、また、県道伊集院日吉線沿いの郡地区の買収幅確定により受益者負担の対象者が多くなったことによるものとの答弁。

次に、認定第4号平成25年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額3,680万7,000円、歳出総額3,426万円、歳入歳出差し引き額は254万7,000円でありました。

質疑の主な内容は、処理区域内における下水道普及人口525人であるが、世帯は幾らかの質疑に対して、276世帯、処理区域内の使用件数268件、これには小学校、地区館、郵便局が含まれておりますとの答弁。

次に、認定第5号日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額2億2,842万2,000円、歳出総額2億2,835万6,000円、歳入歳出差し引き額は6万6,000円でありました。

質疑の主な内容は、前年度と比較して宿泊者が324人減となっているが、原因は何かとの質疑に対し、平成24年度は年末にかけて中学校や大学のキャンプとして利用されているが、平成25年度に利用されなかったことが要因である。何とか前年度維持しようと2月から「いい夫婦プラン」を企画したとの

答弁。

次に、認定第6号平成25年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額2,265万8,000円、歳出総額は2,045万3,000円、歳入歳出差し引き額は220万5,000円でありました。

質疑の主な内容は、株式会社エヌフーズから備品の購入があるが、どういう基準で金額は決められたかの質疑に対して、購入価格に耐用年数を掛けた金額をもとに、株式会社エヌフーズと協議して決定したとの答弁。

次に、認定第7号平成25年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額814万4,000円、歳出総額644万1,000円、歳入歳出差し引き額は170万3,000円でありました。

質疑の主な内容は、維持管理委託はどのような内容なのかとの質疑に対して、毎日、巡視員が1人で朝夕に泉源の確認を行っているとの答弁。

次に、認定第8号日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額1,184万3,000円、歳出総額1,033万8,000円、歳入歳出差し引き額は150万5,000円でありました。

質疑の主な内容は、あり方検討委員会で検討された中で、存続に対して意見が出されなかったかとの質疑に対して、高齢者クラブの利用が多くて廃止に反対であるという意見もあったが、湯量不足が一番の問題で理解していただいて廃止の方向で検討しているとの答弁。

次に、認定第9号平成25年度日置市飲料水供給特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額50万8,000円、歳出総額

50万8,000円、執行率100%となっております。執行部の詳細な説明で了解し、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第10号平成25年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額52億9,522万8,000円、歳出総額52億2,982万5,000円、歳入歳出差し引き額は6,540万3,000円でありました。

主な質疑の内容は、介護認定審査会費では、審査結果の延期率70%を上回らないよう敏速な審査判定に努めるとあるが、どれくらいの期間かとの質疑に対して、申請から1カ月で回答、主治医意見書や訪問調査などがあり、現状は32日までに通知との答弁。

また、前年度比で介護給付費104%、予防給付費93.4%となっているが、予防給付費減の理由は何かとの質疑に対して、介護給付費は要介護1から5の方々に、高齢になり症状が重症化していることになり、申請者が減少しているとの答弁。

次に、認定第11号平成25年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額6億1,156万3,000円、歳出総額6億1,089万円、歳入歳出差し引き額は67万3,000円でありました。

質疑の主な内容は、多受診者などの重複、頻回受診者のうち、認知者数はどれくらいの質疑に対して、広域連合からの対象者データをもとに訪問しているので把握していないとの答弁。

次に、認定第12号日置市水道事業会計決算認定についてご報告いたします。

水道事業収益7億7,916万3,000円、水道事業費用7億117万円で、7,799万円が当年度の利益であります。資本的収支は収入2億1,770万7,000円、支出4億

3,473万1,000円で、差し引き2億1,702万4,000円の不足額となり、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額と過年度分の損益勘定留保基金で補填されました。

質疑の主な内容は、懸案事項に東市来の慢性的な水量不足を解消するため、引き続き水源試掘を行うとあるが、どこになるかとの質疑に対して、下養母地区になるが、県道沿いで試掘している県道改良計画もあり、改良工事に合わせて配管工事を実施するとの答弁でありました。

ただいまの報告のほか、多くの質疑・答弁がありましたが、省略させていただきます。

それでは、採決の結果についてご報告させていただきます。

認定第1号平成25年度一般会計歳入歳出決算認定から認定第12号日置市水道事業特別会計歳入歳出決算認定までの12件について、討論もなく、採決の結果、全員一致で認定するものと決定いたしました。

最後に、委員から、審査に当たり、次のような意見が出されましたので申し添えいたします。

決算審査資料については、担当課によって備考欄の説明がわからないケースもあり、わかりやすく、統一性のある明記を求める意見が出されました。いずれにしろ今回の決算認定の結果を十分に生かし、改善点に反映されることを求めまして、ご報告といたします。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告の12件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（山口初美さん）

特別委員長に3点ほど伺いたいと思います。一般会計の決算の質疑の中で、就学援助制度ですね、この点についての質疑がなかったか。また、人権啓発事業費の質疑がなかったか。一般会計についてはこの2点と。

あと後期高齢者医療特別会計の決算の質疑

の中で、この後期高齢者医療の中での滞納者への短期保険証の発行は何件か、発行がされているのかどうかというような質疑がなかったかということ伺いたしたいと思います。

○決算審査特別委員長（坂口洋之君）

山口議員の質疑に対してご答弁いたします。

いずれの3点の質疑に対しても、決算委員会の中では質疑等はございませんでした。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これから、認定第1号平成25年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。発言通告がありますので、順次、発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、平成25年度一般会計決算に対する反対討論を行います。

地方自治法第1条2項、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとあります。

地方自治体の役割は、住民の福祉増進です。福祉増進を何よりも優先し、余力があれば、市民の暮らしにとって必要な仕事を行うことが原則であります。ところが、高過ぎる国保税、滞納者に対する資格書、短期保険証などのペナルティー、介護サービスの後退や介護保険料の引き上げなど、財政難を理由に福祉の切り捨てとも言うべきことが行われております。

また、義務教育費は無償と定めた日本国憲法に基づき、教育を受ける権利を保障するための就学援助制度が十分に活用されていません。国がPTA会費、生徒会費、クラブ活動

費も援助の対象としているのに、本市ではそれが準要保護に実施されていないのは問題だと考えます。

また、人権啓発事業費として部落解放同盟という特定の団体への補助金は認めることはできません。市民が苦勞して納めた税金の使い道としてはおかしいし、市民の理解は得られないと考えます。

また、役所内に非正規雇用の臨時職員がふえているのは、私は問題と考えます。住民福祉を担う職員が不安定な雇用状況にあっては、住民サービスの低下につながりかねないと考えます。

また、一般会計から国保会計への1億円の繰り入れは一定の評価をしたいと思いますが、増額すべきと考えます。

住宅リフォーム支援制度が創設された点、特定健診が無料で受けられるようになった点などは高く評価をするということを最後に申し上げて、簡単ですが反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、留盛浩一郎君の賛成討論の発言を許可します。

○3番（留盛浩一郎君）

ただいま議題となっております認定第1号平成25年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

2012年12月に発足した第2次安倍政権で、デフレ脱却を達成するために、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を決定されました。しかしながら、景気の上昇感の薄い中で、本市では持続可能な財政運営を心がけながら、安心安全な市民生活の負託に応えるべく、日夜、精いっぱい努力されたことを評価いたします。

しかしながら、自主財源と依存財源の比率で見ますと、自主財源が全体の26.1%、依存財源が73.9%となっており、自主財源に乏しい財政状況にあります。そうした中、

自主財源の確保と税、使用料など負担の公平・公正性を目指し、債権主管課と特別滞納整理課とが連携し、夜間徴収など臨戸訪問を初め、納税相談、分納誓約書に基づく計画納付、法的措置を含めた未納滞納対策に取り組み、不納欠損に至らぬよう鋭意努力され、分納等による成果報告では、1,236件の報告があり評価をいたすところであります。

市債の現残高については、計画的な借り入れと翌年度の繰り越しの影響により、対前年度比11億9,390万円減の293億241万5,000円となり、健全化判断比率の状況は前年度より数値が改善され、いずれも早期健全化基準や財政再生基準を下回っております。

人権啓発事業費は、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がいのある人及び外国に関する人権問題などに加え、犯罪被害者、HIV感染者、インターネット等による人権侵害のほか、ハンセン病問題や拉致問題など、人権をめぐる現状及び課題を正しく理解することは重要であります。継続して市民に広く啓発されるべきと考えます。

就学援助費は、平成17年度から準要保護者について、国の補助制度から市の単独助成事業になっております。国では、平成22年度から要保護児童・生徒援助費補助金に基づく補助単価にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を新設しておりますが、準要保護者については市の裁量となることから、準要保護者対象世帯以外の世帯との平等性を考慮し、近隣市と同様に就学に影響の大きい学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費、医療費を対象としているところであります。

限りある財政の中でさまざまな配慮がなされ、社会資本の整備、環境、福祉、農林水産業、商工観光、教育、文化などの各分野において、おおむね適正に執行されたと考えております。

よって、平成25年度一般会計歳入歳出決算は原案のとおり認定すべきものと考え、賛成討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立多数です。したがって、認定第1号平成25年度日置市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号平成25年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。発言通告がありますので、順次、発言を許可します。

最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、平成25年度国民健康保険特別会計決算に反対討論を行います。

高過ぎる国民健康保険税が暮らしを壊し、払いたくても払えない滞納者を生み出しています。さらに、滞納者へは正規の保険証を発行せずに、制裁として、短期保険証や資格証明書が発行されています。これでは病気やけがをしても、すぐに医者にかかることができません。このような冷たい行政を私は認めることはできません。医療を受ける権利をまずは保障する温かい市政を望みます。

一般会計から1億円の繰り入れをしている点は一定評価をし、国の負担割合を今の4分

の1からもとの2分の1に戻させる必要があることを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、留盛浩一郎君の賛成討論の発言を許可します。

○3番（留盛浩一郎君）

私は、認定第2号平成25年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

国民健康保険制度は市が保険者となり、後期高齢者を除く農家や自営業者、非正規労働者、学生、無職者などが加入されておられます。

現状では基金も底をつき、財源不足が見込まれる中、さらなる一般財源からの繰り入れは、他の保険者加入者の理解が簡単に得られるものではないと判断をいたします。

また、国保会計に入れ込むことによって削減される事業が出ることを懸念もされます。そうした厳しい経済状況の中で、国保税収納のために職員の方々が臨戸訪問等の徴収努力を重ねておられます。

医療費抑制策としては、健康づくり運動、重症化予防のための特定検診及び特定保健指導の推進、疾病予防のための各種がん検診の助成などなど、あらゆる点から努力されている姿勢を高く評価いたします。

国民健康保険では、保険税を納めたいのに、経済的・身体的理由により納められない方のために、保険税の軽減、減免措置を行っております。所得が一定金額以下になった場合には保険税が軽減されますし、また、災害や病気等により生活が著しく困難になった場合や、前年より大幅に所得が減った場合等にも保険税の全部または一部が免除されます。

本市も保険の未納者に対して、直ちに保険証を取り上げるとか財産を差し押さえるなど、そういう暴挙に出ることはありません。しかしながら、再三の勧告を無視され、理由もわ

からず未納状態を続けられては、きちんと納税されている加入者に申しわけが立ちません。行政処分も下すところもあります。そうした中でも、滞納分を分納する誓約書を出した人などに対しては、数カ月間有効の短期保険証を発行していますし、保険税を1年間滞納しますと、被保険者資格証明書が交付されるようになっております。

これらの成果が市民健康と医療費抑制につながり、安定した国保事業運営が図られることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立多数です。したがって、認定第2号平成25年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第3号平成25年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第3号平成25年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号平成25年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第4号平成25年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第5号平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号平成25年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第6号平成25年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号平成25年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第7号平成25年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号平成25年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第8号平成25年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第9号平成25年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから認定第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第9号平成25年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第10号平成25年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。発言通告がありますので、まず、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、平成25年度介護保険特別会計決算に対する反対討論を行います。

介護保険料や利用料の負担は大変重く、わずかな年金から天引きされる介護保険料と介

護サービス利用料の負担は市民を苦しめています。安い費用で入れる特別養護老人ホームが足りず、待機者の問題は改善されないままであり、介護の必要な人が必要な介護を受けられないのは、保険あって介護なしと言うべき大問題です。

また、介護の現場で働く人たちの人手不足や待遇改善も進まず、介護する人、される人が安心できる制度にはなっておらず、私はこの決算をこのまま認めることはできません。介護給付費の4分の1に満たない国庫負担の引き上げを強く求めて、反対討論いたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、留盛浩一郎君の賛成討論の発言を許可します。

○3番（留盛浩一郎君）

私は、認定第10号平成25年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

核家族化が進む中、近年では老老介護も当たり前となってきております。そうした中、高齢者を社会で見守っていく仕組みとして、平成12年4月から介護保険制度が始まりました。

介護保険は、40歳以上の皆さんが納めている保険料が大切な財源となっております。日置市においては、基金残高が底をつき厳しい状況となってきておりますが、この保険制度を崩壊させるわけにはいきません。

本市の人口は減少傾向にありますが、65歳以上の人口は年々増加しております。それに伴い65歳以上の第1号被保険者に占める要介護・要支援認定者も年々増加しております。

そうした中で、利用者は介護サービスの提供に必要な費用の1割を負担し、残りの9割は、国・県・市で50%負担、残りの50%のうち、40歳以上65歳未満の方の保険料

で29%、65歳以上の方の保険料で21%を負担しております。誰しも要介護状態は避けたいわけですが、もしそうなったときには大変役に立つ制度であると思います。

担当課では、一人でも要介護状態の人にならないよう、65歳以上の高齢者約1万1,000人にチェックリストを配布し、対象者の把握、分析を行ったり、運動機能向上を中心に栄養改善や口腔ケアの内容も含んだ2次予防教室「いつまでも元気教室」を実施、1次予防事業では、各種健康教室や脳活性化教室等を実施、また、高齢者が介護予防ボランティア活動や介護予防教室等へ参加することにより、その実績でポイントが付与され、申し出により地域商品券に交換できる高齢者元気度アップポイント事業に取り組むなど、市民啓発の努力は評価できるものであります。

今後、その効果が少しでもあらわれ、高齢者の皆さんがそれぞれの住みなれた地域で元気に過ごされ、また、適切な医療、介護等が受けられる地域包括ケアシステムが構築されることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから認定第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立多数です。したがって、認定第10号平成25年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第11号平成25年度日置市後

期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。発言通告がありますので、最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、平成25年度後期高齢者医療特別会計決算に対する反対討論を行います。

75歳という年齢で差別をし、家族とも切り離れた医療制度をつくったこと自体、私は認めることはできません。

また、見直すたびに保険料が引き上げられ、高い保険料が年金から天引きされるため、少ない年金で暮らしている高齢者にとっては命にかかわる問題となっています。また、滞納者への短期保険証の発行は、命にかかわる問題と考えます。

75歳以上の人口と医療費の増加に応じて保険料が自動的に引き上げられる仕組みになっているのは、この制度の欠陥です。保険料の負担軽減のために国と県の財政支援を求め、また、もとの老人保健制度に戻すよう国に求めて、反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、留盛浩一郎君の賛成討論の発言を許可します。

○3番（留盛浩一郎君）

私は、認定第11号平成25年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月からスタートいたしました新しい医療制度です。この制度は、75歳以上の高齢者を後期高齢者と呼称し、一定の対象層として独立させ、新しい保険システムのもとに組み入れられるものであります。ただし、65歳以上75歳未満でも、寝たきり等の一定の障がいがあると広域連合から認定された方は、原則としてこの新制度に含まれ、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

また、世帯単位で保険料が計算される国民健康保険とは異なり、後期高齢者医療制度では、個人単位で計算されることとなります。これらの背景には、日本の国家財政が逼迫する中での医療費の大幅な増加があります。

後期高齢者1人当たりの医療費は、全国平均で約92万7,000円、日置市での平均は91万3,748円で、現役世代の約5倍程度かかっているとされております。

現役世代と後期高齢者との負担関係がわかりにくくなっていて、国としても膨張する医療費の抑制がやりにくい構造となっていました。

このような背景を受けて、国の医療制度改革の柱の一つとして、この後期高齢者だけを対象層として独立させ、医療給付を集中管理するという世界的にもほとんど類を見ない新制度がスタートしたわけでありまして。

この後期高齢者医療制度は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が運営を行い、本市におきましては保険料徴収、申請及び届け出の受け付け等の窓口業務を行っております。

被保険者の健康保持増進のため健康診査を実施し、受診者は前年度比約24%の955人でした。また、平成25年度から元気高齢者健康づくり訪問指導、要医療者訪問指導を導入し、疾病の早期発見、早期治療の推進、疾病の重症化を予防することにより医療費の抑制に努められております。

今後ますます高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点からも、この制度は必要であると思っております。

以上のような理由で日置市後期高齢者医療制度特別会計の賛成討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから認定第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立多数です。したがって、認定第11号平成25年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第12号平成25年度日置市水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから認定第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第12号平成25年度日置市水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

△日程第17 承認第7号専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて

△日程第18 承認第8号専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第6号））につき承認を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第17、承認第7号専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて及び日程第18、承認第8号専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第6号））につき承認を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第7号は、専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについてであります。

平成26年10月の台風19号による災害警戒本部・支部及び避難所の設置等に伴う消防費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ247億4,227万8,000円とするものであります。

まず、歳入では、地方交付税で、普通交付税207万4,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、消防費の災害対策費で、一般職時間外勤務手当207万4,000円を増額計上いたしました。

次に、承認第8号は、専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第6号））につき承認を求めることについてであります。

衆議院が解散されたことに伴い、衆議院議員選挙費の執行について、緊急を要したため予算措置をしたものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,422万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ247億6,650万2,000円とするものであります。

歳入では、県支出金で、衆議院議員選挙費委託金2,171万円を増額計上いたしました。

地方交付税で、普通交付税251万4,000円を増額計上いたしました。

歳出では、総務費の衆議院議員選挙費で、選挙執行に伴う投票所管理者、投票所立会人等の委員報酬の増額、投開票事務等に関する時間外勤務手当の増額、事務補助に要する賃金の増額、選挙ポスター掲示板や入場券印刷等の需用費の増額、入場券等の郵便郵送料に伴う通信運搬費の増額、ポスター掲示場の設置等に伴う委託料の増額、投票所借り上げに伴う使用料及び賃借料の増額、投票用紙読み取り分類機の購入に伴う備品購入費など2,422万4,000円を増額計上いたしました。

以上2件ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第7号及び承認第8号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第7号及び承認第8号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第7号専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

次に、承認第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第8号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第8号専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第6号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

△日程第19 議案第64号鹿児島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について

○議長（宇田 栄君）

日程第19、議案第64号鹿児島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第64号は、鹿児島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更についてであります。

肝付東部衛生処理組合の解散等による鹿児島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の一部に係る組合市町村の変更に伴い、同組合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法286条第1項及び290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（福元 悟君）

補足説明を申し上げます。

それでは、別紙のほうをお開きください。鹿児島縣市町村総合事務組合規約の一部を次のように改正するとしまして、同組合の共同処理する事務でありますし尿処理につきましては、鹿屋市に事務の委託を行うこととなったために組合を解散するものでありまして、別表第1の肝付東部衛生処理組合を削るものでございます。

次に、別表第2の1の項中、これは職員の退職手当の支給に関する事務の項でございますが、枕崎市と西之表市を加え、肝付東部衛生処理組合を削り、同じく同表の8及び9の項中の肝付東部衛生処理組合を削るものでございます。

附則としまして、この規約は、平成27年4月1日から施行するものとしております。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第64号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。議案第64号を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更については可決されました。

△日程第20 議案第65号日置市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第20、議案第65号日置市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第65号は、日置市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてであります。地方公務員法の一部改正に伴い、外国で勤

務等をする配偶者と生活をともにすることを希望する有為な職員の継続的な勤務を促進することを目的として、一般職の職員について、配偶者同行休業の制度を創設するため条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、補足説明を申し上げます。

この条例の制定につきましては、公務において活躍が期待される有為な職員の継続的な勤務を促進することを目的とし、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを可能とする制度を創設するため条例を制定するものでございまして、地方公務員法が平成26年2月21日施行されております。これを受けまして、条例を制定するものでございます。

それでは、別紙のほうをお開きください。

第1条では、趣旨とし、配偶者同行休業の必要事項を定めるものとしております。第2条のほうでは、配偶者同行休業の承認として、在職期間が2年以上の職員で公務の運営に支障がないと認め、勤務成績等を考慮し承認することとしております。第3条では、配偶者同行休業の期間を3年としているところです。第4条では、配偶者同行休業の対象となる配偶者が、外国に滞在する事由として、6月以上にわたり継続することが見込まれる者とし、外国で勤務する者や、外国の大学で就学する者などを対象としております。第5条のほうでは、配偶者同行休業の承認の申請、第6条では休業期間の延長、第7条では承認の取り消し、第8条では、該当しなくなった場合の届け出、第9条では休業期間に伴う臨時的任用を、また第10条、第11条では、職員の処遇について定め、第12条では、

委任として条例に定めるもののほかに必要な事項は規則で定めることとしております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

また、配偶者同行休業の制定に伴い、附則の2項で日置市職員定数条例を、また、第3項で日置市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を、第4項のほうで日置市職員の育児休業等に関する条例を、第5項で日置市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例を、第6項のほうで日置市企業職員の給与の種類及び基準の関する条例の必要な条例の文の所要の改正を行って、あわせて条文の整理を図ったところでございます。

以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第65号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第21 議案第66号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

△日程第22 議案第67号日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第21、議案第66号日置市指定介護

予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について及び日程第22、議案第67号日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についての2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第66号は、日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い条例を制定したいので、地方自治法96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第67号は、日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に関する介護保険法の一部改正に伴い条例を制定したいので、地方自治法第96条第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、以上2件をご審議をよろしく願います。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

それでは、議案第66号、67号につきまして補足説明を申し上げます。

まず、議案第66号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例と、それ

と議案67号日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定につきまして、別紙により補足説明を申し上げます。

まず初めに、今回の条例制定におきましては、第3次地方分権一括法による介護保険法、この改正により、現在、厚生労働省令で定められております指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に従事する従業者等の基準及び事業の運営等に関する基準、地域包括支援センターの職員等に関する基準を市町村の条例で定めることとされたことから、これによりまして、日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準と日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定めるものでございます。

今回の条例制定の考え方につきましては、法において厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとして、省令により従うべき基準と参酌すべき基準が示されていることから、本市においてはこの基準と異なる基準とすべき事情や特性がないことから、これを用いて本市の基準として条例を制定しますが、29条の関係で1点のみ市で見直しをすることといたしました。

それでは、別紙により条例案について説明を申し上げますが、この件につきましては9月の全協の中でも資料配付して説明を行いましたので、消防等を中心に説明をさせていただきます。

まず、1つ目の議案第66号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例は、第1章から第6章まで33条までの体系となっております。

第1章で総則として趣旨を定め、第2章では、指定介護予防支援の事業の基本方針を定め、第3章では、指定介護予防支援の事業の

人員に関する基準を定めておりますが、第3条で従業員の員数、第4条、管理者につきまして、従うべき基準として省令のとおり定めてございます。第4章では、指定介護予防支援の事業の運営に関する基準を定め、第5条で内容及び手続の説明及び同意、第6条で提供の拒否の禁止、第23条で秘密保持、第27条で、事故発生時の対応につきましても、従うべき基準として省令で定めてありますので、そのとおりとしております。

第29条、記録の整備につきましては、1点見直しをした部分といたしまして、同条第2項、省令で記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなきゃならないとされておりますけれども、本市では、公費過払いの場合など、返還請求の消滅時効が5年間となっていることから、書類の保存期間を5年間と見直して規定いたしました。第5章では、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め、第6章では、基準該当介護予防支援の事業に関する基準を定めております。

以上が議案第66号の関係でございます。

次に、2つ目の議案第67号につきまして、日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例につきましては、第5条までの体系で、第1条で趣旨、第2条、定義、第3条で包括的支援事業の基本方針を定め、第4条では、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について従うべき基準として省令のとおり定め、第5条では適切、公正かつ中立な運営の確保を定めております。

いずれも、議案第66号、67号につきましては、平成27年4月1日からの施行となっております。

なお、今回の制定につきましては、本市では包括支援センターを中心に実施しており、現在の事業の内容等について特に変更となる部分もなく、また、市民に対してのサービス

等も今までどおり変わりはありません。
9月29日から10月28日までパブリック
コメントを実施しましたが、これについても
ご意見等はありませんでした。

以上が議案第66号、67号の補足説明で
ございます。よろしくご審議をお願いいたし
ます。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

これから2件について質疑を行います。質
疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第
66号及び議案第67号の2件は、文教厚生
常任委員会に付託します。

△日程第23 議案第68号日置市情報
公開条例及び日置市個人
情報保護条例の一部改正
について

△日程第24 議案第69号日置市地域
審議会条例の一部改正に
ついて

○議長（宇田 栄君）

日程第23、議案第68号日置市情報公開
条例及び日置市個人情報保護条例の一部改正
について及び日程第24、議案第69号日置
市地域審議会条例の一部改正についての2件
を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第68号は、日置市情報公開条例及び
日置市個人情報保護条例の一部改正について
であります。

独立行政法人の通則法の一部改正に伴い、
所要の改正をあわせて条文の整理を図るため、

条例の一部を改正したいので、地方自治法第
96条第1項第1号の規定により提案するも
のであります。

次に、議案第69号は、日置市地域審議会
条例の一部改正についてであります。

第2次総合計画を策定するに当たり、引き
続き審議を依頼したいので、地域審議会の設
置期間を1年間延長し、条例の一部を改正し
たいので、地方自治法第96条第1項第1号
の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明
させますので、以上2件のご審議をよろしく
お願いいたします。

○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、まず、議案第68号につしまし
て、別紙により補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、独立行政法人
通則法の一部が改正され、機関の名称が「特
定独立行政法人」から「行政執行法人」に改
正されたことにより、第1条で日置市情報公
開条例を、第2条で日置市個人情報保護条例
の一部を改正するものであります。あわせま
して、第1条の改正文中「並びに地方公務員
法」を「、地方公務員法」に条文の整理を図
るものでございます。

附則としまして、この条例は、平成27年
4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第69号について補足説明を申
上げます。

第2条中「平成27年3月31日」を「平
成28年3月31日」に改め、附則に1項を
加え、第2項として、この条例は、平成
28年3月31日限りでその効力を失うと啓
するものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日か
ら施行するものであります。

また、第2項では、経過措置を規定したも
のでございます。現在、平成28年度からを
計画期間とします第2次日置市総合計画案を

策定中ではありますが、基本構想についての審議を現在の地域審議会委員に引き続き審議いただくために条例の任期を1年間延長するものであります。

2件のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから2件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第68号及び議案第69号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号及び議案第69号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第68号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。議案第68号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号日置市情報公開条例及び日置市個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。議案第69号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号日置市地域審議会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

△日程第25 議案第70号日置市地区公民館条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第25、議案第70号日置市地区公民館条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第70号は、日置市地区公民館条例の一部改正についてであります。

日置市湯田地区公民館の移転並びに日置市美山地区公民館及び日置市平鹿倉地区公民館の施設整備に伴い、各室の使用料を設定するため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、議案第70号日置市地区公民館条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

本案は、湯田地区公民館の移転、整備並びに美山地区公民館の新築及び平鹿倉地区公民館の施設改修整備に伴い、施設の位置変更や必要な使用料を設定するために、日置市地区公民館条例の一部を改正するものでございます。

湯田地区と平鹿倉地区は、地域介護福祉空間整備交付金事業による施設整備でございます。

まず、別表第1の湯田地区公民館の項で、まず位置を日置市東市来町湯田3299番地1に改めるものでございます。これは、東市来総合福祉センターから現在の東市来商工会館に移転することによるものでございます。

次に、別表第2の湯田地区公民館の部を大会議室、会議室1、会議室2、調理室と改めるものでございます。

数字につきましては、左から、午前8時30分から午後1時まで、午後1時から午後5時まで、午後5時から午後10時までのそれぞれの時間帯での使用料で、右端の100円につきましては、1時間当たりの冷暖房使用料でございます。

同じく別表第2の美山地区公民館の部に、集会室、和室、調理室、イベント広場を加えるものでございます。これは、新たに建設する館の3室を追加するものでございます。イベント広場につきましては、地区公民館として使用している東郷茂徳記念館の条例が、記念館等条例として、館のほかに広場と附帯施設が規定されておりましたので、美山地区公民館の施設として地区公民館条例に規定するものでございます。

なお、使用料につきましては、湯田地区公民館、美山地区公民館いずれも他の同様の施設規模に合わせた使用料を設定しております。

同じく別表第2、平鹿倉地区公民館の部中、調理室の次にシャワー室を加えるものです。これは地域介護福祉空間整備交付金事業により整備したもので、使用料を1回につき50円といたしております。

次に、別表第2、備考1の中で、運動広場の次に日置市美山地区公民館のイベント広場を加えるものでございますが、これは市内に住所を有しない者の使用料の割増し設定が

広場にはないことから、上市来地区公民館と伊作田地区の公民館の運動広場の次に美山地区公民館のイベント広場を加えるものでございます。

附則の1としまして、この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものでございます。

附則の2としまして、日置市東市来総合福祉センター条例の一部改正になりますが、これは、湯田地区公民館が総合福祉センターから移転することに伴い、湯田地区公民館が使用していた部屋の使用料を日置市東市来総合福祉センター条例に改めて規定するものでございます。

附則の3としまして、日置市元外相東郷茂徳記念館等条例の一部改正になります。これは、美山地区公民館の施設にイベント広場を加えると説明いたしましたが、当該条例は、これまで記念館の館そのものと広場と附帯施設が施設として規定されておりましたが、館の入館料の規定しかありませんでしたので、今回、広場を地区公民館条例に規定することに伴い、東郷茂徳記念館等条例から広場と附帯施設を削除して必要な改正を行うものでございます。広場を含み、東郷茂徳記念館等条例としていたものを館だけにすることから、まず、条例の題名から「等」という文字を削ります。あわせて、条文中の広場と附帯設備を削り、「記念館等」という表記を「記念館」に改めるものでございます。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第

70号は、総務企画常任委員会に付託します。
ここでしばらく休憩いたします。次の会議
を13時といたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第26 議案第71号日置市国民
健康保険条例の一部改正
について

△日程第27 議案第72号日置市介護
保険条例の一部改正につ
いて

○議長（宇田 栄君）

日程第26、議案第71号日置市国民健康
保険条例の一部改正について及び日程第27、
議案第72号日置市介護保険条例の一部改正
について、2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第71号は、日置市国民健康保険条例
の一部改正についてであります。

健康保険法施行令の一部改正を勘案し、産
科医療補償制度の改定のため、条例の一部を
改正したいので、地方自治法第96条第1項
第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第72号は、日置市介護保険条
例の一部改正についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改
革の推進を図るための関係法律の整備に関す
る法律による介護保険法の一部改正に伴い所
要の改正をし、あわせて条文の整理を図るた
め条例の一部を改正したいので、地方自治法
第96条第1項第1号の規定により提案する
ものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明

させますので、以上2件ご審議をよろしくお
願いたします。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

それでは、議案71号日置市国民健康保険
条例の一部改正について補足説明を申し上げ
ます。

今回の改正につきましては、健康保険法施
行令の一部改正を勘案し、出産育児一時金を
改正するものでございます。

現在の出産一時金は39万円となっております
けれども、その中で生まれた子どもが重い
脳性麻痺になった場合の補償分の産科医療
補償制度掛金3万円が含まれて、42万円が
基本となっております。

産科医療補償制度及び出産育児一時金につ
いては、社会保障審議会医療保険部会におい
て補償の対象者が当初の見込みを下回ったこ
と、それと平均的な出産費用の増加などの状
況を踏まえて、産科医療保険制度における掛
金の額の引き下げ、それとまた、出産育児一
時金の額については引き上げを行い、総額の
42万円を維持することとされたものでござ
います。

この改正につきましては、平成27年1月
1日から産科医療補償制度の見直しとあわせ
て出産育児一時金の支給額を見直すもので、
医療機関等が運営組織に支払う掛金を3万円
から1万6,000円に引き上げるとともに、
出産育児一時金の39万円を40万4,000円
に引き上げるものでございます。

今回の改正条文でございますが、第7条第
1項中「39万円」を「40万4,000円」
に改正するものでございます。

なお、この産科医療補償制度の関係の3万
円から1万6,000円の引き下げでござい
ますけれども、条例の7条の中で「規則で定
めるところにより3万円を上限として」と記
載してありますので、規則のほうを「3万
円」から「1万6,000円」に改正いたし

ます。

附則といたしまして、施行期日としては、平成27年1月1日からの施行するものでございます。

以上が議案第71号についての補足でございます。

続きまして、議案第72号日置市介護保険条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第3次地方分権一括法による介護保険法の一部改正により、指定介護保険予防支援事業に係る申請者の法人格の有無に係る基準が市町村条例に委任されております。

また、同法同条第3項において、条例は省令で定める基準に従い定めるものと規定されており、いわゆる、従うべき基準とされておりますので、これで従う基準で改正するものでございます。これによりまして、市条例で定める基準を厚生労働省令、介護保険法施行規則で定める法人であることとして、第14条第2項の条文に追加をするものでございます。

なお、目次と章名につきましては、事業者の対象が3種になることから、指定地域密着型サービス事業者等にまとめるものでございます。

第15条の見出しにつきましては削除し、条文整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上が議案第72号についての補足説明でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております議案第71号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。議案第72号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第72号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。議案第72号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号日置市介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

△日程第28 議案第73号市道の路線の認定及び変更について

△日程第29 議案第74号日置市都市公園条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第28、議案第73号市道の路線の認定及び変更について及び日程第29、議案第74号日置市都市公園条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第73号は、市道の路線の認定及び変更についてであります。

開発造成工事に伴い1路線を認定し、及び1路線を変更したいので、道路法第8条第2項及び第10条の第3項の規定により提案するものであります。

次に、議案第74号は、日置市都市公園条例の一部改正についてであります。

寄附採納を受けた公園を都市公園として供用するため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、以上2件をご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長（瀬川利英君）

議案第73号市道路線の認定及び変更について、別紙により補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。別紙1の市道認定路線さくら台線は、さくら台の開発造成工事で、建築戸数が70%を超えたため認定するもので、延長が96.2m、起点を伊集院町下谷口1088番地11先から終点を伊集院町下谷口1088番地24先とするものであります。

資料に位置図と路線を赤色の実線で表示してあります。

次に、2の市道変更路線は、株式会社松建の開発造成工事に伴うもので、路線番号が147、路線名が長里団地南線で、変更前起点の東市来町長里43番地3先を変更後の起点を東市来町長里61番地先からとするもので、変更後の延長を470.4mとし53.4m延伸するものであります。

資料に位置図と路線の変更前を黒色の波線で、変更後を赤色の実線で表示してあります。

なお、この株式会社松建の開発造成工事に伴い、寄附採納願が3筆あり、日置市に移転登記済みであり、河川敷部分については県から許可を得ております。

以上2件については、日置市市道路線認定基準要綱に定める基準に合致しております。

次に、議案第74号日置市都市公園条例の一部改正について、別紙により補足説明申し上げます。

開発造成工事に伴い寄附採納を受けたもので、建築戸数が70%を超えたため、都市公園として管理するため所要の改正をするものであります。

別紙をお開きください。別表第1、八久保公園の項の次にさくら台公園、大字伊集院町下谷口字小永迫を加えるものです。

ここでさくら台公園の場所をご説明いたします。資料を1枚戻していただきますと、先ほどの市道認定のさくら台線の図面がありますが、この中に青色の実線で囲まれたところがさくら台公園の位置になります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから2件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第73号及び議案第74号の2件は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第30 議案第75号平成26年度日置市一般会計補正予算（第7号）

△日程第31 議案第76号平成26年度日置市国民健康保険特

- 別会計補正予算（第2号）
- △日程第32 議案第77号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- △日程第33 議案第78号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）
- △日程第34 議案第79号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）
- △日程第35 議案第80号平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- △日程第36 議案第81号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- △日程第37 議案第82号平成26年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第30、議案第75号平成26年度日置市一般会計補正予算（第7号）から日程第37、議案第82号日置市水道事業会計補正予算（第1号）の8件を一括議題とします。

8件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第75号は、平成26年度日置市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,509万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250億8,159万2,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、本年度の収支見込みに伴うもののほか、歳入では、地方交付

税で普通交付税の増額、国庫支出金で地域活性化・効果実感臨時交付金の決定に伴う増額、社会保障・税番号制システム整備補助金の決定に伴う増額、県支出金で地域振興推進事業費県補助金の決定に伴う増額、繰入金で施設整備基金繰入金の減額、諸収入で、汚染再生処理施設整備事業に係る万之瀬川河川改修補償金の増額、歳出では、民生費で障がい福祉関連事業の扶助費の増額、農林水産業費では、農業振興育成事業の補助金及び交付金の増額、商工費では、観光拠点施設建設工事の工事請負費等の増額など予算措置のほか、日吉庁舎整備事業費、伊集院駅周辺整備事業、消防救急デジタル無線システム整備事業の年割額の変更等に伴う継続費の補正、来年度の施設維持管理業務等で年度内で契約を行う必要があるものについて、債務負担行為の設定など所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものでは、地方交付税で、普通交付税を2億116万5,000円増額計上いたしました。

分担金及び負担金では、児童福祉費負担金の入所児童数の見込み等に伴う保育料の増額などにより、119万7,000円増額計上いたしました。

国庫支出金の国庫負担金では、生活保護費の扶助費国庫負担金の対象者増に伴う増額、国庫補助金で地域活性化・効果実感臨時交付金の決定に伴う増額などにより、2億5,310万7,000円を増額計上いたしました。

県支出金の県負担金では、障がい児通所給付費県負担金の対象者増に伴う増額、県補助金では、再生可能エネルギー等導入推進事業費県補助金の決定に伴う増額、地域振興推進事業費県補助金の決定に伴う増額などにより、5,501万7,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、指定寄附金を10万円増額計

上いたしました。

繰入金では、施設整備のための施設整備基金繰入金の減額などにより、1億2,327万円を減額計上いたしました。

諸収入の雑入で、汚泥再生処理施設整備事業に係る万之瀬川河川改修補償金の増額などにより、3,577万4,000円を増額計上いたしました。

市債の消防債で、消防施設整備事業債の減額などにより1億800万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費の職員手当等5万4,000円を増額計上いたしました。

総務費の総務管理費では、再生可能エネルギー等導入推進事業採択に伴う委託料の増額、日吉庁舎解体工事を来年度実施することなどに伴う減額、社会保障・税番号制度システム中間サーバー負担金決定に伴う増額などにより、2,465万4,000円を減額計上いたしました。

民生費の社会福祉費では、障がい者自立支援システムを導入することに伴う委託料の増額、障がい者医療給付事業費や障がい児通所給付費の対象者増に伴う増額、社会福祉費では、保育所運営等費の対象児童の増に伴う増額、生活保護費では前年度の実績による国庫負担金精算返納金の増額などにより、2億6,163万4,000円を増額計上いたしました。

衛生費の保健衛生費では、養育医療事業費国庫・県支出金精算返納金の増額、清掃費では、クリーン・リサイクルセンター運営費の執行残等に伴う減額などにより119万円を増額計上いたしました。

農林水産業費の農業費では、焼酎麴用米に対する助成金の増額、地域振興推進事業費県補助金決定に伴う事業費の増額、住環境整備事業費の確定に伴う工事請負費等の減額、水

産業費では、鹿児島県緊急雇用創出事業費臨時特例基金事業費補助金決定に伴う事業費の増額、吹上漁港航路閉塞土砂除去等に伴う施設維持修繕料の増額などにより685万9,000円を減額計上いたしました。

商工費の観光費では、宿泊費キャッシュバック事業の補助金実績見込み等に伴う増額、観光施設管理費では、観光拠点施設建設に伴う事業費の増額などにより、1億1,469万6,000円を増額計上いたしました。

土木費の都市計画費では、伊集院駅北口トイレ工事と南口駅前広場工事に伴う増額、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額などにより135万円を減額計上いたしました。

消防費の常備消防費では、消防救急デジタル無線システム整備工事等の執行残に伴う減額などにより1,274万1,000円を減額計上いたしました。

教育費の小学校費では、小学校複式学級移行に伴う施設維持修繕料の増額、パソコンリース料確定に伴う減額、中学校費では、教室改修に伴う施設維持修繕料の増額、幼稚園費では、子ども・子育て支援制度に伴うシステム改修業務委託料の増額、鹿児島城西高等学校サッカー部の全国高校サッカー選手権大会出場補助金の増額などにより749万9,000円を減額計上いたしました。

公債費の利子では、前年度事業に係る借入利率の確定などにより938万1,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第76号は、平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,816万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,537万8,000円とするものであります。

歳入では、療養給付費交付金などの交付決

定に伴う増額、繰入金では保険給付準備基金繰入金の増額、国保財政安定化支援事業費の決定に伴う財政安定化支援事業繰入金の増額など、歳出では、保険給付費で、一般被保険者療養給付費や退職被保険者等療養給付費の見込み増などによる増額、諸支出金では、療養給付費交付金返納金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第77号は、平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,841万7,000円とするものであります。

歳入では、分担金及び負担金の事業費負担金で受益者負担金の増額、繰入金で一般会計繰入金の減額、事業債の増額、歳出では、事業費の下水道整備費で受益者負担金前納報奨金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第78号は、平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,528万4,000円とするものであります。

歳出では、経営費で備品購入費の執行残に伴う減額、26年度消費税確定に伴う減額、予備費の増額などを計上いたしました。

次に、議案第79号は、平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ714万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,468万5,000円とするものであります。

歳入では、事業収入で入浴料等の料金収入の増額、歳出では、燃料費の増額、売店の賄

材料費の増額などを計上いたしました。

次に、議案第80号は、平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ673万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,839万7,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金で介護給付費負担金等の減額、県支出金では介護給付費負担金の増額など、歳出では、保険給付費で居宅介護サービス給付費の利用見込みに伴う増額、地域密着型介護サービス給付費の利用見込みに伴う減額などを計上いたしました。

次に、議案第81号は、平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,846万円とするものであります。

人間ドック受診申込者増に伴う雑入、補助金及び交付金の増額、過年度分の保険料還付金の見込みに伴う増額などを計上いたしました。

次に、議案第82号は、平成26年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的支出の総額に2,051万8,000円を追加し、予算の総額を収益的収入及び支出をそれぞれ8億4,032万4,000円とするものであります。

収益的支出は、水道事業費用で水道施設電気計装置修繕費の増額、水道施設電気料金の増額、材料費の増額、構造物減価償却費の増額などを計上いたしました。

以上、ご審議をよろしく願います。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。

まず、議案第75号について発言通告がありますので、田畑純二君の発言を許可します。

○17番（田畑純二君）

私は、議案第75号平成26年度日置市一般会計補正予算（第7号）について質疑させていただきます。

私の所属する総務企画常任委員会に属する以外の案件について、1点だけ質疑させていただきます。担当部課長は、できるだけ細かく、具体的にわかりやすく、誠意を持って答弁してください。

説明資料の23ページ、下のほうでございます。生活保護総務費扶助費補助事業6,242万6,000円となっております。補正前、補正それぞれございますが、この金額の具体的計算根拠、1番目。

2番目、なぜいしき園の入所者がふえたのか、その具体的理由、わかりやすく答弁してください。

3番目に、関連して、本市の現在の生活保護受給者の4地域別人数と金額、それと大まかな年代別人数と金額、そして最近の傾向、状況等を具体的にわかりやすく答弁願います。

最後に、市民の皆さんからの要望とか疑問点などもございますので、あえてここでお聞きする、質疑するわけですが、生活保護受給者の生活実態をどのような方法でどのようにつかみ、実際の受給にどう生かしているのか、本当に困っている人を助けているのか、ありのままをわかりやすく答弁願います。

以上。

○福祉課長（東 幸一君）

今ご質問のありました金額の具体的な積算根拠についてということでございます。

当初、平成25年度の4月から10月までの医療費の支払い額が約2億5,073万円ほどでございました。これに対し、今年度4月から10月までの支払い総額を見ますと2億8,536万円になります。昨年度

と比較をいたしますと、1.14倍程度に医療費が増加しているというふうになっております。この率を当初の予算で見込んでいた医療扶助に掛けまして、26年度の必要な医療扶助として見込んだところでございます。

それから、2つ目にありました、いしき園の入所者がふえたがその理由はということでございます。

当初、これまで3名の方が入所をなさっていらっしゃいます。今年度に入りまして、知的障がいのある方が1名、それから居宅での生活が困難な精神障がいをお持ちの方が1名、2名増加をしたということで補正予算を計上する必要が生じたものでございます。

それから、生活保護受給者の地域別の人数、金額ということでございます。

11月1日現在で保護停止の方を除きますと、565人が生活保護を受給をしております。地域別の内訳を見ますと、東市来で192人、伊集院地域で172人、日吉地域で81人、吹上地域で120人でございます。

年代別で見ますと、20歳未満が138人、20歳代と30歳代を合わせて47人、40代、50代の方が121人、60代と70代が合わせて212人、80代と90代が47人でございます。

また、11月に生活保護世帯に直接支払われました生活保護費の総額は、2,384万円となっております。

それから、最近の動向ということでございますが、平成17年度から微増ということで増加を続けておりましたけれども、世帯数と人員につきましては、平成24年6月の391世帯、635人をピークにいたしまして横ばいの状態となっております。平成26年度の10月実績で見ますと、379世帯、587人というふうになっております。

それから、実態をどのような方法でつかんでおるかということでございます。

就労収入のある世帯等につきましては、毎月収入申告の提出を求めているところでございます。就労収入が比較的安定している世帯については、過去3カ月の就労収入の平均で保護費の積算を行っております。

また、就労収入が不安定な世帯では、収入の仮認定と本認定を交互に行いながら、毎月の保護費の変更作業を行っているところでございます。そういった形で、直接、中に入りまして、保護費のほうに反映をさせているといったような状況でございます。

簡単でございますが、説明終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○12番（花木千鶴さん）

通告してなかったところですけども、私もこの今の生活保護のところでちょっと伺いたいと思ってたところでした。るる今説明があったところですけども、今回の6,200万円の増額というのが医療分でしたね。いしき園については大体300万円。医療費分のところで約6,000万円計上されております。今の説明でいきますと、若干、受給者数は減っているにもかかわらず、6,000万円という、年間かかる医療費からいくと、約1割程度でしょうか、先ほど1割ぐらい増加しているというお話だったんですけども、この辺の傾向の中で高齢化が進んでいるというのが、年齢層の話もありましたけれども、そこら辺の影響によるものなのか、それとも、ほかに何か突出した要因があるのかどうか、この辺の少し傾向について説明をいただきたいのと。

それから、次の同じページにあるんですけども、国庫支出金の返納が出てたりなんかするわけですけども、総体的に1億円ぐらいの返納金が生じるわけですが、全体として、市のこれらに対する影響というもの、市の負担金も保護支給額には幾らか含まれるわけ

ですが、この辺のところの2点についてをもう少し詳しく説明いただけないものか。もし、お答えできない分があったら、お答えできない分を明確にさせていただいて、委員会付託になっておりますので、その報告を待ちたいと思いますが、詳細に少しわかる部分だけでも結構ですので、ご報告ください。

○福祉課長（東 幸一君）

医療費の具体的な理由にということでございますが、医療費の中身を見てみますと、入院、外来、歯科、調剤、それから食事といったような部分で分かれておるわけでございますが、入院費につきまして、約3,000万円近くが増加をしているような状況でございます。これに加えて、この調剤費関係につきましても、消費税等の絡みもあるかもわかりませんが、200万円から300万円といったような上昇をしておるというような状況でございます。

対象になる方の病状がどうあったかということまで、ちょっと把握できないところですが、こういった入院費、外来費、こういった部分で分けてみますと、そういったところが原因になっておるようでございます。

それから、2点目の返納金のことでございますが、ここにつきましては、毎年、この支給額が毎月変動していくというような状況の中で、どの時点で精算をすれば一番いいのかという部分もございまして、毎年、年度末までつかんでおかなければならないというような状況もございまして、結局、返納という部分が精算で出てくるというふうに理解しておるところでございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○21番（成田 浩君）

24ページに書いてありますけど、保健衛生の予防のほうで狂犬病の予防接種のことで400頭が250頭増になったと書いてあり

ますけど、これだけの違いがどうなったのか。今、世間では野良犬、野良猫、野猫という種類で非常に衛生的に、また子どもたちの安全のためにも注意をされておりますけど、そういう関係でこの増がどういう関係で計上されているのか、この違いを説明を求めたいと思います。

○市民生活課長（有村芳文君）

狂犬病予防の接種事務のことでございますが、この250頭の増につきましては、現在、それぞれ地域を回って予防接種をしているわけですが、それとは別に動物病院のほうで接種をされる方がいらっしゃいます。その方が市役所のほうに届け出を出していただければよろしいんですけれども、もう病院で終わりにして、役所のほうにその届け出をされない方がいらっしゃいますので、その方について病院のほうから注射済証の交付等は、そういうのをしてもらっております。その件数が見込みの400頭を上回っておりますので、250頭増でこの委託料で支払いをするということの補正でございます。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。

○21番（成田 浩君）

今までそういう形式で病院側から個人的に接種したというのが回ってきたケースがあったら、こんだけの数字の違いは出なかったと思うんですね。今年度だけのそういう計算になったのか。また、別にそれを答えていただかないといけないんですけど、予防接種をしないとけない目標頭数が、本当は日置市にどれぐらいあるのかも、ついでに答えていただきたいと思います。

○市民生活課長（有村芳文君）

この手続につきましては、本人さんがしていただくということが前提でございましたけれども、今回、予防接種率の向上対策としま

して、まず届け出を確実にしてもらおうということがございまして、26年度から新たに先生のほうにお願いをしている分でございます。

また、その接種をしなければならない数につきましては、これまでもいろいろ議論はされておりますけれども、今のところ、飼い主さんの届け主義でやってきております。そのことについては、今後、漏れのないように私たちも把握をしていく必要があると思っております。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第75号は、各常任委員会に分割付託します。

これから、議案第76号から議案第82号までの7件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○12番（花木千鶴さん）

1件、介護保険事業の件で伺います。何号になっておりますでしょうか。80号ですかね。説明書でいきますと、62ページです。介護保険事業の中で今予防事業というのは、大変市町村にとって重要な事業になっているわけですが、26年度分で総合相談事業が当初組まれておりました社会福祉士での相談事業ということだったけれども、社会保険福祉士を臨時で雇うことができなかったと。予算は1年間分になっております。

今回、曙福祉会のほうの社会福祉士にお願いをするとして、約3カ月分のものが計上されているというところなんです。そこで伺うわけですが、この相談事業が社会福祉士でなければならなかったのかというところが1点。その社会福祉士でなければならぬかどうかという問題で、1件お答えください。

それから、この相談事業では、どのようなことを予防事業の中でやろうとしていたのか。それが約9カ月できなかった事業になるわけですね、予定よりも。3カ月だけとなるわけですが、これの影響というものはどういふふうに見ればいいのか。大変予防事業の中では大きな今後影響を与えてくる分野ですので、きちんとその辺の計画と実態についてをご報告をいただきたいと思います。

それから、介護福祉士にする場合の予算を約300万円年間組んでいるようです。これが外部からの派遣職員になって3月で100万円ということになります。この違いを4分の1にはならない理由っていうんですかね、その辺のところを少し、市が直接臨時職員で雇った場合と外部から応援もらった場合とのその積算の違い、単価の違いについてをちょっと説明していただだけませんか。

○介護保険課長（福山祥子さん）

ただいまの総合相談事業の件でございますけれども、まず1点目、社会福祉士でないのだめなのかというようなご質問でございますけれども、総合相談ということにつきましては、主に社会福祉士が対応するというふうなことで包括支援センターの中での3職種の役割というものを考えております。なかなか社会福祉士が雇用できないというような状況もある中では、それに相当する保健師だったりとかっていうふうなことでも対応をしているところでもあります。

それと、総合相談事業の中では雇ってはおりませんが、支出をしてはおりませんが、そのほかに社会福祉士が今現在資格を持っている者が包括支援センターのほうに2名おりますので、そちらの2名でこちらの総合相談事業も対応していると。そしてまた、チームケアというところですので、保健師、主任介護支援専門員、そのような職種とあわせて対応しているという状況にあり

ます。

2点目です。予防事業の中で、これまで採用がなかった点について、やれていなかったのではないかというふうなご質問だったかと思いますが、ここにつきましても、今申し上げましたように、欠員であった状況につきましては、今先ほども申し上げましたように、3職種がチームとしてやっているということと、あと2人社福がおりますので、そちらのほうで対応して頑張ってきたという状況にあります。

3点目です。嘱託職員とそれから出向になったときのその費用の違いという点でよかったですでしょうか。ここにつきましては、嘱託職員は社会福祉士の時間単価を1,500円で見積もっております。1年間というふうな形で274万5,000円をこれまで計上しておりました。ここには嘱託職員ですので、もちろんボーナスとかそういうものはございません。これから出向してもらいます職員につきましては、今回は曙福祉会のほうから出向していただくという状況になりましたけれども、出向元の賃金といたしますか、お給料でこちらのほうが負担金としてお支払いをいたしますので、その分が予算として上がるという状況になります。職員としての予算で計上しておりますので、そこに差が出てくるという状況になります。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

ただいま議題となっております議案第76号及び議案第80号並びに議案第81号は、文教厚生常任委員会に、議案第77号及び議案第82号は、産業建設常任委員会に、議案第78号及び議案第79号は、総務企画常任委員会にそれぞれ付託します。

△日程第38 請願第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書

○議長（宇田 栄君）

日程第38、請願第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております請願第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本請願は、鹿児島市祇園之洲町53番地1、ひまわりビル3階、全国B型肝炎訴訟鹿児島県原告団代表宮崎一博氏から提出され、去る9月9日の第4回定例会本会議におきまして、本委員会に付託されたものであります。

なお、紹介議員は、中島昭議員であります。

請願の趣旨は、1、ウイルス性肝硬変・肝がんに関する医療費助成制度を創設すること、2、身体障害者福祉法上の肝機能障がいによる身体障がい者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすることを求め、地方自治法第99条の規定により、政府及び国会に対し意見書を提出することを請願するものであります。

本請願の審査については、9月12日、22日に委員会を開催し、紹介議員の出席と健康保険課、福祉課による説明を求め質疑を行いました。9月議会では結論が出ず閉会中の継続審査となっております。そのため11月13日に委員会を開催し、請願提出者の代理人を参考人として出席を求め、審査を行い、質疑・討論・採決を行いました。

次に、質疑の主なものを報告いたします。

委員より、鹿児島県内における対象者はどのくらいかとの質疑があり、参考人より、日置市内で約460人、鹿児島県内で約1万5,000人と推定されるが、自覚症状がない肝炎患者もおり、実態は不明である。国は、平成21年制定の肝炎対策基本法において、ウイルス性肝炎の多くが、予防接種が原因のB型肝炎と輸血やフィブリノゲンの製剤の投与が原因のC型肝炎と認めたものの、その証明が難しい状況で多くの患者が立証手段を失って司法の救済の対象にならない矛盾が生じている。そのため法の基本精神にのっとり、医原病であるウイルス性肝炎の特異性を認識し、国が責任を持って患者支援策を進めてほしいとの考えで、この請願を提出したと答弁がありました。

また、請願の趣旨が医療費の助成とあるが、肝炎患者の平均的な医療費はどのくらいかとの質疑に対し、長崎医療センターの八橋先生の調査では、慢性肝炎の患者の医療費は、年10万円以上が67.1%、年20万円以上が40.9%、年50万円以上が11.7%となっている。また、肝硬変の患者の医療費は、年10万円以上が46.5%、年20万円以上が21.1%となっているとの参考人の答弁がありました。

次に、委員より、請願書の中で、就業や生活に支障を来すと文面にあるが、その状況はどうかとの質疑があり、肝がんや肝硬変の患者は、年三、四回入退院を繰り返し、定職につけない状況である。長崎大学の調査によれば、会社の理解があり仕事を継続している人が67%、仕事を変更した人が21%、仕事をやめた人が8%となっていると参考人から答弁がありました。

次に、請願の願意の中で、身体障がい者手帳の認定基準を緩和とあるが、基準の厳しさを具体的に示していただきたいとの質疑があり、参考人から、現在の認定基準はポイント

制で認定になっているが、実際には亡くなる前の症状に近い症例が多く、救済されていない。例えば、先ほどの長崎医療センターの調査では、腹水がたまって、90日間たまっていないと身体障がい者手帳の認定基準には合致しない。そのような患者のうち3割の患者は1年以内に死亡している。非常に厳しい基準であると答弁がありました。

このほかにも多くの質疑、意見がありましたが、当局及び参考人の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、請願第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これから請願第2号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。請願第2号については採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、請願第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書は採択することに決定されました。

△日程第39 意見書案第6号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意

見書

○議長（宇田 栄君）

日程第39、意見書案第6号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書を議題とします。

本案について提出者に趣旨説明を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております意見書案第6号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど採択されました請願第2号の願意が、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充をするため、国会及び政府への意見書提出でございますので、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により、ここに提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。朗読は省略いたしますが、1、ウイルス性肝硬変・肝がんに関する医療費助成制度を創設すること、2、身体障害者福祉法上の肝機能障がいによる身体障がい者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすることを求め、地方自治法第99条の規定により、国会及び政府へ意見書を提出するものであります。

送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託

を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決します。意見書案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第6号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書は原案のとおり可決されました。

△日程第40 陳情第8号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第40、陳情第8号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

本件は文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第41 陳情第9号川内原発再稼働に「反対」の声をあげてください。（陳情）

○議長（宇田 栄君）

日程第41、陳情第9号川内原発再稼働に「反対」の声をあげてください。（陳情）を議題とします。

本件は総務企画常任委員会に付託します。

△日程第42 陳情第10号受動喫煙の防止措置について

○議長（宇田 栄君）

日程第42、陳情第10号受動喫煙の防止措置についてを議題とします。

本件は文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第43 発議第2号日置市議会委員会条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第43、発議第2号日置市議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

発議第2号について提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長門松慶一君登壇〕

○議会運営委員長（門松慶一君）

ただいま議題となっております発議第2号日置市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

さきの9月定例会において、日置市議会基本条例が制定されましたが、この条例第4条第1項では、議会は全ての常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに日置市議会会議規則第7章に規定する協議等の場を原則として公開するものとする、議会活動に関する情報を積極的に公開するよう規定されているところであります。

しかし、現在の日置市議会委員会条例の傍聴の取り扱い、第19条第1項で、委員会は議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴できると規定されているため、今回、委員会の会議は、日置市議会基本条例第4条第1項の規定により、原則として公開するものとし、また、同条第3項では、委員会の会議の傍聴に関し、必要な事項は議会規則で定めることを規定しています。

また、そのほか今回の一部改正に伴い、あ

わせて条文の整理を行っています。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから発議第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。発議第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号日置市議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

△日程第44 議会改革特別委員会付議
事件の追加付託について

○議長（宇田 栄君）

日程第44、議会改革特別委員会付議事件の追加付託についてを議題とします。

本件は、これまで議会改革特別委員会において議会報告会の開催及び議会インターネット中継並びに議会基本条例の制定について審

議してまいりました。これに加えて、議員定数に関して調査検討するものであります。議員定数に関する調査検討について、議会改革特別委員会に追加付託します。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は終了しました。

12月11日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会をいたします。

午後2時00分散会

第 2 号 (1 2 月 1 1 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（8番、7番、18番、9番）
-------	--------------------

本会議（12月11日）（木曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 瑳や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	成田 浩 君	22番	宇田 栄 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教 育 次 長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	平田 敏文 君
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長 藤澤貴充君
上下水道課長 丸山太美雄君
学校教育課長 片平理君
会計管理者 満留雅彦君
農業委員会事務局長 福留正道君

建設課長 桃北清次君
教育総務課長 宇田和久君
社会教育課長 今村義文君
監査委員事務局長 松田龍次君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、8番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔8番出水賢太郎君登壇〕

○8番（出水賢太郎君）

皆さんおはようございます。さきに通告をいたしておりました3項目について質問いたします。

まず、1番目の友好都市との交流事業について質問いたします。

現在、日置市では国内で北海道の弟子屈町、岐阜県の大垣市と関ヶ原町、滋賀県の大津市また、鹿児島県内では始良市と南大隅町、海外ではマレーシアのスバンジャヤ市また韓国の南原市と交流を続けております。それぞれの自治体との交流は学生のホームステイや国際交流などの人的交流、物産展の開催などの経済交流、歴史をたどる文化交流など幅広く展開をされています。合併を契機に多くの自治体と交流することになったため多額の予算が必要になった半面、日置市を広くPRできるとともに市民間の交流が広がり、文化面や経済面などさまざまな活動が展開される可能性にも満ちています。

しかし、このような交流については、まだ多くの市民には認識をされていない点も否めません。市の広報誌などでも特集を組み市民への啓発活動に努められていることも十分理解をしておりますが、まだまだ足りないのではないかと考えます。

そこで、2点を市長に質問をいたします。

1、市民間の交流をより促進するべきではないでしょうか。2、経済活動につながる交流を進めていくべきではないでしょうか。

次に、2番目の地域づくり推進事業について質問をいたします。

この件につきましては、6月議会でも質問いたしました。この半年の間に来年度から実施される第3期地区振興計画の策定作業が進んでいますので、再度質問をさせていただきます。

市は、これまで6年間の反省を踏まえ多くの住民が参加する地区公民館の理念や構想づくり、また地区自らが考える自治と共生・協働による地域づくりなどの観点に立って、参加したくなる会議などを実施して、第3期地区振興計画の策定を進めてきました。その作業の中で各地区よりさまざま声が寄せられていると思います。その中で特に問題になっているのが、年間1億5,000万円の地域づくり推進事業費の取り扱いについてであります。

地域にとっては、なかなか整備ができなかった道路や水路、道路ミラーや防犯灯など、生活環境を整備することができるよい事業ではあります。しかし、その反面、共生・協働の視点が足りないことやハード面に偏りすぎていることなど、問題点があったことも周知のとおりであります。

そこで、地域づくり推進事業の今後について市長の見解を伺いたく3点を質問いたします。

1、第3期地区振興計画策定に当たって、各地区からの要望や課題はどのようなものであったのでしょうか。2、地域づくり推進事業費の使い道について、自由裁量化の声が上がっているがどのように考えますか。3、過疎化・高齢化が進む地区では、共生・協働が成り立たなくなっていますが、どのように方策を考えていますか。

次に、3番目の地方創生について質問をいたします。

本年5月に増田寛也元総務大臣が有識者グループの日本創成会議が自治体消滅の危機を発表し、それがきっかけとなり安倍政権は地方創生に取り組むことになりました。9月3日、第2次安倍改造内閣で石破前自民党幹事長が地方創生担当大臣に起用され、また安倍総理を本部長とし石破氏と菅官房長官が副本部長とする、まち・ひと・しごと創生本部——いわゆる地方創生本部が発足いたしました。

そして、11月28日にまち・ひと・しごと創生法が公布され、具体的に動き出しました。ただ、この地方創生という言葉が私たち、日置市にとってどのような意味あいを持っており、またどのような形で政策として反映されていくのか、まだ具体的に見えてこないのが実情ではないかと思えます。そこで市長に質問いたします。政府の地方創生の政策において日置市ではどのような取り組みを行うのでしょうか。

以上、当局の誠意ある答弁を求め1問目の質問とします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の友好都市との交友事業について、その1でございます。

これまで友好都市交流は、親善使節団交流、スポーツ少年団相互交流、青少年派遣事業等を行ってまいりました。また、本年度は、弟子屈町の阿寒国立公園80周年記念式典への参加に市民40名を公募し派遣を行い交流を深めたところでございます。

今後も、姉妹都市等の節目の年など記念事業等の開催に合わせ、市民の皆様方を派遣し交流を深めていきたいと考えております。

国際交流におきましても、小・中学校生の派遣、ホームステイの受け入れ及び親善大使

の派遣等を行うなど交流を深めております。

また、市民レベルの交流を深めるため、来年度から隔年ごとに市民の皆様を南原市へ派遣し交流が推進されるように計画中でございます。

今後とも友好関係及び文化活動等を通じ交流の進展に努めてまいりたいと思っております。

2番目です。これまで大垣市及び弟子屈町とは、農林水産物や特産品などのイベントの開催時等に合わせて、物産交流販売を行っております。今後も双方の物産館等でも特産物等の販売を行うことができないか検討を行い交流を深めてまいります。特に弟子屈町とは黒毛和牛の繁殖用雌牛の斡旋や、乳用牛の導入をするなど事業交流も行っているところでもございます。

2番目の地域づくり推進事業について、その1でございます。第3期地区振興計画の策定につきましては、これまでの経緯を踏まえ、地区住民が参画する10年度を見据えた基本理念の設定、自治と共生・協働による地域づくりなど4つの観点を提示しております。

「整備すべきハードはたくさんある」という要望と同時に、人口減少を踏まえた地域存続や空き家対策への対応強化への声も多くありました。ハードで目指す身近な社会基盤整備への回帰と、ソフト事業による多彩な仕組みづくりを図りたいとの方向性を説明しております。

2番目でございます。地区振興計画にもとづく地域づくり推進事業は、地区公民館に予算と権限を与え、地域課題を市民自らが考え解決に取り組む、地域内分権の一環として位置づけております。地区によって、社会基盤の整備状況や地区住民のニーズは異なり、財源面を含めて自由裁量とのご意見ですが、やはり3年間は同一の水準の中で、個性ある地区公民館の仕組みづくりを支援してまいりたいと考えております。

3番目でございます。共生・協働の推進には、多様な主体の連携が不可欠と考えております。市民と市の連携だけでは限界があって解決しない課題をNPO法人やボランティア、各種団体とも一緒になって打開しようというものでございます。

担い手が少ない過疎・高齢化地域ほど、この取り組みが求められておりますが、高山地区や平鹿倉地区等幾つかの地区において、多様な主体と連携した協働による地域づくりが展開されるなど、新しい局面も見られます。

今後国・県等の動向等を見ながら、新しい方策も検討したいと考えております。

3番目の地方創生法でございます。

先月の21日開催された国会で、地方創生関連2法案が成立しました。また、この法案成立前の10月20日に国は、都道府県の対象者を関係に「まち・ひと・しごと創生」に関する地方公共団体担当課長会の説明会を開催し、国の取り組み状況や関連2法案の説明、また、国と地方が総力を上げて取り組むための指針として、国の「長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を年内に決定することなどが報告されております。その中で、都道府県や市町村におきましても、「地方版の創業戦略」と「地方人口ビジョン」の策定が努力義務とされていますが、本市におきましても人口減少問題は重要な課題となっており、両計画の策定に向けた策定を進めてまいります。

以上でございます。

○8番（出水賢太郎君）

それでは、それぞれの項目について質問をさせていただきます。

まず初めに、1番目の市民館の交流をより促進するべきではないかという項目でございますけれども、今、回答でございましたが、来年度から隔年ごとに南原市のほうに市民の皆さんを派遣するというので、これは中身

的には今回、弟子屈町に皆さん40人の方が行かれましたけれども、それと同じような内容ということで考えてよろしいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

まあ、今後海外の場合につきましては、やはり経費的なものもございまして、まあ今まで使節団という形でございましたけれど、議員おっしゃいますとおり隔年おきに市がある程度、一定の補助金を出して、自己負担も伴いながら市民に広く公募してやっていきたいと、これを先般私、南原市行ったときに、市長とそういう今後のあり方ということも検討させていただき、お互いに理解を得て今後、今回弟子屈をしました、あいうことを南原のほう来年やっていきたいというふうに思っております。

○8番（出水賢太郎君）

まあ、日韓関係がいろいろと言われてる時期ですけれども、そういう時期だからこそこういった民間の交流というのは大事になってくるのではないかと思います。非常にこういった形で交流が促進されるということは喜ばしいことだなというふうに考えます。

次に、市民への周知の問題ですけれども、ことし入ってから広報誌のほうでも特集を組まれております。ただ、私ちょっとショックを受けたんですが、まあ市民の方とよく話をして、この前弟子屈に行ってきましたという話をしたら、何でその北海道のところと交流してるのとかですね、多賀町に行ってきましたと言ったら、何の関係で行ったのとよく聞かれます。それで、そのたびに説明はするんですけれども、ああ皆さん意外と知らないんだなと、ご存じないんだなというのが率直な私の感想です。

まあ、この辺についてどのように広げて行こうと思うか、そして、また今の状況も含めてですけれども市長のご見解をお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

広報誌等でそういうことで交流のあった時には説明しますが、今回も自分が体験しなければ、ただ広報誌があつてさりと見て中身まで私わからないのかなということは思っております。そういうことで今後、やはり市民の皆さんは新たにそういう公募をするきっかけをした中において、1つ全部一緒にわかるとは大変難しゅうございますので、今後は市民のそういう交流を大事にしながら、多くの市民の皆様方が姉妹都市との交流、またそういういきさつ、こういうものを学んでいただけるよう、また行った方々の感想文とか、そういうものも広報誌等にまた載していけば幅広くまた市民の皆様方が認識していただけるんじゃないかな、そういうことを今後やっていきたいと思っております。

○8番（出水賢太郎君）

弟子屈のほうでも中学生の交流でホームステイに行かれた子どもたちが、弟子屈中学校のほうで壁新聞をつくっているんです。その壁新聞というのは北海道で1番をとったそうなんですけども、その時に、日置市に行つてこうでした。こういうことでした。永山在兼さんはこういうことをしましたということを、事細かに書いて学校に張つてあるんです。校長先生にお聞きしましたら、ちゃんとそういう教育もしておりますと、お聞きしたところによれば、その何年か前でしょうね、ホームステイで交流したお友達同士になって、年をとつて結婚をすつとなつて鹿児島から北海道まで結婚式に呼ばれたそうです。そういう交流も続いているそうでもあります。ですので、まあ弟子屈だけではなくて、ほかの自治体の交流にもそういう部分を広げていただきたいなと思つています。

そこで、一つ提案があるんですが、来年が市政施行10周年ということで、10周年の記念式典も行われる予定であります。恐らく

各交流の自治体の代表の方々もお祝いに駆けつけてくださると、来賓でお呼びすると思つていますが、例えばそのときに、せっかく今度、全部の自治体が集まるといふのは余りないことだと思つています。まあ、妙円寺詣りなんかがある時は、それに関係する多賀町、関ヶ原町、大垣市来られますけれども、でもほかのところは来られないわけですので、ここがすごくいい節目のきっかけになるかと思つています。そういう中で、共通のテーマで例えば地域活性化だったり、地場産業の育成だといふような感じで、それぞれの自治体で共通のテーマがあると思つてのですが、そういう自治体サミットじゃないですけども、まあパネルディスカッションなのか、文化会館でそういう皆さんに集まつてもらつて市民の皆さんにも参加してもらつて、環境自治体会議じゃなかったですけど、ああいう感じで大きくはしなくてもいいと思つていますが、何かそういう形でイベントができないのかなと思つてのですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、この10周年におきまして私ども内部の中でいろいろ検討しております。今、ご提案ございました、そういう派手でなくても、まあ一つの一こまの中で今回10周年で、それぞれ姉妹都市のほうにもお呼びかけをいたしたいと思つておりますので、具体的に実行委員会の中において、そういうものも入れていけば一つのいいきっかけになつて、また全、それぞれの姉妹都市のよさとかそういうのがわかるというふうに思つておりますので、今、ご提案いただいたことは十分、心にとめて組み入れていきたいというふうに思つております。

○8番（出水賢太郎君）

ほかにも例えば、中庭にブースをつくつてテントでそれぞれの自治体のそういう案内ブースをつくるとか、いろいろやり方がある

んじゃないかなと思います。そういう実行委員会のほうで、きょうの提案について、またご検討いただければなというふうに思っております。

次に、経済活動につながる交流を進めるべきではないかという項目に質問を移らさせていただきます。

マレーシアのスバンジャヤ市と友好都市盟約を結んでおりますけれども、恐らく鹿児島県内でこういった形でマレーシアの都市と友好都市盟約を結んでいるところは確かなかったんじゃないかなと思うんですが、日置市だけかなと思うんですけど、そういった中で今、マレーシアの経済というのが非常に伸びがあって、アセアン諸国の中でも今はシンガポールなんかよりもマレーシアのほうが上だというふうに言われてます。

そういった中で、マレーシアが国家戦略でハラルビジネスというのを展開しています。このハラルというのは何かといいますと、イスラム教の開発でアルコールとか豚を使ったものは食べれない、そこで今後はそれを使ってるものも材料に入っているものもだめですし、運ぶ時もそれが乗せたものは運べないと、それをちゃんとクリアしてますよ、そういうことはしてませんよということで全部認証を受けてそれでハラール認証というマークを受けて、それをマレーシアは中東の諸国に輸出をするというビジネスを今、国家戦略で展開しているそうです。

例えば、日本から物を輸入して中継貿易で、マレーシアで加工してそのまま今度は中東に持って行くという形でやっているそうでございます。で私が調べましたところ、日経新聞が日経ビジネスという雑誌の中で、今、マレーシアのほうでセランゴール州の工業団地というものが、一番マレーシアの中で勢いがあるんだということで特集を組んでます。セランゴール州というのは、スバンジャヤがあ

るところですよ、ですので、そういった部分で投資を今、日本のほうもどんどん日系企業も進めていると、特に食品関係のそういった産業も進出をしているというふうにお聞きしております。

先日でしたけれども、南日本新聞にも載っておりましたが、大隅のほうのJAあおぞらさんがお茶を加工して、中東に輸出するのにマレーシアに持って行くんだという話も出てたようでございます。ですので、日置市の例えばそういう地場産品をやはり、例えば農産物もですし、食品でもいいんですけども、いろんなものをマレーシアの輸出する可能性というのはあるんじゃないかというふうには今回考えました。

その点、市長は今後の交流も含めてですけども、どのようにして行きたいか、ご見解をお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今回のマレーシアスバンジャヤ市の交流をする調印式がありまして、私も向こうのほうに現地に行きました。そのときに、市長とも交流の中におきまして、一番問題は環境問題、環境問題をお互いに勉強して、そういう中で向こうの市長のこちらのほうに来、施設等の見学もしました。一番、交友友好都市の中におきまして、人との交流もですけども経済交流、これもひとつの大事なことであるというふうに思っております。

今、ご指摘ありましたとおり、マレーシアの国際戦略のハラルビジネス、こういうものもあるというのを認識しておりまして、特に今後、特に私ども吹上町におりました国際交流のザカリアというのがおりましたけれど、これがこれに関与しているということで情報を得ておりますので、今後彼とこういうどういう形の手法でいいのかどうか、彼とそういうやりとりをしながら日置市ができる範囲の中でどうあるべきなのか、彼も私どもの町の

実態は十分存じ上げておりますので、彼を中心としてまたスパンジャヤ市とも、彼もそれぞれの連絡網になっていただき、これは大きな今後検討材料であると思っております。

特に今、日本おきまして6次産業という農業の分野におきまして、どうしてもこの海外のほうにどういう形で輸出していくのか、このお茶もですけど、今、牛肉とかいろんなものも木材も出し、そういうものを輸出していかなければ事業展開ができないということでございますので、こういうマレーシアのことも含めて私ども日置市におきます農林水産物のこの輸出のほうも検討もしていきたいと思っております。

○8番（出水賢太郎君）

それと、マレーシアは今、経済成長が著しくて日系企業がどんどん進出をしていると、ということはそれだけ日本人がマレーシアにたくさん今、住んでいる状況もあると思えます。そういった今度は日本食の部分で自分たちのこの日本の食事をあちらに輸出するという観点もまた必要かと思えます。

まあ、ザカリヤさんの件は、JAあおぞらの件にも絡んでたようですので、その辺もまた情報交換もしていただきたいというふうに思っております。

次に、経済活動ということであるのかどうかわかりませんが、今、市長は大河ドラマの関係で島津義弘公の大河ドラマの関係で誘致活動も始良市やら湧水町整備の組んでやっておりますけども、例えば、これは一つの提案なんですけど、鹿児島県内だけでNHKに陳情活動起こしても、なかなかインパクトは弱いかなと思います。例えば、関ヶ原だったり多賀だったり、特に関ヶ原もその舞台ですので、一番の舞台だと、その関ヶ原町と組んで誘致運動を進めればもっとNHKに対しても押しがきくんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

まあ、ご指摘ございましたとおり、今大河ドラマの誘致という形の中で私ども日置市、始良、湧水、えびの、この薩摩の義弘公を中心としたそれぞれの武将におきます、携わっている市町村と連携をしております。これだけじゃあちょっと私のほうも押しも少ないという、押しも弱いと思っておりますので、特にこれは鹿児島県、県自体と一緒にまた観光協会の戦略もございまして、そういう方々も取り組んで行かなきゃならないし、今おっしゃいましたとおり特に私どものこの関ヶ原町、大垣、こういうところに大変、この関ヶ原に今、官兵衛がございまして、これにゆかりのある町も多うございまして、とりあえずこの地元のほうをある程度その方向性を見出した中において、そういう具体的な策をまたそれぞれの町・市と話をし、またお願いするべきはお願いし、また一緒にそういうものを誘致合戦をしていく方向の中で進んで行かなきゃならんというふうに思っております。

○8番（出水賢太郎君）

それでは、次に2番目の地区振興計画地域づくり推進事業の部分に移りたいと思います。

まず初めに、第2期の地区振興計画がことしで最後ということですけども、積み残すということが、まあ1期のころも話があったんですが、いろいろ積み残しがあったんじゃないかなというふうに思います。まあ、前回6月議会で私、同じことを質問させていただいたんですが、当時の市長の答弁だとちょっとこう具体的にまだわからないというところもあったのかなというふうに思います。

もうことしも、今年度もあと4カ月というところで、ある程度のその積み残しの部分もわかってきたんじゃないかなと思うのですが、その辺の把握、それからその積み残しがもしあった場合に、地域のほうではどのようにこ

の積み残しの解決を要望されているのか、そしてそれに対して第3期の中で市長はどのようにその積み残しの対策を考えていらっしゃるか、お答えいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

この地域づくり事業をしましてもう6年という中で、それぞれ1期、2期という中でさせていただきました。それを3期ということとして、第1期目につくった地域づくり、大変膨大な形の中でございまして、まあ、いろいろ課題もあるし、積み残しもあったというふうに認識しております。

その中で、2期目のまた計画のそれぞれの地域が見直しをして、その実施の中においても若干は残っておるのではないかなと思っております。この中におきまして、3期目に移行する部分もあるし、また新たに出てくる部分もあると思っておりますけれども、3期目の考え方というのが一応5,000万円の半分だけはハード、半分はソフトという一つのやはり、この地域づくりをすることにおいて一つの目的は、その地区館がどういうふうにしてまとまっていくのか、そういう方向性も一つの大きなポイントになってございまして、今それぞれの地域の中を見させていただきますと、地区館長また支援員を含めた中が中心となって進めさせてもらっております。

この2期目の積み残しということでございますけれども、若干はあると、どれだけあると量的なちょっと私も把握はしておりませんが、そういう部分である程度2期目の中で事業的な計画した部分については、今回はそれぞれ積み残しといっても予算を配分しておりましたので、その3年間でする事業というのは大体もう入れておりましたので、まあある程度担当のほうからの報告の中では完了しておるといふ部分を報告をいただいております。

○8番（出水賢太郎君）

私がなぜこのような質問をしているかとい

うと、うちの伊集院北校区、北地区の場合が要望を出したら2,400万円ぐらい積算で上がってきたんです。ただ、3年間でうちの割り当てでいくと1,200万円しかないと、まあこれは、新しく出てきたものでもなくて結構ずっと継続で出してきた、まあ優先準で切られた部分もちろんあります。ずっと待ってたんだけど、例えば建設課のほうで来るかと思ったけど、まだ来てないとか、こちらは農地整備だから予算がつくからもういいがとか、いろいろやったんだけどその中でもやっぱり積み残しというか、まだ足りないよねという部分がありました。まあ、地域によって差があるかと思っております。

ただ、そういったところで、これ2番目の自由裁量の話にもつながってくるんですけども、今、市長が答弁されたようにハードが50、ソフトが50、財源の部分もあるかと思っておりますが、地域をやはりそういうソフト面を強化していきたいという思いが強いということを感じておりますけれども、一方ではやっぱり地域では、もう少しハードの割合を上げてもらえんかなというところもあります。

この辺の実態というのは、まあ積み残しの実態も余りこう数字的には出せないような感じでしたけれども、おそらく地域づくり課のほうではある程度把握もされてるかと思っておりますが、その辺の考え方とか、現状というものはどうとられていらっしゃるか、お答えいただきたいと思っております。

○地域づくり課長（堂下 豪君）

第2期の当初は、1期の積み残しがある地区もあったかと思っております。第2期では、新たな課題というのが主に中心になってきたというふうに認識しております。策定時の計画からしますと、内容が変更になるものとか、あるいは差しかえられたりするものもありまして、個別に積み残しがあるかどうかという比較は難しいものがあるんですけども、実

績を見てみますと、第2期の1年目、2年目と第1期のまあ3年間の件数と比較しますと、大幅に件数が減少しております。これは市全体的にいえることなんですけども、都市部、特に伊集院地域におきましては、第1期と比較しますと、第2期の課題のハードの課題解決件数というのは3分の1ぐらいまで落ちております。で、内容を見ますと、やはり件数が少なくなったから工事費も大きなものになりまして、事業費を重点化、限定化していくような傾向もあるということで、我々が考えております地区振興計画で取り組む身近なハード課題の解決というのはほぼ終わってきたんじゃないかなというふうには捉えているところでございます。

まあ、今、上がってくるのが大体、市道とかそういった形の大きな工事費がかさむような課題が多く上がってきているような現状でございますので、先ほど言いましたように、公共工事で手が届かないところの細かなハードの整備というのは終わってきたというような形で考えているところでございます。

○8番（出水賢太郎君）

今の答弁、確かにそのような考え方、捉え方あるかと思えます。ただ、実際は1期目の時だったんですが、細かい工事が多すぎて事務量も多くなった、予算も少ないですから、まあ例えば、舗装するにもちょこっとしかできないと、ふたは側溝のふたもちょこっとしかできないと、これじゃあ意味がないよねというのが、恐らく各地区館でも話になって、ある程度まとめましょう、まとめないと大きな工事はできないというのを皆さん気づいたわけです。それで、2期目はある程度まとめました。結果、小さい工事が全部小さい要望箇所は切られてるんです。そこを待ってたんだけど、まあ、なかなかやっぱりできないよねと、どうしようかというので、もう自由に使わせてもらえないかなというのが、ある程

度声が上がってきたんじゃないかなというのが実態じゃないかなと思うんですが、その辺は市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

最初と1期目の場合は、市道とか国道とかもう何でもかんでも上がってきたのは実態でございました。その中でやはり発注したりいろいろする部分がございます、今おっしゃいましたとおり、ある程度2期の全体を見ますと、ある程度指摘のところにおいては、済んでおるところがあるし、また農村地域の広いところはまだ課題もたくさんございます。まあ、特に今、農道とかそういう部分については、今それぞれの地域では、農地水と中山間地域支払い、これをうまく活用して農道とか用水路そういう部分については一緒、同じような約2億円程度その部分もお金がございまして、やってる部分もございまして。基本的には市道とか里道、その集落道、その部分に手を入れていかなきゃならないという部分があったのかなと思っております。

そういうことを考えて、今後におきましても、この半減しますので、まあハード主体という部分もありますし、その使い方は自由度というのはある程度その地区によって話し合い、そういう小さいところをする地域もあります。だから、大きくとった地域もございまして、この自由度というのはその地区館でやっておりますので、ある程度私どものほうは地区から上がってきたものについて整理をしながら進めております。この考え方は今も変わりません。

まあ、自由度と言いますか、その部分がある程度はその金額だけ提示してやっております。今後3期目は恐らくまだ、そういうまだしなければならぬ部分がたくさんあるのかなと思っておりますし、その中でさっき言いました農林水産の部分についてはそういう今ある農地水、この中山間支払等でもできます

けど、今後はやっぱり市道のものにつきまして、こちらのほうはこの分できない分については、予算的にもこの直接お願いに行って、これも恐らく全体を見た最優先度になりますので、緊急性になりますけども、今後この建設土木のほうではできない部分については、またきちっと対応もしていきたいと思っております。

○8番（出水賢太郎君）

今、市長が中山間と農地水の話をされました。私も農地水の活動については、九州大会があって大分まで行って、いろいろ勉強もさせていただいたんですけれども、地区館のほうをそれを把握されてない事例もあるかと思っております。ですので、やはりこの農地水、中山間とこの地域づくり事業がリンクしていかないといけない、一緒にやっぱりテーブルにつかないといけない部分があると思うのですが、それがその地区館によってしてるところもあれば、してないところもあると、差があると思っておりますので、ここはまた地域づくり課のほうでうまくまとめていただきたいなというふうに思います。

それと、今言われた、ハードが50、ソフトが50%という話なんですけど、これを全部の地区館に一律で同じ基準で決めてしまったことが果たしていいのかなというのが私の思いの中にあります。例えば、ある地区ではハードを6対4にすると、ハードとソフトの比を、でもまあハードが比較的少ないところは、もうハードは3割ぐらいでいいよと、3対7でいきましょうという考え方もあるんじゃないかなと思います。

その総額の予算の7,500万円と7,500万円、この総額の中での割合を結果的に5、5に持って行けばいいのかなと、そのやりくりをしていけば地域の要望にもある程度こたえることができるんじゃないかなと思うんですが、その辺の考え方というの

は、いかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

まあ、3期目でこのようにハード、ソフト重点しました。この中で3期目を通してまた反省し、検証しました4期目という本当にこの地域づくりというのも、もう10年してまいりました。また、新たな展開というのもしていかなきゃならないと思っております。今回まだしておりませんので、とりあえず第1期目と同じように一つの基準でして、またお互いにでこぼこが出、本当に今後もう私地域づくりにかかわって10年ですので、また新たな方策のこの地域づくりという事業も何か展開すべきなことかなと思っておりますので、同じようなルールの中でずっといけるということじゃないのかなと思っております。

とりあえず今回50、50の中でやっていただき、その中でまた積み残しがあったり、またソフトはもう大変だ、基本的のこの50、50としていけばハードのほうはまだしやすいんですよ、実際言って、ソフト50することは大変なことだと、人的と時間がかかるのは事実なんです。ですけど、これをそれぞれの地区がうまくどういうふうにして配分するのか、こういうものもまた、現在してきて、またいろんな意見を聞いて、また次の時には変えていくべきではないかなと思っておりますので、今回3期目はこういう一つの基準を決めた中は、これで走らせていただきたいと思っております。

○8番（出水賢太郎君）

今、市町が答弁されたとおりに、ハードの50を決めるというのは非常に大変な作業で埋めていくのが精一杯なんです。ですから、本当言えば結果論ですけどもメニューをたくさんつくって、そのメニューから選んでもらうやり方のほうがよかったのかなという気がいたします。

例えば、行政の出前講座なんかも五十何種

類あります。その中で自分が聞きたいのを選ぶような形になってますけれども、この地域づくりのソフトの事業にしても、一応4本柱でしたか立てましたけれども、あれではちょっと少なすぎたと思うんです。もう少しそこから細目で事業を幾つかずっと30種類ぐらいでもいいんですよ、並べて、その中で自分たちの地域に合う事業というのは何なんだろうかというのを考えてもらって、そこを予算的なものを組んでもらうというふうにしなないと、地区館にたった4本の柱で後していただきといわれても、きつかったと思います、正直話、我々に決めきれなかったです。20どしこ地区館では要望が出ました。でもどの事業もほかのかかぶってるよね、ああ、これはあちの事業でもできるよねといったら、1つしか結局当てはまるのがなかったんです。これじゃ困るよなといったら、もう1回練り直して今もう提出はされていると思うんですが、やはりそういった形でちょっと具体的なメニューをもう少し充実させて提案をされての方がよろしいかと思います。

それと、答弁の中で空き家対策の話がございました。まあ、地区館のほうで地区振興計画の中で対応をとということなんですけども、実際問題、出たのがやりたいけどそれだけのノウハウがないということと、お金もちろんかかります。それともう一つ財産権の問題、やはりここを地区館がどこまで、地域がどこまで入っていけるの、だからそのためにはやはり空き家対策条例というのを市のほうでちゃんと制定してもらって、そういうものがあって初めて地区が出て行けるんだよという意見もございました。

その辺について市長のお考えをお伺いします。

○市長（宮路高光君）

この4本柱というのは、今おしゃる具体的なものの大事かもしれませんが、この6年間を通じた中で皆さん方が地域の課題でござい

ました空き家対策、またこの少子化の問題を含め過疎化の問題を含めた中で困っているもの、健康づくりこういうものの大枠ですけど、具体的なものはやはりその地域が違いますので、それでうまく使っていただければいいし、今回この3年間を見て空き家条例のつきもその地区がどのような形でやっていくのか、そういう私どもが条例つくってこう決めるのも大事かもしれませんが、ある程度それぞれの地域で課題で、ほなまあ地域の中で空き家対策で10万円ぐらいは補修するお金をやりますとか、そういうものは自分たちで決めて自由裁量ですので、その範囲内の中でどれだけ決めて、どれだけの方を転入していくとか、そういう実際、今回の場合はそういうものに地域でやってほしい、それをきちっとしたときに、今後次の3年間後については、市としていろんなデータが上がってきますので、どういうのが一番望んでいるのか、そういうものもやっていきたいと思っております。

そういう部分で今回こういうソフト事業の中においては、いままで上がってきた項目を上げてございますので、これはそれぞれの地域の中でやっていただくし、まあそういう対策をしないでいいところもあったり、さまざまでございますので、こういう3年間の検証をした中で次のステップにいかなかきゃならんと思っております。

○8番（出水賢太郎君）

市長のおっしゃるのもよくわかります。ただ、この空き家の問題については、地主さん、家主さんに話しを持っていかうとしても、いやその財産権の問題になるのがあるもんですから、地域でこう話をしても強く言えないと、ただし、市のほうがそういう条例をつくってくれば、そういう条例にもとづいて我々もこうやって動いててお話をしたんですよ、お話をしてるんですよというのが言いやすい、そういうお話もあるんです。ですので、その

辺は十分ご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、3番目の共生・協働とその人材不足の件です。この件なのですが、外部からの支援ということでNPO法人やボランティア各種団体、この辺を活用したいというお話でございました。実際にそのどういったじゃあ人たちが、どういった形で地域に入って協力をしてくださるのか、この辺が具体的にまだ答弁では見えてこないのですが、具体例をちょっと上げていただきたいと思います。

○地域づくり課長（堂下 豪君）

これまで高山地区と平鹿倉地区のほうでは具体的な取り組みがあります。NPOと連携しまして高山地区では高齢者の輸送事業というのを今取り組んでおりますけれども、その実証運行を地区と一緒にやって取り組んでおります。また、高山地区とは都市との交流事業ということで食育セミナーとかいった講座を開催しまして、鹿児島市を中心に人を呼んで交流事業をやっております。

平鹿倉では、ピザ窯を制作しておりますけれども、これもNPOと協働した事業でつくっております、このピザづくりを生かした交流事業で、ことしの事業としましては里山再生プログラム事業と題しまして、自然の植物観察会とか、あるいは清流や鉱山跡への参道の整備、その参道の整備で出た廃材を燃料にしてピザ窯を焚いて、ピザを焼いて昼食会という取り組みをしているところでございます。

確かに外部も含めまして、多様な価値観にもとづいて活動している協働の取り組みが求められてきておりまして、この地域おこし協力隊も一つのそういった手法だと思っておりますので、そういったことも含めまして今後とも検討していきたいと思っております。

○8番（出水賢太郎君）

今、課長のほうから地域おこし協力隊とい

う話が出ました。これは総務省のほうが行っている事業で確か100%補助事業だったと思います。種子島のほうでは西之表市でショウガを植えて、協力隊の人が来て、ショウガを今度は製品化して東京なんかに送って売ると、生姜山という地名なんです、これがまた。前、政務調査で我々も行ったんですが、やっと今製品化をして学校跡を工場にしてやられています。

こういった活動もありますので、これを私も今答えられましたので提案したかったのですが、ぜひ検討をさせていただきたいなと思います。

また、高山、平鹿倉この辺の活動をほかの地区館にも広げていかないといけないではないかと思えます。まだ、ここだけではそれぞれ地域によっては環境の差とか認識の差とかいろいろあると思えますけれども、やはり、そういう活動を広げていかないと、予算を組むにしてもですけども、やっぱり市民のご理解というのものないといけないと思えますので、そこら辺は検討いただきたいと思えます。

それと、もう一つですけども、例えば自治会等で奉仕作業なんかも道路ののり面なんかも伐採をしておりますけれども、高齢化で人も集まらんし、危ないと、自分たちで木を切りよったけど、とてもじゃないけど怖くてできないというのもよく聞かれます。

この前も議会報告会の中でもそのような声が上がりました。で、これを地域づくりのほうでできないかということでやっているところでもありますけれども、やはりその辺の認識というのが皆さん持ってらっしゃらない部分もあります。この辺の問題をやはりこれからは自治会に任せるのではなくて、ある程度やはり市が見ていかないといけない部分があるんじゃないかなと、まあ建設課のほうである程度されても、やはり地域の方がいままではずっとお手伝いでやってこられた部分もあ

るけど、もうそれができなくなっているというのが現状だと思います。その辺のこれは、5年後、10年後先にも大きな問題になってくると思うんですが、その辺の考え方を伺いたします。

○市長（宮路高光君）

共生・協働という中で市道、また河川の愛護作業という中でこういうことをやっていただいております。おっしゃいました通り高齢化してもできないという地域もあるのも事実でございます。そういうところについては、特にこの作業班がおりますので、難しいところにはこの作業班をそのところには重点的に入れていく、今後におきましても、やはりこういう共生・協働、愛護作業含めた中、精神的なものは続けて行かなきゃならないというふうに思っております。そういうことを含めながら、またそういう困難になったところにおいては、また自治会長とも十分話をしながら進めていきたいと思っております。

○8番（出水賢太郎君）

やはり、作業班もですし、また自治会によっても対応が異なってくると思いますが、やはりそういったことの周知、それからやはり事業費についてはそれなりに予算をちゃんと確保していただきたい。これがこれからの大きな課題になってくると思いますので、ご検討をいただきたいと思っております。

次に、3番目の地方創生について質問に移ります。

市長が考える地方創生とはどういった思いとか、お考えでいらっしゃるか、まあ難しいとは思いますが、お答えいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

まあ、にわかに地方再生というのが言われておりますけれど、基本的に今までもやはりこういう都市間の競争含めて、アベノミクスにおいても地域が衰退しているという部分が

あって、こういう地方再生と、まあ一番問題は人口減少という増田さんがショッキング的な話をしたそこから生まれた話なんです。ただ基本的には私はそれぞれみんな意識の中にはあったと思っております。ただ言葉として地方創生というのが出てきただけでございまして、やはり地域がいかにして活力的に現状を維持できるのかどうか、一番それに伴うのはもう人口減少なんだと思っております。その中で今回、国の法案が2本通りました。まあ、都道府県知事会とか市長会という中におきまして、今、地方交付税というのがある。この地方交付税というのが地方を創生している一番大きな源なんです。これに代わるまた、補充と言いますか、それぞれのメニュー方式を含めた恐らく交付金化という部分が、この法の中で出てくるのかなと思っております。その中で今後におきまして、どういう形の中でこの交付金化がなされるのかわかりませんが、やはり私ども市といたしましても、今一般単独でしておいたそういういろんなものを含めて、恐らく交付税の中で賄われた部分もございすけども、こういうものはちょっともう少し具体化した部分があれば、見えてきませんので、私はそういう交付金とか事業債をしたもんにおいて、今一番日置市にしてサービスをしていく中において重要なものを上げていきたいというふうに考えております。

今、具体的には言えませんが、私どものほうもこのことについて法案が通った中において、また勉強もしていきたいというふうに思っております。

○8番（出水賢太郎君）

市長、最初の答弁の中で市町村において地方版総合戦略、それから地方の人口ビジョンの策定、この2本を下さいよということで国から言われていますということでした。今言われたこの地方版の総合戦略、これのでき

ばえに応じて石破大臣がおっしゃたんですが、交付金を支出しますよと、できればがよければたくさん出るのかなと、悪ければ少ないのかなと、その辺がよくわからないんですけども、そういうこともおっしゃってます。

ということは、この地方版総合戦略の中身というのは、非常に大事になってくるんだなというふうに思います。今、検討中だと思いますので、詳しいことはおっしゃることはできないとおっしゃいますが、例えばそのスケジュールだったりとか、あと今、何で私が市長にこの地方創生をどう考えてますかとお聞きしたのは、やはりそういう市長がお考えになっている骨というのが、この地方版の総合戦略には絶対入ってくると、これがやっぱりみそになって交付金をどこももらえるかという話になってくるかだと思います。ですので、まずスケジュールとそれから、今わかる範囲で結構でございます。地方版総合戦略をどのように具体的に策定をしていくのか、中身をどうするのかというのをお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的に総合版と、人口減少ビジョン、何年後にどれぐらい推計しておられる、そのためにそれをどう食いとめていくための戦略、地方版の戦略計画の中でどう対応していくのか、このことだと思っております。

恐らく基本的に27年度からにおきまして、基本的に3カ年計画、10カ年計画の中におきまして、市としてどういう仕事のな内容を人口減少をどう食いとめていくのか、これが一つ大きな戦略の中と一致してくると思っております。基本的に私のほうも今、第2期の10カ年計画をつくっておりますけど、これもやはり一つはこの地方戦略版と考え方は一緒だと思っておりますので、その少ないながら重点策をこの戦略版の中で3カ年計画にどれぐらいのをどうするというのを計画書を

つくって、内閣府だと思いますけど上げて、まだその自体が内閣府のほうでどれだけの予算規模といいますか、全国的にとれているのか、まだこうようわからない部分がございますので、そこ辺りは毎年、そういう戦略を含めた予算の取り方というの、また十分職員とも含めて勉強しながら進めていきたいと思っております。

○8番（出水賢太郎君）

本当、おっしゃる通りで総合計画との整合性、私も今から質問しようかと思つてたんですけども、ここが大事になってくるのかなというふうに思います。これは、地区振興計画にしても同じだと思います。議会報告会の中でも地区振興計画をつくってやったけれども、総合計画とどういうふうにその整合性をとるのかという質問もありました。やはりそうですねという感じだったんですけども、地方創生の総合戦略にしてもバラバラであってはいけないと思うので、そこは市長のほうで情報収集もとられて進めていただきたいと思っております。

それと、最後にお聞きいたします。内閣官房のほうがこの創生本部が打ち出しているんですが、日本版シティマネージャー派遣制度というのを打ち出しています。どういうものかといいますと、地方創生に積極的取り組む市町村に対して、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間の人材を首長の補佐役として派遣して、地域に応じた処方箋づくりを支援すると言われております。

で、原則人口5万人以下の町と派遣をする、これが幹部職員対応でということなんですけども、この辺は市長はどういうふうにお考えでしょうか。呼ぶか呼ばないかは別としてですけども、こういった制度がありますけれどもどうお考えでしょうか。

それをお聞きいたしまして質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今、国のほうでそういう小規模の自治体に対しまして、人材派遣というのをいろんなさつきも協力隊もでしたけどあると思っております。

今回もこの創生本部において、そういう人材派遣して地域におけます取り組み方を援助したいということでございますので、そういう部分についてまた私どもの日置市におきましても、そういうことが大事なことでございますので、また内閣、総務省のほうに相談しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここで暫く休憩いたします。次の会議を11時5分といたします。

午前10時56分休憩

午前11時05分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、山口初美さんの質問を許可します。

〔7番山口初美さん登壇〕

○7番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

私に寄せられました市民の皆さんの声を真っ直ぐに市政に届けて、その実現のために、さきに通告いたしました4点について今回は質問を行います。

まず、1問目は子どもの医療費の無料化についてです。

鹿児島県内でも出水市、曾於市、志布志市、南大隅町などで高校卒業まで子どもの医療費が無料になりました。今、高校卒業まで無料というのが新たな流れとなっています。

また、県内で中学校卒業まで無料になったのが阿久根市、鹿屋市、霧島市、いちき串木

野市、薩摩川内市、垂水市、西之表市、枕崎市、南さつま市、南九州市、大崎町、東串良町、錦江町、十島村、さつま町、長島町、大和村、知名町などと10市6町2村というふうに拡充が進んでいます。本市も一日も早く中学卒業までの無料化を実施するべきではないでしょうか。

次の質問は、脱原発についてです。

今度の総選挙政策で自民党は原発は重要なベースロード電源とし、再稼働を進めることを宣言しています。しかし、福島では今なお12万を超える方々が避難生活を余儀なくされ、事故の終息も原因究明もできていないのです。あたかも事故などなかったかのように、原発推進にしがみつき再稼働を進めるなど、断じて許すわけにはいきません。事故が起これば避難しなければならないような危険なものなぜまた動かそうとするのか、市民の多くは納得していません。ましてや、実効性のある避難計画は未完成です。安全で円滑な住民避難が可能な現実性のある日置市の避難計画の完成はいつになるのか伺います。

次に、今、示されている避難計画では、多くの市民が被爆してもおかしくない、放射能を浴びてしまうと、被爆計画だとの批判があります。これについて市長のご見解をお聞かせください。

また、有効な避難計画ができ上がるまでは、川内原発の再稼働に対して不同意を貫くべきではないでしょうか。市民の安全を守る立場をしっかりと示していただきたいと思います。

次の質問は、高すぎる国民健康保険税の引き下げについてです。

高すぎる国保税が市民を苦しめ、滞納者を生み出し国保への加入手続きをしていない無保険者を生み出し、社会問題となっています。このような重大な社会問題に対して本市としてはどのような対策をとっておられるのか、まず伺います。

国保税を払いたくても、高すぎるために払えない人は滞納者として扱われます。保険証の有効期限が定められた短期保険証の発行や資格証明書が発行されています。私は、この高すぎる国保税の問題は市民全体の問題であると捉えています。本来、病気やけがの時に誰もが安心して医療が受けられるようにするための国民健康保険制度ですから、正規の保険証を発行するべきではないでしょうか。

住民の基本的な人権を保障するその立場から考えれば、まずは、医療を受ける権利を保障するというのが大前提で、そのためには正規の保険証の発行をするのが自治体のすべき仕事と考えますが、市長の見解をお聞かせください。

4 問目は、学校再編計画について伺います。

学校あり方検討委員会が決めた小・中学校の適正規模、それをもとに教育委員会が示した基本方針や再編計画など、市民と共通認識ができたとお考えなのか、教育長にまず伺います。

2 問目といたしまして、小さな学校でも長い歴史を持ち、地域に根づき、子どもたち一人一人が大切にされ、保護者が協力して支え、教師が熱意を持っているこの教育力のある小さな学校を守り、残す努力をもっとするべきではないかということで、教育長と市長にご答弁いただきたいと思えます。

以上で、1 回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の子どもの医療費は中学校卒業まで無料化すべきではないかのご質問でございます。

平成26年10月1日現在で、ご質問のとおり、県内19市の乳幼児医療費助成制度の状況は高校卒業までが3市、中学校卒業までが10市実施しております。本市は、今年度10月から診療分から対象者を小学校卒業ま

で拡大しましたが、現在は、まだ実績が把握できておりません。

今後、中学卒業まで無料化することになりますと、さらに新たな財源が必要になってきますので、今後の実績や本市の財政状況を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

2 番目の脱原発について、その1でございます。避難計画については、今後も充実していく必要があることは認識しています。今後も引き続き国・県と一体となって訓練等を行いながら検証を行い、早い時期に実効性のある計画にしてまいりたいと考えております。

2 番目でございます。被爆計画という考え方は持っておりません。今後も県の協力をいただきながら充実させてまいりたいと考えております。

3 番目でございます。国が定めたルールによって再稼働されているという認識であります。再稼働については、政府が責任を持って行うと伺っているところで、市といたしましても今後も防災対策や避難計画を充実していくことが責務であると思っております。

3 番目の高すぎる国保税保険税の引き下げについてのご質問で、その1でございます。

国民健康保険の加入届けは、本人の申請にもとづき行われますことから、無保険者の実態は把握できない状況でございます。したがって、国保税を原因として無保険者であるか確認できないところもございます。なお、社会保険等を喪失した方々への周知としまして、全世帯配布の「国保だより」などにより、国民健康保険への手続につきましては、定期的に掲載し啓発に努めております。

2 番目でございます。

国保税を過年度より滞納されている世帯につきましては、納税相談後、分納誓約による分割納付をお願いし、分割納付の期日日において短期被保険者の更新をすることでご理解

をいただいております。

資格証明書につきましては、納税相談にも応じない世帯に送付しております。国民健康保険は、相互扶助の精神によりみんなで支え合って国民健康保険制度を維持しており、国保税額を納めない人がいると、ほかの人の負担が大きくなり、制度の維持が難しくなるということもご理解いただきたいと思っております。

4番目の学校再編教育については、教育長のほうに答弁させます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

学校の再編計画についてお答えをいたします。

1番目ですが、再編対象校を中心に24年度から地域・保護者の方に検討委員会の結果や教育委員会の基本方針・再編計画など説明をしまいいりました。それらの説明の中でも、さまざまなご意見をいただきましたが、おおむねご理解をいただいていると認識をいたしております。

2番目です。これまでも小規模校のよさや学校が果たす地域での役割などについても、議論をしてきております。しかし、これからの厳しい社会を生き抜いていかなければならない子どもたちにとって、切磋琢磨する場面や多様な考え方に接する場面などの望ましい教育環境をつくってあげることも教育委員会の務めであると考えております。

○7番（山口初美さん）

一通りご答弁をいただきましたので、また1問ずつ伺ってまいります。

この子どもの医療費ですが、子どもが病気やけがをしてもお金の心配なくいつでも医療が受けられるという安心感は、まさに命の安心につながります。子どもの病気は待ったなしです。医療費の無料化によって病気が悪化する前に受診ができるために、子どもの救急

医療の利用は減少していると言われておりますが、この点については市長はどのように認識しておられますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

まあ、緊急医療という中におきまして、兼ね日ごろそういう無料化する中で、まあちょっとした軽い部分の中でも治療が受けられて、そういう重い緊急医療というのが減っているのも実態であるというふうに認識しております。

○7番（山口初美さん）

これだけ県内でもたくさんの自治体で無料化の拡充が進んでいるわけですが、よその町から日置市に引っ越して来られた方から、日置市は子どもの医療費の無料化はおくれているんですねというふうに私も言われました。元いた町は中学校卒業まで無料だったということでした。これでは、子育て支援に本気で取り組む町としてアピールすることはできないのではないのでしょうか。若い子育て世代は、雇用が安定せずに子育てにも苦勞しています。今問題になっている子どもの貧困の解決策としても、この医療費の無料化の拡充は本当に急いでやるべきことだと考えます。

高校や中学まで無料にした自治体も現に財政が豊かであるわけではなくて、財政に余裕があるからやっているというわけではなくて、本当にこの子育て支援が本当に今必要なんだということで、やっておられるというふうに思います。

本市でも新たな財源が必要だということで、今後今、小学校卒業まで無料になったその実績だとか、本市の財政状況踏まえながら今後検討してまいりたいというふうにご答弁いただきましたけれども、新たな財源、どれぐらい必要なのか試算しておられましたらその数字をぜひ示していただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

はっきり数字はまだ今、小学校までの中の

実績も上がっておりませんが、13歳から15歳というのが約1,500人ぐらいおりますので、約5,000万以上は今の実績からいくとかかるのかなと持って、とりあえず私も10月に皆さん方の要望ございましたので、小学校までやりました。そういうのを一、二年ちょっと見た中でやっていかなければならぬ。

さっき言いましたように、子育てこのころについては、これだけ私、全市町村がしている中においては、国がある程度関与していかなければならないと、いつも国のほうにもこのことは申し上げております。市町村間でこういう医療費が無料だからこちらのほうにおいてとか、こういう言えることじゃないと思っております。これは、国策の中で一つこういうものも今までいろいろ無料化、学校の無償化もございますけど、こういう全体的な医療の問題も一つ入れて、私は国が国策としてすべきであろうかというふうに考えております。

○7番（山口初美さん）

私も同感でございます。国が本当にきちんと国策として位置づけてやるべきことだという認識は私も持っております。本市を含めて鹿児島県内は病院の窓口での無料化というのがまだ実施されておらず、九州内では沖縄と鹿児島だけがまだ実施をしていないわけですね。やはり病院に行く前にお金の心配をしないといけないのは、幾ら無料化になっても、それはもう変わりはないわけで、そこら辺の改善も今後、努めていっていただきたいというふうに考えます。

次の、質問に移ります。避難計画は今後も引き続いて国や県と一緒に訓練なども行いながら、できるだけ早い時期に実効性のある計画にしていきたいというご答弁でございますが、まあ、先ほど1回目の時にも申し上げましたけれども、その避難計画をつくら

なければいけないような危険なものを、何でもまだわざわざ動かさないといけないのだろうかという市民の疑問です。これは本当に大きなものがあります。電気は足りてるんじゃないかという声もたくさんありますけども、この点について市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今回の再稼働にいたしましても、原子力委員会が安全性であるという判断をした中でしていることをごさいますので、私どもはやはりこういうことについて、やはり注視していく必要があるというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

この原発事故の避難計画につきましては、今回、私のほかにも2人の同僚議員が質問出されています。川内原発が再稼働に向けて準備が進められようとしておりますが、日置市民の安全確保の問題はやはり市長の責任としてきちんとやっていただければならないというふうに考えます。

福島原発事故では制御不能になった原発の水素爆発などによって放出された大量の放射性物質から安全、円滑な住民避難を実施できずに大混乱と被爆、避難過程において多くの犠牲者を発生させました。さらに、ふるさとを奪われた被災者に自殺者を含む多大な原発災害関連死者を生み出しています。

3年9カ月たちましたけれども、こうした福島の事故の経験から私たちは本当にしっかり学ばなければならないと思いますが、再度伺いますが、市長に伺いますが、もし川内原発が再稼働して、もし重大な原発事故が起こったら一人の犠牲者を出さずに安全に避難ができると考えておられますか。

○市長（宮路高光君）

私どもは自治体の中で市民の安全を守っていく、避難計画路を含めたなかにおきまして、これは一人も被爆者にといいいますか、そうい

うもの計画路といいますか、そういうものをやっていかなければいかん。基本的にこのことについては、市もですけど国がきちっとその中におきまして、私は責任をとるべきだというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

福島の子どもたちに、100人に越える甲状腺がん見つかったということも報道されておりますが、そういうこともきちんと見ないで安倍首相や薩摩川内市長から鹿児島県知事などが再稼働を推進してるわけです。これを本当では常識では考えられないということで多くの市民が怒っています。原子力発はコストが高い上にとてつもないリスクがります。福島の教訓は原発と人類は共存できないということです。しかも、電気は足りています。そして、福島の事故は終息していないし、事故の原因究明さえできていないのです。汚染水処理も全くできていません。何度も申し上げて申しわけありませんけれど、福島では12万人も県民がふるさとに帰れずに避難生活をしているんです。このような目に日置市市民に遭わせていいとお考えか市長に伺います。

○市長（宮路高光君）

まあ、今おっしゃいますとおり、福島の皆さま方大変ご苦勞されているのは事実でございます。私ども市民の皆さま方を守るためにそういうことを想定しているということとはございませんので、いろんなあらゆる手段をとりながら市民の皆様方を守っていく必要があるというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

この間の国民と企業と省エネの努力、これで原発13基分に相当する電力が節電されたというふうに言われています。市長はこのことをご存じか伺います。

○市長（宮路高光君）

そのように報道されている部分は、存じ上

げております。

○7番（山口初美さん）

私は、このことは日本社会は原発ゼロでも十分やっていけるということを証明したといえるというふうに考えます。再生可能エネルギーについて去年1年間の発電量が原発3基分になったと言われております。原発ゼロを決断したドイツでは、2000年には6%だった再生可能エネルギーが、現在30%になっているんです。急速にこの再生可能エネルギーの活用が進んだわけです。日本でも原発ゼロを決断してこそ、再生可能エネルギーの普及に本腰を入れることができるのではないのでしょうか。

この点について、市長の見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

今、それぞれの地域で再生エネルギー、特に太陽光が主体的になっているのが事実でございます。その反面、太陽光の場合につきましては、安定的といいますか、定期的に継続して送電ができないというのも、これも事実でございます。その中におきまして、特に再生エネルギーの場合につきましては、このコストがどういうふうに展開してくるのか、恐らく各九電等におきまして、このコスト値上げというのがまだまだ今から再生エネルギーだけに頼っておればそういうことも言われるんじゃないかなというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

この本市では、避難計画がまだ完成していないということですね。再稼働はその避難計画ができてからにしてくれというようなことは、市長のほうから九電なり、国になり県知事になり、そういうこと言っただけではないのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この、再稼働と避難計画というのは別の形の中で、私たちはこの避難計画について国も

県も大きく関与していただかなければ、我が避難計画については日置市だけでできることじゃないということを県のほうにはお願いもしております。

○7番（山口初美さん）

本当にこの市民の不安はまだまだ大きいものがありますし、再稼働を本当に認めていない市民はたくさんおりますので、市長は市民の本当に不安に応じて、市民の安全を守るそういう立場でしっかりと動いて行っていただきたい、発言していただきたいということを要請して、次の質問に移りたいと思います。

次は、国民健康保険税ですが、無保険者の問題です。実態の把握は全くできていないということで、本人の申請が大前提であることからそういうご答弁は予想しておりましたけれども、お金がない人も医療を受けられる、そういう国保に改善していけば無保険の人を生み出すこともないというふうに私は考えます。

本市でも資格証明書を発行しておりますが、この資格証明書というのは、医療費を10割を支払うために国保税を払えないような人が10割の医療費を払えるはずもなく、医者にはかかれません。また、資格証では、収納率の向上には役立たないということで、資格証明書の発行はしていないという自治体もふえてきているんですが、その点については、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この資格証明書、基本的にはそれぞれ大変な方は納税相談もやっております。ですけどそういう納税相談すら来ない方もいらっしゃいますので、そういう方々にはそういう形の通知もしていかなくちゃならないと、今、国民健康保険におきましても、大変財政的にも逼迫しているのも事実でございます。

さっき言ったようにみんなで支える中にお

いて、分納制度というのもしております。そういう部分でありますので、やはりそういう方もある納税相談に来てほしいと、そういう方々でない方にこのような資格証明書は送付しているのは事実でございます。

○7番（山口初美さん）

それでは、今現在、短期保険者証の発行数、資格証の発行数の状況について伺いたいと思います。

○健康保険課長（平田敏文君）

お答えいたします。1月30日現在の人数でございますが、短期保険者証が398世帯で804人、資格証明書が53世帯の71人となっております。

以上です。

○7番（山口初美さん）

今、国保税を含めた滞納整理強化月間ということで力を集中して取り組んでおられると思いますが、ちょっと私のほうにも相談がありまして、相談を受けた方から相談があったんですが、その方は分納をしておられるということなんですが、市役所の方が家に来られて、このままでは支払いが追いつかないようですねと、家の中を見せてくださいませんか、差し押さえをすることもあるんですよというようなことをおっしゃったそうなんですが、分納相談に来られて現在、分納をしておられる方に対しても訪問をして督促をしたりすることもあるのでしょうか、伺います。

○税務課長兼特別滞納整理課長（前田 博君）

お答えします。分納相談に来られた方に対しては、相談のところで分納の額等につきましていろいろとご相談の中で話をしていくわけなんですけども、そういう相談をしてもなかなか、またいらっしゃらないとかいう形になった場合は、訪問をいたしまして、その方の資産状況とかを把握するというために、訪問をしてその内容を聞くということをしております。

できるだけ分納相談に応じていただくような形で、丁寧な相談に応じているわけなんですけれども、中には今議員がおっしゃったような形になるケースもあるかと考えております。

以上です。

○7番（山口初美さん）

払えない人も結構おられるわけですが、もともとの国保税が高すぎるという問題があるんですよね。そしてまあ、払えない方というのはお金がなくて困っておられる。国保税だけでなく、ほかの電話代だとか、水道代だとかいろいろなものも滞っていたり、いろんな問題を抱えておられる方がたくさんおられるわけなんですけど、ちょっと私が相談を受けた方は少しく役所が脅されたようなそういうふうにも受けとられた面があるようですので、本当にそうではなくて、やはり市民の苦難に寄り添い、相談に乗り信頼関係を築いていく中で、この問題を解決をしていく、少しでも払えるように努力をしていただくという、そういう行政であるべきじゃないかと考えますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○税務課長兼特別滞納整理課長（前田 博君）

お答えいたします。少しでも払っていただけるような形では相談をしているわけなんですけれども、その方の各種借入れとかあるということはおわかっておるんですけど、税金に対して借入れがあるからといって、それが免除になるわけではございませんので、できるだけ少しでも払っていただくような形で職員としては対応しておりますので、その辺はご理解いただきたいというふうには思っております。

○7番（山口初美さん）

まあ、12月師走も半ばになってきまして、本当にこの自営業者とか、農業されている方とか、年金暮らしの方、たくさんの市民方々が年末をどうやって乗り切ろうかと必死に生

きておられます。

この今、滞納整理強化月間というのぼりばたも市役所の庁舎の周りにも、たくさん立っておりまして、払えない方たちは、市役所というのは敷居が高いわけです。そういう人たちが本当にああゆうのぼりばたを見たら、ちょっと足が引っ込むんじゃないかなというふうに私は心配もしたりするんですが、まあ、この滞納整理に当たられるそういう仕事をされる方々の苦勞もお察ししますけれども、数字に負われて収納率向上ということでこの仕事の内容がやはりつらい仕事にならないように、私は本当に心配をするわけです。

市民の苦難軽減の本当にやりがいのある仕事として、滞納整理の仕事も当たっていただけたらというふうに思いますが、その点市長はどのように。

○市長（宮路高光君）

職員のほうに言葉のかけ方、丁寧さ、これは兼ね日ごろ指導しております。受けとめ方がその言葉が威圧感になったり、そういう場面があるのかなと思っておりますけれども、やはりこの滞納月間というの、やはりこういうことをしていかなければ、収納率も上がらないし、ほっとけばほっとくほど、やはり大変な大きな歳入減になってきますので、やはり払える義務をみんながそういう義務を負っておりますので、職員にもそういう指導をしながら、面談をするに当たっては、言葉遣いだけは十分注意するよう指導していきたいと思っております。

○7番（山口初美さん）

収納率のみに焦点を当てるのではなく、本当に真の滞納の改善につながるような対応を希望します。市民を追い詰めるようなことが絶対ないように気をつけて仕事に当たっていただきたいと思いますが、私は、以前も市長に申し上げましたけれども、困った時は市役所へぜひ相談に来てくださいと、かならず

解決の方法がありますと、そういうようなことをいろんなところに行かれたときにご挨拶をされたりするときに、そういうことを本当に市民にアピールをしていていただきたいと思いますのですが、実行していただいていますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

まあ、そういう相談のいろいろな内容もあると思っております。この税だけじゃなく、いろんな地域のことにつきましても、その場でお聞きしたりする部分もございます。特にこの税、保険料というのは大変ご負担しているのも十分わかるわけでございますけども、私どもやはりこの財政基盤のほうをきちっと確立していく、これをみんなが平等に受けていただける、こういうものも不平等と平等が相反にあって、払わないで済むという部分がまん延したら大変大きな一つの欠陥になりますので、市役所はいろんな相談は応じますけれども、そのことがすぐ解決できないこともございますので、ここ辺りは十分ご理解をしてほしいというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

国保制度改善強化全国大会というのが開かれまして、そこが特別決議を上げておりまして、国保への保険者支援制度への1,700億円の公費投入を確実に実施することということを決議を上げておりまして、これを市長もご存じかと思うんですが、これが各自自治体の国保財政の厳しい中、一刻も早い投入が望まれるわけですが、この見通しというのは何か聞いておられますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

これは、国費の投入ということで、今ございましたとおり3分の1でなくはやく2分の1の投入ということで、約指摘のあった金額だというふうには思っておりますけど、今、国保の中におきましては、基本的にこれを保険者を1本化というのが一番大きな課題でござ

います。

それと並行しながら、国費の投入といえますか、そういうこともやはり全体にお願いをしなければならない部分だというふうには思っております。

○7番（山口初美さん）

まあ、国保は本当に低所得の人たちが多く入っておられまして、国の財政支援がなければ本当に成り立たない制度でございます。今、国がその地方への財政支援を今現在4分の1になってしまいましたので、それをもとの2分の1に戻させるというのが、これはどうしてもやっぱり必要だと思いますので、市長のほうでも機会あるごとにこのことを発信して発言していただきたいということをお願い申し上げます。一応、国民健康保険税のほうは終わりたいと思います。

最後の学校編計画についてですが、おおむねこの方針は市民にも理解していただいたというふうに認識をしているという、教育長のご答弁でございましたが、小さな学校であってもそれぞれ特色のあるすばらしい教育がなされているということは教育長も、市長もその点は、高く評価しておられると思います。

そのことから考えますと、望ましい学校規模とは一概には言えないと思うのですが、その点について、教育長はどうお考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

小さな学校が望ましい学校ではないと、規模の学校でないということが言えるのかということでございますけども、私どももこれまでお話申し上げてきましたとおり、平成22年から23年にかけてまして専門家の方々、鹿児島大学の元の学部長や県の教育委員会の指導官をされた方、校長やいろいろな専門家を入れた会議の中で、今の子どもたちにどういう学校が望ましいかという提言をいただいて、その提言にもとづいてこの再編を行って

いるところでございます。

したがって、小規模校が全てそういう望ましい学校ではないということは、これまでも申し上げておりません。小規模校は小規模校なりのよさがあり、大規模校は大規模校のよさがあります。でも、どうしても越えられない部分があるという部分であります。

一つは、集団で行う学習とか、体育の学習というのはどうしても越えることはできませんし、学級の中で五、六人の学級で勉強するのと、20人、30人の中で学習するのと、多様な意見がいっぱいある。子どもの持っているものを30人違うわけでございますから、そういう中で切磋琢磨しながらその中で学んでいくという、これはなかなか超えることのできない課題だと私は思います。その面から考えたときに、できるだけ望ましい形の学校規模というのは、このような規模ですということで、この再編計画を進めておりますので、小規模校が悪いとかいう意味では捉えておりません。

○7番（山口初美さん）

市民の心の中にはどうしても地域の学校をなくしたくないという強い思いがあります。保護者の中には小規模校であるということをあえて選んでその地域に居住するという例も、そんなたくさんはないですけどもあります。ある意味選ばれた学校ともいえるのではないのでしょうか、この点は教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

今、申し上げましたとおり全ての例えば100人の人が100人ともどちらかがいいという結果にはならないと思います。その子どもの性格やいろいろなものもございますので、あると思いますが、全ての100人がおおむね総合的に考えたときに、どういう規模が望ましいかということだと思います。

私どもは、市の教育委員会、市として学校

設置しているわけですから全ての子どもを考えたときにどういう規模のものが望ましいかという視点で考えているわけです。ご案内のとおり小規模校でももちろんいい面もいっぱいあるわけでございますけれども、先ほど言いました、どうしても越えられない課題というのを考えたときに、そういう形で再編を行っておりますので、それともう一つは、やはり今後これからの時代を考えたご案内のとおり世界中で起きた一つの小さな出来事が世界の国に広がっていくような影響が及ぼすようなことになっていくようなグローバル化された世界の中で子どもたちはこれから生きていくわけですから、そこにはどう強く、これまでに以上に切磋琢磨しながらたくましい力を持った子どもを育成することが私は求められていると思っております。

それと、もう一つは今回の第1次編成の中で、例えば日吉地域でありますと4校が再編の対象校になっておりましたが、この4校とも28年4月からの再編を希望するという皆さんの総意でございますから、そのようなことを考えると、私はこの再編の考え方というのは間違っていないと思っております。

○7番（山口初美さん）

教育長はそういうふうを受けとっておられるかもしれませんが、本当に私のところにはやっぱりまだ早いかと、まだ学校を残してほしいという声がたくさんあります。先ほど、集団学習がなかなか難しいというその点は、各自治体努力して一生懸命やっているところあります。月に何回かとか、週に何回かというふうに決めて1カ所にみんなが寄って一緒に体育の授業をしたり、そういう工夫をしてやっぱり地域に学校を何としても残すべきだということで取り組んでいる自治体もあります。この点については、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

鹿児島県内でもそういうところも市町村も
ございます。しかしながら、私どもの市の中
で集合学習として小さな学校が日置小学校に
行ったり、当然そういう努力はいたします。
しかし、そういうことが毎日できるわけでは
ないわけです。毎日学習していくわけですか
ら、その移動の時間とかいろんなものがいっ
ぱいそこにはあるわけでございますから、常
にそういう形の中で学習することができれば
それに越したことはないと思っております。
ですので、そういう意味では、もちろん今の現
状の中ではそれはかなわないですので、そう
いう大きな学校と一緒に修学旅行に行ったり、
集団宿泊をしたりやっております。でも、そ
れを毎日やることはこれは難しいことござ
いますから、そういう形にするのは、これか
ら望ましい方向ではないのかなと思います。

○7番（山口初美さん）

それでは、この再編が具体的に今、日吉地
域で進められようとしておりますけども、こ
の再編準備委員会は委員は、どのような構成
にしようという計画なのかお示しいただきた
いと思います。

○教育総務課長（宇田和久君）

お答えいたします。各校区より保護者3名、
学校教員が3名、各地区公民館から2名ずつ、
それと地域内の幼稚園、保育園の未就学児の
代表者ということで考えております。

以上です。

○7番（山口初美さん）

私のところにも文章いただいておりまして
17日の水曜日からこの準備検討委員会が開
催されるということで、この代表で来られる
方々がやはり、その地域の人たちの声をきち
んとつかんで来ていただきたいし、そういう
地域の人たちにもどういった協議が進められ
ているというのを報告をきちんとしていただ
くという、みんなで一緒に考えて進めて行く、
代表の人たちが会議には参加するけれども、

やっぱりみんなの意見が反映されるような、
そういう会議になるように努力をする必要が
あると思うのですが、その辺については教育
長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

当然、大変大事なことだと思いますので、
この協議に参加して話し合われたことにつ
いては、またそれぞれの校区に持ち帰って考
えていただき、そしてこの準備委員会の進め
方、決まった内容等については、それぞれある
時期に区切ってそれで皆さんにも周知するよ
うな方法をとって行く予定でおります。

○7番（山口初美さん）

進め方についてはそのように努力をしてい
ただきたいと思いますが、日吉地域は5つあ
る小学校を1つにまとめるという計画で進め
ることになっておりますので、この再編が一
遍に進めば地域が急速に寂れることが大変心
配されます。多くの市民の方々がそのことを
心配しておられます。

また、子どもたちの教育環境も大きく変わ
るわけで、子どもたちへの影響というのも心
配されるわけですが、この点についてはどの
ようにお考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

子どもたちへの影響ということですが、い
ままで日置市では皆田小学校が湯田小学校の
ほうに統合したわけですけども、どんな影響
かといわれないと中身がなかなか言えないん
ですが、もちろん小さな学校から大きな学校
へ行くときには、子どもたちも大変友だち関
係がないでしょうから、その学級の編成の仕
方とかあるいは、その学校の先生が必ずその
学校に行くようにとか、いろんな手だてを立
てながら新しい学校に行ったときに子ども自
身が困らないような手だては十分これまでも
してまいっております。

○7番（山口初美さん）

今のやっぱり小さな学校は、地域の宝であ

り本当に地域の中心であります。その前に再編をする前にもっとできる努力はあるんじゃないかという声は、まだまだ根強くあるわけですが、市長としてはその複式学級がふえているような地域には住宅を建てるなど努力をされてきたわけですが、日吉地域はどういうわけかそれがなかったわけなんです、その点について市長は何かお考えがありましたら。

○市長（宮路高光君）

この公営住宅の建設の基準というのが、それぞれの校区に市営住宅が幾つあるのか、これが一番基準でした。日吉地域の場合については公営住宅、それぞれの地域に大変多くございまして、その地域に公営住宅の少ないところから優先させていただいてところでございまして、日吉地域のそれぞれの校区はどこも該当しなかったということで、今回この学校との関係もございましたけど、今、地方のほうに公営住宅をつくらしていただいたということでございます。

○7番（山口初美さん）

今回教育委員会が日吉地域から再編を進めるということを示されまして、28年の4月からということが、それを目標に今後協議を進めて行かれということなんです、まだ、保護者などと話をしてみますと、28年からは早いんじゃないかというような声もあります。まだ心の準備といいますか、いきなり26年にその話がきて28年からはもう学校が1つになるというような、余りにも急ぎ過ぎじゃないかという声もありますので、そこら辺もぜひ考慮していただいて、児童数が減少するというのは先は見えているかもしれませんが、それを先取りして小さな学校を1つにまとめてしまうというような、そういうやり方ではなくて、本当にやはり地域の人たちの意見を1つ1つを尊重して再編してしまえば後戻りができないと思いますので、あとに悔いが残らないように、私としては今の学校

のまま続けていける間はできるだけ先延ばしにして続けていってほしいというようなことを考えます。

○議長（宇田 栄君）

山口さんもう1分ないですから。

○7番（山口初美さん）

はい、再度この日吉地域の学校再編が1番目に進められていることについて、市長としてはどのようにお考えなのか、その点をお伺って終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

さっきから教育長のほうが答弁したとおりでございます。目標28年ということでございますけれども、今月準備委員会ができますので、こういう期限等も準備委員会の中で十分意見も尊重しながら、また28年度ができない場合、いつきちっとできるのか、これは準備委員会の中できちっとした形の結論を出していけばいいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番、池満渉君の質問を許可します。

〔18番池満 渉君登壇〕

○18番（池満 渉君）

国の借金は今や1,000兆円を超える膨大な額であります。前の総理大臣でありました福田赳夫さんは、初めて赤字国債を発行したときに、これは本当に臨時の措置ですと、本来このようなことはやってはならないのですと言ったと言われております。同じく大平前総理、恥ずかしい責任を感じて夜も眠れないと赤字国債を決定したときには言ったそう

であります。それぐらいやっばり国が借金をするときには、財政を厳しくするときには決断をしなければならない。ただ、今はどうしても金が足りないと国のほうでも赤字国債をどんどん、どんどんというような雰囲気さえ見えるところであります。

多くの収入を交付税に頼る地方自治体は、国の動向を注視をしながら独自の財源財政縮減にも取り組まなければなりません。社会構造の変化とともに我々議員も、あるいは多くの市民からも要望があります。そういったものにも応えなければならないし、当局のご苦労は当然お察しをするところであります。

そこで、本来行政がやらなければならない事業か、あるいは個人の責任として委ねられるものはないのか、またほかに方策はないかなどの精査、事業ごとの精査をさらに進める必要があります。今回は、その一つであります農業集落排水事業の今後について質問をいたします。

まず、加入戸数や人口などの推移、処理場及び管路などの現状をお示しいただきたいと思えます。平成12年から供用を開始して今14年目であります。施設の改修など、長寿命化に向けた計画などはいかがでしょうか。また、合併浄化槽の利用者が市内にもたくさんおります。この合併浄化槽への切りかえなどは検討されないのか、この農業集落排水事業の今後の方向性について質問をいたします。

次に、本年の収穫作業も終わりました。米価についてであります。

私は、以前の一般質問でもこの問題を取り上げましたけれども、その後どのような動きがなされているのか、時間は余りたっておりませんけれども実態などについてお示しをいただきたいと思えます。

もちろん、直ぐに解決できることではありませんが、本市の米づくりをされる方々が採算がとれる米づくりについて、しっかりと頑

張っていけるように今後JAなどと関係機関との連携をどのように進めて行かれるのか質問をいたします。

誠意ある答弁を期待いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の農業集落排水事業の今後についてその1でございます。

永吉地区の農業集落排水事業は、平成8年から平成12年までの4年間で処理場及び管路施設が整備され、供用開始後14年が経過をしております。加入戸数は、平成26年4月現在、処理区域内戸数271戸のうち加入戸数は257戸、加入人口は処理区域内人口525人のうち518人となっておりますが、年々加入戸数、人口とも減少傾向にあります。処理場及び管路等の状況につきましては、大規模な不都合の発生はありませんが、定期的な保守点検の状況により早めの修繕対応をしているところでございます。

平成12年度供用開始から14年が経過していることから、県生活排水室の指導もあり、平成27年度から3カ年間で施設の機能診断、整備構想、整備計画について補助事業により計画策定を進める予定でございます。整備計画の策定後、長寿命化のための施設改修計画が必要となれば、補助事業での施設の改修整備をすることになります。

3番目でございます。農業集落排水事業の当初計画人口は、定住人口825人、流入人口が285人の1,110人でしたが、年々減少傾向にあり、現在、供用開始時点の水洗化人口617人の約2割減の518人となっております。現状では、施設使用料で維持管理費用を賄える状況にありますが、今後も加入戸数が減少し、施設使用料収入の減少が顕著になり、使用料を改定しても維持管理費を賄えない状況が続くことになれば、費用対効果を検討する必要があります。

現状では、加入戸数の動向や施設の全面的な更新時期の投資効果を比較検討してから、合併浄化槽への切りかえなども含めて検討することになると考えております。

2番目の今年の収穫作業も終わったが、本年度の米価についてというご質問でございます。

その1でございます。JAさつま日置の平成26年産の米価につきましては、前年度に比較いたしまして30kg玄米の1等米で、早期米で7,000円から6,000円に、普通期米で5,700円から4,750円に1,000円程度値下がりしております。主食用米でのこのような需給バランスにおきまして、本市の水田農業の方向としては、市内を中心とする焼酎メーカー向けの焼酎麴用米の推進を図っております。

日置市農業再生協議会におきましても、同様に推進して面積拡大を図るため、国からの交付金に加え市の補助金も上乘せしたところ、前年度の93haに対して、今年度は148haまで拡大しております。今後も米価の状況を注視していく必要がありますが、水田を活用した食用米以外の作物で農家の所得を確保していく方策について、国の方針も見きわめながら関係機関との連携により進めてまいりたいと考えております。

主食用米につきましては、現在米価が下落している中、農業機械の償却などを考慮すると、経営の採算も厳しいものがあると思われます。日置市内では、吹上地域の早期米においてJAと連携した特色ある米づくりとしての特別栽培米を契約的に販売しております。このようにJAと連携した付加価値のある米づくりと、その価値を理解して購入していただくようなマーケティングも重要な取り組みの一つであると思っております。また、水田農業の採算性につきましては、農業機械を効率よく利活用するための規模拡大と、水田の

集約化が重要な要素となると思われまので、JAや農業委員会など連携を図りながら、人・農地プランに位置づけられた担い手農家への農地集積を進めてまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○18番（池満 渉君）

この農業集落排水事業、これは合併前の旧吹上町の施策として始められたことであります。もちろん住民のためにということで取り組んだ事業であります。ご答弁いただきましたように、非常に人口が減ってきているというのは事実であります。一番最初につくった時に12億7,000万円ほどの金がかかって、だいたいその半分が国庫補助、そしてその半分ぐらいを起債して返していくということで、大体年間に2,600万円ほど返済額と金利を合わせて負担をしていくわけがあります。それを、平成42年まで、あと16年かけて返していこうというところがあります。このこと自体には私は始められた経緯もあり、あるいは今使っている市民の方々のこともありますので、何ら文句も言うつもりもございません。ただ、どうしても加入者あるいは人口が減っていく中では今後の維持管理というものは、修繕費やらがどんどん出てくれば、非常に使用料の収入だけでは難しくなっていくのではないかとこのことを危惧するわけがあります。

今朝の新聞にも鹿児島県の公共施設の今後の改修の予定なども出ておりましたけれども、道路や橋いろんなものと同じようにやっぱり出てくるわけですので、この今後をどうするかということをしっかりやっぱり考えておく必要があると思っております。

なぜ、特にこのことを言ったかといいますと、合併浄化槽というそのもう一つ別な制度もあるわけですが、現在では、この伊集院地域における下水道については、規模が大き過ぎ

ますのでそれは別としても、この農集については、これから先答弁ありましたように、見きわめをしっかりとどこ辺で費用対効果ということでどうなるのかということをしかりと見きわめをして、合併浄化槽への切りかえ、もしかしたら合併浄化槽の今後は補助金制度も、もしかしたら先にはもっともっと減っていくかもしれません。そこ辺やらを時期を見きわめて取り組んでいただきたい、そのように思います。

このことは、次の質問はいたしません。

さて、米価の件であります。なかなか一朝一夕には解決できる問題でもございせんし、全国的にも米余り、在庫があるというようなことで言われています、下がりました。私たちの議会報告会の中でも市民の方からも何とかできんのかというような声もありました。経済連に例えばJAそれから民間の相対の取り引きがもう主でございますけども、日置市のお尋ねいたしますが、精算されたお米がJAに大体の量で結構です。日置産の米がJAを通じて納められる量とそれ以外の商社、あるいは相対の取り引きなどを含めてJA以外はどれぐらいの割合なのかをお示しをいただけませんか。

○市長（宮路高光君）

総体的に割合の数字は持っておりませんが、基本的に私もこの日置市の場合につきまして、早期と普通があるわけでございますけども、早期の場合につきましては基本的にJAを通じた中で販売されている状況でございます。普通米にいたしまして大変このことが崩れておりまして、まあ水田再編でございましたように今つくっていいですよという面積も量も割り当てがあるわけなんですけど、この管内におきましてはこの割合に達成されていないということでありまして、特に今回の昨年からのことしにかけましてさっきも申しあげましたとおり、こうじ米とそのほかの

転換した方々が多うございまして、その中で農協に提供するのは4,000万tぐらいしかない、普通は7,000万以上あるんですけど、半分しか農協は通じてないという、まあ大まかな考え方でございます。その中で今回この米価の価格の中、普通経済連を通じる中で標準販売価格というのがあるんです。これは4,600円でございます。それで、それぞれの農協が上乘せをする、それで県下あちこち違いまして、米価格におきまして150円上乘せしたというのが、この4,650円ということになりました。

今おっしゃいますとおり、この日置管内は多くは、全体的がJAを通じて販売してないというのが実態であると思っております。

○18番（池満 渉君）

今、市長がおっしゃったようにJAを通じて経済連、全農へのいわゆる供出、変な言い方ですがというのは、割合が少ないと思えます。それぞれが農家が個人の方に、あるいは業者それから米を取り扱う方とかいろいろに売っているというのがほとんどだと思いますが、前回、前の議会でも私言いましたけれども、しかしながらその商社が町中の大体の取り引きの価格のベースになるのがJAへのその価格だということを申し上げました。ですから、ここ辺を少し上げなければというふうに思うんですが、JAも100円、150円の上乗せをしてということですから、JAのほうが実は経済連にやって全農にやるとどうしても銘柄米、全国の米余りの中では東北の米とかいろいろは売れるけど、引き合いがあるけれども、なかなか引き合いのないところは安い状況になっている、いまのところどうしようもないことを聞いております。なかなか大変だろうと思えますけども、この例えばJAと一緒に、もう少し日置の米というのを宣伝をしていってもう少しこう

引き上げることで、補助金を出すということじゃなくて、もっと宣伝をしていくということが私は大事だと思います。

で、その売れる米をつくるには、一つにはうまい米をまずつくろうと、そして売れたものをしっかりと販売していこうと2つの方策でしょうが、ここで市長が早期米について吹上のほうでは特色ある米づくりということで、特別栽培米のことを契約的ということでございましたけども、この早期についてのこのいわゆる、答弁をいただいた、これについては大体幾らぐらいの価格なんでしょうか。この早期については6,000円ぐらいということでしたけれど、これぐらいでしょうか、これより高いんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

まあJAの中におきまして、3種類ぐらい普通早期の中でこういう特色をしているのは、今は吹上のそれと、金峰のところ、それと普通の早期米と3段階に分かれておりまして、今回の場合につきましても早期米6,000円ぐらいですけど、吹上につくっている米等におきましては、これより500円ぐらい上がりという値段をつけて有利な販売、これは基本的には契約栽培の中でこの米をこれだけという部分の中でつくっておるということで、JAの中におきましては、金峰と吹上のほうが早期米におきまして全部じゃございませんけど、農家を限定いたしまして、そういう形の肥料のやり方とか、低減農薬を含めて肥料含めて、そういう若干規制があるわけでございまして、そういう部分でやっているのが特色であろうというふうに思っております。

○18番（池満 渉君）

この特別栽培米については契約をとということでありますが、肥料のやり方云々について、では行政のほうとしてはうまい米をつくるためにどのようなことを、もちろん専門であるJAなどと一緒になってされるんでしょうが、

行政としてどのようなうまい米づくりに取り組んでいらっしゃるのか、二、三そういった事例があればお示しをいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

全体的に私ども中山間でございます。一番普通米を含めた中でお米は尾木場のこの棚田でつくる、そういう水といますか、これがすばらしいところ。棚田の米づくりということで日置市には3カ所程度、まだ尾木場、また日吉におけます、草見のところ、それと上与倉こういうところでこういう棚田の米をつくり、それぞれ販売をしていると、こういうところは若干JAを通じないでもうお得意先を持っておりまして、農家の方々が個人売買をしているのも事実でございます。そういうことしは全体的に日置市の水田を見たとき、やはり難しいと言えれば難しいかもしれませんが、私ども行政におきましてもそういう堆肥のやり方とか、肥培管理の方法もあろうかと思っておりますけど、その地形を特色をあらわした米づくりと、こういうものを若干広げていく必要があるのかなと思っております。

○18番（池満 渉君）

この地理的な水がきれいだとか何とかというたい文句で、日置市全体の米がということは無理ですよ、だからといって市内のほかの米に例えば尾木場のお米とか書いて出すことも、これも偽装ですのでこれもできませんし、何とかいい方法ないものかというふうには私も思っていて、ほかのJAやほかの地域では割とまとまったところで伊佐米とか伊佐ブランドというのができているんですが、本市の場合は難しいのかもしれませんが、何か売り出す方法が少しでもあれば、それがきっかけとなって日置の米全体が少し底上げされるんじゃないかというような気を私は素人なりにしております。

ぜひ、そういったことを研究をして少しでも補助金を出すということじゃなくて、一緒

になって少し売る、高く売る努力を知恵を出していただきたいと思います。

今回は、特に市長の考えで、答弁で行政一つの考えでこうしたいというような答弁ができる質問ではないかもしれませんが、最後に市長はことしでしたか、JAさつま日置の理事に就任をされたとお聞きをいたしました。行政に身を置くものとそれからJAという一つの組織に身を置く理事の一人として、両方が見える立場におなりになったわけですが、この米をどのようにしていくかということについて、いろいろとそのこうじ米とか何とかもって農家のためにはあるんですが、とりあえず主食用の米を何とかしていこうということについては、このJA理事とそして日置市長という立場を合わせてどのようなお考えをお持ちなのか、その基本的なところをお伺いして質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

そのきっかけというのは、議員がちょうど昨年の9月だったと思います。この米価を私のほうに質問しまして、私は答えることができませんでした。今はある程度ノー原稿でも、今議員がおっしゃったことについては、いろいろと向こうの理事会にも入っておりますので、担当から報告いただかなくてもある程度わかるようになりました。

この中でも大変今米価のあり方ということで、理事を含め職員とのバトルと言いますか、価格保証の問題につきまして何回もさしていただき、こういう単価になったのも事実でございます。

今後、今おっしゃいますとおり、米の場合につきまして大変この水田再編事業の中におきましても、やはり米余りの時代でございます。今、おっしゃいましたとおり、米の資産で価格をとればいいんですけど、やはり今のところにおいては、やはり国の制度というのをうまく使いながら、基本的に農家にどれ

だけ所得があるのか、こういう部分で今のところは場当たりのことはやっているのは事実ではございますけど、今回私ども約五、六十haをこうじ米というものに推進さしていただきましたら、農家の方々もやはりある程度所得が保障された部分がございます。今後、このことも日置だからこういうことがスムーズに、これをあちこちでこうじ米やろうと思っても受け入れるところがない、日置市の場合は幸い三、四年前から、このこうじ米にほかのところよりも先駆けて取りかかってきた経緯がございましたので、そのようなことがまだある程度の余裕がございます。

今、国としてもJAとしても、この主食用米変わる飼料米というのがあるわけなんですけども、これをJAが今後取り組んで行くという部分がございますけども、ここにはちょっと課題がもう少しございます。これをどういう形の中で利用できるかということが、まだ確実に実験ほ場の中でされたわけでもない、まあ単価的には約10万円ぐらいの助成金をいただけるわけなんですけど、これが需要と供給のバランスが崩れたときにおいて大変な、また処理に困る部分もございます。そういうことも含めて今後、この米の主食用米、こうじ用米、飼料米、やはり基本的にはこの水田農業という、一つの特色の中で農地を荒らさないのが大前提。そういう部分の中で私どもいろんな組み合わせをしていかなきゃならない。一つがいいというのではなく、いろんな組み合わせをしながらこの日置市にあります水田というのを守っていき、そのことが農家の皆様方に少しでもプラスになる、所得に加味できる、そういう方策をまだ途中でございますので、また確立したものございませんけど、今後お互い手探りをしながら農家のためになるような水田農業をやっていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

次に、9番、上園哲生君の質問を許可します。

〔9番上園哲生君登壇〕

○9番（上園哲生君）

さきの通告に従い、今後の原子力発電にどのように向き合っていくかについて質問いたします。

東日本大震災の影響で国内の48基全ての原発が運転停止する中、原発の安全対策として独立した原子力規制委員会が新設され、世界で最も厳しい新基準で安全審査をするということで現在約4割の13原発の20基がその審査申請をしております。その中で最も早く審査が進み、原子力規制委員会の合格証に当たる審査証の決定を9月10日に受けたのが九州電力の川内原発1、2号機でした。

国のほうも可能な限り原子力発電への依存度を減らしていきたいと考えているようですが、原発停止を補う火力発電に使う原油、石炭、天然ガスの輸入額が昨年度3、7兆円もふえ、電気料金は東日本大震災前と比較すると、家庭向けで約2割、企業向けで約3割も高くなっており、さらに不安定な情勢が続く中東からの輸入ということで安定供給にも問題があります。

また、地球温暖化対策を話し合う国連の気候変動枠組条約締約国会議——COP20はただいまペルーで開催されておりますが、来年度COP21では温暖化排出量の削減目標を示さなければなりません。

また、一方今後大いに進めて行かなければならない太陽光や風力等の自然再生エネルギーには、国のほうも2030年までに20%以上という目標は立てておりますが、環境には優しくても発電量が不安定で現在太陽光に偏りもあり、買い取り価格は高くコスト高であり、制度設計の見直しも迫られております。

そのような背景の中で原発再稼働の早期認

可を目指す、とても行き届いたとは思えない避難計画で地元説明会を開催し、国内の原発で重大事故が起きないという安全神話の崩壊した経験をまるで忘れたかのような進め方に、市民の理解を望むべくもありません。

半径30km圏内の自治体として安心して住みやすいふるさとにしたいとさまざまな施策に取り組んでおりますが、何か有事があればせっかく努力してきた施策が根底から覆されるような状況になる可能性を余りにも安易に捉えているように思えてなりません。原発の立地自治体、その隣地の自治体はこれまで電源交付金を受け、さまざまな事業に活用してまいりました。

また、住民の方々も原子力立地寄附金の給付を受けてこられました。地域経済への影響も大きいということもあり、曰く言い難しという点もあるだろう推察いたします。しかしながら、本市はそのようなしがらみは一切なく、率直にさまざまなことを確認し協議できる立場にあったと考えております。

そこで、本市議会は9月議会の最終本会議において、市長並びに市議会の同意なしには再稼働しないようにとの県知事宛てへの意見書を可決し届けましたが、市長は地元同意の範囲は県と実施自体にすべきと判断されました。国・県からの強い要請があったのかなどの推察もいたしますが、本市議会と異なる判断に至った市長の見解を伺います。

次に、これまで市長も段階的に縮減、廃炉への見解を示されてきましたが、何語もとに寄らず始めたものは必ず終わりがあります。その終わり方に最大限の注意を込めて処理に当たらなければならないのが原発への廃炉への対応であります。そのままに放置していくことは許されず、その処理費も処理費用も莫大なものであります。国は運転開始から原則40年と定めてきましたが、1回に限り特別点検を受けて設備の安全性が確認されれば

20年間の延長を認めております。

今現在全国に運転期間40年前後の老朽原発が7基あります。そのうち82.6万kWと出力の大きい関西電力の高浜原発1、2号機が運転延長の認可申請をしようとしております。廃炉費用が400億円から600億円ぐらいはかかるだろうと試算をし、その想定した運転年数にもとづいて費用を積み立ててきましたが、その年数よりも手前で廃炉にすると積立金不足が生じ、その不足額の損失を決算期に一括計上する現行法では無理があり、原発体系の見直しがとりだたされております。

また、2016年4月から、電力小売り全面自由化による競争激化も予測され、なかなか廃炉への環境も整わない状況にあります。そのような状況の中で九州電力においても老朽原発7基のうち1期が運転年数39年の玄海原発1号機であります。現時点では特別点検を申請して運転延長を求めるのか、廃炉にしていくのかわかりませんが、その動向が大変気になるところであります。当然、川内原発再稼働にも今後にも影響が出てくるだろうと考えます。市長は廃炉への対応についてどのように考えておられるのか伺います。

3番目の質問といたしまして、市民の放射線への不安感を少しでも和らげ、放射線による健康影響への合理的な判断ができるよう、放射線の性質や被爆に関する基礎知識を習得する機会を提供することも大事であると考えます。2012年度から義務教育課程で放射線理科教育が始まっておりますが、どのような状況でしょうか。

また、生涯学習の現場で放射線教育を担える人材教育や職員研修によって社会全体の放射線に関する常識の向上を図っていくことについて市長、教育長はどのようにお考えられるのか伺います。

運転開始から31年、30年経過した川内原発1号機、2号機の再稼働に向けての手続

が粛々と進み、10月28日は実地自治体の薩摩川内市議会と市長の地元同意がなされ、11月7日には鹿児島県議会と知事の再稼働の同意がなされました。原子力規制委員会は、認可使用前検査を実施し年明けには再稼働されるとの報道もあります。市民への丁寧な答弁になることを期待いたしまして、最初の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

今後の原子力発電にどのように向き合っていくかというご質問で、その1でございます。

九州電力社長との会談後の記者会見におきまして、同意が必要な地元の範囲は県と薩摩川内市と申し上げましたが、その根拠は鹿児島県、薩摩川内市と九州電力との間で取り交わされております川内原子力発電所に関する安全協定書にもとづくものであることや、県が広く県民のことを考慮して判断をされると考えたからでございます。

このことについては、議会の一般質問の中でも私は当初からそのような申し出をしておりました。

議会の意見書におきまして、議会が慎重に審議されたことを重く受けとめ、このことについては知事のほうにその意向を伝えております。また、再稼働に不安を抱く市民もいらっしゃる認識しておりますので、不安が解消され理解が得られるように、その方策について合わせて要望したところでもございます。

2番目でございます。これまでも申し上げてきたとおりでございます。原発は今度、段階的に縮小し、代替エネルギーへの転換を推進すべきであると思っております。40年を経過する原子炉におきましても、事業者が特別点検を実施し原子力規制委員会が審査し認可を受けた場合に20年を上限に延長ができると伺っております。このことについては、現段階において私が判断できる問題では

ございません。今後、原子力規制委員会及び国が責任を持って審査されると認識しております。

3番目でございます。原子力災害は、地震や風水害などの災害と違い、放射線を五感で感じる事ができないため、自分で放射線の強さや汚染の状況等判断できないという特殊性を持っております。

このことから、災害時に市職員も一定の放射線等の知識が必要と思っておりますので、職員に対する情報提供も行っていくつもりでございますし、特に先般、福島相馬の市長とお話をする機会がございました。大変この原発に被害をこうむった相馬市でございまして、その方とお話をする中、やはりその体験をどうしても私、市民の皆様方、議会の皆様方にお聞きしていただきたい、これを来年の2月ごろ予定をしております。なぜこの方をお呼びしたいということでございますけど、この方お医者様でございます。医師でありながら市長をしております。この放射線のいろんな原理というのは十分わかっている方でございまして、ぜひ来年の2月に日程を決めまして、とりあえずどういう範囲をするかわかりませんが、この放射線を体験したまた医師であり、科学的に放射線というものが人体に与える影響というのを十分に認識した人でございますので、その方を周知して講演会等を行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

原子力発電にどのように向き合っていくかということでございますが、ご指摘のように放射線について正しい知識を学ぶことは大変、大切なことと考えております。文部科学省は23年10月に放射線等に関する副読本を作成し、26年3月にはその改訂版を全児童・生徒に配付をいたしております。その

副読本の活用を今年度指導してきたところであります。全ての学校で既に放射線教育に活用した、または、活用する予定であることを確認をいたしております。

今後は、発達段階に応じた計画的な教育が必要であると考えております。

○9番（上園哲生君）

今、市長のほうから答弁をいただきまして、まあ大体予測をした経緯の説明であったと思いますけれども、やはりこの問題につきましては、市民の皆さんに安心してもらう、そして信じてもらわなきゃなりません。そのためには、やはりもう少し丁寧な説明が必要ではないかと思っております。福島第1原子力発電所の事故を契機に皆さん方が日本のエネルギー政策、この政策はどの発電の事業を取りましても一長一短がございます。ことに、その原子力発電を今後も使っていくということになりますと、いろいろな観点からの同意形成が必要となってまいります。そのためにはやはり時間がかかっても信じてもらえるような努力を尽くしていかなければならないと思っております。

そこで、昨日の新聞でしたけれども、お隣のいちき串木野市の市長が今のままの手順を踏んでいって、そして川内原発の再稼働になった場合には容認をするというような記事が出ておりましたけれども、そのことについて市長はどのようにお考えになっておられますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

私がどうこうではなく、これは田畑市長の見解の中で容認するという事でございしたので、これが私がこのことにどう思うという答えはちょっと難しいと思っております。

○9番（上園哲生君）

いや、田畑市長は田畑市長としまして、こういう手続きを踏んできて再稼働ということになったときに市長はそれを容認するかどうか、そこをちょっと確認させていただきたか

ったんですよ、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

いろいろと手続きを踏んでまいりまして、原子力委員会等におけますそういうもうクリアしておりますので、基本的はこの国が責任を持つという形でございましたら、私どもがこれをどうか規制できる権限を持っておたからできるわけでございますけど、何も権限もないわけでございますので、そういう国の責任で再稼働するという事になれば、私も何も言えないというふうに思っております。

○9番（上園哲生君）

今、おっしゃるとおりなんですけれども、でも市長はこの約5万ちょっと超える住民の方々のそして、2万2,000世帯の方々のやっぱり生命と財産とそして安全性ということにやはり一番の責任を持つ方であられますんで、やはり国のほうで、国のほうでというご説明が来ますと、その通りなんですけれども、なんとなく責任転嫁をしているような市民としてはするんじゃないかなと思うんです。

そこで、やはり具体的にいろんな問題について市長それぞれの見解をお持ちだろうと思っておりますので、1つ、2つ突っ込んでお尋ねしてまいりたいと思っておりますけども、まず、この原子力発電の再稼働というのは、再稼働しようとしまいと、一番の問題はこれまで30年間使ってきた、そしてそこには使用済み核燃料もプールの中に保管をされております。

この情報はインターネットの中でもいろんな数字が出ていくもんですから、しっかりと情報がなかなかつかめないところがありますけども、一応、私は電気事業連合会の資料を中心にして、ちょっと尋ねをいたしますけども、今、川内原発の1号機、これは89万kWです。2号機もそうですけども、そこで使用済み核燃料のそのプールの容量が1,290t、そして今現在の貯蔵量が

890t、今後まだ8年ぐらいはその稼働しても入れる状況があると、その要領があるという説明がありますけども、今度はその後の問題が出てきてますよね、結局それをそのまましておくわけにはいかないと、ということになるいと、それを今現在は少し冷却した後は、フランスであるとか、イギリスであるとか、そういうところで六ヶ所運河の再処理場がちょっと故障して稼働しておりませんので、そういうところに依存をしながら再処理の処分をしております。そして、今大体、本数にしましてことしの4月で2,167本、これがガラス固化体という、要するにあれですよね。リサイクルした時に日本は資源のない国ですから、ウランとかプルトニウムとかそういう再利用できるものにわたったあとの放射性の何と言いますか、核のごみとっておりますけども、その廃液の部分をガラスと混ぜてそのガラス固化体をしていると、その本数が2,167本と、ところがまだプールの中にいっぱいいろんなところのもう、容量を再稼働したときにたりるんだかどうかというような状況で中間貯蔵という形で管理をしてるわけなんですけども、こういうものをガラス固化体にしましても、その後をどういうふうにその始末をつけるか、一つのやり方として地下300mのところを100万年ぐら埋めて、地層処理をしようと、いわゆる自然にまた地表の中にまた戻していくというやり方で今計画はなされておりますけれども、現実そういうものを埋めるというところの自治体、手を挙げる自治体は今のところないわけなんですけど、そういうふうな最終完結がまだいたらない段階でこういうその再稼働という状況なるまでできたわけなんですけども、このことについて市長はどのようにお考えなられますか。

○市長（宮路高光君）

まあいう難しい質問でございまして、私が

当事者であればいろいろ答弁できる部分もあるわけなんですけど、基本的にこの再稼働する中におきまして、この廃棄をどうするのか、まだ日本全体の中でできてないのも事実でございます。特に玄海町の町長さんの話の中におきまして、やはりその日本でできる間はその自治体の中でそういうものを保管せざるを得ないだろう、どこかこれを受け入れてくれるというのは大変難しいというお話もお聞きしました。今回のこの再稼働するにいたって、大変な大きな県にしても薩摩川内市もございませぬけども、私ども周辺にもある程度の影響があるというのは事実でございます。ですので、こういうことにつきまして関係の30km圏にある首長とも十分こういうものについては、同じような方向の中で対応していきたいというふうに思っております。

○9番（上園哲生君）

なかなか、我々も知識不足でよく理解ができないところがあるんですけども、一生懸命やっぱり学習して、そしてそういう物に対しまして市民にきちっと説明ができなければなかなか市民の不安感というのは払拭できないんじゃないかなと考えます。

今後、そういう点でもそのままに置いておくわけにもいかない、かといって最終的な処理の完結までいたっていないということも踏まえて、そりゃ国のほうも一生懸命やるでしょうけれども、やはりそのことへの対応というのはやっぱり30km圏内の自治体としてこれからもやっぱり強く見つめていかなければならないんじゃないかなと考えます。そこで今度、まあ再稼働することによりまして一つ安心が出来たのが、結局先ほども申しましたように、入るのための費用、結局発電量にもとづいて引当金とか何とか決まってくるんですけど、これを見てもと解体費用でありますとか、あるいは最終的な処分のやつが原発なんかは動いてませんから、発電量は少ないわ

けですから、それに比例した引当金等積み立て金は減っているわけです。そのことを心配をしておりましたけれども、まあここらごどういうふうになるのかなど、結局きちっと終るためには、安全に廃炉に持って行くためには、その費用というものを裏付けとして持つておかなければなりませんので、今総務課のほうからいただいた資料によりますと、大体特定放射物の廃棄物の処分費は49億7,300万円ぐらい減じてると、あるいは施設解体費も25億円ほど予測より落ちてきていると、あるいは27年度時点における引き当ての額も大分予測通りっていないというようなことで、これをこのまま置いておかれると大変なことだなと一方では考えるわけです。

ですから、そういうところきちっと市民に説明をしていかないと、なかなかご理解をいただけませんし、ただその感情的なところでとまってしまうんじゃないかなと思うんです。ですから、先ほど放射線につきましても基礎知識のことも質問いたしましたけれども、まずは再稼働の施設がどういう状況にあるか、そこらあたりの説明というものは、大変大事であろうかと思うのですが、市長はどういうふうにお考えになりますか。

○市長（宮路高光君）

今後、今回の説明会もありました。原子力規制委員会も来、国も来、県のほうもしました。いろいろとこういう分の中ではまだ不十分であるということも認識しております。

今後におきまして、あらゆる機会も含めましてこの原子力の中におきまして再稼働が開始されても、やはり市民のこういう勉強会といいますか、こういうものは続けて、私どもが説明するというよりも、ある程度の専門的な方がきちっと説明をしていただくような機会をつくっていききたいというふうに思っております。

○9番（上園哲生君）

確かに専門家の意見というのも大事なんですけど、いろいろ専門家の人たちの話を聞いてますと、例えば原子力規制委員会にいたしましても、彼らも施設設備についての安全性ということについては、我々は責任持つと、だけれどもそれを再稼働するかどうかはこの市民の同意が要るんだというような発言です。要するに自分らが再稼働しなさいと言った覚えはないというような言い方になっていると思います。

と申しますのも、やっぱり予測ができない部分がいっぱい出てくるわけです。例えば、先般のこれは新聞報道ですけども、原子力規制委員会は、川内原発周辺では過去に巨大噴火を繰り返したカルデラが集中しており、噴火の前兆有る無しにかかわらず異常な事象が観測されれば、原子炉を停止し核燃料運び出しの措置を速やかに業者に求めるというような形でなかなか一番専門家の集団であることすら、想定がいきわたるということができないような説明になっているわけです。ですから、市民の皆さん方も、それこそ今、インターネットでいろんな情報とれる時代ですから、その情報の中でいろいろ心配をしているというのが現状であろうと思うのです。

一つ加えますと、その福島第一原発の事故の時に第4号機はちょうど定期検査の時期で原子炉の中に燃料入ってなかったんです。ところが結局、中間貯蔵施設のなかで、その水を循環させて冷却しとったところが電源喪失をして、そして水が高温になり水蒸気が上がり、そして燃料が露出をして水素爆発につながったということで、なかなか想定外のことが生まれてくるものですから、再稼働するかどうかの判断はその地元同意というところの手續というのをやはり求めてくるんだろうと考えます。

そういうことを考えたときに、やっぱり一

番影響を受ける地元の市長としてしっかりやっぱり情報をとったり、あるいはその時の状況に対応することを常日ごろから準備をしておかなきゃならんのかなと考えるんですけど、市長はどういうふうにお考えになりますか。

○市長（宮路高光君）

今から再稼働する中におきまして、ひゅうぜんとも私ども協定書を結んでいるのは、情報の共有といいますか、そういうものはきちっと結んでおりまして、事前協議という分には何も入っておりません。こういう情報の提供が九電とスムーズにいくように、絶えず私のほうは九電のほうに要請をしていきたいと思っております。

○9番（上園哲生君）

そのように願います。やはり本当に市民の皆さんも、それから我々もよく理解ができないところがあります。でも、これまで30年も動かしてきたわけですから、そして、その一応今の国の原則にしたがいますと、40年ということになりますと、あと10年足らずという形です。ですから、我々は地元市議会の同意という中で、やはり中電さんに対していろいろお聞きをしたかった。それが、まあ実地自治体の市議会とそして市長、県議会と県知事ということで市長がくくられたものですから、極めて我々は残念な思いをしとったわけです。まあ、これはもう今そういう形で進んでおりますので、今後見守らなければなりませんけど、いずれにしましてもこの10年足らずの間にまた延長問題が出てくるのかどうか、そういうところを検討しなければなりませんので、やはりそういうものに対して我々も地元同意の中にせめて市議会を入れていただきたいと思うのですけど、そのことについて今後の要請ということにつきましては市長どのようにお考えになりますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この地元同意というのが国としても一つの定義はないと、九電のほうが要請している中で、要請しているのは県と地元薩摩川内市であったということで、今回はこのようになったと思っております。このことについて、それぞれのまだ私だけの日置市だけのどうこうという問題じゃございませんので、いろんな関係の市町村とも十分しながら、これにまた九電のほうに答えていただけるのかどうか、またこれもまだ課題でございますので、そういういろんな意見があったということにおいては、意見交換もしていきたいと思っております。

○9番（上園哲生君）

相手が決めるといやあそれだけのことですが、やはり先ほどもちょっと申しましたように、なかなか恩恵を受けているところは言い難しという部分もあると思うのです。そういうことで言いますと、我々は率直にやっぱりいろんな市民が不安に感じることをきちっと協議をしたり、あるいは点検をしたりそのことは今後のことにもつながっていくんだと思うのです。ですから、やはり我々の立場といたしましては、地元同意の中に市議会というのは、ぜひとも今後はやはり入れていただくように、ほかの議会とはちょっと違うんだということをやはり強調していただきたいなという思いがいたします。

先ほど同僚議員が脱原発を標榜しているドイツのことをちょっとお話になりました。私もドイツの原発に対しまして、どういう状況になっているのかちょっと勉強してみました。そうしますと、やはり旧ソ連のチェルノブイリの事故によって部分的に放射能に汚染されたところがありまして、やっぱりそのことが強い反省になっておりまして、その脱原発という形で進められております。

ただ、少し違うのは、脱原発を主張する市

民の方々は、それであれば自分らの電気料を値上げしてくれと、まあそこまで言わなくても、産業界より家庭の電気料のほうが高くなっています。ですからEUの中でドイツは経済的優位性を保っているのは、そういう市民のやはり主張する以上は、自分らも負担をするというやっぱり姿勢があるんだろうと思います。そこらが少しまだ我々のところは市民の皆さんへのやっぱり説明なんか足りないところがあるんじゃないかなと思ったりもします。また、スウェーデンの原子力発電は、ここはその原発を持っている電力会社が出資をして、その維持管理会社を独立した維持管理会社を設立しておりますけれども、それは原発の敷地内にあります。ですから、その会社が何かあったときにはまず対応しなければ、まず自分らがそういう被爆をしてしまうというような状況にやはり身を置いてやっているわけです。

福島第1原発の時には、やはり東京本社と福島の現場での情報のやり取りの中にやっぱりいろいろ祖語があったという情報もあります。確かなことはわかりませんが、そういうふうなことを踏まえまして、やはりそういうことも今後、原子力発電を使って発電をする電力会社には要請をしていきたいと思うんですけど、市長どようにお考えになりますか。

○市長（宮路高光君）

さきも申し上げましたとおり、そういう情報を交換する場がありますので、またいろいろと議会の要請とかいろんな中でしていきたいと思っておりますし、また、必要があれば九電のほうから来ていただき、またその稼働する中に当たっての説明をしていただければいいというふうに思っております。

○9番（上園哲生君）

まあ、本当に市民の皆さん方からよく理解ができる、なかなか理解ができなくても丁寧

にやっぱり説明をしていく我々はそういう姿勢を尽くしていかなきゃならないだろうと思います。

最後になりましたけれども、先ほどその教育長のご答弁がありましたとおり、放射線等に関する副読本ですか、これを使って今指導しているところであるという答弁でございましたけれども、この原発の処理にはものすごい時間がかかるのです。安全になるためには、その冷却水で冷やすんでもやっぱり30年から50年ぐらいというような指摘もあります。そのことを考えますと、その負担は次の世代の子どもたち、いやもっと先の人たちに負担を残すような状況になるかもしれません。そういうことも踏まえまして、内容的に今どういう状況なのかご説明をいただいて、今回の一般質問を終わります。

○教育長（田代宗夫君）

今、ご指摘がありましたとおり、例えば小学生がこういう書いてございます。30年とか全て説明書の中に何十年かかるということまでも、全てこの中に捉えてあります。従ってやはりこういうことを小学生の時からある程度、学年に応じてですけれども指導していくことによって、放射能の性質とかあるいは特に福島は家族の影響を受けたわけですが、福島の影響を受けた地域の風評被害とかそういうものから全てこの中に盛られているようでありますので、これをもとにしながらきちっと学年に応じてこれからも指導していくように校長会等で指導してまいりたいと思います。

○議長（宇田 栄君）

これで一般質問を終わります。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は終了しました。明日、12日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会をいたします。

午後2時05分散会

第 3 号 (1 2 月 1 2 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（14番、11番、20番）
-------	-------------------

本会議（12月12日）（金曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 瑳や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	成田 浩 君	22番	宇田 栄 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教 育 次 長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	平田 敏文 君
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長 藤澤 貴充 君
上下水道課長 丸山 太美雄 君
学校教育課長 片平 理 君
会計管理者 満留 雅彦 君
農業委員会事務局長 福留 正道 君

建設課長 桃北 清次 君
教育総務課長 宇田 和久 君
社会教育課長 今村 義文 君
監査委員事務局長 松田 龍次 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、14番、大園貴文君の質問を許可します。

〔14番大園貴文君登壇〕

○14番（大園貴文君）

おはようございます。初めに、9月議会で定住促進対策に一般質問をさせていただきました。平成27年度から過疎地域の見直し、そして補助額の見直しが計画されたことに対しまして評価いたします。今後、窓口や道路等による市の看板で大々的に広報していただき定住促進につながっていくと願っております。と申しますのも、知らない人が非常に多すぎる。この情報化社会の中で、いかに日置市の情報を発信するかということは重要なことだと考えるからでございます。

それでは、さきに通告してあります「第2次日置市総合計画」について、市長に質問いたします。

合併後10年目を迎えるに当たり、本市の3カ年の計画が示されたわけですが、振り返ってみたときに、これまでの実績に伴う地域の実情と住民の声はどうでしょう。市長の目指してこられた福祉のまちづくりは、押し寄せる時代の変化に対応された施策となり、均衡あるまちへと進み魅力ある日置市として図られたでしょうか。

第1次総合計画では、4地域の示された方向性や計画は政策分野別に課題を精査し、進むべき方向性が示され一体的な発展を目指し進められてきたと思いますが、外部から見て

評価はどうでしょう。今回、2次の策定に当たって本市の課題整理について報告されています。

1つ目に、日置市の強みと弱み。2つ目に、まちづくりアンケート結果。3つ目に、世の中の潮流。4つ目に、日置市の課題がそれぞれ掲載されています。これらの課題から弱点を改善していくことが重要施策となって計画されると私は思いますが、市長は計画策定に当たって、重要課題となる改善策について過疎化少子高齢化への対応、吹上浜の一体的な活用、住民の生活圏の拡大や新市の一体性の確保、産業振興と雇用の場の確保、新市内外との連携についてあると考えますが、政策にどのように盛り込まれているのか、まずお示してください。

その中で、特に日置市を代表する吹上浜一帯を拠点としたアスリート森の構想についてですが、すばらしい計画だと私は考えています。観光・スポーツを楽しめる自然を生かした本市ならではの特色は、県内外からの誘客人口の増を図られ、地域全体の活性化につながると考えます。

しかしながら、その中にある吹上のキャンプ村跡地や、さつま湖についてはこれまで手つかずの状態、地域の魅力ある資源を生かされることなく、隣接する市有地も暗く、ひっそりとした空間のままとなっています。住民の声は、伊集院の中心部だけがこの10年で大きく変わり、「いいね、周りの地域にも一つぐらいは地域を支える核が必要だよ。」吹上の住民から何とかさつま湖の買収とキャンプ村の新しい拠点づくりをお願いし、地域の活性化につなげていただきたいと強い要請がたくさんあります。さらには湯之元にある老人福祉センター及び公衆浴場も廃止されていくと、ますます寂れていく。人口も合併前は1万人を超えていたのに、今では8,000人足らず。このままだとさらに人口減少が進み

商店街や温泉、観光に至るまで疲弊し、一段と厳しくなり地域の活力は低下していくと予想されます。私は何とか早期に改善を図る必要があると考え提案いたします。

キャンプ村跡地に誰でも参加できるスポーツとして、新しく楽しくできるスポーツとして注目を浴びているパークゴルフ場の建設を、そして誰もが知るさつま湖を買収して、森林遊歩道と湖を生かしたスポーツを組み合わせた一体的な健康づくりテーマパークを計画し、移転が計画される「ゆーぶる吹上」の老人福祉施設の併用も生かされ、市民の福祉の向上とスポーツや健康づくりを楽しめる交流施設が充実することで、砂丘荘を含め地域全体が変わり、地域に活力がよみがえると考えます。以上を申し上げ、質問の要旨について市長にお伺いいたします。

1、吹上浜アスリートの森づくりの展開について、キャンプ村跡地に誰でもできるスポーツとしてパークゴルフ場の建設を検討できないか。

2、さつま湖の買収について、岩崎産業との交渉はどうなっているのか。

3、「ゆーぶる吹上」の整備計画について、年次計画と活用策についてどのように進めるのかをお聞きして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の第2次日置市総合計画について、その1でございます。

吹上浜アスリート森づくりについては、吹上浜の自然を生かしたスポーツ交流の拠点施設の整備として第1次総合計画の日置市の創生プロジェクトに位置づけられています。吹上浜キャンプ村の跡地の活用につきましては、キャンプ村在り方検討委員会の提言において、「白砂青松の地理的特性並びに吹上浜公園及び吹上温泉の地域資源を生かした環境整備を

図り、交流人口及び雇用促進の拡大を初め、地域商工業へのさらなる波及効果を高めることを期待します」とあります。

この提言を踏まえ、現在、既存のクロスカントリーコースとの活用を図るために、跡地の外周はクロスカントリーコースの整備を進めているところでございます。

ご提案のパークゴルフ場については県内でも施設が少なく、交流人口の増加に十分期待できる施設であると思っておりますので、検討委員会でも整備してもらいたい施設の一つとして提案をし、今後検討をしていきたいというふうに思っております。

2番目のほうでございます。岩崎産業との交渉につきましては、交換地のことや売買を含め、その後進展はいたしておりません。この件のつきましても、相手方としましても継続中であると認識いただいております。岩崎産業の出方も見ながら交渉を進めてまいりたいと考えております。

3番目です。ゆーぶる吹上につきましては、ことしの2月より直営により運営をしているところでございます。指定管理者の理由として、施設の老朽化による施設の不備などが指摘されていまして、改修計画を策定し整備を進めているところでございます。これまでプール、浴室用のボイラーの改修、プール塗装など行ったところでございます。維持管理についても専門技術者を雇用し、計画的に整備に努めております。

今後、本館屋根の防水工事、本館内装など計画に基づく年次的に改修を進めていく予定でございます。活用策につきましては、さきに吹上老人福祉センター及び日置市営公衆浴場在り方検討委員会から提言書が提出され「現在の福祉センター及び公衆浴場を廃止し、その機能・役割をゆーぶる吹上に移すことが現実的で妥当である」旨の提言をいただいております。

市といたしましても、老朽化した施設や類似施設については統廃合を進めていきますので、老人福祉センター及び公衆浴場を廃止し、その機能をゆーぷる吹上に移していきたいと考えております。その機能を移すためには必要な施設整備についても検討してまいります。高齢者の方が温泉に入り、くつろげる場所として、また温泉・プールを利用した健康づくり、研修合宿など幅広く利用のできる、健康交流施設として有効活用を図っていききたいと考えております。

以上で終わります。

○14番（大園貴文君）

市長のほうにそれぞれ答弁いただきました。まず初めに、1問目にパークゴルフ場の建設についてをお聞きしたいと思っております。

先般、議員といちき串木野との交流会の中で、私のほうも初めてこのパークゴルフというものを実際に体験をさせていただきました。4コースの9ホール約歩いた距離数が7,000歩ということで、非常に幅はそんなに広くなくて、十二分に楽しめる時間、そしてまた、そこには女性の方や子どもたちも参加している様子がみられ、また低料金で500円という金額で一日終日遊べるということで、自分たちも楽しい思いをさせていただきましたけれども。非常に時代に合ったスポーツじゃないかなと考えております。

また、それをその中でいちき串木野市で建設をされ、今では指定管理者に指定していちき串木野のほうではやっております。年間280万円のお金を納付金として市に払って経営が成り立っている。そこにはまた雇用も生まれている現状でございます。

そういった状態から見させていただいて、ぜひこれは眠っているこの吹上の資源であるキャンプ村の跡地に必要ではないかなと。これまで拉致やいろんな問題で暗いイメージのところを、若干でも明るい兆しが見えるよう

な方向づけをしていくべきだと考えます。

市長は今後、検討委員会等に提言をしていただきながら進めていくと今お話がありましたけれども、そういった観点から高齢者の福祉の向上、また地域の地域間の交流、そしてまた市外からのお客様方が日置市に来ると、いろんなスポーツが楽しめて「いいな」というような場所づくりを進めて率先していくべきだと考えます。

また、キャンプ村の中にはまだ十分使えるであろうと考えられる管理棟とトイレ、このようなものがあります。そういった生かされるものを生かしながら、そして不要なものは撤去してその辺を整備していくことで十分かなと思います。

また、反対側にある市有地につきましても、十分車のとりあえず駐車場としての利用できるスペースも確保されており、大きな大会等も誘致でき、また施設利用促進協議会等の提言も踏まえながら、今後前に進めていくべきだと考えます。市長の考えをお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

第1次計画の中にも入っておりますけど、第1次計画の中におきましては、それぞれの4地域におきます課題解決のためにして、ここは手つかずになっておる部分でございます。そういう中で、今回の第2次総合計画の中におきます位置づけの中で整備をしていかなきゃならないというふうに思っております。特に、キャンプ村のほうも廃止いたしました。また、今ご指摘がございました多目的グラウンドも大変広いところがございます。

こういうことを一体化しながら、今もう吹上の場合にはスポーツを通じた交流人口、こういうものが、大変ほかの地域よりも多くの皆様方が来ておりますので、ここを一つの拠点としながら、今後多くの交流人口の皆様方がおいいただき、そのことで雇用もできます

し、また地元の産物もそういうところで利用できるんじゃないかと思っておりますので、このところにつきましては、十分検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

吹上の場合、交流人口が主でありまして、このいちき串木野のパークゴルフについても年間2万9,000人、3万弱の利用者が来ていらっしゃる。市内の方々もいらっしゃる。市外の方々もいらっしゃると思います。やはりそういったところで、この施設を十分に生かして、そして地域の活力になることを考えます。その計画については十分審議会等で提言いただければ、市長の提言によって進めさせていただきたいとそのように考えます。

続きまして、さつま湖のことにつきまして質問いたします。さつま湖の買収について岩崎産業との交渉の継続中であるということでありまして、市長の考えはさつま湖をどのように、どういった考えであったら買収できると考えていらっしゃいますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この件につきましては、合併当初いろんな方々からもいただき、私も交渉に入ったわけですが、基本的に一番問題に、折り合いができなかったのは価格の問題でございました。私どもが提示した価格と向こうの価格が大変大きな開きがあると。

また2番目に、交換地という部分がまいりまして、私どもも大変あっちこっちの交換地を見つけてご提示しましたが、それで成立しなかったということで、そのとき中止ということではなくて、中断しましょう、そういうお話で終わっております。

その後、向こうのほうからも何も言ってきておりませんし、私どものほうからもまだ呼びかけもしてないのは事実でございます。今後また、いろいろとこういう大きな財産の取得でございます。こういう中でおきましてい

ろいろとまだ課題が残っておりますので、ちょっとじっくり考えて交渉もしていかなきゃならないんじゃないかと思っております。

○14番（大園貴文君）

今、交渉が進まないのは価格、それから交換地等の話し合いが進まないという話ですけども、市長はもし買収できた場合に、どのような活用策を考えていらっしゃいますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に旧吹上の場合につきましても、大変公園等を含めてきれいなところではございました。環境的にも大変すばらしい部分であるというふうには思っております。

基本的には市であるのか、民間の中でしていくのか、ここあたりは別として、とりあえず交渉といたしますか、価格がどうなのか、ようわかりませんが、これもこちらからいけば、またいろんな価格の部分がございまして、ここあたりの折り合いをきちっと腹を据えて待つ部分があったり、そうしていかなければこちらからお願いに行けばいろんな問題が出てくると思っておりますので、この後についてはちょっと私はさつま湖のところは置いていただき、新しいさつき言いましたように、自分たちの土地のキャンプ村、また多目的広場こういうところを活用しながら、今後、吹上の交流人口が出てくるこちらのほうが先じゃないかと、当分の間このさつま湖のほうはちょっと置いていきたいというふうには考えております。

○14番（大園貴文君）

市長の今答弁の中でもありましたけれども、やはり吹上浜一帯の構想という中にはさつま湖は日置市の中でもシンボルとなる湖畔であり、運動公園に隣接する位置は、湖を活用したスポーツ等も考えられ、そしてまた、水資源を活用し、農地の干ばつ対策にもつなげられると私は考えております。

そういった活用策も考えながら、こちらからの値段の価格の差については、こちらができる可能性の価格をしっかりと提示して、そしてその中で進めていくということも大事かと思えます。ただ単純にこちらが幾らの価格、相手が幾らだったという話しではなくて、やはりその活用策について、具体的にもっとここがあったらどう変わるんだろうということがありますが、まず前提じゃないかなと思います。そこに投資効果、費用対効果があるかと思えます。

伊集院の駅の整備を考えましても、利用者5,000人ということで15億円ぐらいかけております。で、整備がされてきます。私たちが楽しみです。やはり、そういったことと一緒に、地域の核となるものをしっかりとした計画を練ってすべきではないかなと思います。

その辺について今後、企業誘致もなかなか過疎地域にはやって来ない中で、工業団地にも、また今回新しく誘致される企業さんについても働く場所が確保されていいなというふうな考えもあります。そういったこと等も考えますと、ある程度の日置市としての市長の英断をもって、さつま湖の買収についての臨み方をお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

さつま湖については先ほども言いましたように、私はちょっともう少し時間をかける必要があると思っております。

それよりも、先ほど申し上げましたとおり、吹上浜のキャンプ村を含めた素晴らしい松林の帯がございます。両方ビジョンを持ってすればいいことかもしれませんけど、一つずつ掲げて、一つずついいものをつくっていく形が大事だというふうに思っておりますので、ちょっとさつま湖につきましては、当分私は向こうとの交渉というのは、こちらか進んで入るという気持ちはございません。今、話の

とおり跡地を含めた多目的まだ大変10ha以上の広い土地があそこにあります。あのものをもう少し活用して、その上でまた、さつま湖というのは出てくるというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

一体的な構想ということで、市長はそういった高いところから、見地から見ないといけないと私は思っていますので、計画はしっかりと練っていきながらそういったものを生かしていく、まずはできることからということで理解いたします。

それにしてもちょうど運動公園に行くときにロープが張ってあって荒れているあの姿を見ると、非常に住民としては寂しい思いでいっぱいでございます。そういったこと等も頭に入れていただきながら、今後の計画にしっかりとつなげていっていただきたいと考えます。

続きまして、ゆーぶる吹上の整備計画についてでありますけれども、これまで前向きに改善計画を進めていくということの話でありました。あそこには、ゆーぷにはスポーツ合宿と、また入り切れないときには砂丘荘なども使って、2つとも市に施設となっております。利用者さんが安心して利用できるのかなというふうに考えておりますが、そこに地域との交流ということで、老人福祉施設もそこに来ることが非常に素晴らしいのではないかと。

これまで、吹上の老人福祉施設は目的に沿って、高齢者がゆっくりと温泉を楽しみ、大広間では食事を楽しみながら保健師さんによる健康運動や講話を聞きながら、健康づくりに活用されてきました。これからもやはりそういったことが、特に必要になってくるのかなと。そこに行きつく公共交通（コミュニティバス）があるわけなんですけれども、そういったもの等を活用しながら利用されていくことが大事かと思えます。高齢者に不便のな

いような公共交通の整備もあわせて、市長の考え方をお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

さっきも説明しましたとおり、検討委員会では廃止の方向、基本的には28年3月をめどに廃止をしていきたいというふうに思っております。

その中におきまして、この27年度におきまして、特にゆーぶるの改修もですけども、高齢者の皆様方がちょっとやっぱしつくる場所もつくらなきゃならない。予算的にも27年度の当初の中でも補正の中でも出てきて、そう大きなものじゃないですけど、やはり合宿の方と一緒にというわけにはいきませんので、別棟みたいな形で今までありましたゆっくりして血圧をはかったり、そういう憩いの場をあの施設の中につくっていききたいと。

基本的には27年度で廃止をしていくと申し上げますのも、公衆浴場の問題もございません。特に廃止に至った経緯の中においては、大変吹上温泉の中の湯量が足りない。この湯量をやはり今の民間の皆様方に早く分けてあげるのも、やはり今後の地域の活性化であろうという考え方持っております。

そういう2つの要件の中を廃止するわけでございますので、そういう中においては、やはりゆーぶるのほうにそういう同等のある程度の施設をつくって、またこの交通については福祉バスもございまして、今までどおりいろいろとそういう活用をして、高齢者クラブの皆様方が憩いができる、特にあそこにはプールといいますか、健康といいますかそういうものも活用していけば、今以上に福祉センターであった以上に、またゆーぶるそういうものも活用しながらやっていけば健康づくりができるというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

地域の在り方検討委員会の人たちはわかっていらっしゃるかもしれませんが。今後の計画

については、市長の今のその考え方を十二分に住民の方々に告知できるような方向性、計画、年度等をお示ししながら、こういうふうに変わっていくんだと、夢と希望が持てるような、そういったことをしっかりと伝えていただきたいとそのように考えます。

ところで、28年度に移設して廃止されていった跡地については、どのようなお考えかお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

土地に対する面積規定もございまして、基本的に湯之元地域の方々が活用できる新しいそういう建物をつくるとかいうもんじゃなく、避難所を含めた中のそういうものができていけばいいのかと、あれを解体しなきゃならないということで、廃止するからすぐ壊すということじゃなく、また湯之元地区の皆様方と十分このことについては地域の財産でございまして、そういう考え方の中で話を進めていきたいというふうに思っています。

○14番（大園貴文君）

そうですね。湯之元地区だけではなくて、やはり市の財産でもありますので、その土地が有効に生かすためにどうしていけばいいのかということが一番大事であり、また、その一番身近な湯之元地区の方々にはご理解いただかないといけないと、そのように考えております。

きょうは3件の質問をさせていただきました。地方創生の鍵は、新しい発想から地域の資源を最大限に生かした拠点づくりから、地域の産業の振興を進め雇用活性化につなげていくべきである。そのためには特定の地域に偏らない事業展開を目指し、均衡ある本市の発展に4地域の特性を十分に生かし、地域の核としての位置づけで整備し、総合計画は実りあるものを実現していくべきであると申し上げ、一般質問を終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、11番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔11番坂口洋之君登壇〕

○11番（坂口洋之君）

皆さんおはようございます。一般質問2日目、本日2人目の質問となります。ことし最後の12月議会は第47回衆議院選挙の告示日と日置市議会開会日と同日にスタートいたしました。14日、日曜日に投開票予定です。新たな日本の政治の進路が決まります。700億円近い今回の総選挙の費用は全て税金で賄われ、本市においても2,171万円の選挙にかかわる経費が支出される予定です。投票率の低下が危惧されますが、投票率向上と、市民が政治と選挙に関心を持つことを願います。私は市民の命と暮らし、平和と雇用を守る社民党の自治体議員として、2点について質問いたします。

1点目であります。小中学校の土曜授業の考え方について質問いたします。10月9日の地元紙が「土曜授業全小中学校導入へ全国初来年度から」という見出しを見ました。学校関係者も驚かれたと考えます。その後、各関係機関との協議の中で、12月3日鹿児島県議会の中で六反省一教育長から来年度より原則第2土曜日午前中年間で30時間の授業時間の増加となるということが報告されました。

その目的は県内では全国学力テストの低迷などが指摘されており、土曜授業を導入するかは市町村教委が判断することです。今回一般質問通告後に、土曜授業来年度実施に向けての県教委の方向性が示されたので、本市の考え方と目的を含め、質問いたします。

1つ目は、文部科学省が土曜日授業導入について研究されているようだが、本市の考え方を伺います。

2つ目は、これまで学校週5日制への移行

の目的と経過の状況はどうか。

3つ目に、文部科学省が24年度に実施した「公立小・中学校・高等学校における土曜授業に関する調査」の内容と結果について教育長の考え方をお伺いします。

4つ目に、本市における児童生徒の土曜日の過ごし方・部活動の状況はどうか、お尋ねいたします。

次に、ことし3回目の川内原発再稼働と避難計画について質問いたします。11月7日住民説明会や再稼働についての県民世論が反対や、実効性のある避難計画が示されていない中、鹿児島県知事が再稼働について同意をいたしました。原子力規制委員会の残る審査をクリアすれば、全国で最初に川内原発が再稼働されようとしています。私は、実効性のない避難計画が示されない中、いまだに川内原発には2,000本を超える核のごみがございます。その中で、4項目について質問いたします。

1つ目は、川内原発再稼働の地元同意の経過について市長の見解を伺います。

2つ目に、実効性のある避難計画作成に向けての現状と課題はなにか。

3つ目に、要援護者の把握と避難計画の現状はどうか。

4つ目に、小・中学校における避難計画への取り組み状況はどうかということをお伝えいたしまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の小・中学校の土曜授業の考え方については教育長に答弁させます。

2番目の川内原発の再稼働と避難計画について、その1でございます。

1については、きのう9番議員の質問にも答弁したとおりでございます。鹿児島県、薩摩川内市と九州電力との間で取り交わされま

した安全協定書に基づきまして事前協議がなされ、了承されましたのでこのことにより地元同意の見解を示したところでございます。

2番目でございます。実効性のある避難計画については、訓練を通して国・県、関係機関との連携を検証しながら、修正や見直しを行っていくことが重要であると考えております。特に、原子力防災については国・県との連携が不可欠だと思います。

3番目でございます。避難行動計画要支援者の把握につきましては、民生委員等を通じてその名簿の充実を図っており、災害時に自力避難ができない人とか、支援を受けられよう体制づくりに取り組んでおります。

本年度名簿作成を行っているところで、名簿が整い次第、個別の支援計画を作成し、自主防災組織や自治会などの協力を得て避難支援体制の整備に努めてまいります。また、福祉施設や病院等の避難計画についても、避難先が汚染区域にならないように県が原子力防災・避難施設等調整システムにより受け入れ先を迅速に調整するとされております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

小・中学校の土曜授業への考え方についてお答えをいたします。

1番目、子どもたちの土曜日の過ごし方の現状や子どもたちを取り巻く地理的環境・社会的環境の状況を踏まえ、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの生きる力を育成するために、これまで以上により豊かな教育環境を提供する必要性を感じております。

2番目です。学校週5日制の趣旨に基づいてスポーツや地域の活動などに取り組んでいる子どもたちがいる反面、テレビやゲームをするなど、その趣旨に沿った活動をしていない状況も見られました。

3番目ですが、3番、4番一緒にします。

それぞれの市町村教育委員会の置かれた状況で違いがあります。本市の状況等を考慮しますと、実施するならば今のところ月1回程度で、豊かな体験活動や確かな学力の定着に向けた取り組みなどが適切だと考えております。しかし、鹿児島県全体で一斉に実施する方向が望ましいと考えております。

国の調査によりますと、子どもたちの土曜日の過ごし方について、全国では小学校で習い事やスポーツ、地域活動への参加、中学校では学校の部活動への参加が最も多くなっております。この傾向は本市でも同様であります。

しかし、全国で「家でテレビやビデオ・DVDを見たり、ゲームをする」というのが小学校で約22%、中学校で約21%となっております。本市でも小学校で20%、中学校で18%あり、約2割の児童生徒の土曜日の過ごし方に課題があると捉えております。

次に、川内原発についてですが、今年度中に原子力防災マニュアルを作成するように、全校に指導いたしております。その中に、避難計画も含まれております。避難は保護者引き渡しを原則としているところでございます。今後は保護者引き渡し訓練などを通して、より実効性を高めていかなければならないと考えております。

○11番（坂口洋之君）

市長、教育長にご答弁をいただきました。まず最初に、小・中学校の土曜授業への考え方について、再度質問をさせていただきたいと思っております。

12月の4日南日本新聞に、「土曜授業月1回通知」という社会面に大きな掲載記事がございました。そして県教委から市町村へ事実上の要請という形で通達がございました。土曜授業については、ちょうど2002年から完全に実施されたということで、私が子どものころは、土曜日の午前中は授業があつて

昼から帰るといこういったスタイルがあったんですけども、ちょうど12年前からの土曜授業がスタートしたということでございます。

私もちょっと調べてみますと、前回の総選挙のときに自民党のマニフェストの中で、土曜授業の復活ということで、政権が変わったことによってこの土曜授業の導入について全国の自治体のうち、26年度現在で3,565校、17.1%が小学校で導入され、中学校で1,794校、18.3%が導入をされているということでございます。

導入の特に多いところは、東京、福岡、岡山県、三重県ということで、全国によっても土曜授業をかなり導入している自治体もあれば、余り導入されていないという自治体もあるということで、自治体や各県の取り組みによってもかなり差があったということをおも認識をしたところでございます。

そういった中で、来年度以降に一応県としても導入を検討しているということですので、そういった観点から再度質問をさせていただきたいと思っております。

まず、2002年から完全学校週5日制というのが導入されまして、ちょうど12年が経過いたしました。当時の状況を見ますと地域や家庭に帰るんだということで、学校現場でも実際完全に週休2日になっても、保護者が当時は共働き世帯も多いということで、地域や家庭の受け入れが本当にできるのかというそういった声があったんですけども、現状はこの5日制ができて12年が経過しましたけれども、この週5日制の12年間について、教育長としてどのような形でこれまでの状況について検証されているような考えが持たれているのかお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

ただいま、お話がありましたとおり、平成14年度から完全学校週5日制が完全実施さ

れて導入されたわけですけども、現在は、ご案内のとおり第3土曜日は子ども会活動の日とか、あるいはPTAやおおじの会、または子ども会、それから地域が実施するサツマイモを植えたり、あるいはそば打ちを体験したりという豊かな体験活動を基盤としながら、さまざまな教育活動が実施をされていることはご存じのとおりだと思います。

このように家庭と学校と地域が連携をして、お互いで役割を分担しながら、社会全体で子どもを育てていくという、その趣旨は定着してきているのではないかと考えております。

ただ、これからもこの学校週5日制については同様の趣旨を生かしながら進めていく必要があると考えております。しかしながら、先程も全国の土曜日の過ごし方の実態を申し上げましたとおり、子どもたちの過ごし方にはいろいろな課題も見られていることもわかったところでございます。

以上です。

○11番（坂口洋之君）

今回、ちょうど南日本新聞記事も私も読ませていただいたんですけども、土曜授業が月1回、年間10日ほどということで、年間で申しますと30時間の授業の増ということなんですけれども、12月3日の教育委員会への県からの事実上の通知の内容と目的について、もう少し詳しいご説明をお願いしたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

県から通知がありましたのは、第一番目にはやはり土曜授業の実施の必要性とか、基本方針とかそういうものであります。そのほか、主な留意点等が述べられております。

週5日制の趣旨というのは先ほど申し上げましたように、今後も変わらないんですが、本県の子どもたちの土曜日の過ごし方には課題があること、また子どもたちの学び学力等の問題から、学びの状況等を考えたときには、

もっと土曜日を含む学校の教育課程全体の見直しをして、より豊かな教育環境をつくること必要であるというようなことが述べられておりますし、そのほか、土曜授業の実施の日とか、月1回、原則としては第2土曜日にするとか、そのほか関係法令の改正等が記されております。

○11番（坂口洋之君）

土曜授業をすることしないことについてどうこう申し上げることではないと思うんですけども、今回、県教委からの事実上の要請という形で示されているんですけども、学校教育法施行規則の一部改正では、従来、特別の必要がある場合は当該学校を設置する地方公共団体の必要が求める場合に変更されたことから、土曜授業を行う場合は、まず、市町村教育委員会が必要を求める場合を、するかしないかの判断の根拠となるとまず思うんですけども、簡単に言うと、まず県が要請する形ではなくて、市町村がまず、するかしないかを判断するような形で、最終的には多くの自治体を実施するという形が同意形成ができた場合、初めて県が具体的に動くべきではないかと思うんですけども、先に県が事実上の要請をしたということは、法的にやはり私はちょっとおかしな点があるんじゃないかと感じておりますけれども、そこら辺についての教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

確かに土曜授業を実施するしないについては、学校教育法の施行規則の改正で第60条で「学校を設置する地方の公共団体の教育委員会が必要と認めたときには休業日に授業ができる」というようなことで、普通、休業日というのは、この施行規則の中で日曜日と土曜日と書いてありますが、先ほど言いましたように、市町村の教育委員会が必要と見たときにはこの限りではないと、いうことは授業

ができるということでございますので、市町村の教育委員会の判断によって実施するということは、ご指摘のとおりでございます。

○11番（坂口洋之君）

全国でも初めて、県が主体となった形をしているということが、まず今回の土曜授業の大きな特徴ではないかと思っています。ほかの県は、まず教育委員会の中で土曜授業をするかしないかを、まず判断をした形で実施する事例があったものですから、この点について指摘をしたところでございます。

今回、まず目的といたしましては、全国学力テストの低迷ということで、やはり授業時間をふやさなければいけないということで、県教委が今回の導入に至ったわけでありまして、本市の今回の導入の要因の学力テストの低迷ということから、本市の学力テストの状況はどうであったのか、その点についてお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

本市でも、全国学力テストでは県平均とほぼ同じ程度でございますので、県の教育長が言ったとおり全国平均と比較しますと下回っております。なお、点数は平均はそういうことでございますが、学力テストの内容、思考力とか判断力とか表現力など知識を活用する能力、そういうものが県も同様に落ち込んでいるという結果でございます。

○11番（坂口洋之君）

今回、多分恐らく事前に各自治体の教育長が集まる、県の教育長会ですよ。こういった中で多分、事前にそういった導入に向けて話し合いがされたのかもしれませんが、文部科学省が鹿児島県の県の研究モデル校として、26年度現在、鹿児島県で2校両授業を実施されております。南さつま市の小・中一貫の坊津学園と、喜界町の喜界小学校が実施されておりますけれども、この2校をされておりますけれども、当然、情報を把握され

ていると思いますけれども、この2校の取り組み状況と成果について、教育委員長会でどういった話がされたのかお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

県の教育長会と県のほうと、いろいろこの実施についても意見交換等もそのほかのものとあわせてやったこともございますが、当然この土曜授業を実施する基本的な方針、趣旨というのでしょうか、そういうところが一番大事になって来るんじゃないかなと思っておりますので、そういう基本の方針とか、あるいは当然土曜授業の内容とか、あるいは実施の時期とか教職員の勤務の問題とか、そういうこと等がお互いの教育長のいろんな意見が出されたところでございます。なお、また県内では南さつま市の坊津学園、それから喜界のほうでモデル校として実施をされております。

それぞれの地域に応じた内容を実施をいたしたわけですが、2校の取り組みの状況については、私どもも主な内容とか、そういう効果等についても資料提供を受けて資料を持っております。その2校が実施をした中で、成果というのもまだ1年ですので、そういう大きな成果というのはどうなのかわかりませんが、子どもたちが大変楽しみながら考えたり、いろんなことを推測したりしながら教科を超えた応用力を高めるような、そういう機会になったのではないかとか、あるいは土曜日に実施をすることで、まあ、土曜日ですので一般の方々も学校に応援団として参加することも割と可能でございますから、そういう方々を入れた授業等が実施をされたというようなことでは、授業等が活性化されたのではないかとか、あるいは子どもの学習意欲が高まったとか、そういうこと等が今のところは成果として上げられていたようでございます。

以上でございます。

○11番（坂口洋之君）

おおむね新聞に書いてあったことが、ほぼ教育委員長会の中で話し合われたことと私も理解をしているところでございます。

今回、先ほど教育長が述べたと思うんですけれども、今回の実施の検討に入った段階の県教委の考えといたしまして、一つ目に習熟度に応じた個別指導、そして外部人材を活用した体験学習というのが盛り込まれていたと思うんですけれども、今後実施を検討されている段階で、教育長自身この習熟度に応じた個別指導、外部人材を活用した体験学習などをどういうふうに新たな形で組み入れたいのか、また、今でも外部人材の活用という体験学習はされているとは思いますが、本市で具体的にどういった内容が取り組まれているのか、ご説明願いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

第1点は、今2点ほどお話がございましたけれども、習熟度の応じた個別指導ということが述べられましたけれども、かねて学校では、特に中学校では数学とか英語とか教科の中で、習熟度に分かれた授業をやっておりますけれども、そういうのももちろん何でも授業をしていいわけですが、ただ、土曜日ということであれば、かねてできないような例えば学年全体でそれぞれ補充とか発展的な学習を一緒にやって、その中で学びたいところに行って学ぶとか、そういう学習も可能だろうと思います。

何もこれは、私が申し上げましたことを押しつけるわけではございません。こういうのがあるというようなことで、土曜日にふさわしい、かねてでしたらできにくいようなものを入れ込むことによって、授業というものがこれまでの授業と、また変わった形で実習ができていくのかなあと、そういう意味で申し上げますので。

もう一つ外部人材の活用については、先ほ

どもちょっと申し上げましたけれども、例えばいろんな体育大会、持久走大会というのをやれば応援団がたくさん来てくれますし、あるいは郷土の学習とか、あるいは環境的な学習とかいろんなそういうものを実施すれば、地域の方もお手伝いがふえる、つまり地域の人材が活用しやすい曜日でございますので可能であると、そういうことで地域と学校との連携も深まりますし、より授業の中身が豊富なものになっていくのかなあと、まあ、そういうこと等を考えております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時10分といたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（坂口洋之君）

実施するかしないかは、当然ながら教育委員会を開いてそして順序立てて進めていって、そして議会にも当然説明をされると思われますけれども、今後の判断への取り組みへの過程、そこらへんの状況についてどういうふうな、今後進めていく考えなのか、教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

私どもの日置市としましては、27年度に市内全小・中学校で一斉に第2土曜日に授業の実施をする予定で、環境整備を現在進めております。ただし、規律については、まだ未定でございます。

この後、やはり一番は学校の校長会と、あるいはその次に実施をするのは学校でございますので学校長、それから土曜日に授業をするとなりますと、関係のこれまでで行われていましたスポーツ大会とか、そういう子ども会とかスポーツ少年団とか、市の体育協とかP

TAなどの関係団体との調整もしていかなければなりませんし、また勤務時間にかかわることであれば、教職員団体との話もしていかなければなりません。

そして、学校の教育課程を今度は組みかえをしていかなければならないという作業等がございますので、今後、そういうところで連携を取りながら、話し合いを詰めて最終的な決定をしていきたいと思っております。

○11番（坂口洋之君）

10月に土曜日導入ということが新聞に載りました。そして12月の4日に県の教育長が具体的な形で発表をされておりました。学校現場に聞いても、管理職を含めてこの忙しい時期に、来年度以降、次期は具体的にどうなるかわかりませんけれども、当然もう学校では教育課程の編成が進んでいるということをお聞きをしております。

そういった中で、新たな形で実施することについて、やはりこの時期が早ければ当然4月以降になると思えますけれども、私とすれば非常にわかりづらいんですけれども、この教育課程の計画というのは非常に時間を要しながら進めていたんですけれども、やはり余りにも早急過ぎるという、そういった意見があります。ある程度余裕があって、1年ぐらい先であれば、そういったスパンで計画がつかれるんですけれども、余りにも唐突的な意見が、やっぱり管理職も含めて数多く出されてきておりますけれども、そこら辺の状況について、教育長はどう認識されているのかお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

ご指摘のとおり、私どもも正式には12月3日付の県からの公文を受けて、実際には動き出したということになっておりますので、各学校には当然、その公文を送付をしております。まだ、しかし具体的な指示は今はまだしておりません。

今後、臨時校長会等を開いて、この公文等についての説明をし、今後どうしていくか、そういうこと等もついて話をしていかなければならないと思いますので、そういう手順を踏まえながら、いつごろから実施ができるのかそういうことについても、今後関係団体等と話し合いをして詰めていかななくてはならない問題だと思っております。

○11番（坂口洋之君）

年明けには、高校3年生にとっては非常に重要な高校受験があります。そういった中で並行してこの教育課程の編成作業も、場合によってはまだ決まっておられませんけれども、当然考えていかなければいけませんけれども、やはり学校現場から見ますと、時間的な余裕をしっかりと確保しながら、するにしても進めさせていただきたいというそういった声がありますので、そのことを伝えておきますけれども、そのことについての教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

当然、これから実際的には取り組みを始めていくという段階になっておりますので、そういうこと等も踏まえながら、最終的には決定していきたいと思っております。

○11番（坂口洋之君）

次に、子どもたちの土曜日の過ごし方のことについて、再度質問をいたします。

先ほど教育長の答弁で、やはりテレビやゲームで過ごす時間が多いというそういったご指摘もございました。また、私もちょっといろいろ聞いてみたんですけれども、本来地域や家庭に帰るといって、非常にそういった趣旨で始まった学校5日制なんですけれども、実はスポーツ少年団等に入られている小学生も多いし、中学生ももう部活でほとんど土曜日がもういつもスケジュールが埋まっているという、そういった子どもたちもいますし、また習い事とか塾で学ぶ子どもたちも多いん

ですけれども、そういった方たちがなかなか地域のいろんな行事や活動に、実情は参加されていないというそういった声を地域の方からもお聞きしておりますけれども、現状について、教育長はどのように認識されているのかお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

確かにスポーツ少年団、特に小学校であれば少年団であり、中学校であれば部活の問題等もあると思うんですが、土曜、日曜日に試合が大変多くて大変だという意見等も聞いております。したがって日置市であります市のスポーツ少年団の会等もございます。

その中で、適正な練習日とかそういうのが決められておりますので、やはりそういうのをきちっと守っていただいて、それだけではないわけですから子どもたちの活動というのは、そういうスポーツとか部活の活動も大事ですが、そのほかにさまざまな豊かな体験活動等も、地域でいろいろなことをやっておりますので、やはりそういうこと等にも出て、子どもをたくましく育てなければいけませんので、そういう指導は関係団体とはこれまでもしておりますけれども、今後もやっぱりしていかなければならない課題だと思っております。

○11番（坂口洋之君）

私が子どものころは、第2土曜日は地域活動をするような形で、ちょうどもう30年ぐらい前ですけれども、なるべく地域のいろんな活動に参加するという、そういったことを言っておりましたので、例えば第2土曜日などは部活とかスポーツ少年団も可能な限り活動を自粛しながら、地域でいろんな活動に具体的に参加すると、そういったことなどを主として検討、考えできないのか教育長にお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

現在は第3土曜日の午前中は子ども会活動

ということで、かなり実施をされていると思いますが、今ご指摘のように第2土曜日に今度は地域活動とそういうのをしなさいと、気持ちは大変わかるのですが、これから子ども会とか少年団体等とも話をしていかなければなりませんけれども、そういうことはこれから団体等いろんなPTAそういうところとも十分話をしながら、どうすべきかについては今後、また語ってまいりたいと思います。

○11番（坂口洋之君）

次の、市長にお尋ねをいたします。川内原発の再稼働の取り組みについて、再度お尋ねをいたします。

11月7日に県知事が、事実上再稼働についてやむなしというそういった発言もされてきております。日置市は全国で初の再稼働ということで、全国からも非常に注目されておりますし、またこれまで日置市は県外の30km圏内の自治体の関係者とか、またマスコミなども数多く取材に来られておりますので、日置市の取り組みなどが非常に基本になるのではないかと考えておりますけれども、現状について、まず市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

現状については薩摩川内市、県が知事を含めましてそういう方向に行きましたので、それが現状だというふうに思っています。

○11番（坂口洋之君）

10月29日の日に、ちょうどこちらのほうで最後になる原子力規制委員会、内閣府、県、九州電力の再稼働についての住民説明会がございました。市長自身も参加され、隣の森市長も参加されたということを私も認識しております。

なかなか議論については、かみ合わなかったという声も数多く寄せられておりますけれども、日置市で最後にあった住民説明会について、市長自身の率直な感想と、住民の声を

どういうふうに感じたのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

あの説明会を見て、やはり説明会ですので聞くべきは聞いてほしいと、そういう聞くという場じゃなく、一方的な抗議があり、最初から始まらない。そういうのが本当に説明会かと、やはりせっかく国・県いろんな方が来ている中において、ああいう形をおとりになるということは、ちょっといかがなものかなという考え方を持っています。

○11番（坂口洋之君）

私も原発再稼働反対の立場なんですけれども、私自身もちょっとこの点は大きな問題があったのではないかとということも認識しているところでございます。原発については今回3名の議員が一般質問をしております。

また、再稼働のその経過の中で、市長はこれまでも市民や議会を含めて総合的に判断するというのを答弁で述べられております。再稼働については、これまでも私どもも自治体の同意の範囲として、議員、市長も日置市として同意の範囲に求めるべきではないかという主張をしておりますけれども、市長は一貫して薩摩川内市と県ということも述べられてきております。

再稼働の経過の中で、なかなか市民からも議会や市長の考えが非常にわかりにくいというそういった声があります。議会の中で数多く議論はしているんですけれども、なかなか市民から見ると非常に見えにくいんですけれども、11月にはいちき串木野市長が、知事に再稼働の判断を向けて直接文書を持って、知事に申し入れをされております。そうして日置市議会が9月議会の中で、議員全員の賛成で再稼働の合意については、市長・議会の同意を求めるべきとの文書を県知事に送付しております。

再稼働に向けて市長は知事に具体的に、どのような形でどのような対応を求めたのか。

まあ、これまでも市長は知事に言うべきことは言っているということも言われておりますけれども、そういった内容をもう少し具体的に述べていただきたいと思います。また、知事に言った場合、知事のお答えはどういったものだったのか、このことについて市長にお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

議会のほうが陳情を採択しました。このことについては直接議会としてはこういうものであったという考え方を述べさせていただきました。知事はそのとき、どうこうというご意見はいただけませんでした。それは知事が判断することであるというふうに思いました。

○11番（坂口洋之君）

市長もたびたび原発の再稼働については、国が定めたルールによって再稼働されるという認識ということも述べられております。また、再稼働については政府が責任を持って行うと伺っているということも、きのうの答弁でも述べられております。国が責任を持つという範囲が非常にわかりにくいという、そういった声もあります。

そういった中で、現在、福島では今なお12万人の方が避難をしているという状況でございます。そういった中で、国が責任を持つ範囲について、再度質問をいたします。第一義的責任は福島事故の場合は東京電力です。そして原子力損害賠償法では、国が責任を持つということは書いてありますけれども、国が全額賠償するということは一言も書かれておりません。福島では今でも12万人が避難され、県内にも200人弱の方が避難をされておりますけれども、国が責任を持つ範囲と、現状福島が国が責任を持って東京電力が第一義的責任でありますけれども、本当に国が責任を持って対応でき、もしこちらでも福島同様の事故があっても、不安なく事故があっても生活できる環境にあるのか、そこら辺につ

いての、国の責任についての教育長のもう少し詳しい考え方をお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

まあ、福島の。

○議長（宇田 栄君）

ちょっと待って、今のは教育長と言った。

○11番（坂口洋之君）

あつ、市長です。

○市長（宮路高光君）

今、福島のああいう事故があり、また原子力委員会という一つの機構ができ、また新たに審査をするわけでございますので、それはそのときと今の福島とは違う大きな責任があるというふうに思っております。やはりこの賠償にいたしましても、いろんな中においても、きちんとやはり国がそういうものは新しい規制でやって、もし事故が、いろんなことがあったら、私は国がいろんなあらゆる面について責任を取るべきであるというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

当然福島の事故も賠償については、私も細かい内容についてはいろんなことがあるからわかりませんが、やっぱり具体的なこの原子力損害賠償法についても、改善する余地があると思っておりますけれども、そこら辺についても具体的な補償も含めてもっと踏み込んだ形で国に意見を求めていくべきではないかと、私は考えておりますけれども、そのことについての市長の考え方を伺います。

○市長（宮路高光君）

それはそのとおりだと思っております。

○11番（坂口洋之君）

そこら辺は今からまた進められていきますので、やっぱり具体的にそういったことも指摘をしていただきたいなと思っております。

当然その中で、まず本市においても、まずモニタリングポストの設置をもっとふやすしてほしいとそういった声もありました。また、

ヨウ素剤の配布のあり方など、国からあらゆる財政的な措置をされると私は考えております。一方で、自治体としての避難計画のあり方、地域住民の安全、それに伴う啓発活動など職員や自治会の方々はいろんな形で携わなければなりません。

1つ目には、この避難計画を作成するために総務課の職員はかなりの労力を使っております。また各自治会の自治会長もどこまで支援していいのかわからないという、そういった声も寄せられておりますけれども、職員の負担と自治会長への負担について、どのように認識されているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、私どもの責任は避難計画路、これが一番私ども行政にとって大きなものだと思っております。それに伴ういろんな機材、財源というのは、やはり県・国のほうできちっと処置をしていただきたい。

そういう中におきまして、私どももまた、自治会のほうにそういういろんな財政措置をする必要がある場合については、今後とも財政措置をしていきたいというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

次に、実効性のある避難計画についてお尋ねいたします。

昨日も、同僚議員から避難計画のことについて質問をされました。今後とも国・県と連携しながら、課題等を見つけながら避難計画を充実していくことが責務ということも述べられてきております。

そういった中で、ことしの5月28日、29日、30日市内3カ所で原子力災害避難計画住民説明会が開催されました。参加者から質問も数多く出され、数多くの指摘もされました。行政主体で今からつくりあげないといけないという行政からの発言があったと私は認識をしております。

それから5カ月が経過しております。実行性のある避難計画についての改善点は、具体的にどのようなものがあるのか、また、風向きの変化による避難先や避難ルート、改善点を含めて、今後避難計画については、また作成を進めていくということなんですけれども、具体的にどういった時期に示されるのか。そこら辺を市長はどの時期を目標に、住民の皆さん方に示したいと考えているのか、そこら辺の考え方をもう少し、市長の考え方を伺いたしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

5月にこの避難計画について、それぞれの箇所の説明会をさせていただきました。そのときも、まあ、具体性がない、いろんなまだ危険な箇所もあると、いろんなご指摘もいただきました。

この避難計画をつくるには、私ども日置市だけでできるわけでもございません。県との調整といいますか、他市との調整というの必要でありますし、特に、この避難計画路というのは風向きによっては、またいろいろとまるっきり反対の形の中の避難計画というのもしなければならぬというふうに考えておりますので、いつまでというのはちょっと、今この場面で申し上げられませんが、このことについては県と危機管理局と十分、今後調整をしながら進めさせていただきたいと思っております。

○11番（坂口洋之君）

避難計画はもう少し時間がかかるとの答弁なんですけれども、具体的に30km圏内の方々が、もし災害が起きた場合に避難先がもう決まっております。

先般の「議員と語る会」の中でも、やはり避難先の問題等も指摘されたわけなんですけれども、じゃ、なかなか避難する方々がどこに具体的に避難していいのかというそういった市民への周知、また受け入れ先の公民館と

か公共の施設など数多く指定されておりますけれども、そこら辺の受け入れ側の認識もまだまだ低いんじゃないかと思っておりますけれども、説明会から半年近くたちますけれども、そこら辺の進捗状況について具体的にどうされているのかお尋ねいたします。

○総務課長（野崎博志君）

避難所での運営ということでございますが、避難を受け入れていただく施設に対しましては説明をさせていただいて承諾はいただいているところです。また、その運営については市のほうで責任をもって行っていきたいというふうに考えております。

また、本市は南さつまのほうに避難させていただくところもあるのですが、南さつまのほうでは、うちの職員が行くまでの間は南さつまの職員で避難所の運営をしていただくというような話も、今できているところでございます。

以上です。

○11番（坂口洋之君）

具体的に受け入れ先の自治会との話し合い、そこら辺の状況についてはどうなのか。南さつまとの話はできているという答弁であったんですけども、そこから先のことについて、もう少し状況をご説明願いたいと思います。

○総務課長（野崎博志君）

その市内の受け入れ先の自治会には、具体的な話というのは実際行っておりません。避難所とさせていただきますという了解をいただいていると。そこでその避難所の運営というのは市の職員が行うということで、その自治会の役目、そういった役割までの説明というのはしていないところでございます。

○11番（坂口洋之君）

年明けにも再稼働がされようとするその時期に、まだ具体的に受け入れ先の自治会との話し合いもまだ細かくはされていない、そういった状況で本当に再稼働を、まずしていい

のかという気持ちも私にはあるんですけども、もうちょっと早く、もう少しアポを取るべきじゃないかと思っておりますけれども、市長の考え方を伺います。

○市長（宮路高光君）

今、総務課長もお話ししましたとおり、今一つの風向きは別としての30km圏域という部分の中の避難計画でございます。さっきも言いましたように、風向きによっては、むしろまだいろんな南さつま市ではないほかのところもやらなきゃならない。

これはさっきも言いましたように、私どもの市だけでできることではなく、もう一回県のほうが危機管理局のほうきちっとした、そういう対応になった避難先というのを示していただくことが大事だというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

避難計画について再び質問いたします。

7月の13日に東市来の湯田の田之湯の自治会が自主的に避難訓練をされております。その後、総合企画委員会もこの状況についても調査をされたとお聞きしておりますけれども、総務課からも訓練に対して3名の職員が参加をされております。その内容と検証について、また日置市として3名の職員が参加された目的などについてご説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（野崎博志君）

東市来の田之湯自治会のほうが避難訓練を実施していただいたわけですが、うちのほうの出した計画どおりにやっていたのかどうかということで実施していただいたところです。田之湯自治会につきましては、4ルート避難経路を設けて実施されております。

また要望等については、避難する道路にある橋梁とか、崖崩れとかそういったところの点検も兼ねてやっていただいたところでございます。またそういったところの改修、そう

いった要望も届いているところでございます。

うちの職員が3名出席したのは、その自治会だけではなかなかわかりづらかったりというのもございますので、職員のほうで協力できる部分があればということで参加させていただきました。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

坂口洋之君、あと2分しかありませんので。

○11番（坂口洋之君）

その後、市長宛に要望書が出されてきております。市長も読まれていると理解しておりますけれども、その要望の内容と市長はそのことについてどのように認識されたのか伺います。

○市長（宮路高光君）

特に、田之湯の場合については、そのルートに橋梁があったり、老朽化、また蓬莱館等におけますあの崖の問題、そういういろんな課題があるということで指摘もいただきました。その避難ルートだけでなく、通常のそういう長寿化をする中においても、このことはしていかなければならないことであったというふうに思っておりますので、できることから改善をやっていきたいと思っております。

○11番（坂口洋之君）

今回は田之湯自治会がされたと思っておりますけれども、今後、原発だけでなく、当然、風水害も含めた形で、それもあわせた形でも原子力災害の避難訓練も市としても積極的に、自治会で実施することを私は求めたいと思っておりますけれども、そのことについての市長の考えを伺います。

○市長（宮路高光君）

市のほうでも、この原子力については今後、毎年そういう総合防災訓練もございますし、そういうところに入れたり、また自治会が単独でするところには、市としても側面から協

力していきたいと思っております。

○11番（坂口洋之君）

この訓練の中で、やはり道路などの課題も出てきていると思えますけれども、当然この道路などの改善点については、どういう形で考えているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

道路の中について、狭隘といいますか狭いところがあったり、またそのガードレールとかがないとかそういうご指摘もありましたので、そういうのを総合的に道路としての使用ができる、そういうものを含めた中で補修等をやっていききたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

坂口博之君、1分ないですのでね。

○11番（坂口洋之君）

はい。最後に、教育長に小・中学校における避難計画への取り組み状況についてお尋ねをいたします。先般、30km圏内の小学校の先生とちょっと話す機会がありまして、この避難計画についてお聞きしたんですけれども、なんか計画があるみたいだというけれども、よく認識されていなかったと思うんですよ。当然、今回できていないところは指導をするというそういった答弁なんですけれども、いちき串木野市の生福小学校で原子力災害の避難訓練をしまして、保護者の引き渡しの訓練をして渋滞があったということがありましたので、そういった形で……。

○議長（宇田 栄君）

坂口君、終わりましたので。

○11番（坂口洋之君）

はい、じゃ、終わります。

○教育長（田代宗夫君）

まだ、今年度末までに計画のできていないところについては指導しておりますので、でき上がります。そして、先ほどもいろいろございましたけれども、形だけじゃなくてやっ

ぱり実行ある避難訓練が必要だということで、今、日置市の教育振興計画の中にも盛り込んでおりますけれども、保護者の引き渡しの訓練などを通して、そういう実効性のあるものにしていきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

次に、20番、松尾公裕君の質問を許可します。

〔20番松尾公裕君登壇〕

○20番（松尾公裕君）

私は先に通告しておりました2問について質問いたします。

まずは、森林整備と木材活用についてであります。森林は治山や治水のためなどの多面的機能がありますが、また地球温暖化防止など環境問題にも貢献しております。戦後復興のために、急激な木材需要が進められましたが、その後、国の方針で補助事業などで杉、ヒノキの植林が始まり、今日50年、60年の成木も大量に生産されております。昭和の時代までは住宅ブームであり、木材需要もありましたが、その後は需要が落ち込み、今日供給過剰になっております。

そのような状況の中で、山の手入れもおろそかになり間伐や枝落としもせずに放置され密集林となり、山はやせ細っているところが多く見られます。やせ細った木は台風等に折れやすく、また根が浅いため大雨などの土砂崩れの要因にもなっていると言われます。

このような山林状況であります。やはりしっかりとした山林をつくっていくためには間伐が第一であります。市有林の間伐は、やや進んでいるようですが、民間の間伐はほうぼうで無間伐を見かけます。40年、50年前親の代で植えつけ、草払いをして難儀苦勞をしてきた杉、ヒノキが台無しになってきております。今使える資源、将来使われるであろう大事な資源であります。本市の間伐状況はどのような状況か伺います。

また、以前、東市来で入会林野事業を導入して、各地区で入会林野組合をつくり共有名義などのもえ山を登記簿上、個人の所有権に改める所有権移転など、大変にありがたい事業で多くの方が自分の名義や確定をして、山林などへの管理意欲も出てきて、皆さんが非常に喜ばれた事業でありましたが、他の地域でもこの事業を進めたならば、共有名義の名義変更などが進められ、山の管理も山の持ち山として確認され、山林に対する自覚が出てくると思います。

最近の若い人は、自分の山がどこからどこまであるのかわからない若い人が多いのではないかと思います。そこで、この入会林野事業を導入したらと思いますが伺います。

次に、山林の多面的機能を高めていくには、木材の需要などが無いといけません。今までは外国産に押されて国産材の自給率も20%台になっておりましたが、今後は自給率向上のために国産材を大いに活用しなければなりません。最近では木材の成木も多くなり、供給過剰になって来ておる状況であります。県森林組合もできるだけ公共的施設や民間住宅にも県産材を活用してくれとの要望書も出ておりますが、市においても公共的施設は積極的に木材建築をすべきだと思います。また、地材地建に対して補助金を出す考えはないか伺います。

次に、湯之元のまちづくりについてであります。湯之元のまちは国道より北側は都市計画で土地区画や道路整備が進んできており、いよいよ湯之元橋も完成しつつあり、だんだんと住宅もでき上がり、一步一步まちが形成されるところであります。

さて、国道より南側は第2都市計画区域となっておりますが、そのために昔のままの家が建ち並んで、道路整備もされず商店街観光も衰退の一途であります。このような状況を「頑張ろう会」や「まちづくり80人会」で

まちを盛り返そう、元気のあるまちにしよう
と一所懸命まちづくりの議論をしております。
かつての湯之元のまちの繁栄した時期を振り
返り、それをもとににぎわいのあるまちづく
りを目指し、精いっぱい協議しているところ
であります。

しかしながら、まちの中心部は人口の減少
や高齢化などで空き家も点在しております。
やはり一方では道路環境の整備も必要で、人
が移り住んでくるような安心・安全なまちづ
くりも考えていかななくてはなりません。そこ
で、湯之元南側地区の発展を考えると、
道路整備を中心とした街路整備事業等の実施
を考えるべきではないかと思っておりますが伺いま
す。

また、湯田地区館から要望のあった、新田
川沿いの市道の暗渠化についても、道幅が広
がれば車の行き来もよくなり、交通上の不便
もなくなり住みやすいまちになります。また、
地区館が商工会へ移動となれば、より重要道
路になりますので、この新田川の暗渠化を考
えるべきと思っておりますが伺います。

次に、山仁田川のことですが、こと
しは大雨が少なかったせいか一度だけ氾濫が
ありましたが、毎年三、四回は氾濫をしてお
ります。昨年度は総額の事業費が試算しても
らいましたが、家屋移転など含めて総額1億
円程度がかかるとのことでしたが、残り
の150m程度の未整備であります。早急
の改良が必要であります。山仁田川の改良は
いつから始まるか伺います。

以上、2項目ですが1回目の質問とします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の森林整備と木材活用について、そ
の1でございます。

本市の私有林の杉、ヒノキ林の約6割が間
伐対象林であり、保育段階の森林が依然とし
て多い中小規模零細な所有構造や、林業労働

力の確保などが課題となり間伐が進まない状
況がございます。これらの間伐推進につつま
しては、県や森林組合等と連携し間伐推進
会議の実施や間伐推進員制度の活用、森林組
合等における施業の集約化などの支援を通じ
て、積極的に推進しているところでございま
す。

また、入会林野事業における整備状況は、
平成18年度までに7件の456haを実施し
ております。近代化法を活用した入会林野
整備は、農林業上の利用増進を図る観点から
も大変有効であると考えていますので、整備
の必要性を適正に判断した上で、入会権の存
在する土地については、その権利者及び県と
も連携して、引き続き森林等の利権関係の明
確化に努めてまいりたいと思っております。

2番目でございます。公共建築物等におけ
る木材の利用促進につつましては、平成
24年度に日置市公共建築物等木材利用促
進方針を策定し、市が整備する公共施設など
における木材利用を積極的に推進しているこ
ろでございます。

また、地材地建の補助につつましても、県
においても地材木材を積極的に使って家づく
りに取り組む大工・工務店等を「かごしま緑
の工務店」として登録し、支援する制度や建
築主への住宅ローン金利の優遇制度等がある
ほか、国においても地域材を活用した木材住
宅等についてポイントを付与し、地域の農林
水産物との交換等を行う取り組みが実施され
たところでございます。今後、このような制
度の普及啓発を図るとともに、関係機関とも
連携し、地材地建の推進に努めてまいりたい
と思っております。

2番目の、湯之元のまちづくりについてで
ございます。

その1でございます。街路整備事業等を導
入することで人口減少、高齢化、空き家問題
の解決に直接つながるとは考えにくいのでご
ざいますが、湯之元第一地区土地地区画整理事

業より、南側区域においては狭隘の道路も多く、また都市計画道路も計画されておりますので、安全に通行できる道路整備は必要であると考えております。

しかし、湯之元地域におきましては、土地区画整備事業に年間6億円の事業費を投入し、市街地整備を進めております。南側地域の街路事業に着手するのは多額の事業費が必要であり、市の財政状況を考慮しますと、湯之元第一地区土地区画整理事業と並行して事業を進めていくことは困難であると考えております。

2番目でございます。新田用水路の暗渠化についてでございますが、湯田地区の連絡協議会のご意見をお聞きし現地を確認しておりますが、用水路組合との調整、消防水利としての利用形態、景観、温泉管等の問題も含め、今後検討していきたいと思っております。

山仁田川については、平成23年度に河川改修の概略設計、平成26年度に東市来総合福祉センター横の駐車場から上流側へ約60mの区画において、実施測量設計中でございます。来年度から年次的に河川改修工事を計画しております。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（松尾公裕君）

先ほど答弁をしていただきましたけれども、順を追って、また2回目の質問をいたしたいと思っております。

市長の答弁の中で、積極的にこの間伐については推進をしているというようなことであ

りますけれども、しかしながら、私が現状を見る限り余り間伐は、最近進んでいないなあと思うわけであります。

そこで、市有林の面積と間伐の状況、それから民間の面積と間伐の状況、これからの間伐をどれぐらいの面積で進めていくのか、その点をまず伺っておきたいと思っております。

○農林水産課長（久保啓昭君）

市有林につきましては503haございまして、民有林のほうが9,583haということで、間伐につきましては市有林と民有林をあわせて、一緒に5ha以上の部分をあわせてやっております。25年度末までに2,050haほどの間伐の実績でございまして、約間伐をする標準的な対象林が4,600haほどございますので、約45%の進捗という状況でございまして。

また、これからの計画につきましては、県のいきいき間伐推進事業等で平成25年から5年間間伐の計画を立てておまして、それに目標に向かって推進していくというふうに考えております。

○20番（松尾公裕君）

今面積と間伐率が45%ということであったと思っておりますけれども、昔は切り捨て間伐というんですか、これをやったわけでありましてけれども、私のほうの議員も一所懸命になって十二、三、四年前に、この我が地域ではほうぼうの声をかけて、そしてこの間伐を積極的をお願いをしてしたわけでありましてけれども、本人の負担なしで切り捨てられたということで、非常にこれは、割りかた若い木であったと思っておりますけれども20年、30年の木を切り捨て間伐をやったわけでありましてけれども、私も相当30件以上の相談をして進めたことがありますけれども、今後は間伐の切り捨て間伐というものは、最近聞いておりますと木材へするための間伐といことを聞いておりますけれども、切り捨て間伐というか、

小さな木、まだ一回も間伐もしていないような山林もあるようでありますから、そういうところを切り捨て間伐を進めたほうがいいのではないのかなと、できる部分についてはそう思うわけですがいかがですか。

○農林水産課長（久保啓昭君）

間伐につきましては、以前はそういう切り捨て間伐が山の中で一応間伐しているという状況でございましたけれども、平成23年度から森林施業の集約化とか、また搬出間伐、5ha以上まとめた箇所ということで、持ち出しをするという方向の事業の見直しがございます、現在、若干そういう問題もございまして、間伐が若干進まない状況もあるというふうに考えております。

○20番（松尾公裕君）

持ち出し間伐ということで、切り捨ては今はないというようなことでありますけれども、私はそれこそ、大きな山はですが、中程度の谷合にあちこちある山は、もう間伐をしていない無間伐の20年生、30年生がほうぼうに点在しているんじゃないかなと思うんですが、これは、まずはとにかく細く長く伸びたのを、早く間伐をしてやらないと、あとが全然使い物にならないというふうになると思いますので、私はこれは研究することが必要ではないかなと思うところですが、その点と、それから間伐は10年に1回ぐらいはして、木をだんだん大きく太く立派な木にしていくわけですが、年間の先ほども聞きましたが、間伐の年数が非常に少ないわけですよ。これでは間伐は間に合わないということでもありますので、何かもうちょっとスピードを上げてもうちょっと間伐をふやす方法、それからそういういい方法、いい事業はないか、それを伺います。

○農林水産課長（久保啓昭君）

先ほど申しましたとおり搬出間伐ということで、搬出するための路網の整備ということ

で、人力ではなかなか厳しいものもございしますので、そういう作業機械の導入ということで、森林組合等が、購入する場合にはまた補助をしたりとかいうことで、そういう推進を図っていきたいというふうに考えております。

○20番（松尾公裕君）

次に、入会林野事業であります、東市来のほうで平成11年から19年ぐらいまでかけて、この入会林野事業をやりましたけれども、おおよそ1,000人ぐらいの申請があって、そしてこの事業を進めたわけですが、内容的にはもえ山とか、あるいは共有名義とかこういうのを入会林野事業で、個人の所有権に改めるという事業をやったわけがありますけれども、そうしますとやはり山に対する愛着とかそういうものが出てきて、自分の所有する山も確認もできて、非常にいい事業だと思っておるところですが、他の地域でもその取り組みはしないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘がございましたとおり、今、東市来のほうで、特に上市来校区のほうを主体的にやっております、伊集院町におきましては上神殿、現在450haぐらいこの入会林野におきます事業を展開しております。

特に、今後におきまして県でも十分打ち合わせをさせていただき、その入会権といえますかそういうところがどれぐらいあるのか、そういうものも調査をしながらやっていきたいというふうに思っております。

○20番（松尾公裕君）

私は、これを今、上神殿のほうでも進めているというふうに聞いたんですが、それが事実がどうか私ちょっとわかりませんが、東市来においては多分さっきの答弁の中では7件の450haということは、7組合の450ではなかったのかなと思うんですが、ちょっとそこはわからんところがありますの

で、これはまた改めて聞きたいと思います。

ですから、共有名義が非常に他の地域でも私は多いと思いますけれども、これからは20年、30年先に自分の山がもうわからなくなっていくのではないかなと、また世代が変わって行けば、なおさらわからなくなっていくんじゃないかなと思うわけですが、この現状で今後、日置市の山林はどうか、この名義それはこういう形、自然のままでもいいよというようなことになってしまうんでしょうかね。それはいかがですか。

○市長（宮路高光君）

今ここにちょっとデータがあるわけなんですけど、東市来の場合は鉾之原、田代、植木、伊作田、養母、湯田この地区でやっておりまして、伊集院地域は上神殿ということで、総計合せて456、上神殿の場合は昭和51年という大変古い中でやっておりまして、この東市来等につきましては平成7年から18年度までやっておるといのが実情でございます。

おっしゃいますとおり、恐らくこの相続というのは大変難しい中でございますので、この入会権を使えばある程度そういう相続関係のほうがうまくいくというのは立証済みでございましたので、またほかの地域にそういうものを広げていきたいというふうに思っております。

これは県とも十分調整をして、打ち合わせをしていかなければならない仕事でございますので、今後ほかのところにどういうところに点在しているのか、そういうものを調べて進めていく必要があるというふうに思っております。

○20番（松尾公裕君）

これはほかの地域でも広めていくということでございますので、そのようにしていただきたいと思います。

次に、公共的施設を木材建築でということ

であるわけでありましてけれども、市長の市政として山林の多面的な機能、あるいは地球環境、それから県産材の活用ということを考えて、この木造建築で学校とか体育館とか庁舎とか、こういうものをつくる考えは。まあ、いろいろ森林組合のほうからも、これ毎年公共的な施設には、ぜひ活用してくれというのが毎年要望が出てきているわけでありましてけれども、木材活用での基本的な市長の考え方を伺います。

○市長（宮路高光君）

特に公共施設におきましては、やはり木のぬくもりといいますか、今学校建設もしておりますけれども、大変多くの木材を使用しているのが事実でございます。こういう住宅におきましても、基礎的なところといいますか、外観につきましてはコンクリートかもしれませんが、中身につきましてはこういう木材使用ということを仕様書の中に入れてございますので、特に私ども日置市におきます公共施設については、なるべく木材を活用した形の建築、そういうものを今後とも取り組んでいきたいと思っております。

○20番（松尾公裕君）

木材の活用を進めるということでありましてけれども、私はできるだけ木造建築で全体の骨格も木造だと思うわけですが、そういうことも考えていただきたいと思うわけでありまして。

県としては県産材の推進で、国の補助金があるそうでございますけれども、県では医療施設とか社会福祉施設、こういった公共施設等の建設補助金があるそうですね。これを26年度は県内で62施設がこれを着工しているということでありましてけれども、私が伺った中では、日置市は22年度に2軒だけしか活用していないと、その後はないということを知っているわけですが、日置市は極端に低いのではないのかなと思うんですが、これ

についてはいかがですか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおりだという部分が否めません。今後、そういう木材しながら補助金、特に先般妙円寺のほうの、あれ学童だったと思うんですけど、そういう木材を利用した補助金を利用して、福祉施設といいますかそういう施設にも適用されるということでございますので、今後あらゆるそういう事業等を見つけながら、またそういう施設さんとも十分打ち合わせをしてやっていきたいというふうに思っております。

○20番（松尾公裕君）

いろいろな今木材の質がというか、木材構造、木材でつくる木造建築はいろいろな新しい発明がされておりますけれども、直交集成板（CLT）というのが、木板の組み合わせたパネルでつくる木造であります、山佐木材がこれを開発をしております、木造の中高層ビル、まあ、四、五階を建てたり、あるいは研究中であったりということを知っております。

それから、鹿大の塩屋教授は開発した「SAMURAI集成材」長さ18mでも20mでもたわみがないというのを聞いておりますが、これが今後、実用化されるというふうになっていけば、学校とか庁舎にも大いに使われると、今後、うちもまだ日吉は既に設計ができておりますが、吹上もそれから学校も今からあるわけありますので、やはり20m、15mという広さが必要なそういうのが結構ありますので、そういうのにSAMURAI集成材とかというものは十分使われるんじゃないかなと思うわけありますけれども、これについては、今後そういった公共施設で活用されないのかどうか伺います。

○市長（宮路高光君）

そういう集成材、大変耐震にも強いということを言われているのも事実でございます。

なるべく私どももそういうものも使用しながら、基本的には木材の活用というのが大きな課題でございます。

森林組合のほうでも、今後、特に再生エネルギー、中越のほうに今回バイオマスの施設ができるわけございまして、特にこの木材利用につきましては、間伐もですけど、鹿児島森林組合としてこの需要を向こうのほうから頼まれておりますので、相当な大きな量で搬出していかなければならない。そういう中におきまして、今後考えているのは恐らく10tダンプとか、いろいろなダンプも整備をしていかなければならないということございまして、市としてもそういう木材活用を含めた中で、森林組合と十分いろんな形の中で打ち合わせをして進めていきたいと思っております。

○20番（松尾公裕君）

次に、地材地建でありますけれども、各市町村でこの補助事業などをやっておりますが、この地材地建に取り組んでいる市が、阿久根、出水、伊佐、南種子島、屋久島というところで地材地建に対しての補助金を出しておるわけあります、木造住宅で市内での資材購入、市内の製材業者からの購入というこういった規則を定めてやっているわけありますけれども、我々のこの市も結構山手側には山林が物すごくあります。物すごくたくさんのもう成木になったものもありますので、そういう面で地材地建として補助を考えられないものかなと思うわけあります、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

地材地建という中で、それぞれ補助金というものもございまして、今回リフォームのほうもさせていただきました。大変多くのこの地元の木材を含めた皆様方がありがたがっているということも聞いております。基本的には一つのご提案という部分で受けとめさせ

ていただき、また、ほかのところも十分研究もさせていただきたいと思っております。

○20番（松尾公裕君）

次に、この湯之元のまちづくりについて、先ほどの答弁では街路整備事業は非常に難しいということでありましたけれども、今、「頑張ろう会」とか「まちづくり80人会」で一所懸命議論をしているところでございますが、温泉を中心に観光振興をいけば模索中でございますけれども、もうこの80人会ではそれこそすばらしいリーダーがおりまして、鹿児島天文館の総合研究所の理事長である永山吉高氏、それから東川隆太郎さん、まちづくりの専門家ですが、この方々が湯之元のまちをよく分析して、将来を考えて今みんなをリードしているところでありますけれども、3つのグループに分けまして、「すぐできること、長期的に取り組むこと」とかいろいろ分けて一所懸命取り組んでおります。

その中でも、湯之元駅に足湯を設けたらどうかとか、あるいは100人入る宴会場が欲しいとか、温泉神社を生かすとか、空き家の利活用とか、湯之元に人が移り住みたいと思うような環境づくりがほしいとか、観光客を呼ぶためにショウブ園をつくってもらいたいとか、いろいろそれこそ100ぐらいの意見が出て、「どげんかせんといかん」ということで、今一所懸命取り組んでおるところでありますけれども、このような真剣な議論の意見がだんだんまとまってくるかと思いますが、来年の春のころは。

市長はこのことに対しまして、尊重して推進をしてくれるでしょうか、どうでしょうか。まずこのことを伺います。

○市長（宮路高光君）

この80人会の発足会に私も出席させていただきました。中身を十分理解しているというふうに思っております。今それぞれの方々が自分たちのまちを、みずからが足で歩き、

またそれぞれの夢を語っている様子、また大変大きな写真もできまして、あちこちポスターを張っております、大変ユニークな形の取り組みをしているのが実態でございます。

今ご指摘ございましたとおり、いろんなご要望があるというのはわかっておりますし、基本的にすぐできること、中長期的にできるもの、また行政がするもの民間がするもの、なんもかんも行政にいろんなものをつくってほしいという、これはもうよくわかるわけでございますけど、やはり湯之元の場合もどうしても行政主導というのもあるかと思っておりますけど、民活を活用したものをどうして誘致してくるのか、こういうものもきちっと皆様方の運動を通じて考えていくべきだというふうに思っております。

○20番（松尾公裕君）

湯之元の街路整備事業というのは、非常に難しいというようなことでございましたけれども、都市計画もあるし、同時的にはできないと、財政上非常にこの事業には街路整備というのは難しいだろうというような答弁でございましたけれども、この湯之元のまちをちょうど一番古いところを、真ん中を山田湯之元線というのが通っておりますね。湯之元球場の下からずっと神社を超えて、寿司屋さんの前を来て国道に出る、あの道路をもっとちゃんとした整備をしてくれないかな。あれが一番中央のまちにとっては一番基本であるんだよということであるんですが、あれを広げるとするのは住宅あたりに非常に難しい、ちょっと時間もかかると、予算もかかるということでもありますけれども。

ただ、その中でこれだけ是可以るんではないかなと思うんですが、その中に電柱がその狭い5mぐらいの道路に電柱が、中のほうに50cm、60cmぐらい入って、電柱が道路の中に立っているんですね、方々に6本ぐらい立っておりますけど、これは通行を非常に妨

げておりますので、これだけはぜひ今後相談していただいて早目に取り除いてもらいたいなと思います。街路整備がちょっと難しいですから、せめてそこだけはしていただきたいなと思うんですが、それはどうですか、ちょっと。

○市長（宮路高光君）

基本的にちょっと整理をしていかなければならないと思っております。先ほども申し上げましたとおり湯之元全体の地区を考えたときに、今区画整理をやっております。その中で中途半端ないろんなものをあそこに入れてみても、大変これは大きな弊害にもなると思っておりますので、とりあえずある程度、区画整理のほうのめどがついたら、この南のほうをどうするのか。

やはり基本的に、今、しなければならない部分について電柱とかそういうものは撤去していくべきかもしれませんが、基本的にはあそこをまちおこしをするには、基本的にはやはり街路事業でないと私は大変これを区画整理するということは大変難しいですよ。やはり消防とかいろんな中におきまして、年次的でも街路事業を入れてある程度の消防、救急車、こういうものが入れるそういうところを大きな道路網をある程度、大きな何十メートルという街路ではなくても、離合できるぐらいのそういうふうな道路へつくらなければ、この南のほうも大変だと思いますけど、とりあえず、今、区画整理の中におきましてあの地区に相当なお金をつぎ込んでおりますし、これが10年かかるのか、あとどれだけかかるのか大変まだ大きな課題を残しているのは事実でございます。

おっしゃいますとおり南のほうもどうかしなければいかんというのは、十分わかっておりますけど、ここあたりの整備を大きな展望と中期短期的な展望の中で整備をしていくべきだというふうに思います。

○20番（松尾公裕君）

都市計画をやって、ああいうたくさんの方の予算を配分してもらってあって、余り強いことも言われないうところでもありますけれども、しかしながら南側については、その電柱ぐらいは、せめて移動してもらおうように早目にしてもらう。これはまだこの先、都市計画は10年も十二、三年もかかるんじゃないかと思う。その後からちゅうよれば、もう人がいなくなりますよ。中央集落のあの周辺は。

そういうことでありますので、今いる人たちがこれから後に子どもたちがその地域に家をつくろうかというぐらいの環境整備は、ある程度軽い環境整備はしてもらわんといかんと思っております。

次に、地区館より要望があった新田川の暗渠、これは暗渠化については湯之元堀内線ですが、今後検討するというようなことでございますが、とりあえず私はこれが地区館も商工会のほうに来年4月以降に移動するとなれば、結構会議とかいろんなイベントとかというもので、商工会の前をしょっちゅう車が通るだろうと思います。

非常に四つ角になったところは、もう入りにくい、非常に不便を来しておりますので、特に私が一番お願いをしたいのは、ちょうどあの寿司屋さんの下から商工会まで40mです。これの暗渠化をできるだけ早く急いでもらいたいなあと、そんなにたくさんのお金はかからないと思っておりますけれども、暗渠化をしてもらえばその部分だけでも駐車場の広いところに行けますので、そのようにしていただきたいなと思うわけでもありますけれども、それについて、まずそこをお願いいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に雨が降る日、大変暗渠があふれて水浸しになっているのも見させていただきました。特に水利組合を含めてここあたりがどういうふうな事業化して可能なのか、地域と

水利組合とも十分打ち合わせをさせていただきたいというふうに思っております。

○20番（松尾公裕君）

次に、山仁田川の整備ですけれども、これも南側地域になるわけでありましたが、毎年のように氾濫をしております。ことしはとにかく1回ほどしかなかったわけですが、去年は2回ありまして、毎年三、四回氾濫をしております。これはもう40mmを超えれば、必ず氾濫をしておりますので。

ですから、ことしは福祉センターのほうから60mするというございますので、残りはまた今後70m以上あるかと思いますが、前に進めてもらいたいと思いますけど、一番大事なところは、あのちょうど大文字になった浜岡さんとかみかどさんの、あの大文字になった新田水路とそれから山仁田川が交差するところです。あそこでオーバーするわけですから、あそこの改良をしっかりやらしてもらわないといけないと思いますよね。

そこは十分今後、研究をしていただいて、あそこがこぼれれば全体こぼれて来ます、まちなかこぼれますので、そこを今後進めていただきたいなと思っております。こうして今度は事業を60m上のほうにすることをございますので、これは前向きに毎年、これは中のそういう事業が、何とか事業というものがあるって進めていくんでしょうが、それはどうですか。

○建設課長（桃北清次君）

60m区間につきましては現在、実施測量中のございます。この河川におきましては補助事業等のございません。まあ、合併特例債等を予定しているところのございます。

○20番（松尾公裕君）

事業等じゃなくて特例債を使うということではありますが、今後、やっぱり余り5年も10年もかかれば、あんまり時間が長いなあと思いますので、年次的に30mばかりずつ

やれば、3年ばかりで終わりますので前向きに一つお願いをしたいと思っております。前向きに検討されますことを期待をして、きょうの質問を終わりたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は終了しました。15日は午前10時から本会議を開きます。本日は、これで散会をいたします。

午後1時30分散会

第 4 号 (1 2 月 1 5 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（5番、17番、12番）
-------	------------------

本会議（12月15日）（月曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	成田 浩 君	22番	宇田 栄 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教 育 次 長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	平田 敏文 君
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長	藤澤 貴充 君	建設課長	桃北 清次 君
上下水道課長	丸山 太美雄 君	教育総務課長	宇田 和久 君
学校教育課長	片平 理 君	社会教育課長	今村 義文 君
会計管理者	満留 雅彦 君	監査委員事務局長	松田 龍次 君
農業委員会事務局長	福留 正道 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、5番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔5番黒田澄子さん登壇〕

○5番（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。昨日は衆議院議員選挙、また、本市では伊集院梅マラソンまるごとフェスタが盛大に行われました。慌ただしい師走の日でありましたが、我が党においては、九州沖縄悲願のリベンジ大成功の意義ある日となりました。ことしも残すところ2週間、無事故で安全な日々をと思い、通告に従い、公明党所属議員といたしまして一般質問させていただきます。

初めに、「子どもたちの公平・平等な健全育成のために」日置市高等学校運動部全国大会補助金交付金要綱の見直しについてお尋ねします。

現在の要綱を見ますと、サッカーと野球に限定されている点に違和感を感じます。今回、金額の改正をしたい旨の説明を全員協議会で受けましたが、要綱を確認して、2つ以外の種目等については当てはまらない点について、青少年の健全育成の視点から、不公平ではないかと考えます。

また、中学校における要綱では、文化的活動も含まれていますが、同様に変更するお考えはないかお尋ねいたします。

次に、女性の生涯にわたる健康支援についてお尋ねします。

1点目、本市における産後の母子への産後

うつや児童虐待防止策等を含むサポートの現状をお尋ねします。

2点目、国は今年度まで産後ケアモデル事業に取り組んでいますが、産後ケアに対する市長の見解を伺います。

3点目、本市でも宿泊型・デイケア型・助産師による訪問型等の総合的な産後ケア及び産後におけるお困りごと解消の手だてとして、例えば上の子どもの保育所や学校への送り迎えや買い物など、細やかな有償ボランティアをコーディネートする厚生労働省の進めるファミリーサポートセンターの設置に取り組まないかお尋ねします。

3番目に、さらなる定住促進について伺います。

1点目、本市の定住促進は、過疎地へ市外から転入を促す点のみが実施されていますが、市の考える定住の見解をお尋ねします。

2点目、市内の賃貸等に住んでいる若者世帯の市民が市内に家を購入する際も、定住促進制度を導入するべきと考えますが、いかがお考えかお尋ねします。

3点目、岡山県笠岡市では、ユニークな事業に取り組んでいます。子育て支援も念頭に置き、実家の1km以内に子ども世帯が引っ越してくるか、また同居すると、引っ越し費用5万円と手続等に5万円補助しています。家の購入に対してはさらに定住促進の費用が充てられています。この三世同居等支援事業では、働く女性等にとってネックとなる病児や病後児の面倒を助けてもらえることなど、子育て支援を視点を置いています。

本市でもこのような事業について研究をし、今後実施していく考えはないかお尋ねします。

最後に、今後の共生協働の地域づくりのあり方についてお尋ねいたします。

1点目、人口減少・高齢化・過疎化の課題を抱える本市の共生協働のまちづくりの理想と今後の展望をお尋ねします。

2点目、第3期地区振興計画の策定に当たり、ハード・ソフト事業の割合が一挙に各50%へと変更されましたが、この割合の根拠についてお尋ねします。

3点目、この計画の策定や実施における地区館長の業務は大変多忙となっている現状と、そのこともあり館長の後継者づくりにも困難を極めているとの現状があります。現在、週1回勤務を基本に、館長報酬は1カ月2万5,400円となっていますが、この引き上げを考えないかお尋ねして1回目の質問いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の子どもたちの公正、平等、健全育成のために市の高等学校運動部全国大会補助金交付要綱の見直しをすべきだという点については教育長のほうに答弁をさせます。

2番目の女性の生涯にわたる健康支援等ということでございまして、その1でございませぬけど、本市において、産後1カ月までに新生児・産婦の訪問を実施し、産後不安定になりやすいメンタル面のサポートや育児指導、授乳指導等を実施しております。

また、市内4地域においても、各専門職が対応する育児相談を実施し、多くの市民の方に利用いただいております。また、産後1カ月以降も支援が必要な方に対してまして、助産師や保健師が乳児訪問を行い、育児指導を実施するとともに、地域の母子推進員による「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施するなど、市民の多様にニーズにあわせて事業を展開しております。

その2でございまして。近年、核家族化の進行や晩婚化による初産年齢の高齢化等産後の家族の支援が得られないケースもふえてきております。そのような環境の中、産後のサポートが受けられず、また育児に対する不安が大きい方等を産後、包括的にサポートする

事業の必要性について十分認識しております。

3番目でございます。産後ケアには、助産施設等で24時間過ごし、母乳育児の確立や育児不安の軽減を目的とした宿泊型、日中のみ支援を受けるデイケア型及び自宅等への訪問指導等があります。

現在、行政においても、育児相談や子育てサロンなどの通いの場や、助産師、保健師における乳幼児訪問指導を実施しておりますが、夜間の対応を含めた事業などは実施しておりません。

産後ケアの宿泊型については、現在、一部助産院等で実施しておりますが、全額自己負担になり、経済的負担が大きく、利用者が少ない状況にあるため、行政支援が必要であると認識しており、来年度、国の補助事業を活用して実施する予定でございます。

また、ファミリーサポートセンターについては、平成25年度に実施した子育て支援に関するニーズ調査において、利用したいというアンケート結果は得られませんでした。自由意見が寄せられており、地域での子育て支援を行う上でも、今後、検討していきたいと考えております。

3番目の、さらなる定住促進のため、その1でございます。

定住促進事業における定住につきましては、過疎地域における定住の促進を図ることが趣旨でございますので、市内に転入した住宅、また新築、または購入する方へその費用の一部を助成することで本市への転入のきっかけなど人口増加へつなげていくものと認識しております。

2番目でございます。定住促進対策事業補助金制度の対象を市内に住んでいらっしゃる方までの拡充ということになりますと、人口減少の抑制策という部分では効果があると考えますが、財源等の問題もございまして、今後におきましても転入者を対象とした制度

を考えております。

また、現に市内に住んでいらっしゃる方につきましては、住み続けていただける住みやすいまちづくりを行ってまいります。

3番目です。笠岡市の三世代同居等支援事業につきましては、家族のきずなの再生と定住促進を図る目的で、市内に居住する親、子、孫が同居、または近隣に居住する場合に補助金を交付する制度であります。本市におきましては、定住を含めました人口減少対策プログラム策定の取り組みとして、1月にプロジェクトチームを立ち上げることにしております。その中で、本市に合った施策の検討を行ってまいります。

次に、今後の共生協働の地域づくりのあり方についてでございます。

その1でございます。ご指摘のありました人口減少社会は、本市にも着実に到来しております。共生・協働によるまちづくり推進なしには公共は維持できないと認識しております。その根拠を担うものが地域自治の維持・存続と市民参加の推進であると考えております。それらの啓発と共生・協働のまちづくりに市民が当事者意識を持って取り組んでいたために、現在、日置市共生・協働まちづくり指針が策定委員によって審議されているところでございます。

2番目ですが、これまで2期における地区振興計画策定及び推進過程の課題として、地区住民の参画や実施事業の地域づくり側面からの乖離が指摘されておりました。第3期では、それに対応するために、さらに地区公民館として取り組む共生・協働による地域づくりの基盤を形成するために、地域課題解決に見合った各種の仕組みづくりに軸足を移すことにし、ハード面では、身近な地域基盤の整備を見直していただくことといたしまして、これらを勘案して、また財源の面も鑑み、それぞれ50%に設定してございます。

3番目でございます。現在、市が報酬を支払っておりますのは、条例による地区公民館長で、地区で推薦をいただいた方を市長が任命しております。規則では、館長は市長の命を受け地区公民館の事務を総務し、支援そのほかの職員を指導・指揮監督することを職務として、一月に5日の勤務としていますが、役職員の打ち合わせ時や事業調整に連日顔出しされる方もおられます。

さらに、本年は第3期地区振興計画に係る未来会議の開催等、例年になくお忙しい年になったことは承知しております。館長さんを初め関係各位に敬意を表します。

なお、役職員負担の軽減については、地区公民館が近隣自治組織として自立することが肝要であり、その中心をなす専門部会の活性化やリーダーの発掘を地区と一体で取り組んでまいります。

また、地区館長を補佐し、地区公民館事業や活動を支援する支援員の待遇については、27年度に改善を考えております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

高等学校運動部全国大会補助金交付についてでございますが、ご質問の要綱は、平成20年全国高校サッカー選手権大会に城西高校が出場するに当たり制定されたものであります。制定には、種目・金額等他自治体の交付状況も参考にし、3つの大会を対象としております。

理由としましては、特に知名度が高く、かつ全国的な水準で開催をされる大会に日置市内の高等学校が出場し、日ごろの鍛錬の成果を発揮し十分な活躍ができるよう激励するため。また、日置市のPR効果も大きく出場選手の多額の旅費等が必要となることを考慮して制定をいたしております。

現在、各高等学校では、サッカー・野球以

外の運動部が九州大会、全国大会に出場する場合は日置市体育協会からの補助金や各学校PTAの特別予算として基金を設けたり、後援会組織などの手だてで対応が十分できていると認識をいたしておりますので、全ての運動部、文化部を補助対象にすることにつきましては現在のところ考えておりません。

○5番（黒田澄子さん）

ご答弁をいただきましたので、1問ずつ再質問していきます。

まず初めの高等学校の全国大会出場に関する補助金の交付についてでございます。今回、この補助金の上限を50万円から100万円へと改正したい旨、11月21日の全員協議会にて副市長より説明を受けました。この点には何ら異議はございません。

この要綱の1条、趣旨には、市長は日置市内の高等学校が全国大会に出場し、日ごろの鍛練の成果を発揮し、十分な活躍ができるよう激励するために予算を定める云々とうたっております。しかし、2条では、先ほどから言っていますように、野球とサッカーの大会だけだというふうになっているわけです。

この内容について、大きなスポーツ種目の格差を感じますが、この点、いかがお考えかお尋ねします。

また、2種目限定の根拠をお示しいただきましたけれども、補助金要綱の中には知名度が高くとか、そのようなこと、また日置市のPR効果が大きい・小さいというのは特定の学校だけがそのPR効果があって、その他の学校がないというようなことをどういったところの基準で判断されるのか、そういった点をお尋ねしたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

先ほども申し上げたんですが、ここに規定する以外のスポーツについては、先ほど申し上げましたように、それぞれのPTAやいろんなところの予算で足りているということ

ありまして、この大会については大変多額な予算を必要としているというようなことから、この補助要綱をつくったところでございます。

○5番（黒田澄子さん）

スポーツの格差、種目の格差についてのご答弁をいただいてないんですけれども、その点をもう一度お尋ねします。

○教育長（田代宗夫君）

スポーツの格差というより、皆さんもご案内のとおり、この2つの大会については全国的に皆さんも大変関心の高いものであり、もう一つは、今申し上げましたように、多額の予算がかかるということから、今この要綱をつくって補助をしております。

○5番（黒田澄子さん）

教育長の答弁で、それぞれ学校の補助金や後援会などの組織、PTAでも組んでいます。私も中学校のPTA会長をしているときに、全国大会に剣道部が行ったときに、とにかくもう続けてでしたし遠方だったということでも慌てて次の年はそういう全国大会に向けてのそういった制度をつくろうということをつくった経緯があります。しかし、そこが、保護者がお金を出しているPTA会費の中からそこをつくっていくわけですので、全て保護者負担になるんです。だけれども、今回のこの私が申し上げていますこれは市の税金の中から出されていく特定のところに対する補助金ではないかなというように思いましたので、今回質問させていただきました。その点、いかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘がございました要綱をつくる、きのうもちょっと鹿児島の方で城西高校の壮行会をさせていただきました。やはりこれは全国レベルの中で、ただ差別をするというものでなく、日置市全体の気持ちといいますか、これを1つにし、また応援体制を含め、そういう気持ちも入っているということも十分理

解してほしいと思っております。

○5番（黒田澄子さん）

別にこういったサッカー・野球が決していけないとかそういったことじゃないんです。昨年、吹上高校も一生懸命頑張って弓道部がそういう大会に出られました、全国レベルに。今年度も出られたそうです。私は、そのときにこの要綱が改正されればよかったのかなというふうに感じました。それで、当局の皆さんは、市のPRをするからとかそういうふうにおっしゃるんですけれども、やっぱり税金の使い方としていかがかなという点で、市民の声も調査させていただきました。私の伺った方、ほぼ全員が、税金を使うのに何でその2種目だけなんですか。うちの子はバスケットに入っています。いや、我が家はバレー部に入っている。剣道もやっているんです。一生懸命頑張って今回はテニスで錦織選手で、今後テニスをする人たちもふえていくのに、そういったもので全国大会に行っても市のこういった補助がないというのはおかしいですね。どなたもご理解いただける様子ではなかったんですけれども、こういった市民の声に対しては、どちらかわかりません、教育長でも。どのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、さっき言いましたように、体協の中でやる部分もございます。税金ということでございますけど、その効果といいますか、子どもたちは平等だというのはわかりますけれども、そこあたりの理解のしようがそれぞれ違うというふうには思っております。またこの部門については、大変ほかの部よりも多額の経費が、また保護者の方々も大変多くを出しているのも事実でございます。野球・サッカーについては何千万という一つの募金活動もやらなきゃなりません。ほかの部活については保護者の負担はあるんですけど、この2つについては今は全国レベルの中でそのよ

うな多額の費用が要る。鹿児島それぞれの市町村においても、このような要綱の中で今やっているということで、日置市だけがやるということじゃなく、それぞれの各市町のところもお聞きした中で、今この2つだけを実施しているというところでございます。

○5番（黒田澄子さん）

もう質問という形で言っても平行線ですので、質問ではないんですけれども、やはり市長が激励をするということが趣旨でこの補助金がつくられていて、私たちのまちにそういった大きな大会によく出場する学校がある。そのことは十分わかっています。が、やはり春高バレーだって最近ではテレビでどんどん出ていますし、今後PRができる種目とか、あとお金がいっぱいかかるとかというのは大まかな金額であって、それぞれ大変だと思っています。九州大会に出て、その後そのまま例えば北海道あたりで全国大会があったり東北であったりというときにはそれなりに保護者の負担も大きくなるわけですので、この点は今後検討されたいと思いますし、市民の声は全然理解をいただいていないということだけはお伝えしておきたいと思います。

では、続きまして女性の生涯にわたる健康支援について伺いたいと思います。

今回、前向きな答弁をいただきました。産後ケアについて質問するに当たりまして、鹿児島市の施設、また日置市内の施設を研究調査してまいりました。ちょうど時期も同じく、広報ひおき10月号や、「妊活・妊娠・出産・子育て応援マガジンいっぽ」にも大きくこのことが取り上げられておりました。マガジンいっぽの中には、里帰り出産ができないとか実家が近くにない場合について、自宅に帰って10日目ぐらいが一番落ち込む時期なので、1カ月健診までの間にサポートが必要であると書いてありました。

助産院などで行う産後ケアには入所型や訪

問型があり、助産師が訪問指導や赤ちゃんの沐浴をしたり、また、1カ月健診前の悩みで一番多いのは母乳が出ない、赤ちゃんが飲んでくれない、体重がふえないなどで、市内の産婦人科では乳房外来で対応してくだかいと言われます。助産院でも、デイケアのほかにナイトケア、夜だけ行って泊まって帰るといふ、そういったこともされているということで、そういったナイトケアの充実もしていきたいというふうな意向が語られておられました。

少子化の中で、このまちで出産していただいた女性の体や心の健康を支えるために、産後直後のケアが必要であるとの考えで、国が今年度まで産後ケアのモデル事業に取り組んできたという経緯があります。今回、宿泊型について、やっていきたいというふうなご答弁をいただいておりますけれども、多様なニーズがありまして、助産師さんたちも回ってくださっておるんですけれども、なかなかそこでは拾えない話などもあったり、実はそこでは言えなかった話とか、あとやっぱり母親になったら、出産するとすぐ母乳が出るというふうにほとんど思うんですけれども、実際はそれがうまくいかない。赤ちゃんがなかなか上手に飲めなかったり、いろいろなことがあるわけです。

それで、今後この産後ケアのスケジュールをどのようにお考えなのか、来年度から実施のような感じでご答弁をいただいておりますので、ご紹介いただきたいと思います。

○健康保険課長（平田敏文君）

お答えいたします。

先ほど答弁もありましたように、27年度から宿泊型の産後ケアということで、最大7日間、1日約18,000円かかりますので、その2分の1を補助したいというふうにご考えているところでございます。

初めての取り組みでありまして、どれだけ

のニーズがあるかわかりませんが、とりあえず今回はこの宿泊型から事業に取り組んでいきまして、そのほかデイケア等につきましては、現在本市において助産師等による育児相談や訪問指導も実施しておりますので、そのほうで対応していきたいというふうにご考えているところでございます。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

来年度から宿泊型が始まるということで、今までの負担が少し軽減されるということで、いい制度が始まることを期待したいと思っております。

このファミリーサポートセンターについては、今回はニーズが余りなかったというふうなことがありましたが、地域審議会等でも双子のお子さんをお持ちの方などが、非常に子育てが大変なんだという話をされていて、シルバー人材なんかでこういったボランティアを——ボランティアじゃないですね、有償のそういったものもできないのかとかいうようなお声も出ていました。まず、ファミリーサポートセンターというものをアンケートに答えられた方たちがどのように理解できるようなアンケートになっていたかお尋ねいたします。

○福祉課長（東 幸一君）

お答えいたします。

アンケートの問い方といたしましては、今回、子ども・子育てに係る部分で、子育てをする上で周囲からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうかといったような形で自由意見を求めたところでございます。

○5番（黒田澄子さん）

どのような形のサポートが必要ですかというのと、国が進めるファミリーサポート事業というものはこういったこういったものを有償でやるんですよという声かけとはまた全然捉え方が違うのかなと思います。

今回、県内で設置されているところが鹿児島市、いちき串木野市、枕崎市、出水市、薩摩川内市、霧島市、始良市、鹿屋市、志布志市、西之表市、徳之島町、和泊町となっているようです。

始良市は、安心子ども基金を利用して国と県が3分の1ずつ補助をされる中で委託料420万円で社協に委託をされています。依頼会員、頼むほうの会員が368人、提供会員が164人で、平成25年度利用が実績で594件でした。

薩摩川内市は、市直営でやっておられますが、市の職員が1人と臨時職員1人、嘱託職員1人の雇用で、経費は国の保育緊急確保事業のファミリーサポートセンター事業を活用して、413万7,000円の事業費のうち3分の2の280万円が補助金で賄われています。ここは呼び方が、任せて会員130人、お願い会員331人、そしてこのお願い会員の若いお母さんたちの中に、私も預かってあげられるよという両方できる会員69人で、平成24年度の実績が2,914件あったそうです。ほぼ平日30分利用で300円、そのうち薩摩川内市の場合は半額を助成されていました。これは別に助成してくださいということではありませんが、そのような使い方をされています。

これは産後の女性のみならず、体調不良の場合やお仕事が遅くなったり、既に介護も行っている場合の女性のサポートとして今後、本市でぜひ取り組んでいただきたいと考えて今回提案しました。一番利用が多いのは学校の送り迎えを、お仕事をしているお母さんたちがちょっとお願いしますというものとか、例えば産後、お買い物に行けない。赤ちゃんは外に、1カ月以上たたないと出すことはできませんので買い物ができない、そういったものを手伝ってもらう、そういったものをワンコインだったり、時間単位で300円だっ

たり、そういったお手伝いをしていただけるというものでございます。やり方は市が直営でやったり、社協さんをお願いをしたり、またほかの形でやったりということはあると思いますが、コーディネーター力がやっぱり一番問われるところだと思いますが、ほんとに困っている若い人たちにとってはありがたい制度かなと思っておりますので、もう一度このファミリーサポートセンター、取り組まれる様子をお伺いしたいと思います。

○福祉課長（東 幸一君）

今、議員のほうからいろいろご紹介がありましたとおり、他の市町村でそういった取り組みがなされている状況は把握しているところでございます。

今後につきましては、先ほど申し上げました自由意見の中でも、こういった制度があったらいいなど、あれば使う機会もあるかもしれないというようなふうにご意見もいただいておりますので、今後につきましては、この利用希望者の把握とか、それから事業実施の方法、それから夜間希望等、こういったものを、今ご紹介がありましたけれども、先進地を参考に検討させていただきたいと思っております。

○5番（黒田澄子さん）

今回の産後ケア等、このファミリーサポート支援事業につきましては、子育て支援の中でもお産直後というここがすごく穴があいてしまっていて、支援が余りほとんどされていない、そういったところを何とか賄えないかなという点で、近隣市町村も取り組んでいますし、国もここを一生懸命進めようとしておりますので、何とぞ頑張っていっていただきたいと申し添えておきます。

それでは、定住促進について、市長の答弁の中で、これはやはり過疎地域だけに限定するというような、そういった意味合いのご答弁でした。やっぱり、今回なぜ私が日置市内

の若者に対してもそういったことができないかなということを提案したかと申しますと、この財源というのは日置市のもので、それをいただく人は市外の人たち、この市で一生懸命働いて賃貸ではあってもこのまちが好きで住んでくれている人たちが、さあおうちを建てようと思うときには何ら特典がないと、そして今、太陽光の設置だったり合併浄化槽の補助金なんかも賃貸の人はほとんど関係がなくて、おうちをお持ちの方にはそういった制度もあるんですけれども、そういう若者には余りそういった光は当たっていないというふうに感じております。このまちに住んでくださっている方たちがこのまちにとどまることも私は定住ではないかという点で、今回市長にお尋ねをしたんですけれども、市長からはやはり過疎地域への定住ということだけがご答弁であったんですけれども、その点もう一度お伺いしますが、このまちに住んでいる人たちが外に逃げないことへの手だてというのは何か市長としてはご展望があるのでしょうか。

○企画課長（大園俊昭君）

定住の促進ということで平成24年度から事業を実施しております。現在のところ、過疎地域に対象ということで行っているところですが、来年度からはこれまで一律でございました補助金額を高齢化率あるいは人口減少率をもとに3カ年といたします。また、伊集院地域の周辺部につきましても対象地域に加えるというような制度の見直しを行っているところでございます。

このようなことから、今後の3年間の動向等を踏まえまして、次の段階で市内在住者への定住促進については研究していきたいというふうに考えているところでございます。

また、若い世代の方が日置市を定住の地ということで選んでいただくことは大変貴重なことでございますので、そのための施策もい

ろいろと講じているところでございますけれども、今後も若い世代の方が住み続けていていただけることができるような、魅力ある施策の取り組みというのを進めながら、定住促進にはつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○5番（黒田澄子さん）

先ほど言われた過疎債を原資で過疎地域にということで行って来たものが、若干伊集院地域にも広がるということは先日お伺いしましたので、この点は評価できる点ですけれども、妙円寺地域と伊集院小学校地域はここから外れるということで、このまち中の人たちはまた今回外れてしまったなという感じがしておりますけれども、例えば、今外れた地域の人たちが、実は吹上の人だったり、日吉の人だったり東市来の人だったりしたときに、そっちのほうに行っておうちを建てたいということも、日置市内の中でも今回外れたところの町部というふうに言われているところから過疎地域にちゃんと若い人たちが帰って住もうとすることも、やっぱり今後応援して欲しいなというふうに思います。外から来る人たちを取り込むことも大事なことですけれども、町部にいる人たちがちょっとでも、今市長が一生懸命子育て支援のために住宅を建ててくださったり、そういったことが進んできておりますので、住宅よりももうおうちを建てようとかいって地元に戻ろうとする人たちのそういった支援もしていただけないかなという気持ちで今回は提案をしています。

今後また3年が終わったら、何とか検討も考えていきたいというご答弁でしたので、その点は評価し、また頑張っていたいただきたいと思います。

私は今回、笠岡市の事例を非常におもしろい制度をつくられたんだなと思って勉強してみました。これは3世代同居等ですので、同

居しなくても大体1 km圏内、聞いてみましたら、地図で、グーグルマップできゅっと引っ張って1 kmのところ以内に住んでいるかどうかはチェックされるみたいなんですけれども、転居してくれさえすれば引っ越し費用やそのときの手続の費用を合わせて10万円くらい出してくれるということでした。

最初は、笠岡市さんは子育て支援ということで、先ほども言いましたとおり、両親が働いていても子育てを祖父母に応援していただけるという狙いで始められたそうですけれども、私は逆に今度は、その子どもたち、孫たちがもっともって育てていったときには、今度はお父さん、お母さんたちのほうが高齢になっていって、いろいろとちょっとご支援いただきたいということやら、見守りをさせていただきたい、そばにいてくれるだけで安心できるといったことも今後起きてくるのかな。この日置市も高齢化に向かっておりますので、そういうこともあるのかなというふうに思っていて、今回、そのような過疎地における自治会が消えるとかそういったことを打破する一手として、おもしろい取り組みだなと思ってご紹介したところでした。まずは研究のところから入ってみられないか、もう一度市長のご見解を伺います。

○企画課長（大園俊昭君）

本市におきましても定住促進対策あるいは子育て支援の一層の充実、こういったのは重要かつ早急に取り組む課題というふうに認識いたしております。このことから、先ほど市長より答弁も行いましたけれども、1月に人口減少問題に関しますプロジェクトチームを設置いたしますので、ただいまありましたような他市町村の先進データを調査しながら、本市に合った制度について検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○5番（黒田澄子さん）

それでは、4番目の共生・協働の地域づくりのあり方について伺っていききたいと思います。

市はこれまで地区振興計画に基づいて地域の課題を地域で解決するとか、今後、我が地域はどのような地域にしていきたいかということをしていくのであるといったような趣旨のお話を議会でもたくさん伺ってまいりました。これまで多くの議員もこの点で質問に立たれています。そこで、1期の振興計画に上がっているハード面の課題はほとんど解決されているとの見解を示されていますので、その点でお尋ねをします。

1期の策定に当たり、この振興計画なるものがどれくらい市民に理解されていたとお考えかお伺いします。

○地域づくり課長（堂下 豪君）

お答えいたします。

地区公民館の設置とあわせまして計画づくりに着手した経緯がありまして、第1期におきましてはほとんどが自治会主体で解決すべき課題が集約されたと考えております。自治会では、役員を中心に地域課題が話し合われてきたと認識しておりまして、計画づくりに地域住民の参加が少なかったり計画策定が市民に行き届かなかった地区も多かったものと考えております。

○5番（黒田澄子さん）

そのとおりだと思います。全くさっぱりわからない中でいろいろなことを調べ上げることで精いっぱいだった。それはほとんど役員の人たちだけでしなければならないこととしてやっていったんじゃないかなというイメージと実際そういったふうであったというふうに私も感じています。しかし、地域づくり課のほうでは、この計画は住民が主体で、住民がみずからこうやっていくんだ、そういったことがこの地域づくりの基本なんですよ

と毎回お話がありますので、やはり今大きなこういった計画をされるときの準備というのが余りになおざりにされて、計画だけはさっさと進んでいくけれども、住民の理解というものはなかなか追いつかなかったのが1期目だったのかなというふうに私も思います。

その1期目で、8番議員も言われたんですけども、1期目のときには市長も、もう市道でもなんでもかんでもいっぱい事業が入ってきていたと。でも、それは何でもかんでも入れていいということで入ってしまったんだと思っています。やっぱり計画以外のところのものが1期目にたくさん上がっていたのは、やっぱりそういう、最初からそういった声が拾われていなかったんだと思うんです。だから、ほんとに1期目は地域づくりのモデルに余りならない、1期目を過ぎていったのかなと私は感じています。

そこで、この3期目の計画は、順番に10%、15%、20%まで上げてきたんですから、今回3期目は25%でいいんじゃないかなと私は思ったんですけども、それが何と倍以上の50%、ここの根拠が先ほどのご答弁では余りちょっと明確になっていないので、もう一度ご答弁願いたいと思います。

○地域づくり課長（堂下 豪君）

8番議員の質問でもお答えしましたけれども、ソフト事業を拡充していくということが地域づくり推進事業を地区の特性を生かした自治機能の維持や協働の仕組みづくりなどソフト事業に軸足を移していこうという考えのもとで取り組んでおります。地区振興計画に基づく課題解決で取り組んできました身近なハード事業につきましては、市が計画的に進める公共事業では行き届かない身近なハード整備として必要と考えていたものでございまして、6年間の取り組みでそのあたりはほぼ達成しつつあると考えまして縮小するものでございます。

今後の方向としましても、地域づくり推進事業はソフト事業を中心に位置づけていきたいと考えているところでございます。

○5番（黒田澄子さん）

8番議員もその点をつついておられました。現場はやはりハード面がまだまだ残っていますよと言っているけれども、当局側はもうほぼ終わりました。話がやっぱり平行線になっているなということを考えます。

私たち伊集院地区公民館は31の自治会がありまして、1万人以上の住民が住んでいます。各自治会特色のあるいろんな取り組みを長年されてきて、それなりに地域づくり一生懸命されてきているというふうに理解しています。しかし、この事業が始まったことによって、地区館において事業を展開しなければならない、ソフト事業をやらなければならない、ねばならない、ねばならないというようなイメージの中で、地区館の秋祭りが実施されるようになりました。秋祭りに私は何ら異論もありませんし、もともとお祭り好きですので楽しいなと思っておりますけれども、市は、何か形があるものをつくることを非常に努力をされているというか、力を入れているように映ってくるんですけども、それがほんとの地域づくりなのかなというふうに疑問を持ちます。

大体この事業は、どれくらい先を見越してこういった事業を推進されているのか、その点についてお伺いいたします。

○地域づくり課長（堂下 豪君）

協働のまちづくりを進めていく拠点・組織としまして地区公民館を位置づけまして、地域の課題は地域で解決していこうとする新たな住民自治の仕組みとしまして地区振興計画に基づく事業に取り組んでいるところでございます。

自治会は地域コミュニティの中心としまして地域の取りまとめや問題解決に取り組んで

おられますけれども、あくまでも地縁による自主的な組織でありまして、自治会を初め各種団体等の皆さんの意見を十分に反映できる組織としましては、やはり地区公民館を主体にした地域づくりというのを推進していきたいと考えております。

高齢化や過疎化が進む中におきまして、地区公民館の担う役割と期待はますます大きくなっていくと考えておりまして、今後も地域の特色と実情を重視しました地区の主体的な地域づくりへの支援は継続していきたいと考えているところでございます。

○5番（黒田澄子さん）

小さな規模の地区公民館はまとまりもいいですが、1万人を超えて31自治会のあるところを市はどう考えているのかなというのがここ6年間疑問でありました。

とっても大変です、ソフト事業をしていくということで、現場が。ですから、もうちょっと、8番議員もおっしゃいましたけれども、4本の柱とかじゃなくて、メニューをもっともっと出してくるべきだと思いますし、まずはこの点で各課の連携を庁舎内でされてきたのか、地域づくり課が中心になっていろいろなところに振られて、ソフト事業で取り込めることにはこんなこともあるよ、あんなこともあるよっていう話し合いがなされた上でこうやって50%を出してこられたのか、その点をお聞かせください。

○地域づくり課長（堂下 豪君）

先ほども申しましたように、我々が取り組む地域づくり、協働の地域づくりはソフト事業が中心になるということを考えておりまして、計画づくりにつきましても先進事例とか紹介したり、あるいはこういった課題でこういう解決に向けて動きたいと、何か事業としてはありますかという質問には応えているつもりでございます。なかなかその辺がソフト事業を拡充する中におきましては、やは

り地区での話し合いが不可欠になってきますので、ノウハウとかが必要になってきますので、地区によっては差が出てくると思いますけれども、今後も必要な支援はしていきたいと考えているところでございます。

○5番（黒田澄子さん）

どんどん支援をしていってほしいと思います。なぜかという、自治会長さんも民間の方です。行政でそういったことを学んだり先進事例なんかをわかっている人たちではないということの基本に、よくおわかりの行政の方たちがいろんなノウハウをどんどん提供していってほしいなと思います。

健康保険課の健康づくり活動もどんどんソフトに入るということでございますが、12月1日に岡山県の津山市の安本氏を講師にお招きされた介護予防のトップセミナーが開催されたということで、それに参加された同僚の議員さんたちが筋力アップの体操を週1回、3カ月やったビフォーアフターの映像を見られて、もうほんとにふらふらして歩いておられた方がちゃんとしっかりと歩いておられる姿に感動したということで、こういったことをどんどん紹介できないのかと思うんですけれども、この事業について、ちょっと詳細をお伺いしたいと思います。

○介護保険課長（福山祥子さん）

ただいまご質問のありました事業についてご紹介をいたします。

この介護予防の事業は、高齢者の方々が身近に通える場所を選定いたしまして、週に1回だけ集まりまして、重りを使用しました6種目の誰でもできる簡単な体操をゆっくりと実施するという簡単な筋肉トレーニングでございます。これを今年度は妙円寺の2区を対象といたしまして、モデル地区といたしまして1月から3カ月間実施してまいります。来年度におきましては、私ども介護保険課のほうでは4地域2カ所ずつの計8カ所を対象

といたしまして、来年度からは拡充していこうと思っております。

体操自体は各地域の方々がやりたいというふうにお声を上げていただいたところに私どもがある一定期間支援をさせていただきまして、今後はその方々が中心となって、主体となってやっていただくような事業を想定しております。

以上でございます。

○5番（黒田澄子さん）

このような事業もソフトのメニューに入れていただいたりすると、地域の方たちが今苦勞をしながらその策定に当たっておられるんですけれども、ほんとにソフト事業は行政が考えるときにも一番難しいことだと思います。それを現場に流されるときに、もっともっと丁寧に、もっともっと理解いただけるように、聞いてきたら教えてあげますよって、こういうスタンスではだめなんじゃないかなと私は思います。もっと聞いてくださいよ、こんなこともあります。ほら資料もこれがありますよって、メニューもいっぱいつくって、ほんとにこのまちの地域づくりを一生懸命やっていきたい、このまちをいいまちにしていきたいと思う思いがあるのならばそれくらいのことではできるんじゃないかと思って、今回はこういったメニューのことも庁舎内でお話されましたかというふうにお伺いをしたところでございます。

今の伊集院地域も未来会議とかをしてくださっております、私も自治会から頼まれて行ってねといって行かせていただいています。会議のあり方としては非常にためになります、最終的につくり上げていく、何をしたいかということでは、やはり非常に難しい問題があります。自然があったり地域のつながりがあります。でも、それがどうやった形になっていくの、これにどうやって事業に固めていくのという部分は非常に苦しい産み

の苦しみをどこの地区館もやっておられると思いますので、今後そういった点のサポートを一生懸命やっていただけるかどうか、その点、もう一回お伺いします。

○地域づくり課長（堂下 豪君）

地区振興計画に基づきます地域づくりは、地域に一定の財源と権限を与えまして、地域独自の自主的な地域課題解決の取り組みを推進していこうとするもので、そういった形で始めました。地区からそれが負担になっているという声もお聞きしましたが、それを地域が負担感として背負うのか、あるいはチャンスとして捉えるかでまた地域の取り組み方も変わってくるかと思っております。

地区・地域から相談があったことにつきましては、先ほども申しましたように、できるだけ情報を提供していきながら支援はしていきたいと考えているところでございます。

○議長（宇田 栄君）

あと2分であります。

○5番（黒田澄子さん）

百何世帯の地域と1万人を超える世帯の地域とでは手だての仕方にやはり工夫を行政はしていただきたいと申し添えておきます。

あと館長さんのことを言いましたけれども、ご答弁の中では館長さんには敬意を表しますということで、敬意で終わっております。しかし、支援員の待遇を改善するというふうに書いてあります。私は、支援員さんのことは今回は申ししておりませんでしたが、支援員のご答弁をいただきました。館長さんについては今後そういったことはお考えにならないのかだけお伺いいたします。

○地域づくり課長（堂下 豪君）

地区公民館の運営、活動の推進に当たりまして館長の役割というのは今後ますます大きくなると考えております。今後、館長の役割やあるべき姿等を踏まえまして、必要な時期に見直していきたいと考えています。

○5番（黒田澄子さん）

これで最後にしますが、必要な時期に検討ということですので、必要な時期が早く来ますようにと願いますが、市は自治会の行政嘱託員に対して人口別にランクをつけて分けられた経緯があります。でも、地区館長さんについては100世帯と1万人のところで、全然それはなかったということで、もう一度その点について、どのようなふうに検討していられるかだけお伺いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○地域づくり課長（堂下 豪君）

行政嘱託員は任務に対します責任報酬の考え方とあわせて、職務上、担当する自治会の規模を一定の考え方で報酬に反映させているところでございます。地区公民館長の職務は、地区公民館の監理統括としての責任報酬としての性格が強く、地区の活動内容によりまして差が生じることはあるかと思っておりますけれども、それほど規模によって職務に差が出てくるものではないかと思っておりますけれども、先ほども言いましたように、今後、館長の役割というのは大きくなっていくと考えておりますので、役割、あるべき姿等を検討しながら見直していきたいと考えているところでございます。

○議長（宇田 栄君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の開議を11時5分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番、田畑純二君の質問を許可します。

〔17番田畑純二君登壇〕

○17番（田畑純二君）

私は、さきに通告しました通告書に従いま

して、3項目一般質問いたします。

さきの同僚議員の一般質問と重なる部分もありますが、私は私の立場で、私なりに一般質問させていただきます。

市政最高レベルの方針を引き出す質問としまして第1の問題、本市の社会インフラの再生についてであります。

社会インフラの管理主体は、国、地方自治体、高速道路会社、鉄道事業者、民間企業とさまざまであります。地方自治体が管理主体となっている施設は下水道、砂防、海岸堤防等及び公営住宅の100%、橋梁、橋数の96%、港湾施設数の91%、トンネル本数の72%などが多いです。民間企業の施設と違って、地方自治体には社会インフラ更新するための減価償却の積み立て制度がありません。現在は国も地方も厳しい借金財政にあり、問題が集中的にあらわれるのは社会インフラの大部分を管理する地方公共団体であります。

市長は、社会インフラの老朽化と地方自治についてどのように考え、日ごろの行政でどうしていますか。具体的詳細にわかりやすく教えてください。

2番目、将来のまちづくりを見据えた社会インフラの再生を図るためにインフラの再編、集約化、長寿命化、民間活用などインフラ老朽化への対策にはインフラマネジメントの考え方が重要であると言われております。

合併して10年経過する本市においても、旧町の均衡あるいは発展と周辺部活性化のために施設の安定運営を行うべきであり、諸公共施設の維持費を考え、運営見直しの必要もあります。本市では、社会インフラの再生を図るためにどんな政策をどう実行し、その成果・効果はどうか、市長の具体的明快なる答弁を求めます。

3番目、国土強靱化地域計画は、基本法第13条において都道府県・市町村が定めることとなっており、当該都道府県等の区域にお

ける国土強靱化に係るほかの計画等の指針となるものであります。

国土強靱化は、地域の強靱化の積み重ねでもありますので、地方公共団体が主体となって地域計画を策定し、その中で重点的に進めるべき具体的な施策、事業を示しながら、国・地方・民間が一体となって、国土強靱化を進めることが不可欠であります。

政府としては、地域計画策定モデル調査の対象団体以外に対しても随時相談に応じることにしていますと内閣官房国土強靱化推進室参事官も述べておられます。

市長は、国土強靱化の本格的な推進に向けてどのように考え、今後本市ではどうしていくつもりか、わかりやすく明快に答弁願います。

4番目、近年、全国的にインフラの損傷事故がふえてきています。高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が進んでおり、近い将来、更新需要の増大が懸念されています。その中には、バブル経済崩壊後の景気対策や平成の大合併に伴う合併特例債によって整備されたインフラの更新も控えており、計画的にマネジメントしていくことが必要です。

現在、全国の都道府県・市町村においては、総務省通知により、全庁的・分野横断的にインフラ管理の方針を示す公共施設等総合管理計画の策定が要請されております。この計画では、将来のインフラのあり方を描いた上で、維持・更新費の削減目標とそれを実現するためのマネジメントの方針を示すことが求められます。

市長は、本市での社会インフラ老朽化の解決に向けての課題は何で、それにどう対処していくつもりですか。市長の具体的でわかりやすい、明快なる答弁を求めます。

5番目、最新の文部科学省調査によりますと、平成4年度から平成23年度の20年間では公立の小中高等学校は全国で6,834校

が廃校となり、最近では毎年全国で約500校が廃校となっています。学校のほとんどは、言うまでもなく地区や地域の中心に位置し、廃校で放置されることは地域の衰退を大きく加速させるおそれがあります。そのため、地域の共有資産として校舎を残す地元の要望も高く、地元の意向を配慮して有効活用が図られ、全国各地で次のような多様な活用事例が見られます。

1、社会教育施設、2、福祉医療施設、3、体験交流施設、4、産業施設、5創業支援施設、6、庁舎や住宅等の複合公営施設、大学施設。

廃校活用には3つの課題があり、本市を初め多くの自治体にはどれかに属しています。まず1番目に、現役学校が休校・廃校となる予定でその後どうするのか。2番目に、もう既に廃校になっているのを今後どう活用するのか。3番目に、活用中物件の諸問題解決方で廃校を活用しているところの目的遂行、諸課題の解決及び運営改善、採算収支改善であり、今後これらは増加していくと考えられます。

市長は、本市での地域振興における多様な廃校活用と課題、今後起きてくると思いますが、その方向性をどう考えどう対処していくつもりか、市長の見解と方針を具体的にお示してください。

第2点、本市の福祉政策についてであります。

全ての人々の基本的人権の尊重と恒久平和希求の基調となる社会保障にあっては、ノーライゼーションの理念に基づき、全ての人々が21世紀においても健康で文化的な最低限度の生活が保障され、戦争と平和の時代から平和と福祉の時代へと発展させることが喫緊の課題となっているとも言われております。

人口減少・少子高齢化社会が本格化する

21世紀を見据え、今国民一人一人が問われているのは、今後も健康で文化的な最低限度の生活が持続的に保障された平和と福祉の時代へと発展すべく、ソーシャルガバナンス、すなわち国民協治による社会福祉の普遍化を通して市民福祉社会を構築し、いずれの国とも友好関係を保つための外交努力を重ね、国際社会において名誉ある地位を占めることだとも言われております。

市長は、本市での市民福祉社会の構築をどのように考え、日ごろの行政の中でどうしているか、具体的にわかりやすく、詳細に答弁願います。

2番目、我が国では福祉政策は公的扶助・社会保障・公衆衛生と並ぶ社会保障政策の構成要素の一つであり、狭義では、狭い意味では社会福祉サービスの分野を、広義、広い意味では公的扶助と社会福祉サービスをあわせた分野であると言われております。

社会保障とは、言うまでもなく、誰もどのような生活困難に直面しても、最低生活水準を確保し、安定した生活が維持できるように通して、通常の社会生活を享受できるようにする国と自治体の政策・制度であると言えます。本市での福祉政策はどんなものがあり、市民の日常生活にどう役立っているか、具体的にわかりやすくお示してください。

3番目、地域ケアシステムとは本人及び家族の選択に基づいた住まいと住まい方の基盤の上に、必要な生活支援と福祉サービスに媒介されながら、保健・医療・福祉・介護・リハビリテーションなどの専門サービスが包括的に提供される体制です。医療から介護へ、病院から地域へというキーワードによって地域包括ケアシステムの構築が取り上げられ、地域包括ケアシステムは単なる制度サービスの整備だけではなく、地域づくりという面がクローズアップされます。地域医療・介護確保推進法においても、地域包括ケアの考え方

に従って医療及び介護改革が進められようとしています。

本市では、地域包括ケアシステムの実現に向けてどんな考え方でどのように対応しているか、市長の見解と具体的方針をわかりやすく明快に答弁してください。

4番目、地域間格差が大きい国保財政ですが、国民健康保険に限らず、医療保険は厳しい財政状況に陥っており、都道府県運営移行は国保改革の1つのステップと言われております。国保財政の改革だけでは健康は守れず、総合的視点からの改革が求められております。患者負担、税、保険料のいずれの形をとるにしても、医療費の負担は最終的には国民に帰属し、ほかの目的に利用できる資源を減らします。21世紀の高齢社会にあって、真のニーズに合った医療の機会を国民に均等にかつ安定的に提供していくためには、医療供給体制の整備とともに、給付と負担のあり方等に関して長期的に安定した医療制度を確立する必要があるとされております。

地方分権時代においては、福祉政策における地方の役割は大きくなり、福祉政策の財源を捻出するためにも、特に地域経済の再生は不可欠であります。自治体はこうした総合的な視点から、住民の福祉維持に対応していく必要があります。

市長は、国民健康保険における自治体の位置づけと課題をどう捉え、どのように対応していくつもりか、市長の忌憚のない率直で内容のある誠意あふれる答弁を求めます。

5番目、近年の待機児童の問題はここ20年ほどの間に生じましたが、不思議なことに、少子化の進行とともに待機児童問題の深刻さが増しているように思われます。本市でも、待機児童問題の現状やそれに対する全国各自治体で行われているさまざまな取り組みを調査研究し、待機児童解消に向けた課題や手がかかりについて具体的に真剣に検討し、

実施していく必要があります。

それと同時に、単なる数字合わせとしての待機児童解消ではなく、まちづくりや地域活性化の視点から待機児童問題を考え直す必要があります。来年度から実施される子ども・子育て支援制度は需要に着目して需要と供給のバランスを図ろうとするものであり、待機児童の解消にも一定の効果があるのではないかと期待されます。市長は、本市での待機児童の現状とこの問題解消の鍵をどう考え、どのように対応しているか、市長の見解と方針をわかりやすくはっきりとお示ください。

第3点、最後であります。本市の健康政策についてお尋ねいたします。

1番目、厚生労働省がまとめた2014年度厚生労働白書によりますと、男性は平均寿命79.55歳に対し、健康に日常生活を送れる健康寿命は70.42歳で、9.13年短いです。女性の平均寿命は86.30歳で、健康寿命は73.62歳で、約13年短く、健康寿命を伸ばす重要性を訴えました。2つの寿命の差が開くと医療や介護費用が高くなるためです。

深刻化する少子高齢化や人口減少社会の懸念の中で、重要性を増す健康政策、中でも政府が戦略市場に位置づける健康寿命の延伸に向けた取り組みには、単なる健康づくりを超えて新たな社会のあり方まで見据えた戦略的な活動が求められております。

市長は、健康寿命を伸ばした健康長寿社会をどう構想し、日ごろの行政でどうしているか、具体的詳細にわかりやすく答弁願います。

2番目、日本全国各自治体では、健康づくりに関連した多くの事業や活動が行われています。しかし、それらを通して各自治体の健康や福祉の課題が解決してきたとは言い切れず、これからの健康なまちづくりのために政策の目的達成のための条件整備を図る必要が

あります。

地域の地家整備の調整ということは最も重要な地方自治体の役割といえ、それは地域づくりの調整とも言えます。ここで調整というのは、地域行政だけ考えるのではなく、さまざまな参加者が知恵を出し合い、協働で作り創造する場を設定することが本格的な役割であり、その過程で行政の進むべき役割を果たしていくことが重要な責務と言えます。

市長は、健康づくりから健康政策への自治体の役割と責務をどう考え、どのように実行しているか、明確に、詳細に答弁願います。

3番目、生活習慣の克服は生活習慣、特に運動と食事をコントロールすることができれば一定の成果が得られることは科学的に証明されています。しかし、多数の取り組みが施行されているにもかかわらず、うまくいっていないのが現実であります。今後の自治体における科学的根拠に基づく健康政策を推進できる体制のあり方、特に自治体が保有しているビックデータである健診及び医療レセプトのデータの活用方法の最先端を行っている自治体もあります。本市でも、ビックデータ活用による健康都市づくりの推進を図ったらどうでしょうか。市長の見解と方針をわかりやすく明確にお示ください。

最後です。4番目、本市では生活習慣病の重症予防に向けてどんな政策をどう実行し、その成果・効果はどうか、具体的にわかりやすくはっきりと答えてください。

以上申し上げ、おのおのに具体的に明確で内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の本市の社会インフラの再生について、その1と2は関連がございますので一緒に答弁させていただきます。

本市の道路、橋梁、下水道、公営住宅など

インフラは、古いものは建築50年以上を経過しているものもあり、経年劣化による損傷の修繕・更新等、そのための財源の手当てが課題でございます。

このため、社会資本総合整備計画に基づきまして、道路、公営住宅、橋梁などの長寿命化の取り組みを推進し、インフラ機能の維持と安全性の確保を図っているところでございます。

3番目でございます。国土強靱化につきましては、大規模自然災害等が発生した場合には人命の保護が最大限図られること、迅速な復旧・復興に資することを目標とする国土強靱化基本法が制定されており、この中で都道府県、市町村が策定する計画として、国土強靱化地域計画を策定することができると規定しております。

このため、国土強靱化地域計画を円滑に策定するための指針として、国はガイドラインを示していますが、本市といたしましても県やほかの市町村の動向を踏まえて検討したいと考えております。

4番目、インフラの老朽化問題は、地方公共団体が抱えている共通の課題であることから、本年4月に、総務省から公共施設等総合管理計画の策定の指針が示され、各地方公共団体において平成28年度までに計画を策定するように依頼がありました。このため、本市は平成27年度中に計画を策定、施設の建てかえや維持管理の方針を定め、中長期的に必要な費用を把握するほか、施設における課題を明らかにするとともに、施設のよりよいあり方を検討していく際の基礎データにすることとしております。

5番目、本地区における廃校の施設につきましては、主に地区公民館として活用しており、その中の一部は地区公民館の機能をあわせ、体験交流施設としても利用を図れるところでもございます。

廃校の活用は、地域のよりどころとして建物を残してほしいという地域の意向に応えるとともに、地域振興の拠点施設として活用できる可能性がありますので、今後、廃校の活用を検討する際にはどのような活用策が適しているのか、地域の皆様方の意向を十分尊重し、有意義な活用策を慎重に判断することが重要であると考えております。

2番目の本市の福祉政策のその1でございます。

本市は高齢者、障がい者、子どもなど全ての市民が生涯にわたって住みなれた地域で安心して健やかに暮らせる地域を目指して地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

多様化する課題に対しまして行政で解決することは難しく、声かけや見守りなど住民同士の助け合いを初めとして、自治会長、民生委員児童委員、福祉施設など各種団体、事業者の協力・連携が重要となっております。いつまでも安全・安心な日置でいつまでも生き生き健やかに、ともに暮らしともに支え合う福祉のまちづくりの目標に向けて取り組んでまいります。

2番目でございます。本市の福祉政策は、高齢者や障がい者、社会的援護を要する市民への支援など、社会福祉に関すること、生活保護法に基づく援護等の生活福祉に関すること、健康づくりと保険事業、介護保険に関することなどがあります。全ての市民が生活の拠点である住みなれた地域で、人としての尊厳をもって、家庭や地域の中でその人らしい自立した生活を送るためのサービスを行っていきます。

3番目でございます。今後も高齢者が増加していく中、介護が必要な状態になっても、できる限り住みなれた地域で安心して生活できるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを実現することは

重要なことでございます。本市におきましても介護予防や認知症対策の充実、在宅医療・介護連携体制の整備、地域づくりや社会資源開発、多様な生活支援サービスの創出などの基盤整備に努めてまいります。

4番目でございます。我が国の皆保険制度の中でその位置づけですけれど、国民健康保険の保険者は各自治体であり、国民健康保険に加入している被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡を保険事故とする医療保険事業を行っております。保険者として保険事業を安定的に運営するために税金を賦課徴収し、加入者にご負担をお願いしているところでございます。また、医療費の適正化や健康づくりを展開し、歳出の抑制に努めているところであります。

課題といたしまして、年金生活者や非正規職員など所得の低い方への負担をいかに抑え、またふえ続ける医療費の対策が必要であると考えております。

5番目でございます。現在、保護者の希望する保育園に入所できないという場合もあると思いますが、保育協議会の協力を得ながら保育園に入所していただいております。待機児童はないと考えております。

今後、入所児童も増加傾向にありますので、保育協議会との連携による保育園の定員増や施設整備等に対応していきたいと考えております。

3番目で、本市の健康政策について、その1でございます。国は健康寿命の延伸を優先課題として目標を設定しており、本市においても国と同様に日置市健康づくり推進条例の中で健康寿命の延伸をうたっているところでございます。

75歳以上の割合がピークを迎える2025年問題として、いかに元気な高齢者をふやしていくかが課題であります。各関係各課とも十分連携を図りながら、課題解決

に向け政策化しているところでございます。

2番目でございます。平成24年度の日置市健康づくり推進条例を制定し、市民が安心した健康的な生活を送れるよう、また社会保障制度を守っていくためにも行政の責務を明確化しております。その上で、市民、医療、事業所、地域などの役割についても明記し、元気な地域づくり運動を推進しているところでございます。また、現在、第2期総合振興計画においても保健、福祉、介護など総合的に解決していくための具体的方策について、本市の最優先課題として現在政策化しているところでございます。

さらに、各地区公民館単位で作成しております第2次地区振興計画においても、地域ごとの課題に合わせた事業が展開できるような仕組みをつくっているところでございます。

3番目でございます。本市について、現在、日置市国保レセプトデータや特定健診の結果などを総合的にデータ化した医療費分析ツールを導入しており、医療費分析を行うことで本市の課題が明確になっております。また、本年度より本格的に稼働している医療と介護、健診データを一元化した国保総合データシステム（KDBシステム）もあわせて活用し、介護予防までを見据えた総合的な施策を計画、実行、評価することに活用しております。

4番目でございます。さきに述べました医療費分析ツールを用い、生活習慣病の重症化を予防するため、3カ月以上治療を中断している方を訪問し、受診勧奨等の指導を実施しております。また、糖尿病等の重症化を防ぐため、市内医師会と連携した糖尿病重症化予防教室を開催し、毎年約60名の参加があります。教室終了後、糖尿病のコントロールも安定するなど一定の効果が出ております。教室終了後もOB会を開催し、継続した取り組みを支援してまいります。

以上で終わります。

○17番（田畑純二君）

市長からそれぞれ答弁をいただきましたが、さらに深く突っ込んで、別の角度、視点からも含めて、いろんな重点項目に絞って質問していきます。

1、本市の社会インフラの再生について。我が国においては、昭和30年ごろから道路、港湾など産業インフラ、大都市近郊の大規模団地の整備が実践的に進められました。50年ごろからは下水道など生活関連インフラ整備が集中的に進められてきました。社会インフラの大部分を管理し、厳しい借金財政にある地方自治体が社会インフラ問題の難局を乗り越えるには、地方分権と自治の活性化が必要であります。ですから、社会インフラの利用者である受益者である地域住民の参加により、住民が望む地域の将来像をまず明らかにし、将来像を支える社会基盤の構想を描いてみる必要があると思われま。

この構想により、現状の社会インフラを点検評価して、構造開始、転換を含む社会インフラの再生へと進むからです。

市長は、日置市の住民が望む地域の将来像をどのように考え、それを支える日置市の社会インフラの構想をどのように描いているんですか。まずお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

インフラの場合は、安心・安全、特に道路、橋梁、こういうもの。また、施設的な耐震化、こういうものが必要であろうかと思っておりますので、こういうものについては計画的にまたいろんな診断を行って実施していかないとかならないというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

そういうことですが、その構想によって現在の日置市の社会インフラをどのように点検評価しどのように改造、廃止、転換を含む社会インフラの再生を進めていくか、市長の見解と認識方針を、意気込み、さらに具体的

に示してください。

○市長（宮路高光君）

基本的に社会資本総合整備計画をつくりまして、これに対します財源の手当て、こういうものをきちっと計画しながら、年次的にこういうものについては対応していかないとかならないと思っております。

○17番（田畑純二君）

社会インフラマネジメント、公共施設マネジメントですけど、高度成長期に地方が競うように建てた施設の多くが先ほど言いましたように老朽化で岐路に立っており、その解決には省エネと同じ省インフラの発想が大事であると説く大学教授もおります。すなわち、資産を身の丈にあわせて減らす。残すなら価値を最大限に引き出す。その鍵を握るのは民間の活用であり、民間との連携が重要であるというわけです。市長はこのような考え方をどう評価しどう思い、今後の本市の社会インフラ再生の行政にどう生かしていくつもりか、市長の見解と方針をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

それぞれの公共施設がもう50年近くなっているものもございます。やはり壊すものは壊し、また新しく整備していくものは整備していく。やはりこれは地域とのコミュニケーションをきちっとした中で進めていかなければならないというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

それから、これは今言いました失敗しない公共施設マネジメントとしての考え方なんですけれども、詳しく言いますと、時限爆弾としての公共施設とインフラ、それから2番目に、財政課題としての公共施設マネジメント、3番目に、建設白書作成から始めると失敗するんじゃないかという考え方、それから先ほども言われました公共施設総合管理計画を作成する必要があると。公会計改革の結合などという見方がある。市長はこれらのことをど

う思い、現在どんな政策をどう実行していて、その成果・効果はどうか。不十分な点は今後どうしていくつもりであるか、これを聞かれたら再度さらに詳しく述べていただきたい。

○市長（宮路高光君）

今後指摘がございましたように、あらゆる角度から考えていかなきゃならない。公共施設等総合管理計画というのを策定する予定でございまして、これに基づきましていろんな整備をしなきゃならんと思っています。

○17番（田畑純二君）

それから、都道府県、市町村が定めることになっている国土強靱化地域計画策定は、義務づけられてはいませんが、国土強靱化を推進する上での地方の果たす役割及び地域強靱化を系統的に進めるための国土強靱化地域計画等の重要性に鑑みて、より多くの都道府県、市町村において計画策定が円滑に進められるよう、国土強靱化地域計画策定ガイドラインを取りまとめ、内閣官房国土強靱化推進室がことし6月6日に公表しています。これは先ほどちょっと市長からも答弁があったんですけど、そして市長が、本市でもこのガイドラインに沿って計画を具体的に策定していく必要がありますが、本市は日置市としての地域計画をどのように策定していくつもりなのか、市長の見解と方針、意気込み、決意、もう一度、さらに具体的に答弁してください。

○市長（宮路高光君）

国のガイドライン等も示されておりますので、他の市町村等の計画、そういうものも十分検討させていただきながら今後つくっていききたいというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

先ほど答弁の中でもありましたんですけども、公共施設等総合管理計画は、政府のインフラ長寿命化計画体系における行動計画に相当するものであり、これに基づいて、道路、河川、学校といった分野ごとの個別施設

計画を策定していくことになります。そして、長期にわたって継続可能な計画であること、公共施設道路、橋梁、上下水道などの全てのインフラが対象となること。分野別、種類別に点検、診断、維持管理、更新、統廃合、P P P、P F I、広域連携などの方針を示さなければならず、広い分野での高度な専門知識が必要となる。そのために、埼玉県川越市、人口34万7,000人のところは、この計画案の作成を東洋大学に委託しました。本市では、どのようにして作成していくのか、先ほども答弁がありましたですけど、市長の見解と方針を具体的に、わかりやすく答弁していただきたい。

○市長（宮路高光君）

来年度にこれを策定するつもりでございまして、今ご指摘のとおり大変専門的な知識を必要といたしますので、十分そこあたりは考えながら、基本的にはどこかに委託をしていかなきゃならないというふうに考えております。

○17番（田畑純二君）

それから、公共施設の総合管理計画、一般的にはよく言われるんですが、よく専門誌で書いているんですけども、策定のポイントは、1番目に数値目標の設定、2番目に将来の需要変化の考慮、3番目にまちづくり等の連携、4番目に公会計見直しの動きへの配慮。

計画策定のこつは、まずは手元の情報から計画をつくり上げ、P D C Aを回していく中で精度を高めていく。2番目、データの取得更新に際して現場に過大な負担をかけないように配慮する。3番目、見た目の美しさに目をとらわれず、メンテナンスしやすい計画とすること。というふうに言われています。

以上のことを聞かれて、市長はどう思われるでしょうか。市長の見解と認識、今後の計画策定に向けての姿勢、意気込みなどを改めて具体的に示していただきます。

○市長（宮路高光君）

今の、今回の公共施設等総合管理計画につきましては今おっしゃいましたとおり、いろんなデータを含めた中でマネジメントしていかなくやならない。議員がご指摘したとおりだと思っております。

○17番（田畑純二君）

それから、総務省の調査によりますと、高度経済成長期に建てられた老朽した公共施設が、厳しい財政状況から撤去される、放置されるケースが相次いでいると言われております。全国の自治体が撤去したいと考えている公共施設はおよそ1万2,000件に上るそうです。人口減少に続き、税収の伸びが期待できとない状況では、放置する可能性があり、総務省は今年度から撤去費用に充てる地方債の発行を認めることにしました。

それで、本市のこの種の公共施設の現状と、それからこの地方債を老朽化しているが撤去されず放置されている公共施設にどう活用していくか、市長の見解と具体的な方策をお知らせいただきたい。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、今回、総務省のほうでことしからそういう地方債も借り入れられるということでございますので、私ども日置市にもそういう建物というのがいっぱいございますので、これを年次的に活用しながら、解体のほうもしていかなきゃならんと思っております。

○17番（田畑純二君）

福祉政策について、ちょっと別な観点も含めて質問します。

20世紀はまさに戦争と平和の時代でありましたが、第1次世界大戦から約70年たった今、なお一部の国や地域では内線状態が続いており、改めて自覚させられるのは、全ての人の基本的人権の尊重と恒久平和の希求の大切さと主張する人もおります。そして、社

会保障の本来の機能は、所得の再分配によって持続的な国民生活の安全・安心を確保すべき国家的な役割である、制度である。

以上のことを聞かれて、市長はどう思われますか。

それでも賛同されるのであれば、このような基本的な考え方や理念を今後の日置市政運営にどのように反映させるか、市長の、市民の安心・安全の生活をどう確保していくつもりであるか、市長の基本的方針をお聞かせいただきたい。

○市長（宮路高光君）

特に、福祉政策につきましても大変多くの財源も必要とします。また、内容的にも大変複雑・多様化しています。超高齢化などによって、特に今後団塊の世代の方々が75歳に到達するこの年代、一番大きな、パイが大きいと思っておりますので、これに対応した形の中で福祉政策をやっていかなくやならないというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

それから、福祉の制度というのは福祉政策の分野における政府の活動を規定・制約・方向・条件づける規範的に枠組みのことであると言われております。その意味で、福祉政策の理解には福祉制度の理解が不可欠です。この制度の本体は、関連の法令、規則、個別法と政令、省令、告示、指針などの行政規則であります。その解釈と施設のあり方が制度の有効性を左右することになると言われております。

市長は、福祉の制度をどのように理解し、日置市政を運営していく中で市民の福祉向上にどのように役立っているか、また今後役立っていくつもりか、さらに詳しく、細かく具体的に示してください。

○市長（宮路高光君）

福祉政策につきましては、今後大変多額の費用がかかる。今消費税の問題も言われてお

ります。やはりこの社会保障問題に国がどうかかわるか、国の予算をどう投入していくのか、このことが一番大きな課題であるというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

地域包括ケアシステムについてお尋ねします。

住みやすい地域づくりの必要条件がケアの充実ですし、その実現が地域包括ケアシステムの構築ということになります。これを子育て支援の手法にもつなげていくこと、対象別ではなく共生型の仕組みをつくること、子育てと高齢者支援を連動させることなど、地域でのこれからの努力こそがよく言われている、問題のある2025年から2050年に向けて、時代に備えることにもなって、これが地域包括ケアシステム構築の目的である。

市長は、これからの地域包括ケアシステム構築の目的をどのように捉え、理解し、今後の日置市政運営の中にどうしていくつもりか、市長の見解と方針をお示しいただきたい。

○市長（宮路高光君）

地域包括ケアシステム、ほんとに今後、この25年をピークにしたときにおきまして、多くの皆様方がこういう形に来るというふうに思っております。特に医療・介護、こういう連携、こういうことも十分しながら、今おっしゃいましたとおり、それ以上に子育て、こういうものを含めて、今後、包括ケアシステムをつくっていかなきゃならないのかなと思っております。

○17番（田畑純二君）

鹿屋市は、10月から高齢者の自立支援や地域の課題把握を目的に開く地域ケア会議のメンバーに医療福祉の14関係機関を加えました。幅広い職種と連携し、適切なサービス提供と介護保険給付費の抑制を図りたい考えです。国は高齢者が可能な限り住みなれた地域に暮らせるように、先ほどもありましたよ

うに、包括的な支援体制、地域包括ケアシステムづくりを自治体に求めており、ケア会議はそれを支援、実現するための手法で、6月に一部施行しました改正保護保険法で努力義務となりました。本市でも鹿屋市のように、今後高齢者問題を地域全体で検討解決していくための地域ケア会を開くべきだと。その検討をしてはどうかと思いますが、市長はそういう研究検討していくつもりはないかお伺いします。

○市長（宮路高光君）

今も現在も、地域ケア会議等におきましてやっております。これが今後パイが大きくなりますので、このシステムをどう構築していくのか、ここあたりは十分検討していく必要があるというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

健康政策についてお聞きしますが、健康長寿社会の実現をテーマにしたことしの厚生労働白書は、健康寿命を伸ばすことが重要だと指摘しています。寝たきりにならずびんぴんころりが老後の理想でしょうが、2つの寿命の差を縮める努力は欠かせません。それで、老後の安心を保障する国の政策は後手後手に回って、いろんな問題がありますけれども、今後、どう老後を過ごせばいいのかという嘆きがいろいろもう出てきていると。市長は、市民の皆さんにどう老後を過ごしていただきたいとお思いでしょうか。そして、そのために不足している今後の本市の福祉政策と健康政策をどう立案し、実施していかれるつもりか、市長の見解と方針を具体的にお示してください。時間が来ましたのでこれで最後の質問といたします。

○市長（宮路高光君）

本市におきましても、健康づくり推進条例を策定しております。議員もおっしゃいました健康寿命、これが一番私も大事であるというふうに思っております。そのためには、予

防、健康づくり運動、こういうものをあらゆる地域によって今後導入していかなくやならないと、ほんとに平均寿命というのがありますけど、健康寿命というのが一番大事であるというふうに認識しておりますので、そういう政策を今後ともやっていきたいと思えます。

○議長（宇田 栄君）

次に、12番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔12番花木千鶴さん登壇〕

○12番（花木千鶴さん）

私は、さきに通告しました3点について質問いたします。

まず1点目は、ヤンバルトサカヤスデ対策について伺います。

ヤンバルトサカヤスデは、人体や農作物に対して積極的に害を与えはしないが、大量発生して不快さを催させる不快害虫と言われていいます。しかし、駆除のために焼いたり熱湯などをかけて刺激するとシアン化水素を含む悪臭ガスやその他のガスも放出し、頭痛や下痢、吐き気といった症状に襲われることもあります。台湾原産で、日本には1983年に沖縄本島に進入後、北上し、本県でも平成6年度からさまざまな対策を講じてきたようですが、現在、南薩地域で大量発生しているため、県も市町村も駆除や蔓延防止に苦労しているようです。

県のホームページによると、本市吹上地域でも平成15年度に確認されたとありますが、進入状況と今後の対策について伺います。

2点目は、自殺やうつ病対策について伺います。

本県は、自殺死亡率が全国でも高い状況にあることから、自殺予防情報センターの設置を初めさまざまな取り組みを進めていて、ここ二、三年は減少傾向にあったものの、また本年度は増加傾向にあるとのことですが。

本市でも、県の自殺対策緊急強化事業を活

用してこころの健康づくり講演会など多くの事業に取り組んでいますが、現状と課題はどうか伺います。

また、本年度10月に、本市妙円寺団地内に財団法人メンタルケア協会鹿児島支部が設立されました。自殺予防やうつ病対策で圧倒的に不足しているのが専門職のマンパワーですが、今後、協会に所属する精神対話士の活用を図ってはどうか伺います。

3点目は、日置市の小中一貫教育の取り組みについて伺います。

本市ではこれまで、土橋小中学校と上市来小中学校で小中一貫教育を見通した連携教育の研究をしてきましたが、その成果と課題はどうか。また、その取り組みを発展させた形で中学校区にある小学校と中学校を一体とした学力向上対策「のびゆくひおきっ子事業」が3年目を迎えております。その成果と課題は何か。

最後に、ことし6月議会の同僚議員の一般質問の中で、本市は施設分離型の一貫教育を目指す旨と答弁されましたが、その考え方について伺います。

特に、小中一貫教育を進めていく上で、教育課程の編成や先生方の共通理解、運営上の課題などの施設分離型は難しい面を多く持っている。どのように取り組んでいかれるのかお伺いして、1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、ヤンバルトサカヤスデ対策についてでございます。

ヤンバルトサカヤスデについては、今年度は発生の報告を受けておりませんが、平成25年度に吹上キャンプ近くに発生の確認がされております。このときには、直ちに駆除剤を散布して、その後の発生を防いでおります。ことしの7月にも確認をしましたが、異常は見られませんでした。

ヤンバルトサカヤスデは直接的に作物や人に被害を与えるものではありませんが、時には異常発生し、おびただしい数で家屋の中に進入するなど、いわゆる不快害虫というものでございます。県においても平成11年にヤスデ対策検討委員会を立ち上げて、効果的な駆除方法の検討をしていますが、天敵がないため、長年苦慮しているとのことでもあります。

現在、南薩地域で大量発生しており、本市でも発生している可能性もありますので、市民の方にはヤスデについての情報提供を行い、生息が確認されましたらご報告をいただくよう周知していきたいと考えております。もし発生が確認されましたら、直ちに駆除剤を散布するなど、早目の対応をしたいと考えております。

2番目の自殺、うつ病対策についてでございます。

その1でございます。

本市の自殺対策といたしまして、精神科医師による相談事業や心の不調な方気づいて、つなぎ、地域で見守るためのゲートキーパーの育成等の人材育成、自殺対策やうつ病についての地域の方々に理解していただくための講演会やサロンにおける健康教育等の普及啓発事業を実施しております。

国を挙げた対策として、全国的にも自殺が3万人を下回るなど大きな成果を上げております。市におきましても年々減少していますが、一時大幅に減少した平成24年度を除いてはほぼ横ばいとなっております。課題といたしましては、青壮年期の自殺者及び高齢者の自殺が多いこと、青壮年期への自殺対策の介入がしづらいことなどが挙げられます。

その2でございます。この精神対話士は、対象者の話を徹底に聞き、治療などを要しない方を対象の中心として仕事して把握しております。精神対話士は、鹿児島県では十数人

と少ないため、認知度も少ないようにございますが、メンタルヘルス対策の社会資源の一つとしての活躍が期待できる職業と考えております。

行政の自殺対策として治療の必要な方を早期に発見し、つなぐシステムが有効と考えられますが、予防対策としての傾聴活動としての役割は、民生委員や地域ボランティアと同じく地域資源としての重要なものと考え、広く市民の方にも周知していきたいと考えております。

3番目については教育長後のほうに説明させていただきます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

日置市の小中一貫教育の取り組みについてお答えいたします。

1番目ですが、小中学校の教職員が共通のテーマや課題を共有し、学力向上や生徒指導等に具体的な取り組みを進めることができたと考えております。

また、情報の共有化が進み、家庭学習の充実など図られつつあります。今後は授業における教職員の交流を充実させ、児童生徒の学力面での課題である思考力、判断力、表現力等の向上を図る指導方法の改善に結びつけていく必要を感じております。

2番目です。中学校との小中の連携を通して、学びや学びの方法を中心にした共通理解、共通実践が行われ、子どもたちの学びの連続性が構築できつつあり、学力の定着に効果があったと考えております。この事業により、これまで以上に小中学校の交流が活発になってきておりますが、さらに子どもたちの力を引き出すための授業づくりなど踏み込んだ取り組みが必要だと考えております。

3番目です。小学校・中学校の発達段階も考慮しながら、9カ年を見通した学びの連続性を重視した一貫教育を推進したいと考えて

います。

その1つとして、合併10年ということから、これからの日置市を担う子どもたちを育てるという視点で、9カ年で学ぶひおきふるさと教育を定着しているところでもあります。日置市を素材に、教科、朗読、いろいろな教育活動を系統的に位置づけた教育課程を作成し、全小中学校で取り組んでいく予定であります。

○議長（宇田 栄君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の開議を13時といたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（花木千鶴さん）

それでは、1問ずつ伺ってまいります。

本日は、皆様机の上にあるのではないかなと思います。議長の許可をいただきまして県のホームページの1つを配付させていただいております。どうぞご確認いただければと思います。ごらんになってわかるように、ヤンバルトサカヤスデというのは小さなムカデぐらいの虫となっています。大発生時には1㎡当たり1,000匹から1万匹の高密度群衆となるそうですから、大変に不快きわまりないわけですが、私も南薩地域の出身なものですから、知人の話ですと、天井から落ちてくることもあるそうです。ある友人は、何年も前から見ていたんだけど、こんなになるとは思わなかったと言っていました。

本市でも、役所に連絡したケース以外にも発生しているかもしれません。市長の答弁の中にもそのようなところがございました。これは、市民みんなが気につけないと見逃してしまいそうなものなんです。生態としては、年に1回産卵します。1匹が数百個の卵を産

みます。1年のうちに2回集団移動をするそうです。南薩地域でも2000年ごろから必死になって駆除しているにもかかわらず、南九州市では、データによりますと、数千万円をもう駆除剤に投じているそうですが、その増殖に追いついていないということが書かれています。

この前見たんだけど、いなくなったというのは移動しただけであって、いなくなったといっても裏山あたりで増殖しているかもしれない。落ち葉の下とかに住みつくだそうで、ですので、先ほど周知のことがございましたけれども、大変私周知が大事なんだと思うんですけれども、具体的に周知といっても、もう配って、もう周知してありますだけでは終わらないのではないかと、その周知をどんなふうに徹底していかれるおつもりか、具体策をお示してください。

○市民生活課長（有村芳文君）

周知につきましては、花木議員さんのほうからこういうものを今いただいておりますが、そのようなふうにして、わかりやすくしていかないと、ということで思っております。

また、今月中に発行しますお知らせ版で、発生が確認された場合の市への情報提供ということで掲載予定をいたしております。

また、今後はホームページで、またそれから広報紙でヤスデで紹介やら、県内の状況とか、それから生息しにくい環境づくりなどについて周知をしていきたいと。今おっしゃられましたように、見ているものの中にこの該当のヤスデがあるかもしれないけれどもわからないというのが多分、私たちもまだ現物を見ておりませんので、今まで住んでいる在来のヤスデなのか、このヤスデなのか、その辺も区別ができるように、わかりやすいように広報していきたいというふうに思っております。

○12番（花木千鶴さん）

具体的に取り組んでいただかないといけません、まず、見つけたら行政のほうに連絡をということだったんですけれども、市役所に電話をするのかとかそういうのが具体的なことなんだと思うんです。だから、どこに連絡をするようにするんですか。

○市民生活課長（有村芳文君）

見つけましたら、まず本庁か各支所に連絡をいただいて、また保健所等にも連絡をいただいても結構かと思えます。また、それから今後は、自治会長研修会の中でも説明をさせていただいて、会長さんのほうにも届け出をしてもらえるようにしていきたいと思えます。

○12番（花木千鶴さん）

わかりました。役所に電話をするのが簡単じゃない高齢者の方も、ひとり暮らしでいらっしゃると思います。家の周りにいっぱいいても、どうやって連絡すればいいかわからないとか、チラシなんかを見ていなかったとか、そんなものもあるかもしれないので、今ありましたように自治会長さんとか等の気づいたところで連絡をしていただくなりして、横で情報を共有し合って、聞いたらもう自治会長さんが、隣の人が役所に電話をしてくれるというぐらいにしてほしいなと思うわけです。

南さつま市での発生も聞いていますので、いつ入ってきてもおかしくない状態ですし、繁殖しているかもしれない。2010年の11月ごろはJR枕崎線の線路に群がっていて、列車が踏みつぶしてスリップを起こしてというのが数件起きているんだそうです。ですので、知覧町では火災まで発生したケースもあります。駆除しようとしてですけども。ですので、どんなトラブルが発生するのかわからないので、ぜひ取り組まれたいと申し上げて、次の質問に入ろうと思えます。

自殺者数やうつ病患者は、数で言えば確認はできるかもしれませんが、この対策では、数字にあらわれる前の段階がとても重要、先

ほど予防の問題がございましたが、予防段階が大変重要です。個人が悩みを抱え始めた段階での具体的な支援ができていると思うのか、研修会があったり相談業務もあったりということはございます。この数年、この問題に取り組んできた市の事業として、この悩みを抱えた段階のフォローができているのかどうか、そしてその支援は十分と思うのかどうか、もう少し詳しくそこを説明していただけないか。

○健康保険課長（平田敏文君）

市のほうにおきましては、自殺対策事業につきましてはいろいろと事業をしているわけですが、特に心の相談会等も年に数回行っているところでございます。

その中で、なかなか自分の悩みとかそのようなことが言えないとか、あるいは心の不調等を持っていながらなかなか相談できなかったりしているようなことが多いようでございます。そのために、本人だけでなく、周囲にいる方が気づいて、そしてつなぐということが早期発見とか早期治療につながってくるということで、ゲートキーパーの養成等行いながら、そこら辺を大事に取り組んでいっているところでございます。

また、働き世代の自殺者も非常に多いというようなことで、行政の介入等が非常に難しい部分等もあるわけですが、企業等とも連携を図りながら、企業内でもメンタル対策への取り組み等も今後また強化していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○12番（花木千鶴さん）

ゲートキーパーの皆さんも講習を受けられて、地域の情報を共有したり、連携したり、連絡をしたりとかいうことをしていただいているんだと思うんですけれども、悩んでいる段階から徐々に行き詰まってうつ病を発症して自殺まで至ってしまうとか、そういうプロ

セスがあって、周りの人や家族も様子がおかしいと思っているんだけど、気づいて、よかれと思って励ました言葉がなお一層逆に追い詰めてしまうということもあるのがこの種の症状です。そのうちに家族までうつ病を発症してしまうというケースも少なくありません。かといって、精神科や心療内科クリニックというのはとても敷居が高いんです。なかなか本人をそこに連れていくことができない。難しいところです。

そこで、今回このメンタルケア協会の支部ができたことを私は期待を寄せているところなんですけど、先ほどの答弁は比較的前向きに考えて周知を図っていききたいというようなことがあったと思うんですが、どのような形で周知を図っていくのかなと思うんです。市民の皆さんに、こんな協会がありますよと言って連絡先と協会の名前だけをするのか、いろんな周知の仕方があると思うんです。どんな形で周知を図っていこうと今お考えですか。

○健康保険課長（平田敏文君）

精神対話士のことでございますが、妙円寺のほうに鹿児島県の支部ができたということで、私もお会いしてお話をお伺いしたところでもございました。近々12月18日に市のほうでこころの健康づくり講演会を開催しているところでもございます。そこで、初期の段階としまして保健師のほうに悩み等の相談を受けまして、保健師のほうで対応できないときはそれぞれの専門職へつなぐというようなことを考えております。その段階で、もしそのような案件等がありましたら、連れて行って見守っていますが、当日はこの精神対話士の方も講演会に出席されるというようなこともお聞きしておりますので、連携しながら市民の方に精神対話士の情報提供も行っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、メンタルヘルスの要フォロー者に対

しましては、医療機関へのつなぎやカウンセリングの勧め、そしてまた家族フォローと、さまざまな対応等もありますので、その対応の1つとして精神対話士のほうも紹介していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○12番（花木千鶴さん）

協会の方のお話ですと、病院などと違って、精神対話士さんという方は、その患者さんのご自宅を訪問するというのが随分違います。引きこもりになっていたり不登校になっていたりとかというその家族の状況に応じて当事者の状況に応じて出向いていかれる、電話での相談も応じられるということですので、相談がしやすい感じがするわけです。

先ほど本市の状況のところ、青壮年期の方ですとか高齢期の方の自殺が多いんだと、傾向的に。本市におられる精神対話士の方は、企業の中のセクハラ、パワハラを初めさまざまな企業内における悩みを抱えた企業戦士の皆さんの相談役を務めてこられたという経験の方です。ですので、本市でも、市民だけでなく企業の皆さんとか、本市も私も総務にありますので、何百人も抱える企業のようなものですが、役所内でもさまざまなことがあるかと思いますが、そういったいろいろなところで活用することのできる人材だと思っています。周知ばかりでなくて、市の事業に相談者として入っていただくことはどうなのかとか、研修会の講師を依頼するとか、実際に顔を見ていただき、声を聞いていただき、そういう機会があって誰かにつないでいくとか、当事者がそれでいってみようと思うとか、そういう使い方も、やっぱりペーパーによる紹介だけではなくて、そういった活用の仕方できないかなと思うんですが、その辺いかがお考えですか。

○健康保険課長（平田敏文君）

健康保険課のほうでは、この件につきましては各種専門職にお願いしまして事業を進めているわけですが、そのときにこの精神対話士が必要であるというようなことが、案件等が発生しましたら、ぜひ紹介をして、その中で伝えていきたいというふうに思っております。

それとまた、この方は講師としても活躍されているというようなことですので、地域の会合とかあるいは企業とそれらの依頼等、あるいはそういうのが必要だというようなことがありましたら、紹介をしながら一緒になって十分取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

○12番（花木千鶴さん）

さまざまにご活躍いただきたいと思っております。今回、この件では教育長には通告をしておりますが、やはりお話をやる伺いますと、引きこもりですとか不登校になっているですとか、学齢期の子どもたちの相談もかなりあるんだそうです。そういったケースもあって、私も障がい児の保護者の皆さんですとか家族の皆さんが病院で治療を受けている方もたくさんおられるわけです。そういったところでも、何とか相談相手になっていただける方であればと思っております。なんですけれども、そこで教育長あれなんです。福祉の分野でも、そういった意味で活躍いただけるのではないかと思っているんです。福祉の分野ではやはりこういったうつ状態ですとかそういうのというのはどんなケースがあったり、また今後活用が考えられる面があるのか、少しご紹介をいただけませんか。

○福祉課長（東 幸一君）

今、うつの状態の紹介というようなことでもございましたが、そちらのほうにつきましては、それぞれ子どものほうでご相談等がある分については幾分対応はしておりますが、ち

よっと中身については詳細にはちょっと申し上げにくいところがございます。

活用の方法につきましては、今ありましたように、障がいを持つ保護者の方とかそういった方々からのいろんなご相談もあるかと考えております。私どものほうで企画をしたりします研修会等でこの精神対話士のほうの事業の中にも講演会活動といったような部分があるようございますので、そういったところで、私どもといたしましてはこの講演会等にご依頼をして、またその活動をしていただくというような形で利用させていただければというふうに考えております。

○12番（花木千鶴さん）

そうですね。福祉の分野、介護の分野、いろいろあるかと思っておりますので、ご活躍いただきたいと思うし、市のほうは活用していただきたいと思うわけです。協会の活動計画も立ててはおられるようですけれども、設立されてまだ間もないことから、周知はもちろんですけれども、活動が目に見える形の行政支援をぜひとも考えていただきたいと思うわけです。そうされることのほうが市民福祉向上に綱かと思えます。

精神対話士という資格は一体どうすればとれるんだろうかと皆さんお考えだろうと思いますが、研修を受ければ誰でもとれるという簡単なものではありません。研修を受け、論文を出し、面接を受けて、受験者の1割程度しか合格できない難関を突破されるんだそうです。今回、鹿児島支部が本市に設立されたことで、精神対話士の存在や活躍が目に見えてくると、今後、資格をとってみたいという若い人も出てくるかもしれません。有効な活用のあり方を工夫されて、自殺やうつ病の対策が成果を上げられることを期待しておりますので、次の質問に移ります。

土橋小中連携の発展的な取り組みとして、これまで中学校の先生が小学校に行く、行っ

て授業ができるというような形のもの、乗り入れていくことは大事でそれを二重事例なんかを出された例があるわけです。このような形で連携を深めていこうと取り組みが進んできているわけですが、土橋のこの例のほかに二重事例はほかに例があるのでしょうか。

○学校教育課長（片平 理君）

土橋中学校以外にということ、土橋中学校のほうでは、簡単に紹介させていただきますと、中学校の教員が小学校に行きまして授業を行うと。それから、中学校の教員が6年生とのつなぎということで、春休みの課題を中学校へ上がってきて学びがスムーズに行くようにということで、春休み中の小学校6年生への課題を中学校の教員がつくって、子どもたちに与えるということ等を土橋小中学校ではやっております。そのほかの学校につきましては、同じように小中学校ということで上市来小中学校のほうが同じように授業の乗り入れとかそういうことをやっております。

それから、ほかの中学校区におきましては、それぞれ1つの中学校に複数の小学校が来るという連携でございますので、なかなか土橋小中学校のようにはいかない状況はございますけれども、ただ、その中で家庭学習の手引というものを小学校、中学校が一緒につくりまして、そして、そういうものをそれぞれの子どもたちがお互いに持って小学校から中学校へのつなぎという形等に取り組んでいるという事例等はございます。

以上でございます。

○12番（花木千鶴さん）

今報告がありましたように、本市も連携教育を随分取り入れて、もう何年になります。そして、ただこれまでも連携の必要性を言われてきて取り組みもしてきたんですけども、やっぱりここに来て、一貫した教育が重要だという、一貫教育がキーワードだというふうにもなってきています。私が初めてこのこと

をこの議場で質問したときには、まだ一貫教育って何だろうかというような時代でした。それが、もう今では全国的に、一貫校をつくるのか連携でいくのかということですが、そこまでは文科省は言うてはいないけれども、一貫教育の必要性を言うてきていることは確かです。どこもこれをやらなければなりません、さて、小中一貫教育で、本市はどのような成果を求めるのか、あるいは目指すのか、そこを教育長、お話しいただけませんか。

○教育長（田代宗夫君）

先ほど土橋小中学校の連携については、課題、成果等について課長のほうから答弁したところですが、全国あちこちで一体型の一貫校と連携型の一貫校ということで、2つで実践がなされております。私どもの市内でも、私はまだ一貫校とまでは言うておりませんが、先ほど、のびゆくひおきっ子事業の例を出しましたけれども、中学校とそこの中学校に行く小学校が一緒になって3年間学力向上というテーマでやってまいりました。これはまさに一貫校の学力の内容の部分に入るものでありまして、一貫校と使っていないだけであります。

今、全国で大体求められておりますのは、小学校から中学校へ上がる時の中一ギャップという、つまり小学校と中学校が制度が違う。中学校に入りますと教科担任制の授業になりますから、今まではほぼ担任が授業をしていたのがなったり、あるいは部活が出てきて、部活動の今度は先輩と後輩の関係があるとか、あるいは中学校に入りますと、今は5、6年生で英語もちょっとやっておりますけど英語とかそういう教科が出てくる。そういう、今までの小学校の資質の違うところに入ること、ここまで大変なれない形で、その関係で不登校になる子どもが大変多いというようなことで、この中一ギャップを解消するというのが1つの目的です。

2つ目は、やはり学力向上ということで、どこも取り組みを進めております。この学力向上というのは今、先ほどありましたように、中学校の専門の先生が小学校の子どもたちに教えることができるのか、あるいはいろんな小学校と中学校の学習指導のあり方、家庭学習のあり方、土橋小中はもうすばらしいガイドランスを、ここにこういう、もう既にガイドランスもできております、すばらしいのが。こういうのを使って小学校と中学校の学習の仕方を同じようにして学力を上げるとか、そういう取り組みが基本的には大体大きくは2つが大きなテーマになって、一貫の取り組みはやっているところです。したがって、私どもも当然、この2つの願いに向けて、あるいはもう一つは、先ほど答弁で申し上げましたが、ふるさと教育、これは名称はまだ仮称でございますけれども、このふるさと教育を小学校1年生から中学校3年生まで、もう既にこれでカリキュラムができ上がっておりますが、1年生の4月にはどんな内容をするというのもつくってしております。これを使って来年、再来年はモデル校を指定して、その次の29年度からは実際の中学校、高校をモデルにした連携、一貫教育をやっていきたくております。狙いとしては、先ほど申し上げたことでやっていきたくております。

○12番（花木千鶴さん）

まあ、今教育長がおっしゃったことが一貫教育の狙いの中に盛り込まれております中一ギャップの解消と学力向上と、それから共同、教育、文化、道徳というあたりに、この辺をもう9カ年系統立てて学びの連続性をつくっていくというのが言われておりますが、まさにそれがやっぱり効果だということではなりました。その中の一つとして学力向上がのびゆくひおきっ子事業であり、そして文化、共同、教育というものがひおきふるさと教育というあたりで目指していく、段階的に。ちょ

うど来年から本格的な事業を導入していくんだということだと伺ってはおりますが、その辺の流れということでしたでしょうか。

平成25年の本市が発表しております教育一貫委員会活動の点検評価総括表によりますと、学力ではまあおおむね県平均同等、授業改善によって中学校が伸びてきていると。こののびゆくひおきっ子事業を評価されておられます。今後に向けては、小中連携をさらに進める必要がある。特に思考力、表現力に課題が見られるため、9カ年を見通した指導が必要で、小中の連携がさらに重要になると明記されておりました。

総評の中では小中高連携によって公開授業や授業研究、相互授業参観等を通した研修会を開催して指導力向上を図るとあります。課題の共有、目標設定、実際の授業をどのように実践するかというのがかみ合わなければほんとは一貫教育にならないんです。だから、ここが一番重要なんですけど、お互いの授業を知って研究し合う、先生たちがここはそういう授業をする先生たちがつなぎになってないとだめだということですが、だけど、連携する学校にはその数だけの校長先生がいらっしゃるわけです。連携による一貫教育の難しさ、ここにおいて、その学校の管理は校長先生がするとなっているわけです。

それで伺うんですけれども、現在実施している中学校区ごとの連携の研修会が年に3回ございます。それから、教職員研修会も全体の研修会を合わせると複数回は、複数というか2桁台ぐらひはあります。それが十何回開催されてはいますが、それでは足りないのもっと深めていく必要があると書かれているんだと思うんですけれども、今ちょうど5年ごとに、10年計画、5年ごとの切りかえの振興計画策定中です。残り、後半の5年間、その中に今のこのもっと深めた連携の部分盛り込むのかどうか、そこをちょっとお聞かせ

いただけませんか。

○学校教育課長（片平 理君）

のびゆくひおきっ子事業、3年間で今年度の総括ということで、もう先般研究授業等を通しての研修が終わったところでございます。課題としましては、今議員のほうからご指摘がありましたように、なかなかやっぱり小学校、中学校の教員の意識の差、それから小学校1年生と中学校3年生という9年の子どもたちの発達段階の違いということで、1つの事業をつくる時に統一した9カ年というのはなかなか難しゅうございます。実際に、今年度の、これまでののびゆくひおきっ子事業の中で1単位時間のモデルというのは示してございます。そして、それをもとに、全ての学年で、このモデルをもとにして思考力、判断力、表現力を培う授業をというふうに組み立ててはきたところですが、なかなかそのレベルまでご指摘のように入っていかなかったというのが大きなこの3年間の反省でございます。

それをもとにして、教育振興計画、それから今計画しておりますのはこののびゆくひおきっ子事業のパート2として、その事業の中に突っ込んだものを教科単位で中学校区ごとで、もう少し踏み込んだ、先ほど教育長が答弁いたしましたけれども、授業を変えてといくとこの視点で、9カ年で1年生の学びが中学校3年生でも生きるというような形の教科に特化したのびゆくひおきっ子事業という形で今計画を進めているところでございます。

以上です。

○12番（花木千鶴さん）

確認させていただきませんが、のびゆくひおきっ子事業が第2弾で教科のところをやると。それから新たにひおきふるさと教育は教科以外のところの、特に道徳、共同教育あたりでしようけれども、それと2段階えになってくるんですが、もう一回、ふるさと教育という

ものは、共同教育にはとどまらない範囲で、先ほどは教科、それから何とおっしゃったですか、幾つかおっしゃったですね。それを目的にやるとおっしゃったんですけども、具体的にもう少しそこら辺の教科、道徳、いろいろな教育活動とおっしゃったんですが、ちょっとご紹介いただけますか。来年度からもうスタートいたしますが。

○学校教育課長（片平 理君）

教育長の答弁の中に、教科、道徳、それからいろいろな教育活動という答弁をさせていただきまされたけれども、教科の中にも、素材が日置市と、日置市を素材にということでございますので、これまで取り組んでおりました環境教育の部分も含めて、ですから理科でありますとか社会という教科が当然入ってまいります。それから、道徳は領域になりますけれども、道徳、それからあと特別活動、つまり学級会活動とかも入ってまいります。それから、いろいろな活動といいますのは、総合的な学習の時間で、地域の人材を生かした、地域を生かした活動をそれぞれの学校が特色を出してやっておりますので、そういうものを網羅した形でひおきふるさと教育、学校で子どもたちが使う場合にはひおき学というような名称を今考えております。ですから、例えば、道徳の授業をするんですが、この道徳はそのひおき学の一つなんだよというような子どもたちがしっかりと認識できるような、先ほど教育長が示しましたけれども、カリキュラムを9カ年分つくってございますので、そして授業時数の中にはそれぞれの教科の中で入れていきますが、このひおき学として特化して新しいものをつくるということではなくて、それを整理統合して本市の目標であります風格ある教育という部分の一つを担えたいのかなという形で今考えているところでございます。

○12番（花木千鶴さん）

一つ一つがこの間、取り組みの成果が次のステップにつながって、それが横に広がっていくというのが少しずつ見えてくるような感じがいたします。それが成果として大いにあらわれてくることも願うわけですが、私は、福岡県の北崎小中学校の研究公開を随分以前ですが、見てまいりました。ここは、本市の土橋小中学校と同じように、隣接する1小1中の連携による一貫教育だったわけです。当然、2人の校長先生がいらっしゃるわけですが、管理者のリーダーがいかに大事なのかというのがこの研究公開では印象に残るものでした。

本市の2つの学校の土橋小中と上市来小中のケースですけれども、ございます。指導要領に沿った教育課程を学校でつくって、それをもとにした授業の指導計画は担任に任されています。それを一貫した授業をするためには先生方の共通認識がとても大事です。校長先生が日置市の教育理念を十分にわかってご指導いただかなければならないという仕組みです。

私は、宮崎県の五ヶ瀬町に行きましたときに、ここは小学校の4校と中学校2つが一体となったまさに施設分離型の一貫教育を進めているところです。教育長にお話を伺いましたが、始めるときの校長先生方の反発ですとか、それ以上に先生方の抵抗が大きかったと。しかし、今日では、この五ヶ瀬町の教育ビジョンというものは徹底した教職員のスキルアップ、特に新たな教育に取り組む、関したその成果を全国に発信できるということで先生方の自信と自己有用性を大変高めたことで教育の成果が上がっていると文科省からも大変評価されておりますが、教育長はこの五ヶ瀬教育ビジョンについてどのように評価をしておられますか。

○教育長（田代宗夫君）

五ヶ瀬町の教育ビジョンのことについては、

全国的に大変有名なビジョンということで、かなり知れているところですけど、1つ申し上げますと、小規模校の多い——4校小規模校があるようです、ここは。中学校が2校あるようですが、この小規模校を1カ所にまとめると大規模校になるという形で、小規模校のよさを生かした教育をしていく中で小規模校のデメリットを今度は一緒に集めて大規模校として大人数の教育をやろうとする、そういうことを大変細やかにやっていらっしゃる所でありまして。

また、ほんとにすばらしいなと思うのは、例えば一言申し上げますと、4年生と5年生が4校の小学校が集まったときに、4年生で音楽の授業をすると、4年生の担任が4人いるわけですから、1人が音楽の授業を4校集めてやると三十七、八人になります。大規模校の音楽を1人でやる。残りの3人は余っておりますから、この中では。算数の授業では4校いますから4人いますから、この4人と余ったというのか音楽をしない3人が7人で授業をするとか、こういうシステムをとっていらっしゃるようでありまして。

確かに小規模校のメリットを生かして、しかもデメリットを補う方法としては大変私はすばらしいんじゃないかと思います。

五ヶ瀬がなぜこういうのを取り組んだかというのは、小規模校のよさ、そういうものを生かした取り組みということになりますけれども、五ヶ瀬の場合は、その裏にありますのはやっぱり、地域的な現象というんでしょうか、皆さんご存じの方もいらっしゃると思いますが、九州のちょうど北の端に当たるところで、大変寒いところで、気温が最も九州では寒くて、天然のスキーができる場所だということでございますから、山間部の場所でございます。そして、宮崎とか都市からかなり離れたところでありまして、先生方は多分雪が多かったりいろいろだろうと思うんで

すが、なかなか通勤することが厳しい町だという話も聞いております。そういう中で、何とか小規模校が生かした取り組みをしたいということでこのような取り組みをやっていました。しかも、月に2回実施をするということになっているようでございますので、月2回は、しかも一斉にやることもあるかもしれませんが、最低2学年が一緒にやらないと効果はないと。というのは、先ほど言いましたように、4年生の音楽の先生を5年生に使うとかいう方法ですから、そのように取り組んでやっておりますから、2学年がきょう行ったら、その2学年の他はまたほかの日に行くという形なんです。月2回ですから、月6回2校ずつ行くとすれば形になります。

こういう今度は授業を計画するには、事前にかかなりの準備をしていかないとこの授業は成り立たない。そして、例えば算数の授業を7人ですと言いましたけれども、全ての学校の子どもがその授業ができる状況のレベルまで、習ってないところがあったら困るわけですから、達していなければならぬ、そういう連絡をとったり、誰が何をするかと、かなりのこの裏にある職員の皆さん方が月に2回ほど合同の学年会みたいなのを一緒にやっていらっしゃるようでございますけれども、学校間が大体短くても15分ぐらいじゃないのかわかりませんが、そういうところで集まったりしながらそういう計画をされていらっしゃるわけでございます。

こういう地理的な条件の中でやっていらっしゃるこの内容については大変すばらしいんですが、デメリットとしましてはもう、教職員がほんとに踏ん張って踏ん張ってやっていかないと、なかなか実際に効果のある取り組みをするには厳しいという、そういうデメリットを何とかクリアしなければならないということもありますし、今度は子どもたちにとっては、午前中の交流になるようでございま

すので、午前中に3時間の授業をするようがあります。普通は4時間あります。というのは、もう1時間はそこで移動の時間にとられてしまいますし、行くときはかねての校時よりも早く始めないといけませんから、朝、かねては普通はドリルとかいろんなのをやる時間が10分、15分あるんですが、そういう時間をカットしないといけません。そして3時授業をして、また帰らなきゃいけないわけでございますから、中学生にとっては今度は部活動の時間とかいうような——済みません、失礼しました。休み時間です、昼の休み時間も食い込んで帰っていくという、そういう厳しい時間設定の中で、いろんな方々が苦勞してやっています。だから、成果としては大変すばらしいんですが、実際に実施するとかなりの厳しい状況の中がやっていかなきゃならないという面もございます。

以上です。

○12番（花木千鶴さん）

五ヶ瀬がこのビジョンが始まったのは平成19年に発表されたと思います。20年からスタートして、私は19年度の1月だったと思いますが、お話を伺いにいきました。それから五、六年たちまして大変な成果を上げています。ただ、私がここで五ヶ瀬を申し上げたのは、連携教育っていうものが施設分離型の一貫教育というものがどういった困難さを持っているし、成果を上げようと思えばどれほどの努力がいるかということ、それから、先生方の理解を得るためには、まさにおっしゃったように、大変なやっばり共通認識に立たなければできないという、それを乗り越えたケースとしてご紹介したところですが、五ヶ瀬教育ビジョンの特徴の1つに、まちづくりと教育を一体化にした五ヶ瀬のまちづくり教育ビジョンと言われておりますけれども、教育は時代によって住んでいるところ、さまざまに課題が出てまいりますので、教育

も異なってまいります。そこで、本市は教育効果を上げるための、今回、一定人数を示して学校統廃合の協議に入っているところですが、最終的には地域の意向を尊重すると言っておられます。

そこで、小規模校を残す場合は、少人数での教育におのずかとなりますが、その課題を、地域が選択して小規模校を残していくとなると、市が示した一定人数には足りませんが、その課題をどのように克服していくと教育長はお考えでおられるのか、お答えください。

○教育長（田代宗夫君）

今度の再編の趣旨の中に書いておきましたけれども、小規模校のデメリットを補うというようなことでやっておりますので、もし仮に小規模校が残るとしたら、私ども教育委員会としては、その小規模校の子どもたちができるだけ大規模校の、あるいは切磋琢磨するような場面をできるだけつくって上げるような方策をある程度のことばはやっていかなきゃいけないと思っておりますので、再編がうまくいかなければ、できることは私どももやっていくし、ここで五ヶ瀬も出ましたけれども、五ヶ瀬みたいな少人数の教育の中で、しかも今度は大人数の集合学習というのがございますので、どういう形になるか、実際どの学校が残ってどのようになるのかどうかわかりませんが、その現実の実態の中で、デメリットをメリットに変えるような方策を、できるだけとてございますが、工夫しなけりゃならないと思っております。

○12番（花木千鶴さん）

まあ、先ほど私も五ヶ瀬のことを言いましたが、大変顕著な例なので出させていたと思います。ただ、本市は本市の教育を展開しなければならぬ。地域の拠点として学校を残したいという願いが大変強い地域の声というのはございますが、本市には地域づくり課

もあって、地域づくり事業というものもあるわけですが、五ヶ瀬は一緒になったことでスリム化されるんですが、本市の場合には別々で選択をしたり、考えたり、教育の柱を立てようとしている。ここをどうしていくのかということが目指す教育を達成するために統合したらこんなふうになると今おっしゃったように、一定規模の目指す数で教育効果を上げたいと言っている一方、じゃ残すんだったら残すなりのというところで今おっしゃったようないろんな工夫が必要になりますが、ぜひ、説明会ではそういうことをお示しいただかないといけないのではないか。あくまでも選択するのは地域ですが、教育委員会としては教育をどのようにしていかなければならないのか、どんなハンデを背負うのでそこを克服しなければならないことも地域には伝えないといけないと思うんですが、いかがですか。

○教育長（田代宗夫君）

教育委員会といたしましては、基本的には再編にお示ししましたような、適正規模の学校にしたいというのが私どもの願いであり目標でございますから、それに向けてまず努力をしていくということでございます。

しかしながら、それにもかかわらず残った場合は、それなりの対応をまたしていかなきゃならないという、これもまた責任でございますので、それは当然やってまいります。

○12番（花木千鶴さん）

やっぱりまちづくりは人づくりと市長はよくおっしゃいます。教育とまちづくりはやっぱり両輪でなければならないということになるので、その辺のところを、地域をつくっていく、小規模が残してほしいと、地域が言うところの教育は、やはり人数で補えない部分も地域で協力してもらって、その辺のところのプランというものは、地域として地域づくりは、それはどんなふう展開していけるのかということも含めて、やはり考える必要があ

るのではないのかなと思っています。

再編は10年計画となっています。今後はほかの地域の参考にもなるように、1小1中によるモデルをこれまで積み上げたことも含めてやる。そして、1つの中学校に対して複数の学校がある場合のやり方というものを新たな研究課題にして、今後、第2弾で控えている統廃合のところが参考になるような、やっぱり実践を積み上げてほしいと思うんです。それには客観的な評価を得るぐらいの取り組みをされたいと思うんですが、いかがですか。

○教育長（田代宗夫君）

そのとおりだと思っています。ことし今、新しい方向、指導計画をつくっておりますので、来年と再来年2カ年間は、どこかの小中の1校1中については、もうすばらしい取り組みを土橋小中がやっております。どこに出しても私は恥ずかしくない取り組みを現在やっておりますので、もうこれはどこに出してもモデルになる取り組みでございますが、ただ、中学校と小学校が2校3校というようなグループの取り組みについては、これからモデルを2年間指定をしまして、そこで29年度から全小中学校一斉に始める前に、モデルとして2年間やっていただきますので、その間、いろんなところの一貫校についても勉強してもらったりしながら、私どもの日置市にふさわしいようなものをできたらつくって、それをモデルにしながら29年度からやっていきたいと思っています。

○12番（花木千鶴さん）

これからの教育に求められるものが、理論と実践をぜひ公開してほしいと。教育が閉鎖的だと言われたころもありました。その公開していくことです。私は、その公開の道筋までをはっきりと示していくのが教育委員会のお仕事だろうと私は思っています。日置市はどのような教育を行い、どのような内容の付加価値をつけていくのかが問われる時代に入

っているのではないのでしょうか。

私は、教育委員会への質問ではいつも申し上げることなんですけれども、県都に隣接するまちとして魅力ある教育を発信できれば子育て世代の転入も期待できると本当に考えています。そのような意味でも、本市の教育について、きょうお話しただいたこともたくさん評価いただけることがあると思いますが、具体的でわかりやすい発信をされたいと申し上げて、教育長に最後の質問にしたいと思いますが、総評として教育長、お話しただけませんかでしょうか。県都、隣接するこの教育の発信についてお答えください。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどちょっと申し上げましたが、ちょうど私10年目の節目の年に当たるということで、ふるさと学というんでしょうか、これを始めて、この一貫教育に入るところ、通過かかる教育の1つのまとまりとしてとらえておりますので、日置市も、小中一貫教育の推進ということが大きなテーマであり、その中には社会教育などでやっておりましたおひさま運動等も市民運動としてやっておりますので、このようなことが私日置市の特色ある教育の市内外に発信できるテーマであるんじゃないかなと思って、具体的な取り組みをこれからまた進めていきたいと思っています。

○議長（宇田 栄君）

これで一般質問は終了いたします。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は終了しました。24日は午前10時から本会議を開きます。本日はこれで散会いたします。

午後1時50分散会

第 5 号 (1 2 月 2 4 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1 議案第 65号	日置市職員の配偶3者同行休業に関する条例の制定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 2 議案第 70号	日置市地区公民館条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第 3 議案第 66号	日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 4 議案第 67号	日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 5 議案第 71号	日置市国民健康保険条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 6 議案第 73号	市道の路線の認定及び変更について（産業建設常任委員長報告）
日程第 7 議案第 74号	日置市都市公園条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）
日程第 8 議案第 75号	平成26年度日置市一般会計補正予算（第7号）（各常任委員長報告）
日程第 9 議案第 76号	平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第10 議案第 80号	平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第11 議案第 81号	平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第12 議案第 77号	平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）（産業建設常任委員長報告）
日程第13 議案第 82号	平成26年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第14 議案第 78号	平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）（総務企画常任委員長報告）
日程第15 議案第 79号	平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）（総務企画常任委員長報告）
日程第16 陳情第 8号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書（文教厚生常任委員長報告）
日程第17 陳情第 10号	受動喫煙の防止措置について（文教厚生常任委員長報告）
日程第18 意見書案第7号	「手話言語法」制定を求める意見書

- 日程第19 議案第 83号 損害賠償額を定め和解することについて
- 日程第20 議案第 84号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第 85号 日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正について
- 日程第22 議案第 86号 平成26年度日置市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第23 議案第 87号 平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第25 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第26 議員派遣の件について
- 日程第27 所管事務調査結果報告について
- 日程第28 行政視察結果報告について

本会議（12月24日）（水曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 瑳や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	成田 浩 君	22番	宇田 栄 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育次長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	平田 敏文 君
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長	藤澤 貴充 君	建設課長	桃北 清次 君
上下水道課長	丸山 太美雄 君	教育総務課長	宇田 和久 君
学校教育課長	片平 理 君	社会教育課長	今村 義文 君
会計管理者	満留 雅彦 君	監査委員事務局長	松田 龍次 君
農業委員会事務局長	福留 正道 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第65号日置市職員の
配偶者同行休業に関する条
例の制定について

△日程第2 議案第70号日置市地区公
民館条例の一部改正につい
て

○議長（宇田 栄君）

日程第1、議案第65号日置市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について及び日程第2、議案第70号日置市地区公民館条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長中島 昭君登壇〕

○総務企画常任委員長（中島 昭君）

改めまして、おはようございます。

ただいま議題となっております議案第65号日置市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については、12月2日の本会議におきまして、本委員会に付託され、12月3日及び12月4日に本委員会全委員出席のもと委員会を開催して、総務企画部長、総務課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これから、本案についての審査の経過と結果をご報告いたします。

本条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、公務において活躍が期待される有為な職員の継続的な勤務を促進することを目的として、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを可能とする地方公務員法が施行されたため、条例の制定をするものであります。

第1条で趣旨。第2条で配偶者休業の承認。第3条で配偶者同行休業の期間。第4条では配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由。第5条で配偶者同行休業の承認の申請書などであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものとしております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

日置市の職員で適用される予想はどうかとの問いに、現在はそのようなことはない。しかし、今後は考えられることであると答弁。

職員への周知はどうするのかとの問いに、これまでも条例に定めたものと同様に周知すると答弁。

第7条の配偶者同行休業の承認の取り消し事由の詳しい説明をとの問いに、2項は産前・産後になる。それと関連して育児休業したときが3項になる。育児休業が優先されると答弁。

身分が残るだけになるのかとの問いに、復職後が10条、退職後が11条にあるとおりにになると答弁。

部課長が該当したときはどうなるのかとの問いに、人事異動等に対応することになると答弁。

その他、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、討論を終了。

採決の結果、議案第65号日置市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議題となっております議案第70号日置市地区公民館条例の一部改正については、12月2日の本会議におきまして、本委員会に付託され、12月3日及び12月4日に本委員会全委員出席のもと、委員会を開催して、総務企画部長、地域づくり課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いま

した。

これから、本案についての審査の経過と結果をご報告いたします。

本案は、日置市湯田地区公民館の移転並びに美山地区公民館及び平鹿倉地区公民館の施設整備に伴い、各室の使用料を設定するため、条例の一部を改正するものであります。

湯田地区と平鹿倉地区は、地域介護・福祉空間整備交付金事業による施設整備であります。

まず、湯田地区は、位置を東市来町湯田3264番地から湯田3299番地1に改め、東市来総合福祉センターから現在の東市来商工会館に移転して、大会議室・会議室1・会議室2・調理室と定めるもので、美山地区公民館の部に、集会室・和室・調理室・イベント広場を加え、平鹿倉地区はシャワー室使用料などであります。

附則として、この条例は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するとしております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

湯田地区公民館は、市民の要望に応じて、移転して施設整備をするが、利用者増を図るための周知をどのように考えているかとの問いに、使用する人は地区内の人ほとんどであり、現在でも周知されている。これから利用者がふえると考えていると答弁。

商工会館の国庫補助金などの関係はどうかとの問いに、国などの問題はクリアして10月31日に寄附採納が終わっていると答弁。

工事の進捗状況はどうかとの問いに、入札があす4日に行われる。12月中旬から工事が始まる予定であり、平成27年4月1日から使用できる予定であると答弁。

観光協会は、伊集院駅周辺へ移転する予定だが、現在使用しているスペースの利用方法はどうするのかとの問いに、使用方法は今後

話し合う。館の全てを寄附として受け取るので、あいた部分は地区公民館である。1階は事務スペースとなるため使用料は発生しないと答弁。

そのほか多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、討論を終了。

採決の結果、議案第70号日置市地区公民館条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第65号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。

議案第65号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号日置市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第70号を採決します。

議案第70号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号日置市地区公民館条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第66号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

△日程第4 議案第67号日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

△日程第5 議案第71号日置市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第3、議案第66号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第5、議案第71号日置市国民健康保険条例の一部改正についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

おはようございます。

それでは、ただいま議題となっております議案第66号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第67号日置市包括的支援事業の実施に

関する基準を定める条例の制定について及び議案第71号日置市国民健康保険条例の一部改正についての議案3件は、12月2日の本会議において、当委員会に付託されました。

12月3日に全委員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、担当課長など当局の説明を求め、質疑を行い、翌12月4日には、委員1名欠席でしたが、残る委員で討論、採決を行いました。

これより、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第66号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について及び議案第67号日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についての2件についてご説明いたします。

この2件の議案は、第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、現在、厚生労働省の省令で定められている指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に従事する従業者等の基準及び事業の運営等に関する基準、また地域包括支援センターの職員等に関する基準を市町村の条例で定めることになったため、提案をされました。

議案第66号では、介護予防支援に係る基準を、また議案第67号では、包括的支援事業に係る基準を定めるもので、いずれも厚生労働省令に定める基準に従い定めるものは、省令の基準どおりに規定をいたします。

また、厚生労働省令で定める基準を参酌するものについては、本市の実情に国の基準を上回ったり、また異なったりする内容がないことから、これも省令の基準どおりに規定をいたします。

なお、議案第66号の条文のうち、第29条の記録の整備については、厚生労働省令の基準では、記録の保存期間が2年間とな

っておりますが、公費過払いの場合の返還請求の消滅時効が5年間となっているため、記録の保存期間を5年間と規定をいたしました。

次に、議案第66号及び議案第67号に対する主な質疑についてご報告いたします。

委員より、有資格者の待遇や確保について状況は変わることはないのかとの質疑があり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の待遇は変わらない。現在、社会福祉士や主任介護支援専門員が不足をしており、それに準じる者を充てていると答弁。

次に、都市と地方で介護サービスに開きが出ることはないのかとの質疑があり、地方分権一括法により、条例の中に地域に応じた考えを入れることができるが、今のところ、日置市と都市部では大きな違いはないとの答弁がありました。

次に、議案第71号日置市国民健康保険条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、健康保険法施行令の一部改正を勘案し、産科医療補償制度の改定のために、条例を一部改正するものであります。

従来、出産育児一時金39万円に、産科医療補償制度の掛け金3万円を合わせて、総額42万円が支給されていましたが、今回の改正では、出産育児一時金を40万4,000円、産科医療補償制度の掛け金を1万6,000円と変更し、支給総額42万円は維持されるものであります。

次に、議案第71号に対する主な質疑をご報告いたします。

委員より、国民健康保険で出産育児一時金の受給者の推移はどうかとの質疑があり、平成24年度で31件、25年度で33件であると答弁。

次に、他の自治体の金額、また社会保険などの金額はどうかとの質疑があり、他の自治体も同じ金額である。社会保険、共済も上位法で同じ金額、同じ制度になっているとの答

弁がありました。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

続いて、議案第66号、67号、71号と議案ごとに討論に付しましたが、いずれの議案も討論はなく、討論を終了。

採決いたしましたところ、議案第66号、議案第67号、議案第71号の3件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、3件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第66号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。議案第66号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第67号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。議

案第 67 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 67 号日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 71 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 71 号を採決します。議案第 71 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 71 号日置市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第 6 議案第 73 号市道の路線の認定及び変更について

△日程第 7 議案第 74 号日置市都市公園条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第 6、議案第 73 号市道の路線の認定及び変更について及び日程第 7、議案第 74 号日置市都市公園条例の一部改正についての 2 件を一括議題とします。

2 件について、大園産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長大園貴文君登壇〕

○産業建設常任委員長（大園貴文君）

ただいま議題となっています議案第 73 号市道の路線の認定及び変更については、去る 12 月 2 日、本会議におきまして本委員会に付託され、12 月 3 日、4 日に委員会を開催

し、全委員出席のもと、担当部長、課長の説明を求め、委員会審議後、現地調査を実施し、討論、採決を行いました。

これから、本案について、本委員会における審査の経過と結果についてをご報告申し上げます。

本案は、開発造成工事に伴い 1 路線を認定し、及び 1 路線を変更するものであります。

初めに、市道認定 1 路線は、起点、伊集院下谷口 1088 番地 11 先から、終点、下谷口 1088 番地 24 先で、路線名を「さくら台線」とするもので、延長 96.2 m、幅員 6 m であります。

さくら台開発造成工事により、現在 11 区画のうち 10 区画が建築され、建築戸数の 70% を超えていることから、市道認定するものであります。

なお、開発許可は平成 21 年 3 月 26 日に受けており、登記は平成 21 年 11 月 24 日に日置市に移転登記済みであります。

次に、市道変更 1 路線は、東市来長里団地南線で、開発造成により起点の変更を行い、53.4 m を延伸し、変更後の延長を 470.4 m とするものであります。

なお、開発造成工事に伴い、市道変更に関する寄附採納願いが 3 筆あり、日置市に平成 26 年 11 月 26 日移転登記済みであります。

なお、河川敷部分については、県からの許可を得ているとの説明でありました。

質疑の主なものを申し上げます。

さくら台の市道について登記はどうなっているのかの質疑に、土地利用審査要綱の中で規定され、既に登記済みであると答弁。

終点側の既設市道について改良の計画はないのかの質疑に、勾配が急であることなどから改良の計画はないとの答弁。

委員から、車や人の量が増加する見込みであることから、安全管理上の対策を検討すべきであるとの質疑に、見通しの悪いところは

伐採などの安全面の確保を行うと答弁。

次に、長里団地南線について県の河川管理用道路が市道認定され、県から許可を得ているが、河川敷に併用されていることから安全対策でガードレール等の設置など、安全面に十分な対策が必要ではないかの質疑に、今後、県と協議を進めたいと答弁。

また、起点から国道までの区間の河川堤防管理用道路について通行車両や歩行者があるが、狭く、危ないのではないか、また延長の計画はないのかの質疑に、国道への出口が変則交差であり交差点協議など非常に難しい。今後の経過を見て、一方通行や標識・看板などの検討や安全対策を開発業者や自治会とも協議していきたいと答弁。

質疑を終了し、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第73号市道の路線の認定及び変更については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号日置市都市公園条例の一部改正についてご報告いたします。

改正内容は、開発行為により寄附採納を受けたもので、日置市土地利用対策要綱に基づき、計画戸数の70%以上の建築物が完了したことに伴い、公共施設管理移管申出書の提出を受け、さくら台公園、大字伊集院下谷口字小永迫面積177.91m²を都市公園として加え、管理するものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

都市公園数は、現在幾つあるのかの質疑に、現在53カ所で、今回のさくら台を入れると54カ所になると答弁。

次に、条例を改正する前に登記ができる状況にあるのかの質疑に、土地利用要綱の中に規定している。その中で3%以上の公園を設置することとなっている。所有権の移転も平成21年12月18日で登記済みであると答弁。

次に、公園は角地にあるので、外灯などを

設置し安全面に配慮すべきではないかの質疑に、今後、地域づくり事業や防犯灯で必要に応じて対応していくと答弁。

質疑を終了し、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第74号日置市都市公園条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと全会一致で決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第73号を採決します。議案第73号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号市道の路線の認定及び変更については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第74号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第74号を採決します。議案第74号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

74号日置市都市公園条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第75号平成26年度
日置市一般会計補正予算
(第7号)

○議長(宇田 栄君)

日程第8、議案第75号平成26年度日置市一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

[総務企画常任委員長中島 昭君登壇]

○総務企画常任委員長(中島 昭君)

ただいま議題となっております議案第75号平成26年度日置市一般会計補正予算(第7号)について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本案は、12月2日の本会議におきまして、本委員会にかかわる部分を分割付託され、12月3日と4日に本委員会委員出席のもと委員会を開催して、担当部長、課長など、当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、これから本案について、総務企画常任委員会における審査の結果と結果をご報告いたします。

今回の補正予算は、既定の予算額に3億1,509万円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250億8,159万2,000円とするものであります。

総務管理費で1,644万円の減額、税務課にかかわる徴税費で7,000円の追加、選挙費で826万6,000円の減額、企画費にかかわる統計調査費で4万5,000円の追加、商工観光課では、商工費で1億1,469万6,000円の追加、公債費で938万1,000円の減額などであります。

特に、大きな補正額では、財産管理費にか

かわる日吉支所庁舎建設工事にかかわるのり面工事ほか2,100万円の減額、商工費の伊集院駅前観光拠点施設整備にかかわる工事費9,700万円、備品購入費1,100万円の増額などあります。

選挙費の減額につきましては、農業委員会委員選挙執行費の精算による減額が主なものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

財政管財課関係では、まちづくり応援基金費で、寄附された方へのお礼はどのような品物かとの問いに、来年1月以降に1万円以上の寄附をいただいた方へ市内の物産館の特産品をローテーションで贈呈すると答弁。

日吉支所庁舎の建設状況はどうかとの問いに、実施設計で面積が1,400m²の予定が1,600m²と200m²ふえたと答弁。

のり面工事ほか不要に伴う減額とあるが、内容は何かとの問いに、現庁舎の北側の駐車場部分を広めのスペースを確保するために、新庁舎を南側に寄せてのり面に沿って建築する計画のため、のり面工事が不要になったものであると答弁。

のり面工事費とコストの比較はしたのかとの問いに、コストの比較はしていないが、建築をのり面に合やすことでのり面の有効活用ができる。新庁舎が完成するまでは、現庁舎を残したままで工事が進められる。南側に面した下部は倉庫を建設する予定であると答弁。

総務課関係では、需用費の光熱水費で防犯灯の設置状況と要望等を示せとの問いに、今回の補正は吹上の分である。設置箇所は東市来で40基、伊集院が44基、日吉が30基で吹上が345基を管理している。設置の要望は多いが、児童生徒の通学路を優先していると答弁。

災害対策費の修繕料で、戸別受信機が聞こえないという声を聞くが、調査が必要ではな

いか、また議会報告会では、避難所や公民館にも必要であるとの声もあるがとの問いに、これからコミュニティ無線が整備されていく。避難所などにはそのときに整備されると答弁。

戸別受信機は1戸に1台だが、別途必要な場合はどうなるのかとの問いに、ほかにも必要な人は自費で購入となる。条例上は、1台が3万円であると答弁。

企画課関係では、情報管理費の負担金で地方公共団体情報システム機構への負担金とあるが、内容を示せとの問いに、平成25年度までは、地方自治情報センターだったが、26年度から全国知事会、全国市長会、全国町村会が選任する設立委員が総務大臣の許可を得て設立した地方公共法人となった。主な事業は、住民基本台帳法に基づく事務などであると答弁。

基幹統計調査費の委員等報酬の内容はとの問いに、工業統計を今まで11名でお願いしていたが、1名ふやして12名になった。内訳は、東市来3名、伊集院5名、日吉2名、吹上2名である。県からは約200の事業所で調査が見込まれている。登録調査員は約100名で、毎年同じ人をお願いしていると答弁。

登録調査員の資格はとの問いに、税にかかわる人、政治にかかわる人、警察関係の人などに関与しない市内の人となっていると答弁。

工業調査の基準はとの問いに、製造業や卸売業であると答弁。

地域づくり課関係では、地域づくり推進費の報償費が増額になった経緯は何かとの問いに、共生協働のまちづくり指針策定委員会による指針策定は、当初5回を予定していたが1回ふやすもので、これまで6月、8月、10月、11月と4回の審議会を終了したが、自治会の役割や担い手の位置づけなど深い議論となり1回ふやすことにした。指針案は、年末から1月末かけてまとめ、その後、パブ

リックコメントをする。2月までに整理して、3月に完成する予定であると答弁。

議会報告会の中で、地区振興計画は、事業が始まって6年になるが、事業内容がわかりにくいとか、ソフト事業の使い方に苦慮しているとの声も聞くが、進捗状況と今後の考え方を示せとの問いに、協働の地域づくりの基本的な考え方は、ハード面でなくてソフトの部分になる。これまで身近な地域基盤の整備としてのハード事業はほぼ終わったと認識している。地区振興計画では、1次計画では件数が多かったが、2次計画では件数が少なくなったことがそのことをあらわしている。その中には、市道整備が含まれていたと答弁。

地域内分権を進める目的を達成するためには、行政との一体的取り組みが必要である。組み替え予算化がこのようになるが、地区に緩やかに権限を与えるべきではないかとの問いに、市の予算で把握するとそうなる。地区で立てた3カ年計画であり、地区で予算化されると、それに変更を是としてよいかということもある。計画における目標の達成を優先してほしいと答弁。

商工観光課関係では、観光施設管理費の観光拠点施設整備事業の工事請負費及び備品購入費が多額になっているが、なぜ今回の補正か。また、計画内容、完成の時期、効果をどのように考えているのかとの問いに、地域振興推進事業の特別枠で申請したが採択されなかったのが、一般枠の2次募集で申請し、今回採択されたものである。工事費9,700万円の内訳は、改築工事費4,640万円、電気設備工事費4,230万円、機械設備工事費780万円などである。

2階建てで、1階に特産品のアンテナショップ、日置市観光協会のスペースになる。2階は、会議室、倉庫などを予定している。施設予定地は、駅前交番に隣接した場所で市の観光拠点施設となるため、駅周辺を選んだ。

市内の特産品の販売もしたい。議決後、来年2月中旬に契約し、9月までに完成。10月にオープンとの予定であると答弁。

どのようなイメージかとの問いに、構造は鉄骨コンクリートである。駅舎、交番ともに黒色を基調にしているののでそれに統一したい。当初、屋根には日置瓦を乗せる予定だったが、ソーラーパネル設置を予定していると答弁。

電気設備工事費が多額だが内容はどの問いに、一般の工事費以外に、入り口上部にパブリックビューアー（大型のモニター）の設置を考えていると答弁。

情報発信の内容が変更されないとマイナスになるが、どのように管理されるのかとの問いに、イベント等の観光案内や企業の広告など小まめに更新すると答弁。

現在、駅構内に設置されているモニターパネルとパブリックビューアーの2カ所で広報するのかとの問いに、現在設置されているモニターパネルは廃止する方向であると答弁。

観光拠点施設は指定管理になるのかとの問いに、関係所管課と検討中であると答弁。

拠点施設への兜や鎧の展示は考えないのかとの問いに、武者行列保存会からも要望がある。ぜひ展示したいと答弁。

その他、多くの質疑がありましたが、質疑を終了。その後、討論を行いましたところ、討論はなく、採決の結果、分割付託された議案第75号平成26年度日置市一般会計補正予算（第7号）、総務企画常任委員会所管の補正予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会では、観光拠点施設にかかわる審査に多くの時間を必要とされました。観光拠点施設は大事だが、当初の説明よりも施設規模が大きく、建設費も多額になっている。県の補助金を受けての施設に観光協会の事務所を置く計画であるが、行政財産の活用のある方については、まだ検討の余地があるとい

うのが、委員の一致した意見であります。

今後、本施設は日置市の観光拠点施設として市民の期待に貢献できる施設となるように、関係団体、関係所管課とのさらなる協議連携を重ねられたいとの意見が集約されましたので、申し添えておきます。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第75号平成26年度日置市一般会計補正予算（第7号）は、12月2日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、12月3日、4日に委員会を開催し、市民福祉部長、教育次長及び各担当課長など、当局の説明を求め、質疑を行いました。

また、伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」の現地視察も行いました。

その後、委員1名が欠席でありましたが、残る委員で討論、採決を行いました。

それでは、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、歳出のうち、3款民生費は、2億6,163万4,000円増額の総額72億1,892万2,000円となっております。

主なものは、社会福祉総務費で、障害者自立支援システムの更新に係る委託料が788万4,000円の増額。児童措置費で、保育園入園の児童数増加のため、保育所運営費を3,713万7,000円の増額。また、児童手当支給事業費も、同じく児童数の増加に伴い1,470万円の増額補正。

生活保護総務費では、医療扶助費が昨年度より1.14倍の推移であることから、6,242万6,000円を増額。

また、生活保護総務費は、平成25年度国庫支出金精算返納金の確定に伴い、9,928万9,000円を増額補正するものであります。

次に、4款衛生費は、119万円増額の総額34億3,424万7,000円であります。

主なものは、清掃費でクリーン・リサイクルセンターの契約執行残に伴い、483万円の減額補正であります。

次に、10款教育費は、749万9,000円減額の総額21億3,810万3,000円あります。

主なものは、小学校費で吉利小学校、日新小学校の複式学級移行に伴う改修工事等に195万円、保健体育費で、鹿児島城西高校サッカー部へ、全国高校サッカー選手権大会への出場補助金として100万円。いずれも増額補正となっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

市民福祉部・福祉課の関係では、地域介護福祉空間整備推進交付金事業において、伊作田地区公民館に自動真空包装機の購入費144万8,000円が計上されているが、その目的は何かとの質疑があり、高齢者の生きがづくりで食品製造をしており、商品の販売などさまざまな用途に利用するために購入をすると答弁。

次に、生活保護について。

新規で申請をしたが、生活態度などで生活保護の対象にならない人はどのくらいいるのかとの質疑があり、平成25年度は、新規申請79件中、ほぼ却下が15件、取り下げが3件、調査が進まなかったのが4件である。生活保護の申請は、生活態度がどうであろうと法律上侵害することはできない。また、生活保護の開始は、収入と支出で判断をしている。生活態度等は、保護を開始してから指導をしていると答弁。

次に、市民生活課関係では、南薩地区衛生管理組合の汚泥再生処理施設整備事業につい

て、今回、万之瀬川の河川改修補償金が雑入で2,768万1,000円計上されているが、この事業の本市の支出はどうなっているのかとの質疑があり、この施設は、日置市、南さつま市、南九州市、枕崎市で共同利用するため、4市で事業費を負担する。本市は、平成25年度から27年度に6億7,138万6,000円を負担し、また総事業費は、26億8,794万2,000円であると答弁。

また、飲料水供給施設整備事業費で、吹上地域の宇都水道組合への補助金は、9月補正予算でもポンプ取りかえの予算が計上されていたが、また今回も補助金が計上されている。この経緯を説明してほしいとの質疑があり、7月にポンプの取りかえ工事を行ったので9月補正で計上した。今回は、9月3日の落雷で故障したため、その修繕費を計上した。今後は、保険を掛けることも検討したいと答弁。

次に、教育委員会教育総務課・学校教育課の関係では、日吉地域の山村留学について、事業の未実施に伴い36万円全額を減額しているが、なぜこのようなことになるのかとの質疑に、平成23年度の1名を最後に応募がない。各小学校に実施委員会を設置し、小学校のホームページでも広報を行っているが特段の効果は出ていない。しかし、当初で予算計上をしなければ、もし応募が来た場合に対応できないのでこのような形をとっていると答弁。

また、日吉中学校の教室改修について117万円予算計上されているが、どこをどのように改修を行うのかとの質疑には、日吉中学校の普通教室は56m²で、現在1年生42名は2クラス使っている。しかし、来年度の新1年生は37名で、2クラスから1クラスになる。しかし、56m²ではかなり狭いので84m²ある集会室を改修し、新1年生の教室として利用すると答弁。

これに関連して、1学年1クラスの状況はずっと続くのか、今後の教室の活用はどうかとの質疑があり、日吉中学校では、今後、1学年1クラスで推移をするので教室の配置を変える必要がある。しかしながら、建物の構造計算上、2クラスを1クラスにまとめるのは難しい。築40年以上たち、大規模改造も検討しなければならず、そのときに教室の配置も変えていきたいと答弁がありました。

次に、社会教育課関係では、B&G海洋センター修繕助成事業ヒアリングの旅費が計上されているが、事業の詳細を示してほしいとの質疑があり、この事業では、以前、東市来B&G海洋センターの屋根の塗りかえを行った。今後、プール内の塗装、高窓の改修、暖房の配管補修、換気扇の改修などがあり助成申請を行う。助成率60%で上限2,000万円の事業であると答弁がありました。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第75号平成26年度日置市一般会計補正予算（第7号）の文教厚生常任委員会に係る部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、最後に、伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」の施設修繕について、付帯意見が出ましたのでご報告申し上げます。

今回、夏場の空調故障の修理費用を、当初計画していた箇所を流用して対応したため、その分を12月補正で125万円増額しました。

事情は理解できるものの予備費での対応ができなかったのかなど、予算執行のあり方について疑問を呈する意見が出ました。

また、築16年たち老朽化が進んでいるので、指定管理者とも連携し、年次的に修繕計画を策定していくべきとの意見がありました。

ことを最後に申し上げ、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長大園貴文君登壇〕

○産業建設常任委員長（大園貴文君）

ただいま議題となっています議案第75号平成26年度日置市一般会計補正予算（第7号）については、去る12月2日の本会議におきまして、本委員会に分割付託され、12月3日、4日に委員会を開催し、全委員出席のもと、担当部長、課長の説明を求め、委員会審議後、現地調査を実施し、討論、採決を行いました。

これから、本案について、本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、農林水産業費では、既定の予算から685万9,000円を減額し、補正後の予算額を11億7,160万7,000円とするものです。

農業振興費の報償費の増額5万6,000円については、当初、オリーブ教室を4組、1回当たり1時間で合計3回計画していたが、オリーブ教室の受講者を募集してすぐに市民、生活研究グループ、行政関係者で定員に達したこと、また好評により再度の開催を望む声が多かったため、教室を追加開催し、その講師謝金等を増額するものであります。

次に、負担金補助及び交付金の農業振興育成事業で、焼酎麴米に対する交付金1,555万円の増額補正は、地元焼酎メーカーを初め需要も多く、地産地消にもつながることから、日置市農業再生協議会総会で市単独による1万円の上乗せと面積推進が承認され、その結果、平成25年度の93haから148haへと面積が増大されたものであります。

農産直売所コミュニティ支援事業555万8,000円の増額補正は、日置市産

100%みそづくり推進事業が、県の地域振興推進事業採択に伴い、日吉地域の大豆用粗選機、コンプレッサーなどの導入補助金であります。

次に、農地費では、3,799万2,000円の減額で、狹隘道路拡幅工事にかかわる事業費確定において、国からの最終的な内示額が当初予算計上額よりも少なかったこと、また寺脇地区や上市来地区の舗装工事費が25年度からの繰越予算を充当することで補われたことから減額するものであります。

そのほか、農用水資源開発調査事業の諸正地区については、県単事業不採択による減額が主なものであります。

次に、水産業費は650万6,000円の増額で、事業採択による市水産業再成長支援事業委託費93万5,000円は、江口漁協に対し、各種商談会出店や新商品開発などによる販路拡大、接客、品質管理等の研修を委託するものであります。

需用費では、市単独事業で吹上漁港の伊作地区と永吉地区2カ所にかかわる航路閉塞土砂除去に500万円を計上するものであります。

次に、土木費では既定の予算を135万円減額し、補正後の予算を29億8,554万1,000円とするものであります。

主なものは、道路橋梁費の道路新設改良費で、道整備交付金事業、吹上赤仁田田之尻線、活力創出基盤整備事業、伊集院中川線、防災・安全交付金事業、和田湯之元線ほか3線にかかわる測量設計委託料の確定により、委託費から工事請負費へ組み替えるものであります。

都市計画総務費の減額は、公共下水道事業繰出金1,792万3,000円を減額するものであります。

次に、土地区画整理費の主なものは、工事請負費の2,700万円の増額補正で、補償、

補填及び賠償金からの組み替えであります。

街路事業の1,950万円の増額は、伊集院駅北口トイレ整備工事、南口駅前広場整備工事に伴うものであります。

次に、質疑の概要についてご報告いたします。

農産直売所コミュニティ支援事業について、導入先と計画はとの質疑に対し、導入先は吉利のキタカタ営農生産組合である。色選別機などできちんと選別をしないと保管や品質に問題が生じることから、事業を使って取り組むものであると答弁。

次に、オリーブ教室に関する講師、謝金、講習について詳細な説明を求める質疑があり、講師は鹿児島市に在住するオリーブマスターソムリエの資格を持つ方である。謝金については、日当から時間当たりに見直し、単価を県の謝金の基準を使い、1時間6,000円で決めている。講習については、今後普及のために生活研究グループにも受けてもらうと答弁。

アンケートの結果はどうだったのかの質疑に、市では実施していないが、講師が行ったアンケートでは、オイルの香りや味を発見したとの意見やオイルの購入先の問い合わせ、さらに上のランクの講習もしてほしいなどの声が寄せられていると答弁。

次に、江口漁港に委託する水産業再成長支援事業の内容について質疑があり、県からの補助金を100%充てて行うものであり、パート従業員の正規化、賃金の処遇改善が目的である。内容は、商談会などへの出店や今ある製品をより一層付加価値をつけて売れる品物づくり、職員の資質向上を図るためのセミナーを実施して、接客態度の向上を図って売り上げを伸ばすことにより、従業員の正社員化、時給向上を図る。具体的には、従業員2人の正社員化、時給を全体で1.3%向上させる。この事業は、26年と27年の2カ

年の事業で目標を達成できるように計画していると答弁。

次に、狹隘道路事業について、今後の計画はどうなっているのかの質疑に、今後も採択が可能であれば、引き続き4地域で実施していきたいと答弁。

次に、諸正地区の水源調査が不採択となり、27年度にもう一度計上する予定であるが、この水田の受益面積、水源の確保はどうなっているのかの質疑に、受益面積は5haで、水源については、水源探査をして水脈があり、用地の相談ができるようになるかと答弁。

次に、伊集院駅街路事業の北口トイレ整備工事で南口駅前広場整備工事の内訳とトイレの管理について質疑があり、提出資料により説明されました。

北口トイレは1基32m²で、南口駅前広場は駅舎裏側の軌道沿いに延長約60mの土留め工を計画している。今回の自由通路に設置するトイレは市の道路用地であることから市で管理し、別に駅舎につくるトイレはJRが管理すると答弁。

次に、伊集院駅全体の整備の進捗状況について質疑があり、30%ぐらいの進捗で、来年3月から4月ぐらいに駅舎自由通路がほぼ完成することを目標に進めている。その後、今の駅舎を取り壊し、広場整備も進めていくと答弁。

次に、中川交差点はいつごろ供用開始できるのかの質疑に、現在横断ボックスを工事中であるが、27年2月末に完成と答弁。

そのほか質疑がありましたが、部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第75号平成26年度日置市一般会計補正予算(第7号)の本委員会に付託された部分については、原案のとおり可決すべきものと全会一致で決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(宇田 栄君)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

これから、議案第75号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第75号平成26年度日置市一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時15分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分開議

○議長(宇田 栄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第9 議案第76号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

△日程第10 議案第80号平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算(第3号)

△日程第11 議案第81号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(宇田 栄君)

日程第9、議案第76号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、日程第11、議案第81号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの3件を一括議題とします。

3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第76号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第80号平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第81号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議案3件は、12月2日の本会議におきまして、当委員会に付託され、12月3日に全委員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、担当課長など当局の説明を求め、質疑を行いました。翌12月4日に委員1名が欠席いたしましたが、残る委員で討論、採決を行いました。

これより、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず初めに、議案第76号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,816万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億1,537万8,000円とするものであります。

歳出は、平成26年度11月以降の一般被保険者、退職被保険者等の療養給付費や療養費、高額療養費が前年度実績より1.5%の伸び率が見込まれることから、2億2,699万4,000円の増額、また平成25年度療養給付費等負担金の返納金が4,151万7,000円の増額となっております。

これに対し歳入は、療養給付費交付金決定

に伴い、現年度分3,391万円、過年度分2,971万1,000円の増額となっております。

なお、今回の補正により、療養給付費及び療養費の不足は2億2,699万4,000円と見込まれますので、国保給付準備基金を2億191万8,000円取り崩して国保会計に繰り入れます。このため、準備基金の残高は970万円となります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、国保給付準備基金の推移と国庫補助率はどうかとの質疑があり、本市の1カ月の医療費は約3億円だが、本来ならば、基金は3カ月分の9億円は必要である。平成22年度の基金残高が約6,000万円だったが、法定外繰り入れもあったため、26年度には約2億円まで積み立てることができた。しかし、1人当たりの医療費は、年1.5%の伸び率を示しており、インフルエンザの流行など、冬場の医療費の伸びも考慮した結果、今回の12月補正では基金残高が970万円と底をついた状態である。

一般会計からの1億円の法定外繰り入れをしている間に準備基金の積み立てをしたいが、非常に厳しい状況である。国の支援がもっと欲しいところだが、毎年補助率が下がっており、市町村単独の運営は限界である。平成27年度は、国保税の見直しの検討年度でもあるが、4年前に14%値上げし、また介護保険料や消費税の値上げなども考慮すれば、慎重に検討しなければならない。国は、平成29年度をめどに国保の広域化を検討しているが、各市町村の医療費によって各市町村の保険税率を設定するとの話も出ており、今後の推移を見きわめたいと答弁。

次に、医療費の抑制にはジェネリック医薬品の利用の啓発が必要だが、日置市の状況はどうかとの質疑には、医師会へはジェネリックの利用の呼びかけをしているが、日置市で

の普及率は23.4%である。ジェネリック医薬品の使用は、医師の判断であるが、今後も医師会や薬剤師会にお願いをしていくと答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第76号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ673万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億6,839万7,000円とするものであります。

主なものは、介護給付費の関係では、居宅サービスと施設サービスの利用見込みによる歳入歳出予算の組み替えとなっております。

また、地域支援事業費の関係では、介護予防ケアマネジメント事業費で、嘱託職員の職種変更による人件費の減額補正。また、総合相談事業費で、社会福祉士の欠員のため、社会福祉法人曙福祉会から出向してもらうことに伴う人件費の減額補正などとなっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

総合相談事業の中で社会福祉士を曙福祉会から出向してもらう件で、社会福祉法人から市への出向には問題はないのか。また、処遇はどうかとの質疑があり、地域包括支援センターの運営においては、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種が必須条件であるため、現在も社会福祉法人が運営する在宅介護支援センターから出向していただいている。今回の場合は、在籍は曙福祉会だが、市の包括支援センターに常勤し、曙福祉会との兼務はしない。出向に係る費用を市が負担するため、今回103万1,000円を

計上した。

なお、給与は曙福祉会の給与表に基づき同法人から支出されると答弁。

次に、今回の補正では、県の財政安定化基金からの借り入れが1億3,686万3,000円となっているが、平成27年度からの第6期介護保険事業計画への影響はどうかとの質疑があり、平成26年度末の見込みで、財政安定化基金貸付金は1億円弱になるようだ。この借り入れは次の第6期で返済しなければならず、介護保険料に影響が出ると答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第80号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第81号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ41万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,846万円とするものであります。

内容は、疾病予防費で人間ドックの受診者増に伴う33万円の増額と、過年度保険料還付見込み増による8万8,000円の増額補正であります。

質疑については、当局の説明で了承したため、質疑はなく、質疑を終了。討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、議案第81号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上3件について、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第76号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第76号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第80号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第80号平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

81号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第81号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第77号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第13 議案第82号平成26年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第12、議案第77号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第13、議案第82号平成26年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長大園貴文君登壇〕

○産業建設常任委員長（大園貴文君）

ただいま議題となっています議案第77号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、去る12月2日、本会議におきまして本委員会に付託され、12月3日、4日に委員会を開催し、全委員出席のもと、担当部長、課長の説明を求め、討論、採決を行いました。

これから、本案について、本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億3,841万7,000円とするものであります。

今回の補正予算の内容は、歳入では、公共下水道事業受益者負担金の増額、受益者負担金及び事業債見込み額の増による一般会計繰入金の減額、歳出では、受益者負担金の一括納付によるその他報償費の90万円の増額であります。

増額理由は、受益者負担金は、5年間20期の納付となっておりますが、一括納付制度があり、最大20%の報償費の減額制度を活用する受益者が当初見込みよりふえたことによるものであります。その結果、25年度の事業債借入見込み額の増及び受益者負担金増に伴い、一般会計からの繰入金を減額補正するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

一括納付の状況について質疑があり、対象者は68人で一括納付は36人である。市としても、工事費などの財源確保になると答弁。

次に、起債が1億8,300万円から1億9,820万円になっているが、増額傾向に進むのかの質疑に、現在、国庫補助事業で管路整備等をしている。実際の国庫は通常2分の1で残りは下水道事業債を利用している。その分は返済は多くなるが、地方交付税の算入もあるので有利な起債を利用しながら財源確保すると答弁。

そのほか質疑がありましたが、部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第77号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものと全会一致で決定しました。

次に、議案第82号平成26年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

今回の補正内容は、収益的収入及び支出のうち、水道事業費用を2,051万8,000円追加し、8億4,032万4,000円とするものであります。

主なものは、電気計装装置修繕費の不足分、電気料不足分、材料費で水道管修繕材料費の不足分など、1,025万2,000円を増額。

減価償却費では、建物の減価償却費の不足による有形固定資産減価償却費1,026万6,000円を増額するものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

減価償却費の計上時期について質疑があり、当初予算では積算が難しく、見込み額を計上しており、今の時期に管路や全ての機械も含まれる減価償却費の金額が確定することから今の時期になると答弁。

このほか質疑がありましたが、部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第82号平成26年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第77号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第77号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正事業（第3号）は、原案のとおり

可決されました。

次に、議案第82号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第82号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第82号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第82号平成26年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第78号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第15 議案第79号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宇田 栄君）

日程第14、議案第78号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第15、議案第79号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長中島 昭君登壇〕

○総務企画常任委員長（中島 昭君）

ただいま議題となっております議案第78号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、12月2日の本会議におきまして総務企画常

任委員会に付託され、12月4日に本委員会全委員出席のもと委員会を開催して、総務企画部長、商工観光課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、これから本案についての委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,528万4,000円とするものであります。

共済費の社会保険料率改正及び雇用保険被保険者増に伴う増額や一般賃金の減額、手数料の増額などが主なものであり、総務管理費の減額分を予備費に繰り入れするものであります。

質疑に入り、チラシ広告手数料が増額になっているが、エリアを拡大したのかとの問いに、今までは日置市、いちき串木野市、南さつま市の加世田、金峰町の地域だったが、南さつま市の大浦町、笠沙町を追加したと答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、討論を終了。採決の結果、議案第78号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております議案第79号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、12月2日の本会議におきまして総務企画常任委員会に付託され、12月4日に本委員会委員出席のもと委員会を開催して、総務企画部長、吹上支所長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、これから本案についての委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の予算は、歳入で料金収入の宿泊料、研修室利用料、食事料、プール使用料、入浴料の増額と、歳出で管理運営費の共済費の減額、需用費の増額、燃料費及び賄い材料費の増額などが主なもので、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ714万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,468万5,000円とするものであります。

質疑に入り、需用費が大きい要因は何かとの問いに、直営になって予想されない所が多かったためであると答弁。

上半期で前年度との比較はどうかとの問いに、前年度と同じくらいである。宣伝をエヌ・フーズがしていた効果があると思うと答弁。

部門別ではどうかとの問いに、入浴料が40万円の増、プール使用料が10万円の減、入浴・プール使用料が1万円の減、研修室使用料が4万円の増、宿泊料が54万円の増、食事料は47万円の増、売店が50万円の減額であると答弁。

その他、質疑がありましたが、質疑を終了。その後、討論を行いましたところ、討論はなく、採決の結果、議案第79号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第78号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第78号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第78号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第79号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第79号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第79号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第16 陳情第8号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第16、陳情第8号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております陳情第8号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書については、12月2日の本会議において当委員会に付託され、12月4日に委員長ほか委員5名出席、委員1名欠席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、担当課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これより、委員会での審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、日置市伊集院町大田1285-2、福井実和子氏及び鹿児島市小野1丁目1-1ハートピアかごしま3階、一般社団法人鹿児島県聴覚障害者協会会長寿福三男氏から提出されました。

陳情の趣旨は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）の制定を求める意見書を、地方自治法第99条の規定に基づき、国へ提出することを求めるものであります。

なお、12月1日現在、全国では47都道府県議会のうち44件、1,741市区町村議会のうち1,324件で陳情が採択されている状況であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、日置市内の聾者はどのくらいいるのかとの質疑があり、349人であると答弁。

また、障害者総合支援法では、手話通訳者を派遣できる範囲を市町村の判断に任せるとあるが、日置市の状況はどうかとの質疑に対しては、平成26年度10月末現在、47件の派遣の実績がある。市内には、手話通訳士が1名、手話通訳者が1名しかいないため、派遣の依頼がある場合には、県身体障害者協会へコーディネートを依頼し、派遣をしても

らっている。

なお、本市では、手話奉仕員の養成講座を行っており、昨年度は28人が受講しているが、実際に実務をしている人は少ないのが現状であると答弁。

次に、聾学校では手話が禁止されており、発音し口の形を読み取ることで話をする口話法教育が行われてきたとされているが実態はどうかとの質疑があり、教育上、口話法教育で指導しているが、現実的には手話も使っているようであると答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第8号は全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから、陳情第8号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第8号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第8号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第8号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第17 陳情第10号受動喫煙の
防止措置について

○議長（宇田 栄君）

日程第17、陳情第10号受動喫煙の防止措置についてを議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております陳情第10号受動喫煙の防止措置についての陳情については、12月2日の本会議において当委員会に付託され、12月4日に委員長ほか委員5名出席、委員1名欠席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、担当課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これより、委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、日置市伊集院町妙円寺2丁目21-3、涉秀憲氏から提出されました。

陳情の趣旨は、健康増進法第25条に定める受動喫煙の防止措置について、本市傘下の全ての施設において分煙措置が実施されているか否かを速やかに調査し、その結果、措置が未実施または不十分な施設については、引き続き指導を行うことを市長に勧告するよう求めるものであります。

次に、質疑の主なものを報告いたします。

委員より、健康増進法第25条の規定は努力目標か、それとも罰則規定があるのかとの質疑があり、健康増進法第25条は、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他多数の者が利用する施設の管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とあり、施設管理者に対し、受動喫煙の防止措置をとるよう求める努力目標であると答弁。

また、陳情の趣旨で本市の施設とあるが、公共施設における受動喫煙の防止措置の状況はどうかとの質疑に対しては、本年9月の調査では、市役所内は全面禁煙で喫煙所を3カ所設けている。学校は敷地内全面禁煙である。また、体育施設は喫煙所を設置し、分煙できるようにしてある。

なお、公園は屋外なので措置をとっていないと答弁。

次に、本市の健康づくり条例の中では、事業所の努力についての条文があるが、受動喫煙の防止措置についてお願いをしているのかとの質疑があり、県が推進しているたばこの煙のないお店登録制度において、市内に10店舗が加盟している。しかし、スペースの小さい飲食店などでは、分煙できる状況にないところもあり、トラブルもあるように聞いている。本市においては、平成28年度策定予定の健康づくり推進計画へ向け、県の保健所とも連携しながら、たばこを吸う人や事業所に対し、分煙の普及啓発を進めていくと答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第10号は全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから、陳情第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第10号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第10号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第10号受動喫煙の防止措置については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第18 意見書案第7号「手話言語法」制定を求める意見書

○議長（宇田 栄君）

日程第18、意見書案第7号「手話言語法」制定を求める意見書を議題とします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております意見書案第7号「手話言語法」制定を求める意見書について、提案理由を説明いたします。

先ほど採択されました陳情第8号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書の願意が、国への意見書提出となっておりますので、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により、ここに提案するものであります。

意見書の内容につきましては、お手元に配付いたしましたとおりですので、朗読は省略いたしますが、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）の設定することを求めるため、地方自治法第99条の規定により、国会、政府に意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣であります。

以上、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから、意見書案第7号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第7号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、意見書案第7号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、意見書案第7号を採決します。意見書第7号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第7号「手話言語法」制定を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

△日程第19 議案第83号損害賠償額を定め和解することについて

○議長（宇田 栄君）

日程第19、議案第83号損害賠償額を定

め和解することについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第83号は、損害賠償額を定め和解することについてであります。

平成25年10月30日に、日置市クリーン・リサイクルセンターで発生した転倒事故について損害賠償額を定め、和解を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

それでは、議案第83号につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案第83号は、損害賠償額を定め和解することについてでございます。

提案理由につきましては、今、市長が申したとおりでございます。

資料をごらんください。

事故の概要でございますが、発生日時が平成25年10月30日午前10時ごろ、発生場所は鹿児島市入佐町2319番地、日置市クリーン・リサイクルセンターでございます。

事故の経過につきましては、相手方は平成25年10月30日に家庭内のごみを搬入するため、日置市クリーン・リサイクルセンターへ来所され、トラックスケール、車両重量計の鉄板上に車をとめ、受付を行うため降車し、受付まで歩いていく途中、車両重量計の鉄板をとめてある約1.5cm飛び出したボルトにつまづき、転倒し、足の甲を骨折したものでございます。

次のページになりますが、その後の経緯といたしまして、市といたしましても、本人と面談し、けがの状況、入院期間の見込みを聴

取し、その後、保険会社と事故現場を確認し、また市顧問弁護士にも意見をいただいたところでございます。

保険会社といたしましては、責任負担割合を5対5とし、これを基本に損害賠償を進め、平成26年12月12日に相手方と協議した結果、和解案について合意したものでございます。

本和解は、議会が議決されたときにその効力が生じることを双方確認しているものでございます。

また、示談書につきましては、一番最後のほうに写しを添付してありますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

以上が議案第83号の補足説明でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

これから、議案第83号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第83号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第83号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第83号を採決します。

お諮りします。議案第83号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第83号損害賠償額を定め和解することについては、原案のとおり可決されました。

△日程第20 議案第84号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について

△日程第21 議案第85号日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第20、議案第84号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について及び日程第21、議案第85号日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第84号は、日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額及び通勤手当の額を増額し、並びに勤勉手当の支給割合を引き上げるための所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号に規定により提案するものであります。

次に、議案第85号は、日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正についてであります。

一般職の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、市長、副市長、教育長及び市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるための所要の改正をし、あわせて条文の整理があるため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定

により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、議案第84号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

別紙のほうをお開きください。

今回の改正は、平成26年人事院勧告等を踏まえまして、給与月額及び通勤手当の額を増額し、並びに勤勉手当の支給割合を引き上げるものでございます。

まず、改正文中3行目までは条文の整理を行ったものでございます。

次の、同条第2項第2号中に係る改正としまして、通勤手当を民間の支給状況等を踏まえ、使用距離区分に応じて引き上げるもので、その上限を勧告に準じて2万4,500円を3万1,600円に改正するものであります。

次に、第19条と第26条関係は、条文の整理であります。

次の同条第2項第1号中に係る改正部分は、第26条の勤勉手当を規定したものでありますが、民間の支給割合との均衡を図るため、今回、0.15月引き上げるものでございます。

第26条第2項第1号中、鍵括弧から始まりますが、100分の67.5を100分の82.5に行う改正は、一般職員に係る勤勉手当でございます。

次に、100分の87.5を100分の102.5に係る改正は、管理職員に係る勤勉手当を改正するものであります。

同項第2号中、100分の32.5を100分の37.5は再任用職員に係る勤勉手当、次に、100分の42.5を100分の47.5は再任用管理職員に係る勤勉手当をそれぞれ改正するものです。

次の行は、条文の整理でございます。

また、予算書の給与費明細書に計上いたしておりますが、改正後の勤勉手当の追加額は合計で2,600万6,000円になります。

次に、別表給料表の改正になります。

現行の給料をもとに、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置き、若年層については初任給引き上げ同程度、3級以上級の高位高級等については、50歳代後半の職員の在職実態等を踏まえ、据え置くものでございます。

行政職を例にして申し上げますと、389名の職員の給与月額が200円から2,100円、平均で1,175円程度引き上げられることとなります。平均の改定率は0.27%で、改正後の追加総額は145万1,000円になります。

次に、附則について説明申し上げます。

第1項は、施行期日等ではありますが、この条例は公布の日から施行することとしまして、第2項で、平成26年4月1日から人事院勧告に準じ適用するものでございます。

ただし、第26条第2項の勤勉手当につきましては、平成26年12月1日から適用するものでございます。

第4項と第5項は差額分に関して定め、第6条は現給保障に係る経過措置を定めるものでございます。

それから次に、議案第85号について説明申し上げますが、日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正について改正を行うものでございます。

先ほど提案理由の説明もありましたので割愛いたしまして、早速別紙のほうをお開きください。

第1条が、日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正になります。

同条例の第2条第6項中の100分の140を100分の147.5に、100分

の155を100分の162.5に改めるものでございます。6月と12月に支給する分の期末手当の額を、率を変更していくものでございます。

期末手当の影響額につきましては、市長、副市長で約26万2,000円になります。

次に、第2条が日置市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条例に関する条例の一部改正になります。

条文整理のほうは省略させていただきまして、同条例の第2条第6項中の100分の140を100分の147.5に、100分の155を100分の162.5に改めるものであります。

影響額につきましては、約10万9,000円になります。

次に、第3条が日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正になります。

同条例の第7条第2項中の100分の140を100分の147.5に、100分の155を100分の162.5に改めるものでございます。

改正後の総額は、約116万2,000円になりまして、平均で5万3,000円程度になります。

それから、附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしまして、第2項で平成26年6月1日から適用するものとしております。

第3項第4項及び第5項は、差額分の支払いに関して、既に支払われた期末手当は内払いと見なすことを定めたものでございます。

特別職につきましても、0.15の期末手当の引き上げということで同じでございます。

以上が、補足説明になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

昼を過ぎましたけれども、ちょっと日程の

都合上、このまま行きますのでご理解をよろしくお願いいたします。

これから、2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第84号及び議案第85号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第84号及び議案第85号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第84号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第84号を採決します。

お諮りします。議案第84号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第84号日置市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第85号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、議案第85号日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正について、反対討論を行います。

この議案は、市長と副市長、教育長及び市

議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるものであります。

アベノミクスで格差と貧困が広がりました。年金の引き下げや消費税の8%への増税で市民の暮らしは一層厳しくなっています。また、非正規の雇用が広がり、ボーナスなど望めない派遣の若者たちや収入が安定しない女性のパートの労働者などがあふれています。

米農家は、米の価格の暴落に泣かされています。お茶農家も苦勞してよいお茶を生産しても全くもとがとれず、悔しい思いをしています。このような例は挙げればきりがありませんが、厳しい年の瀬を多くの市民が迎えています。

そのような市民の実態を思いますと、市長と副市長、教育長、市議会議員の期末手当の増額に、私はどうしても賛成することはできません。市民の理解を得ることも難しいと考えます。

以上のような理由で、私はこの議案に反対をいたします。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから、議案第85号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

はい、よろしいです。起立多数です。したがって、議案第85号日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第22 議案第86号平成26年度日置市一般会計補正予

算（第8号）

△日程第23 議案第87号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（宇田 栄君）

日程第22、議案第86号平成26年度日置市一般会計補正予算（第8号）及び日程第23、議案第87号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第86号は、平成26年度日置市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,533万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251億2,692万7,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額及び通勤手当の額を増額し、並びに勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴う予算措置と一般職の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、市長、副市長、教育長及び市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げることに伴う予算措置のほか、所要の予算を編成いたしました。

歳入では、地方交付税で普通交付税4,533万5,000円を増額計上いたしました。

歳出では、給料、通勤手当の4,533万5,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第87号は、平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ6億3,841万7,000円とするものであります。

歳出で、人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額及び通勤手当の額を増額し、並びに勤勉手当の支給割合を引き上げるための予算措置で、給料、通勤手当など36万7,000円を増額計上し、予備費を36万7,000円減額計上いたしました。

以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから、2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第86号及び議案第87号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号及び議案第87号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第86号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第86号を採決します。議案第86号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号平成26年度日置市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。これから、議案第87号について討論を行

います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第87号を採決します。

お諮りします。議案第87号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第87号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第24 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宇田 栄君）

日程第24、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員会から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第25 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（宇田 栄君）

日程第25、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配

付したとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第26 議員派遣の件について

○議長（宇田 栄君）

日程第26、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

△日程第27 所管事務調査結果報告について

○議長（宇田 栄君）

日程第27、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長及び文教厚生常任委員長から、議長へ所管事務調査結果報告がありました。

配付した報告書は市長へ送付いたします。

△日程第28 行政視察結果報告について

○議長（宇田 栄君）

日程第28、行政視察結果報告についてを議題とします。

産業建設常任委員長から議長へ行政視察結果報告がありました。

配付した報告書は市長へ送付いたします。

△閉 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

さて、平成26年第5回定例会が会期中に、第47回衆議院議員総選挙が執行される中、12月2日の招集から本日の最終本会議までの23日間にわたり、平成25年度一般会計歳入歳出決算認定を初め、介護保険法の一部改正による条例の制定、職員の配偶者同行休業による条例の制定及び一般会計補正予算、特別会計補正予算、人事院勧告に伴う職員給与に関する条例の一部改正など、大変熱心なご審議を賜り、原案どおり可決いただきましたことに対して、心から厚く御礼申し上げます。

審議におきまして、議員各位からご指摘のありました点につきましては、真摯に受けとめ、円滑な市政運営に努めますとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいります。

最後になりますが、いよいよこれから最も寒い時期を迎えます。議長初め、議員の皆様方にも、くれぐれもご自愛くださいませ、穏やかな新年を迎えられますようお祈りいたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶にかえさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（宇田 栄君）

これで、平成26年第5回日置市議会定例

会を閉会します。皆さん、ご苦労さまでした。

午後0時17分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 宇田 栄

日置市議会議員 長野 瑳や子

日置市議会議員 松尾 公裕